

シマはシマビ(僞、忍)の語幹。

シマは下伸の義で、心もシマは「心筋」といふと同意である。

〔萬〕淡海の海夕浪千鳥汝が鳴けばココロもシマに古おもほゆ八巻、十一巻、十七巻、十九巻、二十巻にも同一用例がある。

コサケ(醴)

コ(濃)サケ(酒)の意。

應神紀に吉野の國櫻が醴酒を天皇に獻げたとある(紀)。和名抄には醴は一日一宿酒也とあり、字鏡には醴の字にコサケと訓してあるが、今いふドアロク即ち實の雜つた酒といふ意味で濃酒と稱へたのであらう(和名抄箋註)。

コサメ(細雨)

コ、サ、アメの約。

サは接頭語で霧をサギリといふやうにアメをサアメ即ちサメといふた。春雨及村雨のサメは皆同語である。コは粉の意。和名抄に細雨一名霰深小雨也和名コサメとある。

コシ(興志)〔人〕

蘇我の倉山田の石川麻呂の子(紀)。父及二弟法師及赤狗と共に自剄したとある。

コシ(許士)

韓語(許)と同語。

挾出といふ意から捕起す義に轉じたのであらう。

此語はコズ、コセとは活用せられぬから、通則により外來語と認むべきであるが、極めて古く輸入せられた語と見えて、古事記高天原の條にも根許士爾許士而とある。拾遺には佐爾居自能爾居自と注し、萬葉集八巻にも「去年の春イコジで植ふし吾宿の若木の梅は花さきにけり」とある。之を活用する爲にはクジル、コソルの如く接尾語リを添へ、手挾はタケウリとも稱へられた(神武紀)。他の語と熟合しては次のやうに用ひられる。

コシスル—コスル(標)

コジツケル—附會

コジ(巾子)

字の通の意味の漢語で、本來頭巾の小なるものをいふのであるが、冠の突子ないふに専用せられるやうになつた。さりながら次の例の如きは尙小頭巾を意味するもの、やうである。

〔神樂〕小前張(近衛の御門に、コジおといつ 髪の根のなければ)

〔萬葉抄〕近衛の御門は陽明門の事也、コジは冠の巾子也昔はいそびたひと巾子とを取放つやうに拵へたる故也」と釋したのは理に通ぜぬことと、これは陽明門の前で遊戯する男女の童のことであるから、冠を着用して居た筈がない。

コシ(高志、越)〔族〕地

コシは越(高志、越)〔神代紀〕、高志國(記八千矛神歌)ともよばれ、北陸道及山陰道の東部地方の通稱で、今も三越に其名を留めて居るのであるが、名の起原は或る一地域から出たのではなく、寧ろ種族稱であつたと思はれる。コシの枕詞をシナサカルといひ、—シナは契沖説の如

くヒナ(夷)の轉呼—ヒナの枕詞をアマ(海人)サカルといふ所を見ると、海人族に追はれた夷を避けて移動した一種族があつて、之をコシと呼稱したもの、やうである。出雲國神門郡古志郷が古志國人來住の地なるが故に名を貢うたといふのも(風)、コシ國人がコシとよばれたからであらう。此種族の出身及其行方は詳でないが、夷に吸收せられて日本民族中に混入したことは疑がない。

コシはタス(國柄)と同語で樺太土人が北海道のアイヌをクシュと稱へるのも其説であるといふ説は或は當を得て居るかも知れぬ。若し然りとせばコシは族名ではなく先住民の義とせればならぬ。—クズの項下参照—山脈の腰にあたる故、若くは山を越す意味を以て越國と名づけたとする説はとるに足らぬ。

此族名を氏姓としたものは見えぬ。姓氏録河内及和泉蕃別に文宿爾同祖王仁の後と稱する古志連をあげ、又右京未定諸蕃中にも古氏(百濟人の後)といふ姓があるが、高志族と關係のないことは勿論で、恐らくは韓語のコシの説であらう。—コチの項下を見よ。

コシ(越)の國造

大彦命の裔(紀)。國造本紀には成務天皇の朝阿閉臣祖屋主田心命三世の孫市入命の孫が任命せられたとある。この越の國はどの部分ないふのか不明であるが、成務朝時代に教化の及んで居たのは、北陸道の西牛を出なかつたと思はれるから、單に越國と稱へられたのは越前地方であらう。

コシ(越)の洲

紀の八洲起原章下に次生三越洲とあり(一書の一、六、八同語)、大八洲

の—に加へられて居る。シマといふ語は大倭豐秋津洲の如く大陸をいふに用ひられるから、漫然コシ人の居住する地方をいうたのが、或はコシといふ地方に屬する一島(又は牛島)を意味したのが判明せぬ。—之を能登半島なりと斷定するのは早計である。

コシ(高志)のイケ(池)の君

五十帯日子王(垂仁皇子)の裔(紀)。—紀には此皇子の裔として石田君をあげて居る(其項下を見よ)—イケは池の意を以て貢はせた地名であらうが、所在を詳にせぬ。

コシ(越)のオホヤマ(大山)

越の國の大きな山。  
〔萬三〕みゆき降る越のオホヤマゆき過ぎていづれの日にかわが里を見む

此大山は何山をさすか判明せぬ。神名帳に越前國丹生郡大山御板神社とあるは今の今津郡舟津村にあり、もと鯖江の邊山に祀られて居たといはれ、其他和名抄には越前國大野郡及越中國歸賢郡に大山郷が見えるが、み雪ふると形容せられる程の高地でもないやうである。或は單に高い山といふ意が又は加賀の白山を指したのであるまいか。

コシ(高志)のツツのミサキ(都々乃三埜) — ツツノミサキの條下を見よ。

コシ(高志)のフカエ(深江)の國造

越の國の一部分であらうが、所在を明にせぬ。國造本紀に道君同祖

素部乃奈美留命が任命せられたとある〔舊〕。  
越後國頸城郡沼川郷字深江又は西蒲原郡峰岡村字福井を之に疑するものがあるが、越後地方が教化に浴したのには前後代のことのやうに思はれる。

コシ(越)のヤクチ(八口)〔地〕

出雲風土記意字郡拜志郷の條下に所造天下大神命(大國主神)が此地の平定に向うたと記されて居る。出雲神門郡にも高志といふ郷里があり(風土記、和名抄)、大原郡には八口(矢口)の神社(神名帳、風土記)があるが、此八口は意字郡よりも東方に位し、當時コシ族が占據した地とおもはれる。

コシ(高志)のヤマタのヲロチ(八俣遠呂智)——ヤマタのヲロチの項下を見よ。

コシ(越)のワタリシマ(度島)の蝦夷

持統紀十年の條下に越、度島蝦夷伊奈理武志といふものゝ名が見える。ワタリシマ(渡島)の蝦夷で越に在住するものといふ意が、越に屬するワタリシマといふ地のエミシの義が不明であるが、若し後者であるとすれば、其地點を男鹿島に求めねばなるまい。——ワタリシマの蝦夷の項下参照。

コシハキ(腰佩)〔人〕

佩は借字、ハキはホコ(秀子)の轉呼で敬稱である。  
志茂の大縣主の族人。雄略朝の人〔記〕。名の所由を詳にせぬ。

コシ(越)の里

播磨國揖保郡の郷名〔風〕——和名抄にも見え、今も越部村といふ名を存する——風土記にはミコシロ(皇子代)の里がコシと脱つたとする説と、但馬國の三宅から越して来たから名を貰うたといふ説とが擧げてある。案するにコシは古志氏の部民の義で、此氏は歸化人の後裔である(姓氏録)。隣地飾磨郡に巨智部が移住したとある所を見ると〔風〕、コシはコチヤの訛ではないかと思はれる。

コシ(越)の屯倉

安閑朝播磨國に新設せられた屯倉〔紀〕。風土記には上記の如く但馬君小津といふものが皇子代君として三宅を此地に造營したとある——ミコシロの里の項下参照。

コシ(越)のイホキ(鹿城部)の屯倉

安閑紀に安藝國過戸鹿城部の屯倉とある。過戸を舊訓の如くコシと訓むべきものとすれば、前項のコシの里と同じく古志部の居住地なるが故に名を貰うたものとせねばならぬ。之をアマムと訓むものもあるが、安閑朝にはまだアマム(刺戸)の制はなかつた筈である。

コシマ(兒島)〔人〕

萬葉作家。筑紫の遊行女婦とある。

コシモ(腰裳)

腰を覆ふだけの短い裳を意味するのであらう。古事記崇神天皇の卷

に山代國の幣屋坂で腰裳を服た少女が歌を以て大畏古命を諷したとある。腰女を形容したものであらう。

コシロ(子代)——ミコシロの項下を見よ。

皇子代部を約して子代とかくが、皇室以外に子代部を有するものはないから、ミコシロと訓すべきことは勿論である。子代入部等も之に準ずる。

コシロのカリミヤ(子代離宮)——ミコシロのトツミヤの項下を見よ。

コシラレタ(腰折田)

富麻野連の領地(垂仁紀)。之を奪うて角力に勝つた野見宿禰に與へられたとある。大和志によれば葛下郡其福寺村(今北葛城郡五位堂村)に其名が残つて居るといふことである。

コスゲロ(古須氣呂)の浦

萬葉集十四卷東歌中に「コスゲロの浦吹く風のおどすすかかなしけ子ろを思ひすこさむ」とある。コスゲロの口は接尾語で、小菅の浦といふに同じく、今東京市の東郊にある小菅のことであらう。

コセ(巨勢)〔地〕

大和、播磨、美作、備中、伯耆、肥前等にある郷名で(風土記、和名抄)、大和の高市郡巨勢郷——今の越智岡村の附近であらう——は神武紀に見える巨勢祝の居住地であつたらしいが、建内宿禰の子の一人が之に

占據し許勢小柄宿禰と稱した。右の外にも今の南葛城郡御所(古來ゴセと稱へる)、同郡葛城村大字古瀬も同一源から出た地名と思はれる。播磨國賀茂郡の起勢の里は巨勢部が居住したが故に名を貰うたと風土記に説明せられて居る所を見ると、コセ部と稱する民衆が存したこともあり得る。案するにコセはコシ(高志)の轉呼で、其種族の居住地をコセと稱したのであらう。河内國の土豪中にも彦コソネ又は彦コソホリ(ネ及ホリは稱號)と稱するものがあり、神武朝に國造に任ぜられたとある〔舊〕。其當時には畿内にも尙コシ族が残存したと思はれる。——コシの項下参照。

コセ(巨勢)の朝臣アハモチ(粟持)

天武——持統朝の人〔紀〕。山陰巡察使及東宮亮に歴任したとある。——巨勢臣の項下参照。

コセ(巨勢)の朝臣シタヌ(辛檀努)

釋紀にはシタヌと訓むべきであるが、紫檀、志丹といふ字をもあてゝあるからシタヌと訓むべきである。  
天武十四年卒去〔紀〕。孝德紀に巨勢臣紫檀とあると同人である。續紀には志丹と記されて居る。

コセ(巨勢)の朝臣タヤス(多益須)

持統朝大津の皇子に寓した人〔紀〕。名の義不明。

コセ(巨勢)の朝臣トヨヒト(豊人)

萬葉作家。傳不詳。

コセ(巨勢)の朝臣マロ(麻呂)

持統七年直廣肆(紀)。養老元年中納言を以て卒去(續紀)。大海の孫で、志丹(紫檀、辛檀勢と同人)の子とある。

コセ(巨勢)の郎女

萬葉作家。大伴宿禰安麻呂の妻。巨勢朝臣家の出であらう。

コセ(許勢)の臣(朝臣)

建内宿禰の子許勢の小柄の宿禰の裔(紀)。天武朝朝臣に昇格(紀)。大和國高市郡巨勢郷を本貫としたので此名を貰ったのである。

コセ(巨勢)の臣 (逸名)

欽明朝の人(紀)。任那駐劄官とある。許勢臣又は既酒臣とも記される。

コセ(巨勢)の臣イナモ子(稻持)

欽明朝の人(紀)。男人大臣の子であらう。

コセ(許勢)の臣オホマロ(大麻呂)

推古、舒明朝の人(紀)。

コセ(巨勢)の臣クスリ(藥)

孝徳白雉四年の遣唐學生(紀)。豐足の子。

コセ(許勢)の臣サル(猿)

欽明朝の延臣(紀)。

コセ(巨勢)の臣シタヌ(紫檀)

孝徳朝の人(紀)。國司として不正のことがあつたと記されて居る。巨勢朝臣辛檀勢と同人。

コセ(巨勢)の臣トクタ(徳太、徳陀)

皇極朝先帝の諱を奉仕した人(紀)。徳陀古又は徳太子臣とも記され公卿補任によれば雄柄宿禰七世の孫、男人大臣の後で父は胡孫子といひ、大化年間左右大臣に歴任したとある。

コセ(巨勢)の臣トヨタリ(豊足)

孝徳朝の人(紀)。遣唐學生藥の父とある。

コセ(許勢)の臣ヒラフ(比良夫)

崇峻朝の人(紀)。蘇我馬子に黨し、物部守屋討伐に参加したとある。ヒラフの項下を見よ。

コセ(巨勢)の祝

ハフイは一種のカバネである。——其項下参照。

神武天皇大和入の當時和珙の坂本に居住した土蜘蛛(紀)。コセ族の酋長であらう。——コセの項下を見よ。

コセ(巨勢)のオフチ(邑治、祖父)

持統朝監物として内蔵寮職員を助した罪によつて位二階を貶せられた人(紀)。後累進して中納言に任じ、神龜元年卒去した(續紀)。巨勢の朝臣で、徳太の孫、黒麻呂の子とある。——其弟を小邑治といふからオフチは地名であらう。——オフチの項下参照。

コセ(巨勢)のカムサキ(神崎)の臣ヲサ(譯語)

天智朝の人(紀)。新羅征討將軍とある。巨勢臣の一族であらう。

コセ(巨勢)のスクナマロ(宿奈麻呂)の朝臣

萬葉作家。聖武朝の人(續紀)。

コセ(巨勢)のトコネ(徳禰)の臣

孝徳朝の人(紀)。國司として不正を行つたとある。

コセ(巨勢)のナヂマロ(奈底麻呂)の朝臣

萬葉集十七巻に見える人名。巨勢の臣人の子。勝寶五年大納言兼神祇伯を以て薨去(續紀)。

コセ(巨勢)のヒタ(槭田、斐太)の朝臣

萬葉作家。島村大夫の子とある(萬西)。元正紀に巨勢斐太臣大男等二人に朝臣の姓を給ふとあるから、其一人の後であらう。姓氏錄によれば巨勢の小柄宿禰四世の孫稻茂臣の後で、皇極朝其子荒人が穂を作つて葛城長田に灌漑したから巨勢槭田といふ姓を給はつたとある。

コセ(巨勢)のヒト(人、比登)の臣

天智朝の人(紀)。公卿補任によれば大納言に昇任、天武元年事に坐して配流せられたとある。近江朝の重臣であつたからであらう。

コセ(許勢)のヲカラ(小柄)の宿禰

建内宿禰の子(紀)。許勢臣、雀部臣、輕部臣の祖とある。大和の巨勢に居住したのでコセの宿禰と稱へられたものと思はれる。ヲカラは名で、麻栗の意であらう。

コセ(巨勢)のヲヒト(男人)の大臣

繼體朝の大臣(紀)。公卿補任によれば巨勢小柄宿禰四世の孫で、河上臣の子とある。

コセベ(巨勢部)

播磨國賀毛郡起勢里の在住民(風)。コセ部といふ稱呼は他に見えぬが、コセ族の集團をコセ部といひ得ることは上述の通りである。——コセの項下参照。

コソ (動) —— 語法要録参照。

コはコヒ(乞)の語幹、ソは叙述助動詞の命令法。

希望を意味する命令法で、常に動詞の連體形に連るものであるが、稀にコソナ、コセマカモの如く活用せられることがある。例

飲ミコソ(萬三)

有リコソナ夢(萬二)

絶ゆることなく有リコセヌカモ(萬三)  
妻よしコセネ(萬九)

コソベ(社戸、社部、巨曾倍、許曾倍)の臣(朝臣)

姓氏録左京皇別に許曾倍朝臣は阿倍朝臣同祖、大産命之後也、日本紀  
濁とある。コソベの臣が朝臣に昇格したものであらう。「社」が正字で  
あるとすれば、コソはカ(神)ス(稻)の轉呼で、社人又は社戸をコソベ  
と稱へたのであらう。さればコソベの臣と稱するの必しも同一系に  
限らず、出雲國島根郡の大領社部臣(缺名)、同小領社部石臣(風土記)  
の如きは出雲系の人であつたかも知れぬ。

コソベ(社戸)の臣オホクチ(大口)

近江朝の將軍(天武紀)。村國連男依と安河に戦うて敗れたとある。

コソベ(社部)のイシ(石)の臣

出雲國島根郡の小領(風)。大領社部臣(缺名)と共に風土記撰述に預  
つたとある。

コソベ(巨曾倍)のツシマ(對馬、津島)の朝臣

萬葉作家。聖武朝の人(續紀)。

コダカル(堆)

コ(小)タカ(高)アル(在)の約。  
小高きといふ意。

(雄略皇后の御歌) 大和の この高市に コダカル市のつかさ(記)

(國引傳説) 狭布之堆國在哉 初國小所(作)風

出雲風土記の堆の字を宜長は推と改めてワカタニと訓し、爾來之に  
從うて居るが、サ野のワカタニとつくべき筈もないから、原字の通り  
コダカル國と訓み、小い野の小高い國で、初めて作られた國が小いか  
ら八東水臣津野命が國引したと解すべきである。

コタル(木足)

コ(木)タル(足)の意。枝の繁つたことをいふのであらう。萬葉集三  
卷に「東の市の植木のコタルまで」、同十四卷に「鎌倉山のコタル木を」  
と詠まれて居る。

コタマ(小玉) (人)

景行朝攝津國高瀬川の渡守(播風)。紀伊國の人とある。

コチ(己智) (姓)

後漢書東夷傳三韓の條下に諸小別邑各有渠帥(大者名巨智)とあ  
る。原義は不明であるが、一種の榮稱で或はキシ(吉師)と同語から出  
たのであるかも知れぬ。

姓氏録大和蕃別に秦太子胡亥の後として巨智といふ姓があつてあ  
る。カバネの添付せられて居らぬのはコチといふ語が既に榮稱であつ  
たからであらう。續後紀にも奈真、己智豐繼といふ人名が見える。

コチ(巨智)の里

播磨國飾磨郡の地名(風)。巨智等の始祖が來住したから此名を負は  
せたとある。和名抄にも見える郷名で、今置鹽村大字古知之庄に其名

を留めて居る。

コチ(己知)部

上記の己智の部曲。欽明紀に元年二月百濟人己知部投化、置倭國添  
上郡山村、今山村己知部先也とある。

コチ(子致)の命

ナチの命の項を見よ。

コチの山、コチコチの山(國) (歌詞)

此方の山、此方彼方の山(國)といふ意。

(雄略天皇御製) くさかへの コチの山と 疊(カキ) 平野の山の コ  
チコチの 山の峽に(記)

(萬三) なまよみの 甲斐の國 打ちよする 駿河の國と コチコチ  
の 國のみ中(三九)

コチ(巨智)のカナ(賀那)

播磨國飾磨郡巨智里の住人(風)。山村等の上祖とある。此山村も上  
記己知部から負つた氏名であらう。

コチタシ、コチタミ (動)

コト(事、言)イタシ(其)の約。事甚の意からは許多の義に轉用せら  
れ、言甚の意に於ては「人の口がうるさい」といふ意味になり、主觀語  
としてコチタミ(噂をいといひ)といふ意に用ひられる。古は多くは言  
甚の義に用ひられた。例

(萬三) 秋の田の穂向の所縁かたよりに君によりななコチタカリトモ

(常風) コチタケバ小初瀬山の岩根にも率て籠らなむな、こひそ我妹  
此歌萬葉集十六卷に女子が其夫におくる詠として「事シアアラバ小泊  
瀬山の石城にも、こもらば共にな思ヒワ我セ」とある。常陸に小泊瀬山  
といふ地がないやうであるから、萬葉の方が本歌かとも思はれるが、  
歌としては常陸の方がよい。或は兼徳山をチハツセ山といつたのでは  
なからうか。ハツセは大なる瀬といふことで、本來固有名詞ではない  
から、大和以外にもあつて然るべきである。

コツ(木都)

クツ(木屑)と同語。本来コツミといふ語であるから、約濁によりコ  
ツともクツともなつたものとおもはれる。

(萬四) 鳴る瀬ろにコツの寄すのすいとこのきてかなしきせろに人さ  
へよす

契沖は鳴瀬は地名であらうといふ。或はさうであるかも知れぬが  
こゝでは單に水音高き瀬と解してよい。

コツノナリタミカラ(自去豆乃折絶而)

訂正本に折を打と改めてウチタエと訓して居るが、地形にウチタエ  
といふ語を用ひた例はないから、絶を絶の誤としてナリタミと訓むべ  
きであらう。又而の字に提はれてヨリシテと訓したのも古語法ではな  
い。神代紀の「自頓丘」の例に倣うてカラと訓むべきである。

出雲風土記國引の段に、志羅紀國から引來て纏うた國を去豆乃折絶  
から支豆乃御崎までとある。去豆乃出雲郡と楯縫郡との境界にあ  
る地(今笠川郡北濱村字小津)で、ナリタミは「折まがり」の意、タミは  
自山多和(記垂仁卷)などいふタミと通ずる。小津の風曲部から杵築

崎までといふことで、現在の地形によく合致する。  
萬葉集十一卷に「神名火の打廻前」とある打廻をも宜長は折廻の誤  
寫としてナリタムと訓した。風土記の場合には明に折とかいてあるので  
あるから、ナリと讀むべきことは勿論である。

コツヒコ(古都比古) (人)

常陸國行方郡田里の人(風)。神功皇后の御代に三度韓國に使したに  
より功田を賜はつたとある。韓津の里の土豪なるが故にキツ彦と稱へ  
たのを、日本武尊時代の藝津毗古と區別する爲に、コツと呼びかへた  
のであらう。——キツヒコの項下を見よ。

コト(言)(事)(異)

コトは事物を意味する接尾語で、之にコといふ語が連結したものと思  
はれる。コには種々の意味があるが、少くとも言のコはコエ(聲)のコ  
と同語で、ク(口の原語)から出たものであらう。「事」のコは「此」の意  
であるかも知れぬ。

「言」の意に於ては(一)語音をも(二)單語をも(三)單語の若干より成  
る意志表示をも包含する。「異」の意に用ひられるのは言の區々なる所  
から生じた轉義と思はれる。

コト(琴)坂

播磨國揖保郡の地名(風)。出雲の國人が女に思ひつかれようとて琴  
を弾いて聞かせたから此名を得たとある。

コトはノリコト(其項下を見よ)の約で、樂器の總稱である。弦樂器  
の意に專用せられたのは寧ろ後世のこととて、コト(ノリコト)には少し

も弦樂器の意はないのである。

コト(琴)丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の船が難破したとき琴が落  
ちたから琴神丘と稱へたとある。琴をコトといふのは古語ではないか  
ら、恐らくは伊和族から見えて因連の神(シカ族の祖神)をコトカミ(異  
神)といつたのであらう。

コトアゲ(言舉)

揚言の意であるが、轉じて發音の義にも用ひられた。萬葉集六卷に  
「千萬の軍なりとも言舉せすととりて來ぬべき男とぞおもふ」などあるの  
は發音の意である。又次の如き用例もある。

(萬三) 葦原の 水徳國は 神ながら 事舉せぬ國 然れども 辭舉  
な吾がする(三三三)

コトアゲは古の發音法からいへばコトゲ又はコタゲと約せられた苦  
で、右に引いた歌の如きもコトアゲと訓んでは甚耳立ちて聞えるが、  
假字書した例がないから之を確めることが出来ぬ。

コトアゲ(言舉)の阜

播磨國揖保郡の地名(風)。神功皇后が其軍に勿爲言舉と教令せ  
られたので名を負うたとある。

コトアマツカミ(別天神)

別種の天神といふ意。

古事記に天御中主より天常立に至る五神を別天神としてある。案す

佐々木新調にコドキに言毒の字をあてたのは當を得て居る。

コトキ(琴木)の岡

肥前國神崎郡の地名(風)。景行天皇の築かしめられた高二丈周五十  
丈の丘で、其上で宴を張り、興闌なる後琴をたてられた所が、化して  
樟(高五丈周三尺)となつたので琴木岡と稱へたとある。案するに此岡  
は貴人の墳墓が何かで、樟の老樹が生ひて居たから、右の如き民間を  
生じたものであらう。コトキの語義は不明であるが、家主と關係のあ  
る呼稱ではなかつたらうか。妙法寺文書に「每木宮」と記されて居ると  
いふことである(標註)。

コトサカ(言離、言解、事取)

コト(言)サカ(避)。

サカの原義は避であるが、こゝでは拒絶又は解離の意に用ひられた  
ので、コトサカは辭避又は辭拒の意であらう。上古言言が二つの方面  
に區別せられ、ウケビ(肯諾)の反對をコトサカと稱へ、共に神に誓つ  
て行つたと思はれるが、コトサカは必要とせられなくなつて、ウケビ  
のみが後世まで行はれ、此語にすべての盟誓を含ましめるやうになつ  
たのであらう。コトサカの觀念は茶經、鹽經等の願掛事に名残をとど  
めて居る。

(神代紀一書) 次持之時化出神號三泉津事解之男神

(孝德紀) 事取之神——次項を見よ。

(萬七) コトサカバ沖ゆさかなむ水門よりへつかふとときにさくべきも  
のか

後の歌の意はコトサカをするならば早くすればよいのに近づいてか

るに此五神は人口に膾炙した神世七代の神の外であるので、別天神と  
いふ名を興へて國常立神以下と結びつけたものと思はれる。紀の本文  
に擧げられて居らぬことが之を證する。我國の創世神話に少くとも三  
つの異つた系統に屬するものがあつたことは天御中主、可美葦彦、  
神及國常立神の項下に述べた通りである。——記傳の説明は殆ど意味  
をなさぬ。

コトカツクニカツナガサ(事勝國勝長挾) (人)

天孫を歡迎した日向の吾田の人(紀)。一書には伊弉諾尊の子で亦名  
鹽土老翁とある。コトカツクニカツのカツは加又は羸の義で、事物國  
土が加はるといふ意味の尊號であらう。ナガサは地名を負つたものと  
思はれるが、語義及所在を詳にせぬ。

ナガサが地名であることは安房國にも長狹郡があることによつて推  
定せられる。或は長崎の意ではあるまいか。

コトキ(許勝伎)

コトホギの約濁。

毒の意、祝言をいふ意を以てコトホギといひ、約してコドキとな  
つたのであらう。今も盆踊などにうたふ歌をクドキ(口説)とかくは當  
字)といふのもこのコドキの説であるまいか。

(萬二) 新室の コドキに至れば 薄穂に出し君が見えぬ此こゝ

此歌の意は「新室の毒が近づく」と今まで言ひ寄つた人も見えなくな  
る」といふので、變り易い男の心を怨したのである。こゝの新室は新し  
い夫婦の住居にあてられる家を意味する。

コトギを契沖は當時と説いたが、其では新室といふ語とつゞかぬ。

らするとは餘りにむこいといふのである。

コトサカ(言離)の神

雄略天皇の出逢はれた葛城の一言主之大神は、言離(コトサカ)神と名乗つたとある(記)。善惡共に一言の言離(コトサカ)の言を納受する神といふ意であらう。ヨミの國にもヨモツコトサカの男の神があるとせられて居る(紀)。——其項下参照。

コトサカ(メノヤツコ)事取之婢

事取此云居屋作何と訓註してある。右のコトサカをなして夫家と結縁し、人の婢となつたものないふ。一旦婢となつた以上には賠償せれば取戻すことが出来ぬから、袖にした男への面當に自ら身を賣る事といふのである。其が爲には夫と縁がされたといふ誓をすることを要する。此誓は即ちコトサカである。(孝徳記)復有爲妻被離者特由所誓爲事取之婢。

コトサヘグ(言佐敷久) [枕]

コト(言)サヘグ(塞)、即ち言語不通の意。カラ(韓)、タダラ(百濟)等の枕詞。例 (萬二)言サヘグ 辛の時なる 伊久理にぞ 深みるおふる(二五九) (萬二)言サヘグ 百濟の原ゆ 神葬り はふりいまして(二九六)

コトシロ(事代) [人]

コトシロの轉呼シロをシロといふことは大尻をワシロ(後)、山尻を山代と稱へる如く例の多いことである。

事知の意。此知は知天下のシロ(シラシ)の義で、祭事(政)其他大小の事を關知するといふ意味である。

顯宗朝任那に遣した阿閉臣事代といふ人がある(紀)。日神及月神の託宣をうけて之が祭祀を奏請したとあるから、祭政に關係を有したと思はれる。コトシロといふ名も之によつて負うたのであらう。後記、最之事代主神の冠稱を於天事代於地事代といふのも此意味で、天空の事を知るといふ美稱であらう。天辭代命國辭代命といふ名もある(姓氏錄)。

コトシロ(事代主)の神(命)(尊)

事知之大人の意。出雲の事代主神、八重事代主神、鴨事代主神、都味波八重事代主神、最之事代主神の如く、コトシロ(事代)といふ神名は色々に傳へられて居るが、恐らくは同一神をいふのではあるまい。出雲の事代主が最著名であるので、此神の固有名であるかのやうに説かれて居るが、名の義からいへばコトシロ(事代)といふ神は幾柱もあつてもよい筈である(前項参照)。少くとも左の三神は區別して考へねばならぬ。(一)大國主神の子。八重事(言)代主ともいふ——其項下を見よ。(二)大物主系の神。都味波八重事代主神とも記されて居る(舊、姓)。大物主が大國主と同一神と誤られた原因の一もこゝにある。——ツミハヤヘコトシロ(事代)の項下を見よ。(三)最之事代主神。玉飯入産と稱し、三島氏の祖神である。——イツノコトシロ(事代)の項下を見よ。

コトダテ(虚等太氏)(辭立)

言を立てるといふ意。聲明の意味にも特言の義にも轉用せられる。例 (仁德天皇御製)うま人の立つるコトダテうさゆづる絶之間つがむ にならべても見む (萬二八)大君の 邊にこそ死なぬ かへり見は爲じ とコトダテ… 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つるコトダテ 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつるふものと(二九四) (同)世の人の 立つるコトダテ(二九六) (萬二〇)祖のつかさと コトダテで 授けたまへる(二九六)

右の外續紀語には同用例がある。いづれも聲明又は特言とすれば意がよく通ずる。——異立又は事立の義とする説は従はれぬ。

コトダテ(事代) [人]

古事記仁德天皇の段に石之日賣皇后がコトダテ(事代)足もアガカニ(足もアガカニ)足もアガカニ(足もアガカニ)の意で、「即坐に」といふことであらう。噂が耳に入る直に嫉妬をやかれるといふのである。アシモアガカニは上代常用の語であつたのであらうが、古事記編纂のころには既に用ひられなかつたので、唯いひ傳への通り記述したものと思はれる。

コトタマ(言靈)

言語の神靈の義。コトタマ(言靈)の神の如きも言靈の一であるが、「コトタマのサキハフ國」といふ慣用句に於ては、必しも何神と指してはいふのではない。

(萬五)空みつ 後の國は 皇神の いくしき國 コトタマの 幸はふ國と 語りつき いひつがひけり(八四四) (萬二)しき鳥の 倭の國はコトタマの 助くる國ぞま幸くありこそ

コトタマの解釋については古來異説はないのであるが、近代人の中には語義を無視した解釋を下して得意がるものがある。例へば獨逸語の Sprachgeist の義とするが如きが其である。タマには Bewußni 即ち感覺といふ意味は絕對にない。

コトタマ(言靈) [枕]

萬葉集十一卷に「言靈の八十のちまたに夕占とふ占正にのれ妹に逢はむよし(二五三)」とある。夕占は言靈のとふべきものではないから、八十の衝の枕詞に用ひられたものと思はれる。言語の多岐なることを言靈の多方面の活動といふ意味にいひなしたのであらう。

コトド(事代) [人]

コトドの疊尾語。言辭の意。コトは上記の如く廣い意味を有するから、語音又は單語と若干数の單語から成る意志表示とを區別する爲に後者をコトドといふたもの、やうである。後例の「コトドを度す」は紀に建絶妻之誓と譯して絶妻之誓此云許等度と訓註してある。又萬葉集の歌のコトドは傳言の文句といふ意味であらう。

(記上) 各對立而度事代之時 (萬二八) たまは、この道にいでち行く我は君がコトドを貰ひてし行かむ

コトナグシ(許登那具志)

コトナは事無の意、クシの原義は奇であるが、クスリ(藥)の意にも轉用せられた。——クシのカミの項下を見よ——このクシは藥で、事無即ち諸事を忘れる藥といふ意であらう。  
聖神天皇が韓人須々許里の作つた酒を聞きしめて  
すゞこりが 醸みし御酒に 我酔ひにけり コトナグシ エグシ  
に 我酔ひにけり  
と御詠みになつたとある(記)。萬事を忘れて愉快になる藥即ち(酒)に酔うたと仰せられたのである。

コトナサム(事將成)

「言成さむ」の意で「いひなさむ」といふことである。——事は借字。  
(萬三) 秋の山の徳田の刈ばかよりあはゞかくもか人の吾をことな  
さむ

コトノハ(言葉)

コト(言)ノイヒ(謂)の約。イは前行母韻に接せられ、ヒがハと轉音したのであらう。萬葉集十四卷に「うつせみの八十コトノハはしげくとも」ともある所を見るとコトノハといはれたとおもはれる。  
原語コトは語音をも單語又は文をも意味するので、言語といふ意を明示する爲にコトノハ(言説)といふ語が用ひられ、更に之を約してコトバといふやうになつたのであらう。——言葉は借字で葉の縁によつてシゲキ(繁)などいふ修飾語も用ひられるが、尙「葉」の義はない。  
ハは山の端、軒端のハとも解せられぬことはないが、尙言の端とは少

しく意がちがふやうである。イヒ(謂)といふ語はイを略しては意をなまぬのであるが、連結の場合には尙約せられることがあり得る。其はオキ(置)が前置のやうにキと約せられると同一例である。

コトバ(言葉、語)

前項コトノハの約。今では單語の意にも、單語の辭をいふにも用ひられる。

コトハカリ(事許)

ハカリゴト(謀)と同義で、萬葉集には此語がしばしば用ひられて居る。左に一例をあげる。  
(萬三) うたてけに心いぶせしコトハカリよくせ我せこ逢はむとき  
だに

コトヒ(特牛)

和名抄牛馬部に辨色立成を引いて特牛は頭大牛也俗語云古度比こある。外来語か。

(萬二) 吾妹兒が顔に生ひたる雙六の事負の牛のくらの上の香

コトヒ又はコトヒウシ(牡牛)の三宅

萬葉集九卷に「牝牛乃三宅」としてコトヒウシノミヤケと訓してあるが、牝といふ字は誤ではあるまいか。假に牡牛であるにしてもコトヒとよむべきか、コトヒウシであればならぬか判明せぬ。此地名は今に残つて居らぬが、鹿島の國近野(現在鹿島郡野村)に對向する地なることは疑はない。——三宅の枕詞とする説は従はれぬ。

(萬六) 牝牛の 三宅の時に さしむかふ 鹿島の塔に(二六)

コトヒキ(琴彈)原

日本武尊の靈なる白鳥が留つたによつて陵墓を設けた大和國の地點(紀)。此地名は傳つて居らぬが、北葛城郡富田村(今の秋津村の内)と原谷村(今の披上村)との間に今も白鳥陵と稱する遺跡がある。

コトホキ(言禱、言壽)

大殿祭祝詞に古語云三許止保企としてある。  
ホギ(祝)の原義は「秀」であるから、コトホキは言葉をも以て讃へる意、即ち稱揚の義であらう。——現代語のコトホキ(壽)も之が轉呼である。  
(記、應神天皇角賀行幸の條下) 爾言禱白之恐 隨命奉と易  
(大殿祭祝詞) 劍鏡ヲ捧持賜ヲ言壽 宣シテ

コトマガツへ(辭禍戸)の碑

禍戸をマカトと訓むは不可。  
允恭朝クガタチ(皇神探湯)を行つた地點(紀)。——記にはコトヤツマガツヒの前とある——マカツへは禍津日で此丘に祭られて居た神の名(神名帳)、コト(言)を冠したのは此場合虚言者が罰を受けるとせられたからである。——マガツヒの神の項下参照。

コトムケ(言向)

尙定の意。  
順逆利害を論じて歸順せしめることを言向といひ、平定の義にも轉用せられたのであらう。さればコトムケ和シともつづけて用ひられる

のである。御なトナフと訓するのも同義によるものとせればならぬ。

此語は我皇室の國土統一が決して武力によつて行はれたものでないといふことの有力なる證據である。宣長が「事に向はせる」意と解したのはムケを使動詞と見た爲であらうが聊無理である。

ことめてばはやくはめてす (歌詞)

メアは芽出の義で萌芽をいふのであらう。「殊芽出ば早くは芽出す」の意。——コトを如の意と説くものもあるが、原義はともかくも如の意で句頭に用ひられた例はない。

(允恭天皇御製) 花くはし 櫻のめでコトメア早くはメアズ我がめづる子ら(紀)

此大御歌の意は櫻の花を早く愛でなかつたことを惜しまれたので、芽出を愛にいひかけられたのである。

コトヤソ(事八十)の神

舊事紀地神本紀に大己貴神の兄神としてあげてあるが、恐らくは兄弟八十神の説傳であらう。

コトヤソマガツヒ(言八十禍津日)の前

允恭朝クガタチを擧げられた地點(紀)。甘樫の丘の碑とある。紀には辭禍戸の碑とせられて居る(其項下参照)。八十禍津日は多くの禍を降らす神といふ意で、コト(言)を冠したのは此場合曲言するものが罪を得たからであらう。此神は此丘に祭られて居たのである(神名帳)。

コトユ(事湯)の命

○ 饒速日命供奉三十二將の一人「舊」。取尾連等の祖とある。——トヨ  
チの連の項下参照。

コトヨセ、コトヨサシ(事依、言依、任)

○ コト(言、事)ヨセ(託)即ち委任の意。敬語マシを接合するとコトヨ  
サシ(御委任)となるのである。

○ 此語は古典に屢々用ひられ、託言の意と託事の義を含むもの、やう  
である。

コトリ(領、領使)

○ コト(事)トリ(執)の約。

○ 推古紀に前部領、後部領をサキのコトリ、シロへのコトリと訓し、萬  
葉集に防人部領使、相摸部領使等皆コトリと讀んで居る。

コトワザ(詠)

○ ワザはワザワタ(俚語)などいふワザで、アザの轉。言の權なること  
を意味するのであらう。アザコトといふべきをコトのアザともコトワ  
ザともいうたものと思はれる。

○ (記上) 故於今 詠 曰 雄之 領使 本是也

○ 履中紀に始之於三諸國一置國史一記言事一達四方志とある言事をコ  
トワザと訓してあるが、假に此訓に誤りなしとするも、コト(言)とワ  
ザ(行)との意で、詠とは全然別語とせればならぬ。

コトワリ(理)

○ コトハアリの約、コトハリの轉呼。

○ 「コト(言)はあり」の意。コトは「言ならは」「言にこそ」の如く言説の  
意にも用ひられ、轉じては理由を意味したのであらう。萬葉集五卷山  
上憶良が歌に「世の中はかくぞコトワリ」とあるのは尙「言はあり」の意  
として了解せられる。

コトヲヘマツル(辭竟奉)

○ コトはタダヘコトをいふ。ヲヘはツクシ(盡)と同義。

○ 祝詞に辭辭竟奉と辭竟奉と二種の言葉が用ひられる居るが、意味  
は同一である。——タダヘコトの項下を見よ。

コナミ(古那美、固奈瀨)

○ コ(子)ノ(助語)アミ(母)の約。

○ 子持といふ意から轉じて嫡妻又は前妻の義にも用ひられるやうにな  
つたのであらう。

○ (神武天皇御製) コナミが なをばさば たちそばの 實のなけくな  
こさしひみれ ウハナリが なをばさば いちさかき 實の多け  
くを こさだひみれ(記、紀)

○ コナミがウハナリに對する語であることは右の歌によつて明で、和  
名抄には前妻をコナミ、後妻をウハナリと訓し、字鏡にも娘(女君)の合  
字、主婦の意が、嫁(兼女)即ち妾の義であらう。此兩語をあてゝ居る  
が、語原的には明がつかぬ。案するに子持女、若い女といふ意から轉  
義したのであらう。——ウハナリの項下参照。——近代でもコナミと  
いふ語は女房の意に用ひられた。

コヌミ(許奴美)の演

○ 駿河國の地名「風」。——イハキ山及テコよび坂の項下を見よ——  
語義は不明であるが、歌にはコヌミに見いひかけて用ひられて居る。

○ (萬三) 磐城山ただ越え來ませ磯崎のコヌミの濱に吾立ち待たむ

コヌレ(木末)

○ コ(木)ノ(助語)ワレ(末)の約。

○ 木梢の意。

○ (萬三) むさ、びはコヌレ求むとあしびきの山のまつ男に逢ひにける  
かも  
右の外多くの用例がある。

コノクニ(許乃國)

○ 山城風土記(詞林探葉所引)に山城の宇治は舊コノクニと稱せられた  
が、宇治の若郎子が宮室を作られたので宇治と號したとある。コと稱  
する理由不明、木梢と關係があるかも知れぬ。

コノクレ(木晩)

○ コ(木)のクレ(樽)。——クレの項下参照。

○ クレの原義もキのクレであるからコクレといふては重複するやうで  
あるが、クレがコズエと同様に既に熟語となつて居るので、更に木梢  
の意を明示せんが爲にコクレと稱へたものと思はれる。「晩」は借字で  
ある。——木の間又は此晩とするは非。

○ (萬三) うちなびく 春さきくれば 櫻花 木のクレ茂み(云々)

○ (萬二) おもふどち ますら男子の 木のクレの 繁き念を(四二八七)

○ (萬三) 木のクレの茂き尾上を雀公なきて、こゆなり今しくらしも

○ クレをクラ(暗)の意とするのは誤解である。「暗を茂み」といふ語法  
はあり得ぬ。

このくれがくり [歌詞]

○ 木の樽がくりの意。——前項参照。

○ (萬三) 春にしなければ 春日山 三笠の野邊に さくら花 木のク  
レガクリ(四二八七)

コノシロ(鯛魚)

○ 和名抄に鯉又鯛和名コノシロとある。俗説には主婦から其鬮子を焼  
殺せと命せられた奴が之を憐んでツナシといふ魚を以て人を焼く臭を  
させ、之を助けたから子之代と名づくといひ、東路の室の八島にたつ  
煙誰コノシロのツナシ焼くらむ」といふ歌が傳へられて居る。此魚を  
焼くと腥臭の甚しいものであるから、右の如き語柄を生じたのであら  
うが、他にコノシロの語原を求め得られぬから姑く之を録する。

コノテカシハ(兒手柏) [植]

○ 今も此名を以てよばれる。漢名側柏である。葉は檜に類し、小形の  
鱗状をなし、面背の別なく枝條を抱くやうに生ひて居るので、「二面」  
「ふふまる」などの縁語として用ひられた。例

○ (萬二) 奈良山のコノテカシハの二面ともかくにも倭人の友

○ (萬三) 千葉の野のコノテカシハのふふまれどあやにかなしみおき  
て立ち來ぬ

コノハナのサクヒメ(木花之開姬)



次項コノハナのサクヤヒメを舊事紀には木花之開姫とも木花開姫とも記して居る。必しも不穿鑿による誤記ではなく、コノハナのサクヒメとも言ひ傳へたのであらう。

コノハナのサクヤヒメ(木花之佐久夜毘賣、木花開耶姫)

ニニギの命の妃、大山津見神の女(記、紀)。木花開姫(舊)、神阿多都比賣(記)、鹿葦津姫、神吉田鹿葦津姫又は豊吉田津姫(紀)等種々の稱呼がある。サクヤのヤは感動詞で、名の義は「木の花の咲く」といふことであらう。

コノハナのチルヒメ(木花知流比賣)

八島土奴美神(スサノハの命の子)の配(記)。大山津見神の子とせられて居る。名の義は「木の花の散る」といふことである。

スキノチの命系譜は頗る信を置きがたいもので、此神の如きも同じく大山津見神の子なるが故に上記木花のサクヤ姫から思ひついたもののやうである。

コノヤツコ(是奴)——ヤツコの項下を見よ。

コバ(古婆)——タチバナのコバの項下を見よ。

コハシリ(粉走)

大嘗祭奉仕者の一員(貞觀儀式及中臣謠詞)。延喜式には齋粉として女性の任とある。粉を篩ふ事を古語でコハシリと稱へたのであらう。酒に和する炭を粉にする役のやうである。——ハイヤキの項下参照。

コハタ(木幡) [地]

山城國宇治郡宇治村大字木幡。應神天皇が宮主矢河枝比賣に逢はれた地點(記)。左記天皇及大雀命の御歌にコハタの道、コハタ少女とあるのも同地である。

(御製) コハタの道に逢はし少女うしろ手はなたてろかも(記)

(大雀命の御歌) 道の後コハタ少女はあらそはす寝しくなしもぞうるはしみ思ふ(記、紀)

(同) みちの尻コハタをとめを神のこと聞こえしかども相まくらま(記、紀)

後の二首は大雀命が日向鬘長比賣を給はつた後の御作とあるので、之を日向の地名とするものがあるが、其では歌にならぬ。曾てコハタ少女即ち上記矢河枝比賣又は其姉妹を欲しいと思召されたが、御許しになかつたので残念におもはれた。然るに今宵寝た人(ネシク)を美はしみ思ふからコハタ少女は争はぬと詠まれたのである。道の尻は大和の道後の意であらう。矢河枝比賣は春日又は和邇の人で、木幡少女とはいひ得られぬやうに思ふが、此地に由縁があつたのであらう。

コハタ(木幡、許波多)の社

上記木幡の舊社。神名帳に宇治郡許波多神社三座とあり、逸文山城風土記には木幡社、名天忍穂長根命とある(釋紀所引)。

こはや・みまきいりひこはや [歌詞]

崇神朝山代の幣羅坂の少女が詠うた歌の初句(記)。御真木入彦は天皇の御稱號、ヤは二つとも感動詞で、「此は天皇は」といふ義、今の

かしたまひて(八三)

コフルソラ(古布流蘇良) [歌詞]

コフルソラはスラの説。

「戀ふるすら」の意。

(萬三) 思すら、安くもあらず コフルソラ 苦しきものを(四八)

コへ(子部、兒部)の王(女王)

萬葉作家。第八卷祖馬皇女の御歌は註に「書云子部王の作とある。兒部女王、子部王は同人であらう。出自不明。

コへ(兒部)の連

天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏錄に大明命五世の孫建刀米命の後と稱する子部をあげ(カバネ無し)。——舊事紀尾張氏系譜建斗米命の項下には見えぬ——清和朝に宿禰のカバネを給うた子部貞本等は天御中主尊の後也とあるが、いづれも別氏と思はれる。延喜式踐祚大嘗祭式には天皇出御のとき子部宿禰一名が蓋綸を執るとあるから、掌典の家がらであつたのであらう。或は神八井耳命の裔小子部連と同氏で、オホ(多、大)の臣に對するコヘ(小部)ではあるまいか。——ワカコヘの項下参照。

コホリ(郡)(評)

韓語工(大邑)と同語。

孝德天皇大化二年にはじめて諸國の郡といふ行政区劃を定められたが、コウルといふ語は其以前から一般に用ひられて居たので、大邑を

言葉に直せば、「此天皇様はマア」といふほどの意である。終句に「ミヤキ入彦ハヤ」と結んであるのも同義である。

コヒ(鯉魚)

和名抄に鯉魚はコヒと訓してある。或は清水魚の意を以てクヒのウツと呼ばれたのを略したのではないかと思ふが確言し得ぬ。——クヒの項下を見よ。

コヒト(子人、子曾、子首) [人]

紀に三輪君子人(子曾)、忌部首子人(子首)、平群臣子首、河邊臣子首、猪使連子首等コヒトといふ名が屢々見える。首の子といふ意味でコヒト(コ、オヒトの約)と稱へたのであらう。

コフ(瘤)

コ(木)フ(節)。

(一)木節、(二)瘤。

フ(節)はフシともいふから、木節はコフシとも稱へ、拳の意にも轉用せられた。

コフ(子負、子嬰)の原(野)

神功皇后の懐石を安置した地(萬、風)。今筑前國糸島郡深江町の西約五丁に小高き所に其名を留めて居る。

(萬三) 海の底 奥津深江の 海上の コフの原に み手づから 置

意味する場合には評の字をあて、區別した例もある。評も亦韓地で大邑の意に用ひた字である。

コホリ(凍)野、コホリ(凍)谷

播磨國讃容郡の地名(風)。廣庭命が此地を占めたととき凍つたから此名を得たとある。

コホロギ(蟋蟀)

コホロは擬聲語。

和名抄に蜻蛉和名コホロギとある。蜻蛉は蟋蟀の一名である。語義不明であるが、コホロと鳴く虫の意か。今もコホロギと稱へる。

コホロギといふ稱呼は古今集以下に見えず、萬葉集舊訓にも蟋蟀はキリギリスとあるが、キリギリスとしては多くは字あまりとなつて甚口調がわるいのみならず、又秋の夜コロコロと鳴く虫をキリギリス(同じく擬聲語)というたとは考へられぬから、古も其鳴く聲によつてコホロギ(蟋蟀)と、キリギリス(益蝻)とに區別して稱へられて居たものと思はれる。

コマ(駒)(狛)

マの原義は畜類といふことで、——其項下参照——コマは小獣を意味するから狛といふ字をもあてるのであるが、コ(小)ワマ(馬)の約もコマであるので、後世専ら駒の意と了解せられるやうになつた。

狛は字書によれば狼(山犬)に似た獣の名とある。今も神社の前にあるコマ犬も駒又は狼と犬との雜種とは見えぬから、狛を意味するものと思はれる。

コマ(高麗)(地)

韓地の國名。高麗をコマと稱へる理由は尙明でない。コヨの説といふのが通説であるが、彼國人がみづからコマと稱へたのではないかと思はれる節がある。日韓正宗通源所載契丹古文書によればコマは高天の意でコマカケと稱するものが神祖を伴うて降臨したとあるから、其子孫がコマと名乗つて居たのかも知れぬ。句讀、高麗は支那人の與へた稱呼で、我國ではクレと説り、吳の字をがいて韓地在留支那人を指稱したものと、やうである。

コマ(許磨)(人)

播磨國賀茂郡曾原里の國造(風)。其女根日女命が於矣、實奚二王の嫡をうけたとある。賀茂國造の一族か或は此地の土豪を意味したのであらう。

コマ(高麗)の朝臣フクシム(福信)

萬葉集第二十卷に遣唐使見登の爲に難波に派遣せられたとある。桓武紀によれば福信は武藏國高麗郡の人で、本姓は背奈、其祖福徳は唐將李績の配下で、平壤を攻め落したものであるが、後本朝に歸化して武藏國に居住し、其孫福信右衛士の大志から立身して、民部大輔、造宮卿、武藏、近江守に歴任し、高麗朝臣の姓を賜はつたが、後醍醐により高倉の朝臣と改稱したとある。

コマ(狛)の渡

コマは高麗で其國人が居住したから名を負つたのである。

四(催馬壁)山城) 山しろの こまのわたりの 瓜つくり

コマは和名抄山城國相樂郡大狛及下狛(之毛都古末)郷とある地——今も高麗村、上狛村、狛田村等の名がある。——この地の木津川渡頭をいふのであらう。

コマ(高麗)の畫師マロ(麻呂)又はコマロ(子麻呂)

齊明朝の人(紀)。熊の皮七十枚を所蔵したこによつて高麗使節を驚かしたとある。高麗出身の畫工といふ意であらう。釋紀には子麻呂とあるのが正しいとすれば後記狛、堅部子麻呂と同人であらう。

コマ(狛)のカタベ(堅部)のコマロ(子麻呂)

刊本に堅部とあるは誤字、マチマ、ソラハマ、カタソマなどと訓するは理由のないことである。

孝徳朝の佛師(紀)。高麗人でカタマは像部の意と思はれる。恐らくは上記高麗の畫師麻呂(又は子麻呂)と同人で、畫家と彫刻師となされたのであらう。

コマ(高麗)のミヤチ(宮地)

孝徳朝の人(紀)。命により古人皇子を殺害したとある。高麗歸化人であらうが、ミヤチといふ名の由を詳にせぬ。

コマシマ(狛島)のトマリ(亭)

萬葉集十五卷新羅遣使一行の旅程に筑前國引津の泊から壹岐に渡航する途中で肥前國松浦郡狛島に寄泊したとあるが、此名は残つて居らぬ。松浦半島北側の島をいふのであらう。

コマタ(駒田)の勝オシヒト(忍人)

忍人はオシト又はオヒトと訓むのかも知れぬ。

大津皇子の從臣(紀)。歸化人の裔で、コママは其所在地であらう。

コマツルギ(狛劍、高麗劍)

高麗劍の意で、ソ(對)にかゝる枕詞である。

四(風二) 狛劍 和射見が原の かり宮に 天降りまして(二光)  
(萬二) コマツルギが心から外のみに見つつかや君を戀ひわたりなむ(二光)

コマヌク(己麻奴跪)(人)

コマトクと訓するは非。

欽明朝百濟に使した人(紀)。蓋は津守速也と註記せられて居る。コマヌクは高麗の子の意で、邦人が高麗の女に生ませた子といふ。カラコ(韓子)といふと同じ總て、之を以て稱號とした例も此時代には少くはなかつたものと、やうである。

コマヒ(高楸)の館

コマ(高麗)ヒト(人)の約。

欽明朝高麗の使者を容れる爲に山城國相樂に造られた館(紀)。次に相樂館とあるのと同じである。館の遺跡は今も上狛といふ地名に残つて居るといふことである(山城志)。——ムロツミの項下参照。

コマ(湧)

コはコシ、コエ(越)の語幹、ミは水であらう。  
越水即ち氾濫の意。紀に滂の字をあてたのも此義によるものであらう。氾濫の際には多くのゴミ(厨)がよるから歴屏をもゴミといふやうになつたものと思はれる。

コム(金)の明軍 (人)

萬葉作家。大伴の旅人卿の貴人。金明軍といふ支那名の人であつたかも知れぬ。

コムク(紺口、威玖、威古、高目) (地)

コム(海)ク(處)の意。

和名抄河内國石川郡紺口郷。今南河内郡中村、河内村、白木村及赤坂村一帯の地であらうといふことである(地名辭書)。仁徳紀に大濤を感致に廻り石川の水を引いたとある。氾濫地といふ意を以て名を貰つたのであらう。

コムク(高目)の郎女

國字音はコモクであるが、コムクの假字に用ひられたのであらう。

應神天皇の皇女、御母は高木の入日賣命(記)。——紀には滂來田皇女とある——上記河内國コムクに由縁があつて稱號とせられたのであらう。

コムクタ(滂來田)の皇女

應神天皇の皇女、御母は高木入姫(記)。コムクタは威玖田で、記に高目の郎女とあると同人であらう。前項を見よ。

コムラ(豚)

コブ(猪)ラ(接尾語)の轉呼。

薩肉の義であるが、轉じて豚をいふにも用ひられたのである。  
和名抄には豚をコムラと訓し、脚豚也とし、字鏡には豚は豚也コムラとあるが、雄略天皇の御製にタコブラ(記)又はタケブラ(記)と用ひてある所を見ると、足ばかりに限つた語ではない。案するに手足の肉の膨らんだ部分といふ意で豚をいふに轉用せられたのであらう。

こめだにもたぎてとほらせ (歌詞)

皇極紀山背王道継の語をなしたと稱せられる童謡に

岩の上に小猿米やくコメゲニモ多羅底運らせかまししの小父とある。コメは米とコマ(駒)とをいひかけたので、タギ(操縦)はタゲ(喫)に通ずるのである。この語の戯を説きかかれて「米だにも喫けて運らせ」といふ一筋に解かうとするのは誤である。——太子傳屏に喫而今核と譯したのが此誤解の因である。——釋紀にタギテを饒也としたのも理由がない。駒をタゲといふ語は萬葉集十四卷にも  
さなづらの岡に粟まさかなしきが駒は多具とも我はそともはじとある。

コモ(海毒)

コはク(食)の轉、モは毒。

食用の藻即ち海布の意。現今コブといふのもコモの轉呼であらう。  
昆布は借字。  
(記、上)以海毒之柄作燻杵。

コモ(菰、薦)

キモ(着裳)の轉呼。

被服の裳といふ意であるが、上古之に用ひた編もの、稱呼となり、モシロ(裙代)の轉なるムシロ(薦)と同義に用ひられ、更に其材料たる禾草をいふに轉用せられたのである。——ムシロの項下参照。——薦の意に於てはマツコモ(防壁)、スコモ(食單)の如くも用ひられ、水邊に生ひる菰草はミコモといひ、マコモとも轉化した。

コモク(高目)の郎女

コムク(高目)の郎女の項を見よ。

コモシロ(蔣代)野

準別皇子の殺された伊勢の地名(紀)。宇陀のソニから程遠からぬ一志郡中の一地であらうが、所在は不明である。其尾を履杵河邊に埋めたとあるから川に近い地と思はれる。——イホキ川の項下参照。——コモシロは着裳代の意で、モシロ(ムシロ)と同義である。

コモツメ(薦集)の遣

天武十二年述に昇格(紀)。——釋紀には薦集とある。——後記の如く薦集部首登弭といふ名も見え、姓氏錄未定姓中に薦集遣は天津彦根命の後とせられて居るが、コモツメといふ部を設定せられたことは史書に見えず、何によつて此名を得たかも不明である。

コモツメ(薦集部)の首トミ(登弭)

欽明朝の人(紀)。任那に在任したとある。天武朝に述に昇格した薦

集遣と同氏であらう。

コモチ(子持)

子持の意であるが、轉じて妻といふ意になつた。

(備馬樂邊路)あふ道の、しのすき、はや引かす、こもちまぢやかぬらむ、しの、なすき、さきんたちや  
逢せの道のしのすきを早く引かなかつたから、——道をひらく爲に——妻が持ちかれて居ようといふ意。愚案抄にはスキをフキ、カヌランをトヌランとして其によつて説をたて、居るが理にあはぬ。守部がコモチを「子持となりて」と解したのも誤りである。妻をコモチと稱へたことは醒醉笑などにも多く見える。

コモチ(兒毛知)山

上野國群馬郡白井庄(和名抄白衣郷、今長尾村に屬す)の北嶺を子持山といふ(地名辭書)。  
(萬葉)コモチやま若かへるでもみづまで巖もと我は思ふ汝はあどか思ふ

コモマクラ(薦枕) (枕)

薦草で作つた枕をいふ。タカ(高)の枕詞。高枕といふ縁によるのであらう。マキ(巻)にもかけて用ひられた。例  
(武烈紀影鏡歌)コモマクラ高橋過ぎ  
(播風)コモマクラ寶ある國  
(常風)薦枕多珂之國  
(萬七)薦枕相まさし兒もあらばこそ夜の深けらくは吾惜しみせめ

コモクラシツヌチ(萬枕志都沼值)〔神〕

出雲國川雲郡津沼郷の神(風)。コモクラはシツヌ(辭)にかゝる枕詞で、漆野の主といふ意味を以てシツヌチとよばれたのであらう。——値をミコト(命)の誤寫とするのは理由のないことである。

コモリク(隠口、隠來、隠久、隠國)〔枕〕

「隠り所」即ち密林の意か。初瀬の枕詞として用ひられるのは地形に因むものであらう。倭姫世記に許母里國志多備之國とあるのも密林紅葉の郷と解すべきである。

ハツセは長谷と書き、太瀬即ち深溪の意で密林であつたと思はれるから、コモリクといふ枕を用ひるに適はしいとせられたのであらう。

コヤツ

——ヤツコの項を見よ。

コヤシ、コヤリ(臥)

コヤはコイ(頤)と同語、シ(他動)・ヰ(自動)は活用語尾。——コイの項下を見よ。

今の語でいへばコヤレはコロバシ、コヤリはコロビである。コヤが音便によつてコラ、コロとなつたのは古いことで、萬葉集にもコロフシの如く用ひられた例がある。コヤ(懲)及コロシ(殺)も之が轉義と思はれることは各其の項下に述べる。

コユ(子湯)の縣

和名抄日向國見湯(古由)郡とある。語義所由不明。景行天皇の征伐

によつて古史にあらはれて居る〔紀〕。

コヨミ(曆)

カ(日)ヨミ(讀)の轉。

欽明天皇十四年始めて百濟から曆博士が來朝し、推古天皇の十年同國から曆本を獻じたのを備觀勅について傳習せしめられたとある〔紀〕。

コラレ(己良例)

コヤ(懲)の受動形。——コロバレ(コロバエ)の約とするは非。

原義は「懲りられ」といふことで現代語のコラサレに當るが——次項参照——「怒られ」の義にも轉用せられたものと思はれる。今の語でコラレといふのも、此コラレに接頭語オを冠したに過ぎぬ。コロバエとは別語である(其項下を見よ)。

(萬二)汝が母にコラレ吾は行く青雲のいで來我妹子相見て行かむ

コリ(懲)〔動〕

コイ(頤)の轉呼。

顛倒から蹠踏の意を生じ、更に轉じて懲(自動詞)の意になつたものやうに思はれる。

本初四段に活用したので、他動詞としてはコラシ(懲)といひ、前項の如くコラレとも活用したのであるが、後には専ら上二段活に用ひられた。コロビ(噴瀾)といふ語も之から出たことは勿論である。

コリ(疑)

コ(大)リ(貴人)の約。——リの項下参照。

からうか。

コロシ(殺)

コロはコイ、コヤと同語、シは他動を意味する活用語尾。

原義はコヤシと同じく「倒す」又は「横へる」といふことで、死屍は冷く倒れ横はるものであるから、其状態に陥れる事をコロシといふたのであらう。此意味に於てコラスとも相通する所があるのである。——コリの項下参照。

(崇神紀)おほきとより うかゞひて コロサムと すらくを知らに ひめなそびすも

上代の刑罰は社會に害毒を流さぬやうにすることを目的とし、報復の意味はなかつたから、小罪はハラヘツモノを出さしめ神を祭りて赦を乞ひ、大罪は社會から放逐即ち神ヤラヒニヤラヒて處分したのであるが、事情が放逐を困難とするか、或は再び歸來して罪を犯す處があるとした場合には、之をコヤして永久に社會から驅逐したのである。其故にコロスといふ語は多くは所刑の意味に於て用ひられたので、單に人を死に致さしむる場合にはシスとも、ルともいうた。イザナギの命が民草を一日に千頭殺(又は殺)さむといはれたとある〔記紀〕殺の如きはシセムと訓むべきである。

コロク、コロバエ(噴瀾)

神代紀に噴瀾此云三畢噴叱と訓註してある。

コロビの轉呼。

コラレが怒るといふ意に轉義したやうに、憤を發するといふ意に用ひられたものやうである。受動形としてはコロバエといふ。例

大人といふほどの意でコロとも轉用せられる。熊之凝(神功紀)、サカシノコリの臣(仁德紀)、出石のコリの大匠(舊)の如く、上代には屢々用ひなれた語であるが、夙に廢語となつたので、往々誤解誤訓せられて居る。——各人名の項下参照。

コ、リ共に我古語ではなく、南方語系に屬するものやうであるから、或はアマ(海)族の語であつたかも知れぬ。其故に早く滅びたものとも説明し得られるのである。

コリメ(古理女)〔人〕

播磨國賀古郡鴨波里の開闢者(風)。大伴造の始祖とある。播磨の大伴氏については確説はないが、恐らくは姓氏錄大和蕃別に任那國主龍主王の孫佐利王の後とある大伴造と同氏であらう。コリは敬稱でメは女の意、有力な女性であつたのであらう。

コロ(頤)

タル(來)の轉呼か。

近來、年來をチカコロ、トシコロといふが如く、タル(來)といふ意から轉義したのではあるまいか。神代紀に八年之間をヤトセのコロと訓し、萬葉集にもコノコロに此間といふ字をあてた例が多いが、コロに間の意はないやうである。

コロ(許呂)

常陸風土記に崇神天皇が鹿島の大神に寄進せられたと稱する幣物中に許呂四口とある。鏡弓、鏡箭、杖鏡、兼鏡と並記せられて居るから、鏡賀の物品と思はれるが、之を明にせぬ。或は魂鏡を意味したのではな

〔神代紀〕<sup>オホシツ</sup> 發三枝威之項<sup>コロモ</sup> (萬二)とやの野にをさざれらさばりをさなまも寐なへ子故に母に

コロモ

コロフシ(臥伏)

コロはコイと同語。

コイフシ(顯伏)と同義。——其項下參照。

コロモ(衣)

キル(着)モ(裳)の轉呼。

モは本來腰にまとふ布であるが、コモ(麗)・モシロ(麗)のやうに用ひられるやうになつたので、被服を意味することを明示せんが爲にキルモ即ちコロモと稱へたのであらうが、更に轉じて衣服の一般的稱呼となつたものと思はれる。

上代の被服はソ(上衣)とモ(裳)との二部分にわかれ、モは腰以下にまとふもの、みを意味したが、韓人の制にならひ上下一つどきの服を用ひ、——當初カラコロモと稱へたやうである——之にコロモといふ語を專用するやうになつたのであらう。

コロモ(許呂母)の別

大中津日子命(垂仁皇子)の裔〔記〕。吉備の石成別の次にあけてあるから、或は吉備のコロモの別で、御弟皇子落別王の裔たる三川之衣別とは全く別氏であらう。三川の衣は今も參河國に残つて居る地名であるが、吉備にもコロモといふ地があつたとしても今は其名が残らず、名の所由を明にせぬ。或はホムチ(ホムツ)部の如く何か意味のある語

であつたかも知れぬ。コロモのモはメ(メ)の轉呼であり得る。——三河のコロモの君の項下參照。

コロモテ(衣手、衣袖)

衣の手の意、即ちソ(衣)手と同じく袖の意である。

コロモテ(衣手、衣袖)〔枕〕

常陸(風)田上(萬一)・高屋(萬九)・名木(萬九)・眞若之浦(萬三)の如き地名並にカヘルモシラニ(萬三)の枕詞として用ひられた。ヒダチは袖の意、田上、高屋はいづれも手にかゝるので、衣手の名木は「袖無」の縁、眞若にかけたのは左右をマといふからであらう。カヘルも亦袖の縁語である。右の外萬葉集には左の如く用ひた例がある。

〔卷三〕衣手平打廻の里にある我を知らずぞ人の待てど來すける  
〔卷三〕四卷の歌は宣長説の如く折を誤つて打としたので「衣手を折」にいひかけたものとも解釋せられるが、第十三卷の大分首が舊訓の如くアシゲと訓するものとすれば、衣袖とのつゞきあひが判明せぬ。或はツキダの馬と訓むのではあるまいか。和名抄にも桃花馬は兼花毛馬紅色者也とある。

コロモノコ(衫子)〔人〕

仁徳朝の人〔紀〕。河の神の權にせられようとして奇習によつて難を免れたとある。河内の美田連とあるから、神八井耳命の裔と稱する美田連の氏人で、コロモといふ地に住したからコロモの子とよばれたのであらう。河内にコロモといふ名の地が存した形跡はないが、三河及

陸中に現存し、吉備にもあつたやうであるから絶無とはいへぬ。上記コロモの別の項下を見よ。

コロロキテ(許呂岐豆)

許の字は一本に斗とある。——トロロキテの項下參照。

コロロはコロの鼻尾語で、コロコロといふに同じく、キは活用語尾である。

轉々するといふ意のコロロギといふ語があつたのであらう。

〔記上〕字士多加禮許呂岐豆

コナロコナロ(許哀呂、許哀呂)

コロコロを伸べてコナロコナロとしたのであらう。

イザナギの命が天沼矛をさし下して潮水をコナロコナロに盡き鳴したとある〔記〕。此語を用ひて雄略朝の采女も「ミナ(水)コナロコナロ」と詠じた〔記〕。今も「コロコロ(又はクルクル)かきまわす」などと用ひる修飾語である。狂言記等に「ソーロソーロまゐらう」とあると同じ語法で、語勢の爲に韻を伸したのであるが、上古には伸音符(ー)がなかつたからナといふ假名を以て表現したのであらう。

ヌ

サ

〔原語〕

サカ(榮)・サキ(咲)・サチ(幸)・サガ(祥)等の意義を包有する。右の諸語は此サの派成語である。

原形を用ひた例は乏しいが、尙國のサツチ(狭植)の尊、淡路のホノサ(穂之狭)別のサは之を意味する。

サ〔原語〕

刺、挿の意。サキ(割、裂)の語幹である。

現在ではサシの形に於てのみ用ひられるが、古は單にサと稱へたことは左の諸例によつても明である。

サ(箭)。——天武紀に射中「一箭」をヒトサと訓してある。刺の義から箭をいふに轉用せられたのであらう。

サヒ(袖)。——ヒはハ(夏)の轉呼で、刀劍をサヒと稱へた(其項下を見よ)。

サナ(挿苗)、サツトメ(挿少女)、サツキ(五月)等のサは皆挿の意である。

サ〔接頭〕——語法要録參照。

サ(間)

間「間」を意味する韓語用(サイ)と同源であらう。

行くサ、來サ、歸るサ、逢ふサ、離るサの如く他語に添へて用ひられ、又接尾語タを添附すればサタとなる。——其項下を見よ——行くサ、歸るサは近畿の語では行きシナ、歸りシナといひ、行く際、歸る際の義である。ヒサ(久)のサも同語で、日間の義ではあるまいか。ヨサ(夜)、ユフサ(夕)のサも之と關係があるやうに思はれる。

サ(少)

恐らくは漢語の些(聲音)と同語であらう。單獨では用ひられぬが、サマ(狭間)等の如く他語に冠する例があるので屢々接頭語サと混同せられる。例へば「サ野つ鳥」「記上」といへば「野つ鳥」と同義で、サに修飾的の意味はないが、「サ野の堆園」「出風」は小さい野をいふもの、やうである。疊語ササはササナミ(小波)、ササヤカ(些)の如く些少の意に用ひられ、セと轉音してはセキ(迫)其他多くの語を派生した。スコシのスコも亦サカ(カは形容語尾)の轉呼と思はれる。スタナシ(過無)とは似て居るが全然別語と見ればならぬ。

サ(佐)氏コヒト(子首)

萬葉作家。筑前介。佐氏は佐伯氏の畧であらう。

さ(さい) [歌詞]

サは接頭語、イサゴは砂である。

〔備馬樂〕高砂(たかさご)の サイサゴの たかさごの

〔萬葉抄に〕ちひささいさ(也)とあるは非。

サイナメ(苛)

サ(差)イナミ(否)の約か。——サは接頭語——否とするといふ意から轉じて苛責の意となつた。

〔備馬樂〕何爲(いかにせん)せんや なしのかも鳥 いでて行けば 親はありくと サイナメド よづま定めつや

守部は眞否と釋したが、眞にサの調はなく、サイナメはサナムと發

音せられればならぬ。

サイバラ(前張、催馬樂)

神樂古本大前張の名題の下に或曰催馬樂と註し、嘉禎節附本に大前張以下半出に於催馬樂とあるから、前張もまたサイバラと訓したことは疑がない。

ラは樂の字音、サイバはサルメの説であらう。サルメがサヤマとなり、更に轉じてサイバとなることはあり得べきである。

前張、催馬樂ともに借字で神樂に對してサルメ樂というたのを、説つてサイバ樂と稱へられたのであらう。——サルメの項下參照。——

古は阿知女の所作の外にサルメの所作があつて其に用ひる曲をサルメ遊即ちサイバラと稱へたものと思はれる。後にはアチメとサルメとが混同せられたやうである。

従來の説は神樂歌の大前張中、前張といふ歌曲があつて「サイバリに衣はそめん」云々と歌ふのが起原であるとすると、催馬樂の字の如く馬を追ふ歌といふ意とするものがあり、一條兼實は諸國納買の民の口すさびなりといひ、宣長は催馬樂の始めに「いで我駒」といふ歌があるによると説いたが、前張及催馬樂の諸歌を見るに右の諸説はあたらぬやうである。サイバリの歌は樂譜の名の起原となるほど由緒のあるものと思はれず、我駒の歌は駒といふ語と「早く行きませ」といふ句とがあるが、催馬を主として詠じたものではないのである。

サイバリ(前張)

サキ(疾)ハリの轉呼。

〔神樂〕大前張中に、前張といふ曲があり、其歌は

サイバリに衣はそめむ雨降れどつるひがたし深く染めてはとある。ハリは染色用に供せられる植物で機、野ハリ、土ハリの如く種類も多いやうであるが、其花の咲くものを疾ハリと稱へたであらう。サイバラ(前張)といふ語が之から出たとする説の否なることは前項に述べた通りである。

眞淵は初萩の義とし、守部は初櫻また群櫻の意とした。ハヤ(芽子)ではないことは先舉の論じた通りであらうが、櫻の孫生を初櫻といふとする眞淵の説は牽強で、群きて煎じて用ひるが故に群櫻といふと説くに至つては愈以て奇怪である。

さいろんこ [歌詞]

サ(接頭語)イラツコの轉呼(守部)。イラツコはイロンコとは轉訛せぬが、イラ、イロは古へ相通じて用ひられたから、イラツコをイロンコと稱したことも有り得べきで、イロンコが更にイロンコと訛つたのであらう。

郎君といふほどの意。

〔備馬樂〕青馬(さいろんこ) 放れば取りつなげ サ青の馬 放れば取りつなげ しのいさやの さなごがひこなる サイロンコ

此歌の意味は「青馬が放れたら捕へ繋げ榊木サ屋(家號)のサチ子(人名)の孫なる郎君よ」といふことであらう。愚案抄に「サイロンコはわらはの名也」とあるは従はれぬ。

サカ(榮)(祥)

サの派生語。——其項下を見よ。カは形容接尾語である。

サの形容詞形で、サカ木(賢木)、ササカニ(八坂瓊)の如く用ひられ、

更に活用語尾シを添付してサカシといふ語を派成した(其項を見よ)。語尾エを添付したサカエは動詞として用ひられる。サカ(祥)(性)といふ語も之から分化したのであらう。

サカ(坂)(嶮)(逆)

サはサキ(刺)等の原語。——サの項下を見よ。——カは「處」を意味する語。

分割所といふ意味から境の義を生じ、更に山の境の意を以て斜面即ち坂の義に轉じたのであらう。天津磐境、黄泉平坂等のサカは尙限界を意味する。——嶮の意のサカも此語の轉義で、サカサマ(逆)とも用ひられ、運動を表示する語尾リを添付したサカリは降下を意味する。

サカ(佐嘉)川

後記肥前國佐賀郡の川(風土記)。源を郡の北山に發し南流海に入る。——今の川上川である。

サカ(坂)の君

サカマの君の項下參照。

眞福寺本古事記に應神天皇の御孫若野毛二俣王の子意富富野王の裔中に坂君酒人君をあげて居るが、坂君は他書に見えぬ。姓氏録には惟淳毛二俣王の後として坂田の酒人眞人といふ氏名をあげて居るので、記傳は之に従つて君を田の誤としたが、天武紀には坂田君と酒人君とが眞人のカバネを給へつたとあるのみで、坂田酒人君をあげて居らぬから、此は記紀以後に出来た姓であるかも知れぬ。案するに坂君は坂田君の田を脱したのであらう。——記傳にも其疑を存して居る。——紀には坂田、酒人共に繼體天皇の皇子の裔とあるが、同じ天皇の妃の一

人に坂田大跨(俊)王の女がある(紀、記)所を見ると、坂田の君といふ稱呼は其以前から存したものと思はれる。酒人君の祖菟皇子及坂田公の祖中皇子の生母は廣媛といひ、根王の女とあるが、大跨王の女もまた廣媛とあるから、恐らくは根王即ち大跨王で、中皇子は母氏を相續して坂田君を名乗られたのであらう。

サカ(佐嘉)の郡

肥前國の郡名(風、和)。——今佐賀郡とかく。——郡名の由来として風土記には左の二説をあげて居る。

(一) 樟の大樹が榮えて居たので日本武尊が榮國と名づけられたのを改めて佐嘉郡とした。

(二) 土蜘蛛大山田女、狭山田女を賢なりとして(オホヤマタメ)の項下參照)、縣主大荒田が賢女郡と名づけたのが佐嘉郡となつた。

サカキ(賢木、櫛)

サカ(榮)キ(木)。

繁榮の木、めでたい木といふ意。

サカキは神に捧げるものであるから、神木を合はせた櫛の字をあてたけれども種名ではない。其故に今でも關西では楊桐(學名 *Ostrya japonica*)を用ひ、東京附近では恰即ちヒサカキ(學名 *Eurya japonica* Thunb.)を櫛とする。神武記にあるイチサカキは食用の買のなるものをいふやうであるから(之をヒサカキとするのは誤である)、或は上古神に捧げたのは葉が廣く榮え實のなつた木で、神饌に供する意味もあつたのかも知れぬ。祝詞の供物中のコノミの擧げられて居らぬことも考へあはすべきである。

サカシ(賢)

サカ(榮)、シ(形容語尾)。

榮又は祥の意の活用語であるが、賢の意に轉用せられた。其はサチ(幸)からサトシ(俊敏)、サトシ(覺)といふ語が分化したのと同様で、知覺は神のサカ(性)又はサチ(幸)であるからであらう。

サカシ(峻)

サカ(峻)の活用形。——サカの項下參照。

字鏡に峻をサカシと訓してあるが、偶々音を同うしたので、字音から出た語ではあるまい。サカシといふ形に於ては主觀的動詞として用ひられた。

(記、下)はしたての倉梯山をサカシミと岩かきかれて妹が手をとる(速津王の歌)

(肥前風土記) 霞ふる片鳥が嶽をサカシミと草とりかれて妹が手を取る

萬葉集三卷にも同様な歌がある。

サカシノコリ(賢遣)の臣

賢遣此云左河之能宮里と訓註してある。

仁徳朝小泊瀬造の祖宿禰臣に此稱號を賜つたとあるが(紀)、理由をあげて居らぬ。賢遣の文字によつて、集解、通鑑等には、野の遺賢の意と説いて居るが、賢遣にもあれ、遺賢にもあれ、サカシノコリといふやうな語を以て表現せらるべき筈がない。案するに遣は借字でサカシ(賢明)のヨリ(大人)——コリの項下參照——の意であらう。何か特別

に智恵を示したので此名を賜はつたものと思はれる。

サカシメ(佐加志賣)

榮シ女の意。吉祥女といふことである。

(八千矛神の歌) サカシメをありとさかして(記)

サカシラ(賢良)

サカシ(賢)ラ(接尾語)。

形容詞サカシに接尾語ラをそへて名詞としたのであるから、原義はサカシキコトであらねばならぬが、轉義により「賢たて」と同義に用ひられるやうになつたのであらう。萬葉集十六卷に「情進」情出とかいてサカシラと訓ませたのも此義によるものと思はれる。

(萬二) あな見にくサカシラをすと酒飲まぬ人をよく見れば猿にかも似る

(萬二) 大君の遣はまなくに情進に行き荒雄ら神に袖ふる

サカタ(坂田)の君

繼體天皇の御子中皇子の後(紀)。天武十三年真人のカバネを給はつた。サカタは近江國坂田郡(和名抄)で、其地の領主をサカタの君と稱へたのであらう。サカタの原義は或は酒田であつたかも知れぬ。

繼體天皇の妃の一人に坂田大跨(大俊)王の女といふ名が見えるから(紀、記)、サカタの君といふ稱呼は以前から存したので、故あつて繼體天皇の皇子が之を繼承せられたのであらう。記の應神卷に意富宮杼王の裔として坂君(眞福寺本)とあるのは恐らくは坂田の田を説したのであらう。——サカの君の項下を見よ。

サカタ(坂田)の公イカツチ(雷)

天武朝の功臣(紀)。卒去の際大紫位を贈られたとあるが、其事蹟は傳へられて居らぬ。

サカタ(坂田)のオホマタ(大跨、大俣)の王

繼體天皇の妃廣媛(又は黒比賣)の父(紀、記)。近江の坂田郡に住居せられた大ホド王(應神天皇の御孫)の後胤で、繼體天皇の一族の一員であらう。マタは皇族の名に屬し用ひられる語で、大ホド王の御父も稚彦毛二俣王といひ、繼體天皇の妃の一人にも息長眞手王の女がある(紀、記)。恐らくはマチ(御主)の轉呼であらう。大は美稱。

サカタ(坂田)のサカヒト(酒人)の君

應神天皇の御孫意富宮杼王の裔に關する記の記事は諸本區々で解し難き點があるので、宣長は訂正を加へたが、其中「坂君酒人君」とある君を田の誤として坂田酒人君と讀んだ。其は姓氏錄に坂田酒人真人は稚彦毛二派王(大ホド王の父)の後とあるによるものであるが、天武朝真人のカバネを賜はつたもの、中に此氏のない所を見ると、記紀以後に出來たものではないかと思はれる。宣長も疑を残して居るやうに酒田君と酒人君との二氏と解すべきであらう。——各其項下を見よ。

サカタ(坂田)のミミコ(耳子)の王(又は郎君)

郎君は釋記にイラツキミと訓してあるが、恐らくはイラツコの誤訓であらう。語義上イラツキミといひ得ぬことはないが、他に用例が見えぬ。

○飲明朝新羅に使した人〔紀〕。坂田公の一員で體天皇の御孫にあたるから、王とも賦君とも稱したのであらう。ミミコも亦御王子の義と思はれる。

サカタへ(坂田部)の首マロ(麻呂)

○萬葉作家。駿河の人。サカタマは坂田村といふことであらう。

サカツコ(造酒童女、造酒兒)

○大嘗祭奉仕者中酒を作る童女で〔中臣壽詞〕、延喜式註に神語佐可都古以ニ當郡大小領女未<sub>レ</sub>餘食ト者充<sub>レ</sub>之とある。貞觀式に酒造童女とあるは意によつて字をあてたものであらう。

サカテ(坂手)の池

○景行朝に作られた池〔記〕。池は残存せぬけれども、今の大和國磯城郡川東村大字坂手に其名をとめて居る。紀によれば其堤に竹を植ふたといふことである。サカテは坂方の意であらう。

サカテ(坂手)のヤカタマロ(屋形麻呂)

○百濟歸化人實信の後〔雄略紀〕。磐余の吳琴彈とある。イハレ村に住した吳人で彈琴者といふ意。サカテは上記坂手池とある地名を取て苗字としたのであらう。

サカト(尺度)〔人〕

○萬葉集十六卷に此名が見えるが、恐らくは坂戸造又は酒人物部の族人であらう。——次項參照。

サカト(坂戸)の造

○饒速日命供奉五部造の一人〔舊〕。後記酒人物部の主長であらう。姓氏錄右京未定姓中にも坂戸物部氏がある。サカトは和名抄に大和國平群郡坂門郷とある地。今の生駒郡三郷村の中である。語義は坂處であらう。

サカト(酒人)の物部

○酒人はサカトの當字で、サカヒトと訓むのではあるまい。○饒速日命供奉二十五物部の一〔舊〕。刊本には須尺物部とある。——前項參照。

サカト(坂戸)の社

○常陸國香島郡の古社〔風〕。今も豐郷村の北方に此名の社があり、天兒屋命を祀つて居るが、風土記によれば沼尾の社と共に香島の大神といふ總稱に含まれるものであるから、恐らくは其御子神であらう。

サカト(坂門)のヒトタリ(人足)

○萬葉作家。持統天皇吉野行幸の供奉員。

サカト(坂戸)のユラツ(由良都)姫

○物部四世大木口宿禰の配〔舊〕。——大矢口宿禰の妻であるかのやうに見えるのは餘韻の爲である(オホミナタチ宿禰の項下參照)。——平群の郡坂門郷のユラといふ地に居住した女性で、坂戸の物部族人であらう。ユラの語義については其項下を見よ。

サカトノ(酒殿)の泉

○肥前國基肄郡の井泉〔風〕。郡の東部にあつて季冬九月始變ニ白色味酸氣臭不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>喫飲ニ孟春正月變而清令、人始飲喫、因曰酒井泉。後人曰酒殿泉とある。酒井村は今三養基郡基里村の大字に残つて居る。三橋某の説によれば、其地にある池の水は此記の文のやうに今も時々變色するといふことである〔標註所引〕。案するに此處に酒殿があつて酒を作る水を汲んだ井泉であるから、酒殿の泉とも酒井ともよばれたのであらう。

サカトハラ(坂門原)の陵

○清寧天皇の御陵〔紀〕。和名抄河内國古市郡尺度郷。今古市町附近西浦村に存する。

サカトリ(坂鳥)〔枕〕

○サカ(樂)トリ(鳥)の意で、サカキ(賢木)と同じく神事に用ひる鳥をいふ。恐らくは雄鶏のことであらう。アサ(朝)の枕詞に用ひられるのも鶏鳴を告ぐといふ縁によるものと思はれる。

サカナ(肴)

○酒の副食とするナ(食物)の義。——ナの項下を見よ。——魚類を多く用ひるが故に魚の意にも轉用せられるやうになつた。

○(風俗歌)玉垂の 瓶を中にすみ 主人はサカナ求ぎに サカナとり にこよるきの 磯のわかめかりあげに

サカナミ(酒波)

○サカナメの轉。

サカナナ(坂井)〔地〕

○和名抄越前國坂井(佐加乃井)郡。今はサカキと稱へる。續體紀に三國の坂中井とあるのは此地であらう。

サカノへ(坂上)の直

○サカノウへというても差支はないが、昔の發音法によればウは上の母韻に接せられた答である。

○東(倭)漢の一支〔飲明、推古紀〕。應神朝に歸化した阿知ノ使主の後である。阿知の子都賀(都加、掬)の子孫は數十家に別れたが、坂上氏は國麿、老、劫田麻呂、田村麿のやうな名士が輩出したので大にあらはれ、忌寸、大忌寸、宿禰、大宿禰等屬々カバネをあらためた。

サカノへ(坂上)の直オユ(老)

○天武朝の人〔紀〕。壬申亂の功臣。坂上の劫田麻呂の曾祖父である。

サカノへ(坂上)の直クニマロ(國麻呂)

○天武朝の人〔紀〕。壬申亂の功臣で、高市皇子に隨從したとある。



**サカノへ(坂上)の直クマゲ(熊毛)**

天武朝の人(紀)。倭京の留守の司官人で、大伴の吹負連と謀つて兵を擧げたとある。

**サカノへ(坂上)の直コマロ(子麻呂)**

欽明朝の官吏(紀)。高麗使館の守護に任ぜられた人で、東漢の坂上直とある。

**サカノへ(坂上)の家の二嬢**

大伴の宿奈麻呂の女、母は大伴の坂上郎女。次項大嬢の妹である。大伴の駿河麻呂の配。

**サカノへ(坂上)の家の大嬢**

大伴の宿奈麻呂の女、母は大伴の坂上郎女(萬門)。家持の妻である。母をイラツメ、女を大イラツメといふ筈はないから、娘の成人したころには母は大刀自と呼ばれたのであらうが、書物には若い時の稱號のまゝに傳へられたものと思はれる。此大嬢の「大」は二嬢に對する區別稱呼である。

**サカノへ(坂上)の忌寸ヒトナガ(人長)**

萬葉作家。傳不明。上記坂上の直と同氏。

**サカノボリ(逆登、坂騰)の皇女(王)**

敏達天皇の皇女、御母は息長の廣媛(紀)。東大寺文書にも添下郡

酒登莊といふ地名があるが所在を詳にせぬ。異例ではあるが坂登、坂騰共にサカトと訓むのかも知れぬ。若し然りとせば平群郡坂門郷(和名抄)であらう。

**サカハキ(逆刺)**

逆に動物の皮を剥ぐことをいふ。神功皇后の國之大敵にあげられた罪の一で(記)、大威祝詞には天つ罪とせられて居る。アマツミの項下参照。

**サカヒ(境)のクロヒコ(黒彦、黒比古)の皇子(王)**

允恭天皇の皇子(紀)。御弟皇子を八約(八爪)の白彦といふから、黒白は區別稱呼で、サカヒは地名であらねばならぬ。輕の境原又は境岡などある地であらう。サカヒハラの項下を見よ。

**サカヒト(掌酒)**

此云佐介張者、と訓註してある。

崇神紀に高橋色の人活日大神之掌酒に任ぜられたとあり、次項に大神の祭の際活日が天皇に神酒を奉つたとして其歌があげてある。上代サケ又はミキは神に獻げることが重なる目的であつたから、大社に掌酒といふ役を設けたのであらう。

**サカヒト(酒人)の女王**

萬葉集第二卷に此名が見える。元曆校本には穂積皇女の孫女也とある。續紀によれば光仁天皇の御子にも伊勢の齋宮に任ぜられた酒人内親王があるが、恐らくは同人ではあるまい。

**サカヒト(酒人)の公(君)**

繼體天皇の御子萬皇子の裔(紀)。記によれば意富富野王(應神天皇の御孫)の後とある。天武十三年に眞人のカバネを給はつた。酒人といふ稱呼の由来を詳にせぬが、所領の地名ではあるまいか。攝津國東生郡にも酒人といふ地名があるが(和名抄)、繼體天皇又は意富富野王の子孫は多くは近江、越前地方に占據せられたやうであるから、其地ではあるまい。姓氏録に坂田酒人眞人といふ姓が見えるから、或は近江の坂田郡の一地方名とも思はれる。酒人は或はサカト(坂處)の當字であるかも知れぬ。

**サカヒバラ(境原)の宮**

孝元天皇の宮號(紀)。サカヒバラはカル(懸)の一地點の名で、其義は字の通りであらう。カルの項下参照。

**サカヒベ(境部)の王**

萬葉作家。養老元年治部卿に任ぜられた(續紀)。系不明。

**サカヒベ(境部)の宿禰オイマロ(老麻呂)**

萬葉集第十七卷に右馬寮頭とある。サカヒベの連と同氏。

**サカヒベ(堺部)の宿禰コノシロ(鯛魚)**

天武朝の人(紀)。新羅使節接待に任じたとある。

**サカヒベ(坂合部、堺部)の連**

神八井耳命の裔(紀)。天武十三年宿禰に昇格した(紀)。雄略紀に坂合部連宿禰といふものが坂合の黒彦皇子に殉死したとあるから、サカヒベは此皇子の壬生部であつたのであらう。姓氏録には坂合部宿禰(左京及右京)は火明命八世孫宿禰倍尼の後也とあつて記と傳を異にする。外に大産命の後で允恭朝に國境之標を遺立したと稱する坂合部連(攝津)をあげて居るが、天武朝に宿禰に昇格したものは別系であらう。

**サカヒベ(坂合部)の連イナツミ(稻積)**

齊明紀所引伊吉連傳書によれば遺唐正使坂合部連石布に隨行し、朝鮮南岸に於て難に逢うたが、東漢長直阿利麻等五人と共に島民の舟を盜んで括州に到着したとある。後記石積(磐積)と同人であらう。

**サカヒベ(坂合部)の連イハシキ(石布、石敷)**

齊明朝の遺唐正使(紀)。逆風に逢うて朝鮮南岸の爾加委といふ島に漂着し、土人の爲に殺されたとある(伊吉傳書)。養老元年功田六町を追賜せられた(續紀)。後記イハスキと同人であらう。

**サカヒベ(坂合部)のイハスキ(磐鏡)**

齊明朝の人(紀)。副使として高麗に派遣せられたとある。前項石布(石敷)と同人であらう。

**サカヒベ(坂石部、境部)の連イハツミ(磐積、石積)**

孝德朝白雉四年の留學生。天智天皇五年守君大石等と共に大唐に遣せられ、天武天皇十年封六十戸綿布等若干の賞賜を受け、翌十一年

命により新字一部四十四卷を作つて上つたとある。上記坂合部連稻積と同人であらう。

**サカヒベ(境部)の連クスリ(藥)**

國 有馬皇子の從臣(齊明紀)。後近江朝廷の將として戦死した。

**サカヒヲ(境岡)の宮**

國 懿德天皇の宮號、輕之境岡宮といふ(記)。紀には曲峽宮とある。サカヒ岡は高市郡輕の里の地名であらう。上記孝安天皇の皇居境原と遠からぬ地點と思はれる。

**サカフネ(酒船)**

國 フネは羽舟型の容器をいひ、酒を盛つたからサカフネと稱へたのであらう。

**サカベ(酒部)**

國 朝廷の酒部は職員令造酒司の下に酒部六十人掌(供)行(船)とあるが如く給仕人であるが、一般にいふ酒部は造酒職であらう。姓氏録には右京皇別に五十香足彦命の後裔として酒部公をあげ、和泉皇別に神命の裔なる酒部公をのせて居る。酒部は清國にあるから其主長たる家柄が二系以上たるとも亦あり得べきである。——木の國のサカベのアビコ、宇陀のサカベの項下參照。

**サカベ(境部)の臣**

國 舊國釋紀共にサカベとある。サカヒベと訓するは非。

國 此姓を名乗るものは麻里勢、雄麻呂の二名のみで、姓氏録にも之をあげて居らぬが、麻里勢が蘇我氏なることは紀の文によつて明であるから、此人の代に一家を分立したのであらう。推古天皇崩御後の皇位繼承に際し、麻里勢は山背大兄王に當した爲に殺害せられたから、其跡が絶えたものと思はれる。推古天皇の八年に新羅征討大將軍に任ぜられた境部臣(歿名)も恐らくは麻里勢のことであらう。三十一年の征伐には雄摩侶が大將軍であつたが、單に境部臣とある場合には其氏長の事とせればならぬ。サカベといふ名は他の蘇我一族の例によれば、居住地を負うたものとせればならぬが、境部といふ地名は聞えぬから、坂邊又は坂上の義で、其邸宅のあつた土地の字であらう。

**サカベ(境部)の臣マリセ(摩理勢)**

國 推古朝の人(紀)。二十年蘇我の廢國改葬の際氏姓之本を誅したとある。山背大兄王を奉戴しようとした爲、蘇我の蝦夷に忌まれ、仲子阿都と共に殺され、長子毛津も亦自滅した(舒明紀)。此輩下の記事に蝦夷(之)以三千支之義、不得(害)とあり、太子傳曆に大臣叔父蘇我境部(阿都)とあるから馬子の子であらう。推古天皇の八年に新羅征討大將軍に任ぜられたとある(紀)のも同人とおもはれる。

**サカベ(境部)の臣ヲマロ(雄摩侶)**

國 推古天皇三十一年新羅征討大將軍(紀)。上記摩理勢との親族關係は不明であるが、卑屬であらうと思はれる。

**サカミ(酒見) (地)**

國 サケ(酒)カミ(醸)の約か、或はサカ(榮)ミ(水)であらう。

國 播磨國賀茂郡酒見郷(和名抄)、尾張國中島郡酒見神社(神名帳)等がある。醸酒に縁があつて此名を負うたものと思はれる。サガミ又はサガム(相模)といふ國名も之から出たのかもしれない。

**サカミ(逆見)の海**

國 景行紀に熊野が鹽地として獻つたとある海城。遠賀郡の領海なることは勿論であるが、此名は傳はらず、所在も不明である。推定説は色々あるが、信憑するに足らぬ。

**サカミ(酒見)の皇女(郎女)**

國 九奏天皇の皇女(記、紀)。名の所由不明。

**サカミツ(酒水)川**

國 豐後國大分郡の川の名(風)。——所在不明——源を郡西柏野の磐中に發し指(南)下流其色如(酒)水味小酸とある。鐵泉をいふのであらう。

**サカミツキ(酒見附) (枕)**

國 サカミは榮水の意で、酒と同義に用ひられたのであらう。——サケも榮水から出た語である。——酒につくといふ意で酒宴をサカミツキと稱へたものと思はれる。

**國 (雄略天皇御製) うすすまり居て今日もかもサカミツクラし(記)**

(萬二七) 櫛の下てる庭に殿たて、サカミツキいます我大君かも  
右は橋左大臣宅の酒宴の時の歌である。

**(萬二八) 蓬かつらき サカミツキ 遊び和ぐれど(萬二八)**

(萬二八) しか色々に めし給ひ 明らかたまひ サカミツキ 榮ゆ

る今日の あやに貴さ(萬二五)

**サガム(相武) (國)**

國 和名抄に相模(佐加三)とあり、今もサガミといふ。サカミは酒見、佐上ともかいて諸國にある地名であるが、サガムが果して之と同語であるか判明せぬ。國造本紀によれば今の相模の境域には師長といふ國もあつたやうであり、更に其西に位する足柄地方は之にも含まれて居なかつたと思はれるから、上古のサガムの國は相模川(馬入川)以東を意味したのであらう。

國 相模の一宮は寒川神社であるが、佐河大明神ともいひ、羽前の寒河江はサガエと稱へる所を見ると、寒川はサガの假字で、相模の原名であつたとも考へられる。サガは山城の嵯峨をはじめ、肥前、豊後、出雲、備後、常陸等にもある舊地名で、其語義は尙明にせられぬが、伊賀、加賀など、相似た構成である。

**サガム(相武)の國造**

國 國造本紀には成務朝武朝國造の祖神伊勢津彦命三世の孫茅武彦が任命せられたとある(舊)。倭建命を害し奉らんとした相武の國造(記)は其以前の人で、恐らくは此地の酋長を國造と稱へたのであらう。

**サカモト(坂本)の朝臣ヒトカミ(人上)**

國 萬葉集二十卷に防人部領使遠江國史生とある。——坂本区と同氏。

**サカモト(坂本)の臣(朝臣)**

國 建内宿禰の子木の角宿禰の裔(記)。和泉の日根を領した根使主及其

子日根臣の服誅後、其族人が坂本臣と改姓したとある〔雄略紀〕。坂本は和名抄和泉郡坂本郷(今の郷庄村字坂本)で、姓氏録によれば武内宿禰四世孫建日臣が居所によつて坂本臣の姓を賜はつたとある。建日は根臣の一族であらう。天武十三年朝臣に昇格した〔紀〕。——ネの臣の項下を見よ。

サカモト(坂本)の臣タカラ(財)

天武朝の人〔紀〕。大伴の吹負の配下の將。

サカモト(坂本)の臣又カテ(糠手)

崇峻朝の人〔紀〕。蘇我の馬子の黨與。

サカモト(坂本)の吉士ナガネ(長兄)

長兄はナガネとも訓む。

皇極朝の人〔紀〕。任那派遣使節に擬せられたとある。此氏は日下部の吉士の一族であらう。日下部の吉士は坂本臣の祖根臣の領地を給はつて家を起こしたのであるから(雄略紀)、其氏が坂本領まで侵入し坂本の吉士家を創設したことはあり得べきである。孝徳紀に吉士長丹とあると同人であらう。——其項下を見よ。

サカヤ(酒屋)谷

播磨國賀毛郡鴨里の地名〔風〕。大汝命の酒屋を作つた地とある。

サガラカ(相樂)〔地〕

和名抄に山城國相樂(佐加良加)郡とある地。——今サガラと稱へる

——垂仁朝丹波の國野比賣が薄命を悲しんで首を縊らうとしたから、サガキ(懸木)と稱へたのが、サガラカと訛つたといふ傳説があるが〔記〕、信じられぬ。或はサケラ(櫻)カ(處)の轉呼ではあるまいか。大和、河内の櫻井を始め、サケラといふ名を預つた地名は諸國に少くはないのである。

サカル(避)

サキ(朝)アリ(在)の約。

遠ざかる。距たる等の意。

サカル(疎)神

イザナギの命の禊の際左右の手懸から化生した神に奥疎神及邊疎神がある〔記〕。オキ(奥)、へ(邊)は區別稱呼、サカルは距の意であらう。ナギサ、カヒベラに對し隔在を意味するものと思はれる。

サカヤ(酒井)の野

播磨國揖保郡石海里の地名〔風〕。應神天皇が井を此野に掘き酒殿を造立せられたが故に名を得たとあるが、恐らくは桑井の意であらう。

サカヲリ(反折)の池

反折、酒折は從來サカヲリと訓して居るが、或は約してサコリと稱へたのかも知れぬ。——サコリの項下を見よ。

崇神天皇の御代につくられた池〔紀〕。記には輕之酒折の池とある。若し之と同一のものなますとすれば大和國高市郡輕の地にあつたとせればならぬ。カルのサカヲリの池の項下參照。

サカヲリ(酒折)の宮

倭建命の滞在せられた甲斐の一地點〔記、紀〕。現在西山梨郡玉諸村字坂折にある酒折天神の社が其舊蹟であるといはれて居るが眞偽不明である。名の義についても九折坂の意であるといふ説もあるが〔甲斐國誌〕、或はサコリと訓み坂降又は坂寄を意味したのかも知れぬ。

サキ(鷺)

サ(細)ケ(毛)の轉呼。

鷺には眞毛といふ細毛があるから此名を得たのであらうが、原義は細毛で、毛のニコモノを意味するのであるから、此鳥に限つたわけではなく、ササギ(鷓鴣、雀)、カササギ(鶺鴒)——韓名カシ(東雅)、カシサギの意——といふ鳥もあり、シヤと訛つては鳴の意に用ひられるのである。

サキ(佐紀)〔地〕

和名抄大和國添下郡佐紀郷。今生駒郡跡村大字佐紀に其名を留めて居るが、古は此附近一帯の地をサキと稱へたやうである。垂仁朝に狹城の池を設けられたとあり〔紀〕、成務天皇神功皇后の御陵所在地で〔諸陵式〕、萬葉集の歌にも屢々詠まれて居る。サキはアキ、シキ、カツラキと同じく、族名から出た語で、其居住地であつたが故に此名を得たのであらう。——キの項下參照。

サキ(狹城)の池

垂仁朝に作られた池〔紀〕。上記佐紀村にある水上池が其遺跡である

といふことである。

サキ(佐伎)の國

出雲風土記國引の條下に北門佐伎之國を幸き來つて國を縫ひあはせたとある。恐らくはサキの國人を移植した事を意味するのであらう。サキの國の所在は不明であるが、之を引き継いだ國が狹田とよばれた所を見ると、佐渡の國のことであつたかも知れぬ。——サトはサタともいうたらしく、サタ、サキは同義語である(サタの浦の項を見よ)——隱岐の島前にもサキ(崎)といふ地があるが、果して舊名であるや否やを詳にせぬ。

サキ(佐紀)の足尼

大伯の國造〔舊〕。神武命七世の孫とある。名の所由を詳にせぬが、サキは地名であらう。

サキ(咲)野(澤)、サキ(開)沼

上記大和の狹城の野及池をいふのであらう。  
〔萬二〕をみなへしサキ野におふる白つじ知らぬこともていはえし吾がせ  
〔同〕、こと更に衣はすらじをみなへしサキ野の森にほひて居らむ〔萬四〕をみなへしサキ澤におふる花かつみかつても知らぬ戀もするか  
(萬二)かきつばた開沼の菅を笠にぬひ着む日を持つに年ぞへにける

サキ(佐紀)の宮

萬葉集第一巻に長皇子と志貴皇子とが佐紀宮で宴せられたとある。上記佐紀宮に設けられた離宮であらう。

サキ(佐紀)山

右の狭城の山をいふ。  
〔萬二〕春日なる三笠の山に月も出でぬかも、サキ山に咲ける櫻の花も見ゆべく

サキ(狭城、沙紀)のタタナミ(盾列、多他那美)の陵

成務天皇及神功皇后の御陵(紀)。記には神功皇后の御陵は記されて居らぬ。上記佐紀の郷にある。諸陵式には狭城盾列池後陵(成務天皇)と狭城盾列池上陵(神功皇后)とに區別してある。タタナミは池の名と思はれるが、残存して居らぬ。今平城村字御陵にある古墳が此御陵と推定せられて居る。

サキ(狭木)のテラマ(寺間)の陵

垂仁皇后比婆須比賣の御陵(紀)。盾列池後陵の東方に接する古墳の一が之に擬定せられて居る。テラマはテラ(光)マ(地区)の音便で日あたりのよい所といふ意から名を負うたのであらう。寺が借字であることは勿論で後に生まれた稱呼を避つて用ひたものとする説(記傳)には従はれぬ。

サキクサ(三枝、福草)

サキ(幸)クサ(草)の意、サカキ(榮木)と同様にめでたい草をいふのである。治部式にも福草瑞草也朱草別名也とあり、瑞草なるが故にミ

ツクサとも稱へたのが、一重三枝の草と誤解せられ、三枝をサキクサと訓むやうになつたのであらう。記の顯宗天皇の巻の註に「御尚者如三枝・押尚坐也」とあり、萬葉集五巻に「三枝之中爾乎福草登」とある三枝がサキクサと訓むべきものであるとすれば、此誤解は可なり古いものとせればならぬが、或は他に訓があつたのかも知れぬ。催馬樂に「さき草のみつばよつは」とあるのは「福草の瑞」といひかけたので、「三枝の三」の意ではあるまい。

サキクサ(福草)部

顯宗天皇の朝に定められた民部(紀)。部名の所由は説明せられて居らぬ。姓氏録によれば天皇が諸氏族を集めて宴を賜はつたとき、宮廷におひた三葉の草を獻じたものがあつたので、之に三枝部造といふ姓を賜はつたとある。次項参照。サキクサが三葉の草を意味せぬことは前項に述べた通りであるから、姓氏録の傳の如き事實があつたとしたら、サキクサは瑞草であつたのであらうが、サキクサの別もあるから、地名に因むものであるかも知れぬ。

サキクサ(三枝)部の造

上記民部の長である。天武十二年連に昇格(紀)。古事記には天津日

子根命の高とあり、姓氏録には此神十四世の孫建許呂命が顯宗天皇に三葉の草を獻じたから三枝部造の姓を賜はつたとある。

サキクサ(三枝)の別

大中津日子命(垂仁皇子)の高(記)。名の所由を明にせぬが、同列に山邊別、阿太別等があるから、サキクサといふ地名を負うたものと思はれる。

サキクサ(三枝部)のアナホ(穴太部)の王

欽明天皇の皇子、生母は蘇我の小兄比賣(記)。記には壘部穴穂皇子とある。御同腹の姉皇女を間人穴太部王(用明皇后)といふ所を所を見ると、アナホ部は此御子達の壬生部の名で、奉仕者の姓によつてハシヒトとサキクサとに區別せられたのであらう。

サキサカ(鷺坂)山

山城國久世郡久世郷(今久津川といふ)の山の名。  
〔卷九〕山代の久世のサキサカ神代より春ははりつ、秋は散りけり(同) 白鳥のサキサカ山の松影にやどりて行かな夜もふけ行くを

サギス(鷺巢)の池

鷺が棲んだによつて鷺巢と呼ばれたのであらう。  
神名帳大和國高市郡鷺栖神社とある地。今も白根村大字四分に鷺栖森といふ名が残つて居る。垂仁朝ホムチ別命の供奉員に卜定せられた曙立王が此池の木に棲む鷺を祈ひ落したとある(記)。鷺が巢くうて居たから名を負うたのであらう。

サギス(鷺住)山

播磨國揖保郡の地名(風)。鷺が多く住んで居たから名づくたとある。

サキタ(辟田)川

越中國の地名。左記の歌に見えるが、所在を詳にせぬ。

〔萬二〕落たさち 流るサキタの 川の瀬に 年魚子さ走る(四二六)  
(同) 紅の衣にははしサキタ川絶ゆることなく我がへり見む

サキタケ(辟竹)

割竹の意。ソガヒ(脊向)の枕詞。ソキ(サキの音便)の進行格ソガヒにいひかけたのである。例  
(萬七) 吾が夫をいづち行かめときき竹のそがひに寝しく今しくやし

サキタマ(前玉)比賣

大國主神四世の孫瓊主日子命の母(記)。天之靈主神の女とある。

サキタマ(前玉)の命

振魂草の兒(舊)。掃部連等が祖とある。名の義は魂魂であらう。

サキタマ(幸玉)の宮

サキ(幸)タマ(玉)の宮。  
敏達天皇の宮(紀)。譯語田に設けられた。記には單に他田の宮とある。幸玉と號する故は海人王と蘇井玉との舊居であつたからで

あらう。

**サキタマ(前玉)のヲサキ(小崎)沼**

和名抄武藏國埼玉(佐伊太末)郡とある地の沼。今の埼玉村にある埼玉沼が其であらうといはれる。

埼玉(萬心)埼玉のヲサキの沼に鴨ぞ羽さる、おのが尾にふりかける霜を拂ふとならし

**サキツミ(前津見)、サキツミミ(前津耳)〔人〕**

天の日矛の妻の名(記)、又は妻の父の名(紀)。垂仁紀によれば前津耳一名前津見一名大耳とあるから、サキはフト(大)と同じく美稱で、幸の意と思はれる。ミミは御身の義、ミは其約である。

**サキツヤ(前津屋)〔人〕**

雄略朝の人、吉備下道の臣(紀)。謀叛を企てたとある。語義は不明であるが、或は家説ではあるまいか。吉備にはクロサヤを以て稱號としたものもあつたやうである。——其項下参照。

**サキミタマ(幸魂)、クシミタマ(奇魂)**

幸魂此云佐積編多摩、奇魂此云俱斯美梅磨と訓註してある。

サキ、クシは字の通りの意味で、ミタマは神靈の義である。

神代紀一書に大己貴神が國土を平定した後今理此國一唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有之乎と言挙げた所へ、海を照して浮び來たるものがあつて、如吾不在者汝何能平此國乎、由吾在故汝得建其大造之績と云うたので、大己貴神が誰ぞと問うた所が吾是

汝之幸魂奇魂也と答へ、日本國の三諸山に住せんことを希望したとあり、此大三輪神也と説明してある(大意)。表面にあらはれた意味は、大三輪の神は大國主のサキ(幸)及クシミ(靈能)の神靈で、此神靈の加護によつて大國主は國土を經營することを得たといふのであるが、其裏には大三輪神と大國主とが東西相呼應して大八洲を平定したことを暗示するもの、やうに思はれる。記の文には此意味が一層明瞭に記されて居る。

此一書には大國主神の一名を大物主神といふとあり、舊事紀、姓氏錄等にも兩者は同一神と見なされ、出雲國造神賀詞には大穴持命が「己命和魂ヲ八咫鏡ニ取テ倭大物主御孫玉命、名ヲ稱テ大御和ノ神奈備ニ坐」とあるので、幸魂奇魂は和魂と同じく一身分靈の義であると説くものがあるが、大和の大物主神が出雲の大物主即ち大國主と同一神にあらぬ事は其項下に述べた通りで、此紀の記事に於ても決して大三輪の神を大己貴命と同一と説いて居るのではない。假に大國主と大三輪の神とが分身であるとしても、サキミタマ及クシミタマを以てニギミタマの威徳の二方面を表示する語と解する事は無理で、且ニギミタマ(和魂)といふ語にも毫も避離魂の意はないのである。——ニギミタマの項下参照。

**サキモリ(防人)**

セキ(關)モリ(守)の轉。

軍防令義解に凡兵士向京者名ニ衛士……守邊者名防人とあるので、埼玉の義と解するものが多いが、孝德紀の訓にセキモリとあるやうに、原義は關守で、其故に防(フセキ)の字をあてたのである。關守といふ語は萬葉集四卷にも「紀の關守イ留めなむかも」とあり、邊防の

みには限らなかつたのである。九州に派遣せられる東國人に專用する語と了解せられたのは寧ろ後世のことで、續紀天平寶字元年(孝德朝)の敘には西海道七國兵士を以て防人司に充てよともあるのである。

**サギリ(狹霧)**

サ(接頭語)ギリ(霧)。

單にギリ(霧)といふと同意である。アメをサアメ又はサメとも稱へると同一體である。

**サギリ(狹霧)の神**

サは接頭語で、霧の神といふ意である。

大山津見神と野槌神とによつて生まれた神(記)。天之狹霧及國之狹霧の二柱に分たれて居る。「天」と「國」とはいづれも美稱である。

**サクイカツチ(裂雷)**

イザナミの命の遺體中に宿つた八色雷公中の一(紀一書)。陰の上に居たとある。

**サククシロ(佐久久斯侶)〔枕〕**

サク(鞘)クシ(串)ロ(接尾語)。

サクはサス(刺)に通じ、サスクシは矢と同意になるから、イ(射)にいひかけ、サククシロ五十鈴の宮(記)と用ひられたのである。鈴のついた劍とする説は甚しい曲解で、劍はヒヂマキをいひ、クシロ(鏡)ではないのみならず、サクスス五十鈴とか、ススも決して鈴の意ではないのである。——クシロ、サクスズの項下参照。

**サグクミ(佐具久美)**

サクはサカ(嶺)の轉呼で、サグクは其疊尾語である。——サグミの項を見よ。

サカシミと同義。嶺なりとすといふ意。

(萬心)波の上をい行きサグクミ勢の間をい行きもとほり(五九)第二十卷にも「波の間をいゆきサグクミ」と用ひた例がある。

**サクスス(拆鈴)〔枕〕**

サク(榮)、スス(清淨)の意。

五十鈴の枕詞。拆鈴は拆銀の誤字ではないかといふ説もあるが、姑く本の儘に解釋する。サカ(榮)もスス(清淨)も神徳を表示する語であるから、イ(齋)にいひかけたのであらう。釋記に「口サケタリ故云ニ拆鈴」とあるは俗解で取るに足らぬ。

(神功紀)神風伊勢之國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神

**サクダ(裂田)の溝**

體の縣の一地點(神功紀)。雷が聲を裂いて水を通じたからサクダの溝と稱へたとある。

**サクナダリ(佐久那多利)**

サは差の語幹、クナダリはクダ(下)、タリ(垂)の轉呼であらう。

差下垂の意、即ち落下の義である。

(大忌祭祝詞)山山、自レ口狭久那多利ニ下賜水ヲ(大祝祝詞)佐久那多利ニ落太支都連川ノ瀨

サクミ(割見)

① サカ(嶺)ミ(活用語尾)の轉呼。  
② 嶺なりと見るといふ意で、サカクミとも用ひられる。——其項下參照。——サカシミとも同義である。

③ (萬三) 石根サクミマ ナツミ来し(二二〇)

(萬六) 五百重山 いゆきサクミ(九二)

(祝詞) 勢根木根踏佐久彌マ

サクラコ(櫻兒) (人)

① 萬葉集十六卷の歌にあらはれた少女の名。

サクラサ(櫻麻)

① サケ(割)アル(在)アサ(麻)の意で、麻の一種であらうが、其物を詳にせぬ。大麻の葉は割目の深いものであるから、之をサクラサといふたのかも知れぬ。

② テ(緒)の枕詞に用ひられた。例

(萬二) サクラサの菅原の下草露ならば明してい行け母は知るとも

(萬三) サクラサのをふの下草早おひば妹が下組とけざらましま

サクラタ(櫻田) (地)

① 和名抄尾張國愛知郡作良郷。萬葉集三卷高市連黒人の歌に「櫻田へ鶴なき渡る年魚市がた潮干にけらし鶴なき渡る」とあるサクラ田はこの地の田の意であらう。今も笠寺町北方に櫻といふ地名があるといふことである(地名辭書)。

さくらのめて (歌詞)

① メアは芽出に珍重の意のメアをいひかけたのである。

② (尤恭天皇御製) 花くはし櫻のメアこと芽出ばはやくはめです我が愛づる子ら(紀)

サクラヒト(櫻人)

① 龍馬樂「櫻人」に

さくら人 さくら人 そのふれちぢめしまつ田を とまちつく

れる 見てかへり来むや ソヨヤ あすかへり来むや ソヨヤ

ことなこそ あすとはいはめ なちかたに つまさる夫なれば

あすも買來じや ソヨヤしあすも買來じや ソヨヤ

愚案抄には「サクラ人は花人などいふが如し、麗人をいふべし、みやび

やかなる心にや」とあり、眞淵、守部は尾張愛智郡の地名としたが、い

づれも餘り縁が遠すぎる。案するにサクラはサカラ(相樂)の原語で、

——サカラカの項下を見よ——其地の住人をサカラ人といふのであ

らう。其舟止め(チサメ)とあるはトドメの説)とあるから、木津川を上

り下る相樂の舟人のことと思はれる。シマツメは鳥田の義、和名抄綴

喜郡志磨郷のことで、其地の田を十町作つたのを見て、明日歸つて来

るといふ男に對し、女が口でこそ明日とはいへ、遠方で浮氣をする

(ツマサルの項下參照)天のことであるから、あすも明後も實は歸つて

來まいと怒じたのである。

サクラキ(櫻井) (地)

① 推古朝伎樂舞をよくする百濟歸化人味摩之を置かれた地(紀)。一本

に其弟子の子孫は大手首、群田首の祖とあり、和名抄によれば兩地共に城上郡の郷名であるから、今の磯城郡櫻井町のことであらう。豊浦寺も古は櫻井寺といふたところから(法王帝説)、今の高市郡飛鳥村にも櫻井といふ地名があつたものとおもはれる。和名抄には河内國櫻井郷(今の中河内郡池島村附近)をあげて居る。いづれも櫻の木の傍にある泉によつて名を負はせたのであらう。

サクラキ(櫻井)の郎

① 天智天皇の妃蘇我の姪姫の一名(紀一傳)。高市郡櫻井に居住したのであらう。

サクラキ(櫻井)の王

① 萬葉作家。大原真人櫻井(萬三及續紀)と同人のやうである。門部王と同一系の人であらう。

サクラキ(櫻井)の臣

① 建内宿禰の子蘇我の石川宿禰の後(記)。天武朝朝臣に昇格(紀)。姓氏錄によれば稻目の後とあるから、高市郡櫻井に居住したが故に此姓を名乗つたものと思はれる。

サクラキ(櫻井)の臣ワシコ(和慈古)

① 推古舒明朝の人(紀)。山背大兄皇子の腹臣とある。ワシコの義は驚子であらう。

サクラキ(櫻井)の皇女

① 欽明天皇の御子、生母は蘇我の堅鹽媛(紀)。記に櫻井の玄王とあるのは敏達天皇の皇女とまされたのであらう。

サクラキ(櫻井)の屯倉

① 安閑朝紀香々有媛に賜はつた屯倉(紀)。一本云として加三脱茅澤山屯倉と分註してあるから、此は和名抄に河内國河内郡櫻井郷とある地であらう。

サクラキ(櫻井)の夕べ(田部)の連

① 右の田部の部長。應神天皇の妃系井比賣の父鳥垂根(記)——紀には系媛の父男祖——は櫻井田部連の祖とある。鳥は大和の高市郡の地名で、蘇我氏の占據地であるから、此タリネ(傍系の意)も同氏の人であらう。田部の連に任ぜられたのは數代後のことであらうが、以前から河内の櫻井に移住し、其地の名族であつたが故に新設の田部の長となつたものと思はれる。

サクラキ(櫻井)の夕べ(田部)の連イヌ(瞻苳)

① 崇峻紀に見えた人名。イヌは名であらうが、其養犬が忠實であつた事蹟が傳へられて居るから、犬を愛するによりイヌといふ綽名を得た

のがし知れぬ。

サクラキ(櫻井)のユミハリ(弓張、玄)の皇女(王)

此名の皇女には次の二柱がある。

(一) 欽明天皇の皇女、生母は蘇我の岐多志比賣(記)。——紀には単に櫻井皇女とある。

(二) 敏達天皇の皇女、御母は後の推古天皇(記、紀)

同名の皇女が二人あつても差支はないが、餘り時代が近過ぎるから、紀に欽明天皇の御子を櫻井皇女、敏達天皇の御子を櫻井弓張皇女としたのが正傳とおもはれる。

サケ(鮭、鮭)

原義は判明せぬが夷語であらう。常陸風土記久慈郡助川の項下に俗語「鮭」爲須介とあるので、子はサケ、親(祖)はスケといふと解するものがあるが、スケはサケの原語と思はれる。マスケをマス(鱈)と稱へる所を見ると、スケが此種類の總稱であつたことが知られる。マスの子をセイゴといふのもスケの子の轉訛ではあるまいか。

サケ(酒)

サ(聲)ケ(饗)の轉呼。——ケサイ語で酒をセコ(ゴナハ語シヨコ)といふのは日本語のサケと同源であらうといふ説(クリスチャン)があるが、尙肯定しかれる。

ケ(食)の轉音キが液體食料を表示する語になつたのは極めて自然の變化である。酒は主として神饌に供する目的を以て調進せられたもの

であるから、神木をサカキといふやうに、神酒の義を以てサケと稱へたのであらう。他語に接頭する場合にはサカトノ、サカホガヒの如くサカと轉音する。

サケ(酒)の雲

百濟王の族人(仁徳紀)。無禮の罪があつて召寄せられたが、後日罪を許されて歸化し、放鷹の術を案出したとある。姓氏録によれば、右京の刑部、和泉の百濟公、六人部連等は此酒王の後也とある。名の義は酒部又は酒人の首長といふことであらう。雄略朝秦の民百八十種の勝部の統領に任ぜられ、萬豆麻佐といふ號を賜はつたものに秦酒君(又は秦ノ酒)といふものがあるが、右の百濟の酒君とは別人である。——ハタのサケの君の項下を見よ。

サケルトメ(鯨利目)

神武天皇の將大久米命の鯨利目を見てイスケ依日賣がなだサケルトメといはれたとある(記)。鯨が鋭く裂けて居たことないふのであらうが、特に鯨の字を用いた所を見ると、顔面を刺して居たものと思はれる。——メサキの項下参照。

サコリ(酒折、反折)

酒折、反折は從來サカチリと訓して居るが、サカ、チリはサコリと約せられるのが古の發音法則であるから、酒折、反折は借字でサコリと稱へたのがし知れぬ。若し然りとせば、坂寄の意とも解せられる。

サコロモ(狹衣)

サカチリの池の項下を見よ。

ササ(佐佐)の御井

播磨國賀毛郡の井の名(風)。「サメの笹葉」と詠せられた應神天皇の御製——サメの條下参照——に因んで其當時從臣の關いた御井に名づけたとある。

古曲全集本に「於是從臣開井故云佐々御井」の句を御製の次に移すべきものとしたのは當を得て居る。

ササ(佐々)村

播磨國揖保郡の地名(風)。渠が竹葉を嚼んで居るのを見たからササ村と名づくたとある。ササマ(小竹葉)を手にして猿女が神樂を奏したことが誤り傳へられたのであらう。——ササ及サルメの項下を見よ。

サザエ(榮螺)

和名抄に榮螺子佐左江似蛤而圓者也とある。箋註に本草和名を引いて榮螺子一名蜆とあるから、蜆即ちキサガヒで、蛤に似て圓いのは事實であるが、今いふサザエではない。サザエは寧ろ甲羅子(和名抄ツビと訓す)であると説いて居る。サザエの語義は不明であるが、或はサザレ(螺)の轉ではあるまいか、此螺の角が螺に似て居るから名づけられたのであらう。龍馬堂「我家」にはサザエとある。——サは相通音である。

ササギ(雀)(鶺鴒)

サ(小)サゲ(細毛)の轉呼。——サギ(雀)の項下を見よ。

小細毛即ち小鳥といふ意。

サは接頭語で發聲以外の意味はないから、單に「衣」といふと同義である。

萬葉集十四卷に「サコロモをつくばれる」と枕詞的に用いた例がある。之は衣ツク(著)といふ縁によるものであらう。

ササ(笹)(神樂)

木竹葉のサラサラと鳴る音を模した聲であるが、主として笹葉をいふに用ひ、上代之を神樂器としたので、神樂、神聖等の義を生じた。

大古の神事に竹木の小枝を持ち其葉を振鳴り鳴して奏樂にかへたことは古事記及古語拾遺の天窟の記事によつても明で、就中笹葉は最此用に通したものであるから、ササといふ名を貰ひ、其轉音のسسからスキ(薄)といふ語を生じ、更に神樂用の鈴をいふに用ひられるやうになつた。萬葉集等に神樂の二字をササ又はサララの假名にあてたのも此原義によるものであらう。

神樂は崇高、清爽の感を興へるものであるから、ササ(又はسس)といふ語にも其意が寓せられ、スズシは爽涼の意となり、イسس、イササの形に於ては神聖の意味に用ひられるが——各其項下を見よ——單にササといつても神聖の義となることのあるのである。

ササ(佐佐)の君

開化天皇の御孫志夫美宿禰王の裔(記)。ササは神名帳に伊賀國阿拜郡佐々神社とある地ではあるまいか。但し志夫美の宿禰はサホ彦の裔で甲斐國置に任ぜられたとあるシホミ(鹽見)の宿禰と關係があるやうに思はれるから、此ササも或は甲斐地方の郷名で、早く其跡が絶えたものとも想像し得られる。

和名抄には鷓鴣、字鏡には鷓にササキといふ訓を與へて居るが、ササキの原義は小禽であるから、小雀(雀は其合字)と書いたので、或一種の鳥を意味するのではない。

ササキ(佐佐紀、佐佐城、狹々城、沙々貴) (地)

ササ(神聖)キ(城)、即ち靈場の意から、神廟又は陵の意に轉用せられた。靈異記には家を佐々岐と訓してある。神名帳に近江國蒲原郡沙々貴神社とある地。和名抄同郡菟野郷として擧げたのも同地であらう(記傳)。この地名が神廟又は陵から出たのはササキの山君韓俗が罪によつて藉帳を削り陵戸に當てられたといふことによつても明である。

ササキ(佐佐城、狹々城)のヤマ(山)の君

ササキは神廟の意から出た地名で、山の君は山部の君といふことである。

大彦命の裔(紀)。雄略天皇に加担して市邊の忍賣王を暗殺しまゐらせたササキの山君韓俗といふものがあり(紀、記)、其弟の倭俗もササキの山君とある。語義はササキといふ地(近江)の山部の君といふことであるが、顯宗紀には韓俗の罪を亂し充(陵戸)兼(守山)削(藉帳)とあり、記に市邊王の陵を蚊屋野に作つて韓俗の子を陵戸とせられたとある所を見ると、此地は御陵が設けられたが故にササキといふ名を得たので、後の呼稱を過つて用ひたものと思はれる。弟の倭俗は妻置日の功によつて賜(本姓)狹々城山君氏とある(紀)。此は兄に代つて山の君に就任したことをいふので、其子孫がササキの山の君と稱せられたのであらう。

ササキ(佐々貴)のヤマ(山)の君 (地名)

孝德天皇の内侍(萬二九)。

ササキ(狹々城)のヤマ(山)の君カラフクロ(韓俗)

カラフクロの項を見よ。記に佐々紀山君の祖とあるが、市邊押賣皇子暗殺に参加した罪によつて藉帳を削られ、部民に貶せられたとあるから(紀)、ササキの山の君の祖ではあり得なかつた筈である。紀に狹々城山君韓俗とあるのが正傳であらう。

ササキ(狹々城)のヤマ(山)の君の祖ヤマトフクロ(倭俗) — ヤマトフクロの項下を見よ。

ササキシ(狹狹寸爲)

ササ(幸)キシ(豊)の豊頭語ササキに形容語尾シがついたもので、「幸福なる」といふ意である。

(萬二六) 古の ササキシ我や はしきやし(三九二)

ササキへ(雀部)の臣

薩部の意。ササキの項下を見よ。神八井耳命の裔(記)。姓氏録和泉皇別にも此氏をあげて居る。神八井耳命は祭政を擔任せられたとあるから(記、紀)、其後裔中に薩部の首長たる家があつたのは不可解ではない。後記建内宿禰系の雀部とは別氏である。

ササキへ(雀部)の臣(朝臣)

建内宿禰の子許勢の小柄宿禰の裔(記)。天武十三年に朝臣に昇格した(紀)。姓氏録には左京及攝津皇別に建内宿禰の後として雀部朝臣をあげ、應神朝に風河建彦宿禰といふものが大鷦鷯尊の御代理として木綿禰をかけて御膳を掌殿したから大雀臣といふ名を賜はつたとある。此傳説に誤なしとすればササキは大鷦鷯尊(仁德天皇)の御名を負つたもの、やうで、ササキ部といふ御名代部又は御子代部が設立せられ、其部長に建内宿禰の氏族員の一人が任命せられたものとも解せられるが、或は故あつて神八井耳命の裔なる雀部臣の宗家を繼承したのかも知れぬ。

ササキへ(雀部)の連

尾張氏九世玉勝山代根古命の裔(舊)。山代水主雀部連とつゞけてかいてあるから、山代のササキ部の連の意とも解せられる。他書には此姓は見えぬが、ササキが陵又は神廟の意であるとすれば、山代にも其部長があつたことは異とするに足らぬのである。

ササキへ(雀部)のヒロシマ(廣島)

萬葉作家。下總國結城郡の人。上毛君の祖先の陵戸であらう。

ササゲ(撃)

サシアゲの約。

今もササゲともサシアゲともいふ。雄略朝三重の采女の歌に「あり衣の三重の子のササガセ玉うき」とあるは、ササゲ、ナセルの約で

あらう。

ササゲ(荳角、佐々宜)の皇女(郎女)

體天皇の皇女、生母は息長の麻績姫子(記)又は麻績郎女(記)。伊勢の齋宮に任ぜられたとあるから、ササゲは神饌の意で、荳角は借字であらう。

ササナミ(沙沙那美、狹々浪、樂浪) (地)

小波又は漣の意。ササナミ又はササレナミともいふ。ササには些少の意もあるが、或はササヤク波といふ意味であるかも知れぬ。樂浪といふ字をあてたのは神樂をササといふからであらう。——其項下参照。

神功紀に狹々浪の栗林とあり、記に單に沙沙那美と記されて居る。近江國滋賀郡地方一帯の總稱であつたのであるが、後世シガ(滋賀、志賀)、大津の枕詞としてのみ用ひられた。地名としての用例は次項以下の通りである。

ササナミ(狹狹波)の山

上記ササナミといふ地域に存する山の意であるが、或は特にササナミの山と指稱せられた山があつたかも知れぬ。欽明紀の發自(難波津、陸引)船於狹狹波山而變(飾)船乃往迎(於)近江北山といふ記事については色々説があるが、憶測を加へずして之を解釋すれば、難波から舟を引上して或る地點から陸路狹々波山を越したとすべきである。されば逢坂山をも包括する稱呼と思はれる。逢坂山は後記の如く狹々波合坂山とも稱へられたのである。



ササナミ(狭々波)のアフサカ(合坂)山

國 奉徳朝に近江國の狭々波合坂山を以て畿内の北境とせられたとある〔紀〕。今の逢坂山である。

ササナミ(狭々浪)のクルス(栗林)

國 神功紀に武内宿禰が忍熊王の軍を此地に追及して多く斬り殺したとある。催馬樂歌に粟津原御栗栖乃とあると同じ地をいふのであらう。クルスは本来クニス(國柄)の訛であるが、栗林の意にも轉用せられたのである。——クニスの項下參照。

ササラ(左佐羅)の小野

國 ササ(神聖)ヲ(接尾語)。

國 神聖なる小野といふことである。河内國サアラ(更茂)郡の一稱で、萬葉集に天ナル(ヤ)ササラの小野と詠じたのは其地の野のことであらう。天ナル(ヤ)といふ語は准冠詞として用ひられたので、大和の香山を天の香山といふと同じ趣である。

國 (萬二) 天なる ササラの小野の いはひ管 手にとりもちて(萬二) 立つ。 天なるヤササラの小野にちかや刈り草かりばかにうつら

ササラエ(左佐良榎)壯子

國 ササ(神聖)ヲ(接尾語)エ(枝)の義。

國 萬葉集第六卷左註に月別名曰佐散良衣壯士とある。桂壯士などいふと同じく月世界に靈木ありとする支那傳説(廣寒清虛府の故事等)に

よるものであらう。ササラ、エサトコ(愛男)と解するものがあるが、カツラエトコといはぬ所を見ると、エは枝でササラエ即ち神樂に用ひる枝にいひかけたのであらう。

ささらがた、ささらのみおび

國 ササラはササ(征)ヲ(接尾語)。

國 尤恐天皇御製に

ササラガタ錦の紐をときさけてあまたは寝ずと唯一夜のみとある。ササラガタは征型の意であらう。此紋様が當時行はれたと見えて、續體紀春日皇女の御歌にも「大君の佩ばせるササラの御帯の結びたれ」とある。此はササラガタの型を略したのであらう。

サザレ(小石)

國 サザレイシの略語。

國 サザレイシが約せられてサザレシとなり、更にサザレとなつたものと思はれる。今ザリといふのは其説である。例

(萬二) 佐保川のサザレ踏みわたりぬば玉の黒馬の來夜ば年にもあらぬか

サザレイシ(細石)、サザレシ(左射禮思)

國 サラサワと音する石の意。小石、禮。略してサザレといひ、更に説つてザリと稱へるやうになつた。

國 和名抄に細石、説文云礫也水中細石也、和名抄佐々禮以之とあり、字鏡には礫を佐々真石と訓してある。ササが些小の意ではないのはササイシとした例のないことによつても明である。古の發音法からいへば

サシクニ(刺國)の若比賣

國 大國主神の生母〔記〕。上記刺國大神の女とある。

さしけくしらに

國 「挿しける事を知らず」の意。「志しけることを知らず」といふ意味にきかされたのである。——記にはサシケルシラニとある。

國 (應神天皇御製) ひしからの サシケケシラニ 我心 いやをこにし て〔紀〕

サシナミ(刺並)

國 閉並の意。

國 ト(戸)の枕詞。閉並へる扉といふ意によつて用ひたのであらう。例 (卷七) サシナミの 隣の君は あらがじめ 已妻かれて(二七六)

之によつて思ふに第六卷「大君の命かしこみ刺並之。國爾出座耶、吾背乃公矣」とあるのも、國の上に「土左」の二字を脱したものと推定せられる。

サシハ(指羽)

國 挿羽の意。

國 鬚と稱し長い柄をつけて玉座の上にかざす扇狀のものをサシハといふが、廣い意味のサシハは頭飾等にも用ひられたのであらう。例

(萬二) 逢谷の二上山に驚き子産といふ、サシハにも君が御爲に驚ぞ子生といふ 右の歌の君を天皇、サシハを鬚と解することは無理である。

イの音が省かれるのが至當で、左記の萬葉の歌にはサザレシと假名書してある。

ササレナミ(小波)

國 ササ波と同義。サチ(立)の枕詞に用ひられた。例

(萬二) なぎさには葦鳴きわきササレナミ立ちても居ても(三六三) 右の外「小波磯こせ路なる」(萬三)、「とのくもり雨ふる川のササレ波間なくも君は」(萬三)、「妹が目を見まく細江の小波しきて懸ひつ」(萬三)「ありその上の小波我懸ふらくはやむ時しなし」(萬三)の如く用ひた例があるが、枕詞ではなく聲喩である。

サシ(城)

國 古韓語。今 Chasi の形に於てアイヌ語に残つて居る。

サシクシ(指櫛)

國 挿櫛の意でスキクシ(梳櫛)に對する語であるが、上古サシクシと稱へたのは筭の類であらうと思はれる。——クシの項下を見よ。

國 (播風) 即以ニ指櫛ニ塞ニ其流水ニ挿保都出水里の條下

サシクニ(刺國)の大神

國 大國主神の母刺國若比賣の父〔記〕。サシクニは出雲國大原郡佐世郷「風、和」、即ちサセのクニ(郷)の轉呼であらう〔記傳〕。此地の大土產といふ意で大神と稱へたものと思はれる。

サシヒレ(刺領巾)〔人〕

住吉中皇子の近習(履中紀)。反正天皇の命によつて中皇子を殺害した事人となる。サシヒレといふ名も之によつて興へられたもので、サシヒは刺及の意、レは人の義であらう。——アリの項ト参照——記には其名を曾婆加里といふとある。

サシフツ(佐士布都)の神

建御雷神が神武天皇を助勢する爲に高倉下の倉の頂から落し入れた神鏡の名(記)。雲布都神又は布都御魂ともいひ、石上神宮に奉安せられて居るとある。サシは銳利の形容で、フツはフト(心)の轉音である。ミカ(美稱)フツ又はフツのミタをフツの神といひかへただけで全然同義である。

さしぶきをさしぶのき〔歌詞〕

「サシアよ」「サシアの木」の意で、サシアは喬木の名であらねばならぬ。契沖はヒサカキ(椿)であると攷證したが、尙研究を要する。  
〔石之比賣の御歌〕川の邊に 生ひたてる サシアを サシアの木  
其が下に おひたてる 葉廣ゆつま椿(記)

サシロメ(佐白米)の命

白米は或はシラヨネと訓むのかも知れぬ。  
若狭國造荒瀧命の父(舊)。膳臣の祖とある。名の義不明。膳臣は大彦命の後であるが、此人の系譜を詳にせぬ。——カシハアの臣の項ト参照。

サズキ(佐受岐、假廢)

サシツギ(挿次)の約か。  
現代語のサツキ(棧敷)と同語である。スサノヲの命が八俣の遠呂智を誘き寄せる爲に門毎に結ばしめたとある佐受岐(記)は紀には假廢と書き此云佐受根と訓註してある。廢は欄のことである。

サスタケ(刺竹)〔枕〕

サスは五百枝サス、芽サスの如くも用ひられる語であるから、——後記サスヤナギ参照——サス竹は芽幾竹をいふ。此意味を以てミ(メ)の轉音にいひかけ、ミヤ(宮)、ミコ(皇子)、キミ(君)の枕詞に用ひ又ハコモリ(葉隠)ともつづけたのである。例  
(聖徳太子の御歌)サスタケの きみはやなき 飯に饌て こやせる  
其旅人あはれ(紀)

(萬二) サスタケの大宮人の家とすむ佐保の山をも思ふやも君  
(萬二) サスタケの葉こもりてあれ吾が夫この吾かり來せずは吾が戀ひめやも

サスタヘ(刺細)の子

刺細は當字で「挿す田部の子」即ちササトメの義である。  
(萬二) 大和の つげの小柳を 抑へさす サスタヘの子(三九五)  
此語を解しかれて刺の字を敷又は腰にあらためたものがある。貴族の若殿がさなとめに戀したことを詠んだ此めでたい歌を此一語でめち

や／＼にするもので、作者もさぞ地下でないて居よう。

サスナベ(刺鍋)

和名抄に辨色立成云銚子サシナベ俗云サスナベとあり、字鏡は鍋、鏡にサスナベといふ訓をあたへて居る。鏡、鏡共にものを暖める器であるが、サスといふ語を解し得ぬ。注道のあるもの、意とする説もあるが(東鑑)、韓語併申(火勢熾なり)といふ語と關係があるかも知れぬ。  
(萬二) サスナベに湯わかせ子どもいちひ津の檜橋より來むきつにあむさむ

サスヒ(佐須比)

サスはサソヒ(誘)の語幹サツと同じく、ササの轉呼で、之に行爲を意味するヒを添へたものである。  
ササには促進の義があるのから、サスヒ(サソヒ)も誘の意となるのである。行動を意味する場合には語尾をサにかへてサスヒとも用ひたやうである。

(萬二) 橋立の 熊來酒屋に まねらる奴わし サスヒ立ち 車て來なましを 奴わし

サスヤナギ(刺楊)〔枕〕

サス柳は上記サス竹と同じく芽刺柳の意で、ネハヤ(根張)の枕詞である。

(萬二) み雪ふる 冬の朝は 刺楊 根張梓を(三三四)

サスラヒ(佐須良比)〔動〕

前項に述べたサスリの通行格。  
サスリは「誘導」を意味するのであるが、轉義により漂泊、流浪をサスラヒといふた。  
サセ(佐世)の木  
サシ(挿)の木の轉呼か。  
挿頭の木の意。  
出雲風土記大原郡佐世郷の名の由来としてスサノヲの命が佐世乃木葉頭刺而踴躍爲時所刺佐世木葉堅とある。上記サシアの木とするものもあるが、理由のないことである。

サタ(狭田)

サは榮の意、サタは眞幸田と同意であらう。天照大神の御田を天狭田というたとある(神代紀)。

サタ(左太)

サ(間)タ(接尾語)。  
間の意から轉じて頃間即ち際(さい)の義となつたので、音便によりシタとも用ひられる。——サの項下参照。

(萬二) 沖つ波へ波の來よる左太の浦の此サタ過ぎて後あはむかも

サタ(左太)の浦

上記萬葉集十一卷の歌に詠ぜられた地點。和泉及出雲にも此名の浦があるといふことであるが、サタは諸國に多い地名であるからいづことも定め難い。但し此サタは伊豫、土佐、大隅のサタの岬のサタと同じ

く、サキ(崎)と同義語であらう。サは「先」の意、キとト(タ)は其音便)とは同義語でいづれも「處」を意味する。

サダ(佐太)の大神

出雲風土記によれば鳥根郡加賀神崎の窟の中で生まれた神で、キサカヒ比賣命の子とある。カガは神子の意、此神が生まれた所なるが故に名に負うたのであらう。之を後田彦大神なりとするは理由のない當推量である。

サダ(狭田)の國

八東水臣津野命が北門佐伎國を引継うた郷土(出風)。秋鹿郡(今八東郡の一部)の舊名で今も佐太村、佐陀川の名を存する。サタの語義は榮田又は榮所と思はれる。大神は此地の開拓者の神靈であらう。

サダ(佐太)の宿禰

姓氏録に佐太宿禰は坂上大宿禰と同祖(漢靈帝の男延王の後)部賀直三世孫兎子直の後也とある。サダは和名抄河内國茨田郡佐太郷とある地、今の北河内郡鹿野村である。宣化朝河内の茨田の屯倉の穀を筑紫へ運搬する命をうけた阿蘇仍君はアソダとよみ、サタに接頭語を冠したアサダの轉ではあるまいか。若し然りとすれば此サダは鹿野の意であるかも知れぬ。

サダ(佐太、佐田)の岡

草壁皇子の御陵眞弓の岡に連る岡で、今も高市郡坂合村眞弓に近く佐田(越智岡村)といふ地名がある。萬葉集二卷此皇子の挽歌に詠まれ

た地である。

サダ(佐太)のミコ(御子)の社

出雲國秋鹿郡の神社(風)。——神名帳には佐陀神社とある。——同郡神名火山の條下佐太大神社即在其下也とあるにも拘はらず、風土記に大神の社のあげられて居らぬ所を見ると、ミコは神子の意で、此神は佐陀の大神とも佐陀の神子とも呼ばれたのであらう。

サダエ

薩馬嶽「我家」に見える語で、天治本、秘抄其他古本にはサダチとあるが、入文によれば文治本前集にはサダエとあるといふ。抄に「延喜式に編をさだかいと訓めり、さざえの事なるべし」とある。

サダケ(狭田毛)の皇女

欽明天皇の御子笠縫皇女の一名(紀)。サダケも笠縫と同じく大和の地名であらうが所在を詳にせぬ。

サダケ(狭竹)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。サダケは上記の如く大和の地名で夙に其名を失うたのであらう。和名抄常陸國久慈郡に佐竹郷があるが、この地の物部をいふものとも思はれぬ。

サダヒコ(猿田彦)の大神

此神を出雲風土記の佐太の大神とする説は誤であるが、猿田をサタと訓み得ぬことはない。——サシマに猿島といふ字を充てた例もある

——さりながら語義上サルタであらねばならぬ。

サタモノ

クニノサタモノの項下を見よ。

サチ(幸)

此語は幸、榮を與へる(靈力)といふ意なるが故に、動詞には轉用しがたくハヒといふ語をそへ、サチハヒとして活用せられたのである。

サチ(獵)

此語は夙に廢用となつたが、上古は投槍、矢、鎗等を以て禽獸魚介を刺して捕へたから、其靈能といふ意で漁獵をサチというたらしく、サチユミ(獵弓)、サチヤ又はサツヤ(獵矢)、サツサ(獵男)などいふ語が残つて居る。サツはソツとも轉呼せられた。射術に長じた人にソツヒコといふ名を與へた例もある。——ソツヒコの項下参照。

山幸彦、海幸彦のサチは尙「幸」の意とも解し得られるが「山サチもおのがサチサチ、海サチもおのがサチサチ今は各々サチ還さむ」とある山サチ、海サチは獵、漁の意と解し、サチサチ(幸々)にいひかけたものとする方がわかりよいやうである。以「海佐知釣魚(記)」、弟持三兄之幸釣(入海釣魚(紀))とあるサチの如きは漁具とせれば意が通ぜぬ。

サチ子(幸釣)

漁釣の意である。——前項参照。

(神代紀) 弟持三兄之幸釣(入海釣魚)……猶欲得吾故幸釣

サチユミ(幸弓)

獵弓の意である。——サチの項下参照。例(神代紀) 故兄持三弟之幸弓(入山覓鳥歌)

サツ(薩都)川(里)

サトの項下を見よ。

サツキ(五月)

五月にサの意があるとするのは大なる誤である。

サツキ(佐都紀)の臣

雄略天皇の妃食野比賣の父(記)。九瀬之佐都紀臣とある。紀に春日和珥臣深目とあると同人であらう。ソニのオミは春日の祠官の稱で、フレ、コゴトの如く祭事に縁のある名を負うたものが少くはないから、サツキも亦イツキ(齋)の意から出た名であるかも知れぬ。

サツキ(五月)の玉

藥玉と稱するもので種の質を連貫したものであつたらしいが、後には綾紙を買き、端午には菖蒲をそへて柱、棟などにかけるやうになつた。一種の厭勝であるが、其起原を詳にせぬ。萬葉集八卷藤原大刀自(天武天皇の妃)の歌にも見えるから、其ころも存した風俗とおもはれる。

サツキ(佐伯、五月)山

萬葉集七卷に「佐伯山うの花もちあはれ我子をし取りてば花はち

るとも」とある。佐伯山といふ地名は京畿に心あたりがなく、且ツの花との縁も明でないので伯は付の誤でサツキ山であらうといはれて居る〔真四〕。第十卷にも「五月山うの花月夜宿公鳥さげども飽かず又なかねかも」とある。五月山は攝津國豊島郡池田町にある山の名であるが、此處は古の猪名の郷で、佐伯が居住して居たことは仁徳紀にも見えるから、佐伯山と稱へることもあり得る。さりながら歌としては尙サツキ山であらねばならぬ。

サツチ(狭穂、狭土)の尊(神)

サ(榮)ツチ(神靈)の意。  
國狭穂尊は神代七代の神の一柱であるが〔紀〕、——ケニのサツチの尊の項下を見よ——記には大山津見神と野稚神とによつて生まれた子として天之狭土、國之狭土の二柱を擧げて居る。「天」「國」は美稱であるから、狭穂尊と名の義に於ては相違はなく、傳を異にしたものと思はれる。

記の二神は或は土の神の意味を以て記されたものであるかも知れぬが、原傳説はやはり榮神靈であつたのであらう。サカ(坂)ツチ(土)の約とするのは根據のないことであるのみならず、サカツチはサツチとは約せられぬ。

サツマ(薩摩)〔國〕

孝徳紀に薩摩之曲竹島之門とあるのが此名の史書に見えた始で、其後國號となり、和名抄には薩摩(飲豆萬)國薩摩郡をあげて居る。——國造本紀薩摩國造の條下に日向日代朝伐三薩摩軍人等一領之、仁徳朝代曰佐改爲薩とあるのは上代一國と認められて居なかつた一體である。

——語義は幸鳥の約であらうといはれて居るが尙疑がある。

サツマ(薩摩)のセト(追門)

和名抄薩摩國出水郡勢度郷。今の下出水村と西長島との間にある黒瀬戸で八代入海の南口である。萬葉集にはサツマの追戸とも(三卷)、軍人の追門(六卷)とも詠まれて居る。

サツミヤウクワン(薩妙觀)

萬葉作家。續紀によれば元正、聖武二朝に尼僧として宮中に奉仕し、正五位下に叙せられ、河上の忌寸の姓を給はつたとある。

サツヤ(得物矢、佐都夜)

獲矢の意で、之に對して兵器の矢をツ矢と稱へた。——サチの項下参照。——得物は「獲もの」即ち獲獲を意味するので、サチ(サツ)の假字に用ひられたものと思はれる。

サツユミ(獵弓)——サチの項下を見よ。

サツヲ(獵夫)——サチの項下を見よ。

サテ(小網)

サシヤの連約であらう。  
サシ(刺)テ(物)の義で、魚をさすといふ意から手網の義に轉用せられたものと思はれる。  
和名抄に權佐天と訓し、網如ニ箕形ニ狭後廣ノ前名也とあるから、

今もいふサテのことであるが、萬葉集にサテハハ(卷四)、サテサシヨメシ(卷二)と用ひてあるのを見ると、小い刺網のことをもいふたもののやうである。

サテ(佐堤)の崎

萬葉集四卷に「あこの山いほへかくせるサテの崎サテ延へし子が夢にし見ゆる」とある。アコが志摩の美濃郡であるとすれば、サテの崎も其附近であらうが、所在を詳にせぬ。サテの語義はサシヤであるから、固有名稱ではなく地形によつてサテの崎と稱へたのであるかも知れぬ。

サテ(紗手)媛

安閑天皇の妃〔紀〕。許勢男人大臣の女とある。名の所由不明。

サテヨリヒメ(狭手依比賣)

津島の一(記)。天之狭手依比賣とあるから、アマ(海人)族の人で、神の依媛であつたことを意味するのであらうが、サテといふ名の所由を詳にせぬ。上記サテ媛及大伴のサテ彦などの例によると、サテは地名を負うたもの、やうに思はれる。

記の此條下には若干の錯簡があるらしく、舊事紀の所載とも一致せぬ。肥國の一名を建日向日豊久土比泥別とあるのは意をなさぬから、或は二神の名が一つに合併せられたものであるかも知れぬ。若し然りとせば筑紫四面に五つの名があることになるから、——舊事紀には其一を日向國の名として居るが、其では五面になる——其一つは他の島の名であつたのであらう。佐渡國の別名が缺けて居るのは此が爲で、

一つ宛順送りになると、天之狭手依比賣は左度の別名となる。サド、サテは相通するから有り得べきことのやうに思はれるのである。

サト(里)

サ(幸)ト(所)。  
原義は幸處であるが、人の居住する地を視してサトといひ、遂に郷里の意を表示する語となつたのであらう。  
サタ(榮田)の音便とも解し得られる。

サト(薩都)川

常陸國久慈郡薩都里——後記参照——を流る、川(風)。今も佐都川(里川ともかく)と稱する。久慈川の一支流である。

サド(佐度、佐渡)の國

諸册二神所生大八洲の一〔記、紀〕。和名抄には佐渡國に薩太、羽茂、賀茂の三郡をあげて居るが、羽茂、加母は養老五年に雜太郡から分立したのであるから〔續紀〕、其以前は雜太一郡であつたものと思はれる。雜太は和名抄には佐波太と訓し、後世澤田といふ字を充てたけれども或はサタの假字で、サトと同語であつたからしめぬ。若し然りとすれば出雲の狭田の國とも全然無關係とはいへぬやうである。——サテの國の項下参照。

古事記國土生成傳説中に此島のみ別名をあげて居らぬので、之を誤記なりとする説もあるが、紀の本文及五異傳のいづれにも見える島であるから、抹殺することは困難である。確證はないが此島の別名は上記の如く天のサテ依比賣であつたといふ推定も成り立ち得る。

サド(佐渡)の國造

國造本紀に阿支國造同祖久志伊麻命四世の孫大荒木の直が任命せられたとある(舊)。——但し成務朝とあるのは年代があはぬやうに思はれる。

サト(薩郡)の里

常陸國久慈郡の里名(風)。薩郡川(久慈川一支流)の流域の地で今も佐郡といふ村名がある。中古は此地方一帯を總稱して佐郡郡とも稱へたらしい。萬上命が土靈を殺戮して、福哉といふたから佐郡と名附けたとあるのは附會であらう。サト(里)の意と解すべきである。

サトキ(聰)

サは接頭語で、トキは銳利の意であるが、轉義により耳のときことに專用せられるやうになつた。されば尙原義によつて「銳」の意に用ひられた例もある。

(萬三)ますらをのさと、心も今はなし戀の奴に我は死ぬべし  
「戀の奴に」のニはト同じく補足格を表示する助語で今ならば「戀の奴ト」といふべきである。

サドハス(左度波須)

サトフの敬語、サは接頭語で、トフはトホ(遠)から分化したのであらう。

マトホ(間遠)からマトフ(惑)といふ語が出たやうに、サトホをサトフともいひ、惑の意に用ひたのであらう。

(萬一)沖をふかめてサトハセル君が心のすべもすべなき(四〇六)  
(萬二)里人の見る目はづかし左夫流兒にサトハス君が美夜泥之理夫利

サナ(佐那)の造

禰立王(崇神天皇の曾孫)の裔(記)。伊勢之佐那造とある。サナは神名帳に多氣郡佐那神社とある地で、今も佐奈村といふ名を存して居るが、造といふカバネは直接地名につけて用ひられた例はないから、此もサナの縣の造といふべきを導いたのであらう。大神宮儀式帳にも垂仁朝に佐奈乃縣造御代宿禰といふものが此地に居住したとある。禰立王と同時代の人であるが、其關係を詳にせぬ。

サナガタ(佐那縣、狹長田)

佐那縣はサナアガタであるが、約してサナガタと發音せられた管で、狹長田は借字であらう。

手力男神の鎮坐地(記)。上記佐那のことで、佐那乃縣(儀式帳)ともいふたもの、やうである。神名帳に佐那神社二座とある。一座は手力男神であらう。猿田彦大神が移住したといふ狹長田の五十鈴川上(紀)が同地であるとすれば、古は相當廣い地域の呼稱であつたものと思はれる。サナの語義は種で、播種田即ち苗代田をサナダと稱へたやうであるから、——其項下參照——(田)にかへるにアガタ(吾田)を以てしてサナガタと稱へたのであらう。

サナカツラ(佐那葛)

サナはサネ(種實の轉呼)。

種實のなる葛の意。——カツラの項下參照。

和名抄に五味をサネカツラと訓し、字鏡には木防己といふ字をあててある。五味は今ピナンカツラ(南五味子)と稱へ、小球の集合より成る徑一寸ばかりの果實を結ぶものであるから、サナカツラの名を得たのであらう。其莖根には多量の粘液を含み、近世まで婦人の頭髮の僻直しに用ひられた。宇迦の和紀郎子が佐那葛之根を春き、其滑汁を取つて舟の鬘に塗り、大山守王をのせ給うたとあるのは(記)之をいふものである。

萬葉集十三卷の長歌に「大舟のおもひたのみて木始己後もあはむ云々」とある。木始己は木防己の誤寫でサナカツラと訓むのであらう。

サナカツラ 又は サネカツラ(左奈葛、狹根葛、核葛等) (枕)

マエ(絶)、「後も逢ハム」の枕詞に用ひられる。葛の縁によるものなることは勿論である。例

(萬三)丹波道の大江の山の眞玉葛結えむの心我が思はなくに  
(同)木綿裏 白月山のサナカツラ絶えむと妹を吾が思はなくに  
(萬二)サネカツラ後も逢はむと夢にのみうけび度りて年は経にける  
「後も逢はむ」と用ひた例は尙數首ある。十二卷に「木綿疊田上山のサナカツラ在去之毛今ならずとも」とあるのはサナカツラの末合ふ如くといふ譬喩に用ひたのであらう。

サナキ(鏡鐸)

古語拾遺に天目一箇神をして鏡鐸を作らしめたとあつて古語佐那伎と註してあるが語義語原を明にせぬ。或は「サ鳴り」(ナリ、ナキ音相通じて用ひられた。サは接頭語)の義で、單に鳴り物を意味し、鏡鐸は當

字ではあるまいか。尙可考。

サナクダ(狹名來田)のコモツ(蔣津)の命

履中天皇の皇妃兼田の黒媛の薨去せられた時、大空に聲あつて狹名來田蔣津之命羽狹丹驛立往といふたとある(紀)。黒媛の一名と解せられるが、名の所由を詳にせぬ。サナクダは地名で、コモツはムチ(貴)から派成せられた尊號ではあるまいか。

サナダ(狹名田)

サナはサネ(種實)の轉呼。

サネはタネと通じ、種を播く田即ち後世の苗代田の意であらう。  
紀の一書に神吾田鹿葦津姫が卜定田を狹名田と號け、其田の稻で天の甜酒を醸み皇子に嘗したとある。ウラへ田は字の如く年の豊凶を卜する爲の田で、之に種實を播いたからサナ田と名づけたといふのであらう。——狹田長田を一つに合はせたものとする説は非。

サナツラの岡

實葛の義、サナカツラのことであらう。——其項下參照。  
萬葉集十四卷に「左奈都其の岡に粟まき悲しきが胸はたぐとも我はそとも道はじ」とある。サナツラの岡は地名であらうが、所在を詳にせぬ。

サニグナ(沙尼具那) 又は サナグナ(沙奈具那) (人)

齊明朝入洛した停代郡の大領(紀)。夷人ではあるが、グナはサナ(郎君)のグナで敬稱であらう。サニ、サナ二種に記されて居るのは夷

語なるが故に發音が明白しなかつたものと思はれる。

サニツラフ(狹丹類相) (枕)

■サ(接頭語)、ニ(丹)、ウツラフ(移)の約。——ウツラフはウツルの進行格である。

■紅の色にうつること。紅顔の義に轉用せられた。

■キミ(君)、イモ(妹)、チトメ(少女)等の枕詞。紅顔の意を以ていひかけたのである。例

(萬三) 名湯竹の とをよる皇子 サニツラフ 我大君(四三)

(萬二) 吾がいのち惜しくもあらずサニツラフ君によりてぞ長く欲りする

(萬一) サニツラフ妹を思ふと假立つ春日もくれに戀ひわたるかも

(萬七) サニツラフ 漢女をませて 睡へる衣ぞ(三七三)

サニツラフ色(萬二)、サニツラフ紅葉(同六)、サニツラフ組(萬四)などとするのは形容詞として用ひられたのである。

サニハ(沙庭)

■サは接頭語で、ニハ(庭)はユニハ(祭庭)の意である。

■神功皇后神が、りの時、天皇御琴を控き給ひ、建内宿禰が沙庭に居て神の命を請うたとある。即ち此大臣が祭庭に進み出て神が皇后に憑りますやうに祈を捧げたことといふのである。神を庭中で祭ることには萬葉集二十卷に「庭中のアヌハ神に小柴さし吾はいのらむ歸り來まてに」と詠じた例もある。

■神功紀に天皇崩御の後、先日天皇に教へまゐらせた神の名を知らんが爲に、皇后御身づから神主となり給ひ、武内宿禰に琴を撫かしまへ

喚ニ中臣島國津使主ニ爲ニ審神者ニとある。釋紀には此審神者をサニハと訓し、沙者唱進之義也、言出居神樂、稱ニ沙住之庭也、今代號ニ推ノ琴人ニ爲ニ沙庭ニ者 少有レ意依相ニ兼號ニ耳と註した。樂庭の意でサニハと稱へ、彈琴をもサニハといふから、之に審神者の意をも兼ねしめたといふのであらうが、無理な説明といはればならぬ。記のサニハの記事とは時と場合とを異にし、こゝでは神が、りをしたものがイカツの使主であるから、記によつて之をサニハと訓すべき理由がない。此妄説を根據として審にサニハといふ意があるかのやうに考へるのは大なる誤である。

サヌ(狹野) (地)

■サは發聲(接頭語)、若くは少の意で、ただの野又は狹い野といふ意である。

■神武天皇御經路の一地點(紀)。誅ニ名草戸畔、遂越ニ狹野ニ而到ニ能野神色ニとある。名草部の一地名であらうが、今所在を詳にせぬ。——クマの項下参照。

■從來之を東牟婁郡三輪崎村の字佐野といふ地と説いて居るが、サヌ(又はサノ)は極めて有りふれた地名であるから、東牟婁郡に限る理由もなく、若し到ニ熊野神色といふ一句がなかつたとすれば何人も三輪崎の一地區を以て之に擬するものはなかつたであらう。クマヌといふ地名に關する誤解から出發した推定であるから論ずるに足らぬ。——クマヌの項下参照。

■サヌが三輪崎村であるといふことの證據として引かれた萬葉集第三卷長忌寸の歌

苦しくも降り来る雨か神之時狹野の渡に家もあらなくに

とある。第三句神之時をミヲノサキと訓み、此狹野の渡を紀伊國東牟婁郡三輪崎村字佐野とするものがあるが、同地が萬葉以前から存した名所であるとしても、尙ヲタリ(渡)と稱すべき地形ではない。ヲタリをアタリ(邊)の義とするのは未だ古語の用法を詳にせざるものといはればならぬ。——カミのサキの項下参照。

サヌ(狹野)の村

■播磨國揖保郡の地名(風)。別の君玉手等の遠祖が河内國泉郡から還つて来て、雖ニ狹野可レ居也といつたので狹野と號けたとある。

サヌ(狹野)の渡

■近江國神崎郡愛智川渡頭であらう。萬葉集十三卷長忌寸の歌に

苦しくも降り来る雨か神之時サヌの渡に家もあらなくに

とある。第三句神之時をミヲノサキと訓み、此狹野の渡を紀伊國東牟婁郡三輪崎村字佐野とするものがあるが、同地が萬葉以前から存した名所であるとしても、尙ヲタリ(渡)と稱すべき地形ではない。ヲタリをアタリ(邊)の義とするのは未だ古語の用法を詳にせざるものといはればならぬ。——カミのサキの項下参照。

サヌ(佐農)の岡

■萬葉集三卷赤人の歌に「秋風の寒きあさけをサヌの岡越ゆらむ君に衣かままし」とある。サヌは諸國に多い地名であるから、此岡は何處を意味するか判明せぬが、ヌ(農)にヌ(野)をいひかけたのである。之を紀伊國東牟婁郡佐野におしあてるのは憶斷である。

サヌ(狹野)のコタカルクニ(堆國)

■堆を堆にあらためてマカクニと訓するのは古書改作に等しいものである。

■サヌは小野の義、コタカルは小高在の意である。コタカルといふ語の用例は雄略皇后の御歌にも見える。

とある神の時もミヲと訓まればならぬといふ證據はなく、寧ろ近江の神崎で詠じたものとおもはれることはカミのサキの項下に述べた通りである。——サヌの渡の項下参照。——ミヲサキに佐野といふ地があるのも此歌による後人の作爲といはゞいされる。東西牟婁郡は紀伊の國の半を占めて居るにも拘らず、和名抄時代にすら僅に四郷と一神戸とを有するに過ぎなかつた僻地であるから、神武天皇の頃は勿論、遙に下つた世に於ても歌に詠まれるほどの名所が存したとは考へられぬことである。

サヌ(佐野) (地)

■上記のサヌの外にも此名を以て呼ばれた地點は少くはない。萬葉集十四卷上毛野の歌にもサヌを詠じた左の二首がある。

上毛野左野のくくち折りはやし吾は持たむふことし來すとも

此は安蘇郡(今下野に屬す)佐野のこと、思はれる。和名抄には片岡郡佐沼郷(今群馬郡佐野村)をあげて居るが、其地は神龜三年の古碑に群馬國下野郷とあり、後世佐野とかくのは當字で、水郷なるが故にサ沼と呼ばれたらしく、木々の枝を折るといふ趣にかなはぬ。

上毛野サヌの舟橋とりはづし親はさくれど吾はさかるがへ

之は右の群馬郡佐野であらうといはれて居る。但し船橋をつないだ木が近世まで存して居たといふのは疑はしい。

サヌ(狹野)の尊

■神武天皇の御名(紀一書)。記には豊御毛野命又は若御毛野命と申上げたとあり、御兄皇子に御毛野命といふ名のある所を見ると、野を以て稱呼とせられたのであらう。

出雲風土記國引の段に八束水臣津野命が八雲立出雲者はサヌのヨメカル國なるかも初國小く作らせりというて、諸方から國を引継はれたとある。低い狭い丘陵地といふことである。

狭布の字によつて幅狭の布の意とし、上記の如く堆を雅とよみあらためたものがあるが、狭布を雅の修飾語とすべき理由はなく、又ワカクニならば作り固める必要はあつたかも知れぬが、作り縫うた理由とすることは困難である。畢竟堆の字を訓み得なかつた爲の牽強附會の辨で、論するに足らぬ。

サヌ(狹野)の子カミ(茅上)の娘子

萬葉集十五卷に中臣朝臣宅守との贈答歌六十三首があげてある。目錄には中臣朝臣宅守妻三處部女婦狹野茅上娘子之時、勅斷流罪配前國也、於是夫婦相嘆息別離會、各陳慟情、贈答歌とあるので、處部女と茅上娘子とを別人であるかの如く解するものがあるが、姉は婿の誤字で、宮中の内蔵の女孺で其名を狹野の茅上と稱へたのであらう。地名による稱呼と思はれるが所在を詳にせぬ。

サヌカタ(狹野方)

種實神田の意。——サナダの項下参照。  
萬葉集十卷に次の如き贈答歌がある。

狹野方は實にならずとも花のみもさきて見えこそ戀の名草に  
又十三卷に「シナタツツタマサマカマ、息長の遠智の小菅」ともあり、近江の息長附近にサヌカタといふツタマ(築地)があつたのであらうが(今其所在を詳にせぬ)、サヌカタの語義は神田のサナ田即ち苗代田

といふ意で、——サナダの項下参照——「名草」實になる」といふ語も其縁語として用ひられたのである。——サヌカマをサヌ樺と同義語とするが如きは理由のない妄説である。

サヌキ(讃岐) (地)

族名から出た地名である。サヌキはサ野に居住する紀族といふことで、藤原氏が居住地により近藤、遠藤、加藤と名乗つたやうに、キといふ大氏族もいづれの冠稱を附して區別したことは各其條下に記す通りである。神名帳に大和國廣瀨郡讃岐神社があり、和名抄にも同郡散吉郷をあげて居る。四國の讃岐も此氏族がはやく占居したる地なるが故に其名を得たのではあるまいか。因幡、上總、下野を始め(和名抄)、常陸、上野、周防にも佐賀といふ地がある。

サヌキ(讃岐)の直

景行天皇の皇子五十河産命の後(舊)。サヌキの國造及讃岐公等は紀にも姓氏録にも神御皇子(神御別)の後とあつて五十河産の名は見えぬが、神御皇子の生母が五十河媛なることを見ると、五十河産命を祖とするといふ口碑もあり得たとおもはれる。

サヌキ(讃岐)の君(公)

舊事紀に日本武尊の子五十日産王の命の後とあるが、此王は景行天皇の皇子で讃岐の直の祖なる五十河産命(舊)がまぎれたものと思はれる。姓氏録右京皇別には神御別命(景行皇子)の後裔として讃岐公をあげ、一本には五十河足産命の後とある。又後記の如く倭建命の子建具兒王も讃岐の綾の君の祖とあり、夙に異傳が存したるものと思はれる。

サヌキ(讃岐)の國

伊豫の二名島一身四面の一(記)。別名を飯依比古といふとある。サヌキとイヒ依彦との關係は詳にし得ぬ。

サヌキ(讃岐)の國造

神御皇子(景行天皇の御子)の裔(紀)。國造本紀によれば應神朝此皇子の三世の孫須賀保命が任命せられたとある(舊)。然るに履中紀には讃岐國造の祖鷲住王といふもの、名が見える。年代から推考するに兩國造は同一家なれどもとは思はれぬから、舊國造家の後が絶えて新國造が起つたとも、或は一國內に國造と名乗る氏が二つあつたとも解せられる。

サヌキ(讃岐)日子の神

播磨國託賀郡麻里の氷上刀賣を挑んで成功しなかつた神(風)。建石命に攻められて敗北したとある。出自は不明であるが、讃岐の飯神の一族が出雲系の建石命と關つて破れた事をいふもの、やうである。

サヌキ(讃岐)のアヤ(綾)の君

倭建命の子建具兒王の裔(記)。和名抄讃岐國阿野(綾)郡の君長といふ意であるが、綾は借字で漢を意味し、漢人の移住地であつたが故に此名を負うたのである。

サヌキ(讃岐)のタムシ(田虫)の別

雄略朝の人(紀)。讃岐の別で、タムシは其名であらう。系不明。

サヌキ(讃岐)のタリネ(垂根)の王

比古由牟須美王(開化皇子)の兒(記)。御兄を筒木垂根王といふ所を見ると、サヌキは地名で大和國廣瀨郡散吉郷のことであらう。タリネは傍系の意である。——其項下を見よ。

サヌキ(讃岐)のミヌ(三野)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。和名抄讃岐國三野(美乃)郡に居住した物部であらう。

サヌタ(佐野田)

萬葉集十四卷上野歌に  
上つ毛野サヌタの苗のむらなへに事は定めつ今はいかにせむ  
此サヌタは佐野の田にサネ(種實)田をいひかけ、ト苗をウラナヒ(占)なきかせたものであらう。

サヌツトリ(佐怒都登理) (枕)

サは接頭語で、野つ鳥即ち野禽の義である。雉の枕詞として用ひられた。

サネ(核) (實)

サネはタネ(種)に通じ種實の意であるが、轉義により「眞實」の意に用ひられたのであらう。

(萬葉) 立かはり月重りて逢はねどもサネ忘れず面影にして

(萬二)筑波にそがひに見ゆるあしほ山あしかるとがもサネ見えなくに  
右の外用例が多い。

サネ(沙羅)の王

若野毛二侯王(應神皇子)の兄(記)。名の義不明。記傳には彌は彌の誤りで、佐味君、佐彌の女王のサミと名の所由を問うるものであらうと説いて居る。——サミの君の項下を見よ。

サネカツラ——サネカツラの項下を見よ。

サネカニハ(左寐蟹齒) [歌詞]

サネは實の意、カは形容語尾で、ヌダをヌダカ、マサをマサカといふと同じ用法である。其故にサネカニハは「實には」といふ意となる。  
(萬二)左寐蟹齒たれとも寝れどおきつ藻のなびきし君のこと待つ  
我を

歌の意は實際には誰かと寝るけれども、自分になびいた其もじの便を待つといふことである。一夫多妻が禁ぜられて居なかつた世には相手の女に此やうな歌を送つたとしても少しも侮辱でも不思議でもなかつたのである。

契沖以来首句をサメカニハ又はサネカニハと訓みあらため「さぬるからには」「それがたくば」の意としたのは牽強の甚しきものである。「モン眼ヲレズバ」といふ意なりとしたものがあるが、其證據を詳にせぬ。語を離れて歌を解かうとするのは危険なことであるといはればならぬ。

さねさし [枕]

サは接頭語、根差の義で、サ(麻)にかゝる枕詞である。  
(弟橋比賣の歌)サネサシさがむの小野にもゆる火のほなかに立ちて問ひし君はも(記)

さねしさをてば [歌詞]

サは接頭語。寝其寝と語を重ねられて意を強めたので、單に「寝なば」といふと同意である。  
(輕太子の御歌)うるはしとサネシサネてば 刈こもの 亂ればみだれ サネシサネてば(記)

サハ(多)

シハ(數)の轉呼。  
シバシバ(塵)の意から轉じて多數の意となつたのであらう。澤とかくのは借字である。

サハ(溪)

語原、原義は不明であるが、サハが溪流を意味することは沱澤(古事記)、鳴澤(萬葉)の如き用例もあり、——各其項下参照——今も其意味にサハといふ語を用ひる地方が多い。轉じて沼澤の義となり、標準語では此意味に專用せられて居るが、平安朝初期までは尙原義が存したと見え、豐原記(上巻十二條)には溪にサハといふ訓を與へて居る。  
アイヌ語のサハは平野といふことであるが、恐らくは嶺谷の意から轉義したのであらう。

サバ(娑婆、沙麼、沙婆) [地]

和名抄に周防國佐波(波音馬)郡佐波とあり、今防府町(三田尻)佐波令に其名を存する。上代の要津で景行紀及豐後風土記によれば天皇は此地から豊國に御渡海あらせられたとある。——仲哀紀に穴門豐浦宮から筑紫へ渡御の際同の縣主熊野が周芳の娑婆浦に出て迎へたとあるが、地の理にあはぬから、恐らくは景行朝神夏磯媛奉迎の話がまぎれ傳へられたのであらう。

和名抄に波音馬とあるのは甚曖昧で、馬はマの音を表示したものと解せられ、紀に娑、麼の字をあてた所を見ると、サマとも稱へたもの、やうに思はれるが、——次項サバの連の項下参照——バ、マは通音であるから、尙原語はサハでスハ(周芳)と同語から出た地名とすべきであらう。

サバ(娑婆)の縣主

神功紀一傳に沙麼縣主の祖内避國避高松屋種といふ名の見える外、此縣主家については記録がない。恐らくは此地の土豪で、縣主と稱へたのであらう。

サバ(娑婆)の水門

吉備の直尾代が蝦夷と戦つた地點(雄略紀)。備後國沼隈郡蘆田川の右岸に佐波といふ地があるから、佐婆水門は恐らくは此の河口のことであらう。周芳の娑婆とする説もあるが、地の理にあはぬ。

サバ(娑婆)の連

土師連の一支。サバはサマの音便で、墓所を意味するのであらう。

サマの連の項下参照。  
推古紀に來目の皇子殯事管掌の爲に周芳の娑婆に下向した土師連猪手の子孫が娑婆連と稱したとあるが、恐らくはサバの連といふによつて周芳の娑婆に附會せられたのであらう。筑紫で露去になり、河内の地生山の岡に葬られた皇子を周芳の娑婆に殯したといふのも常談では考へられぬことで、且猪手は此地に定住した形跡はなく、皇極朝に再び吉備女王(天皇の御生母)の葬儀管掌を命ぜられて居るのである。土師部は本來土器工人部であるが、野見宿禰が副葬物作製を建築した功によつて其部長に任ぜられ、子孫皇室の葬事をも管掌したのでサマの連とも呼ばれたのであらう。

サバアマ(佐麼阿摩)

應神天皇の御代の諺(紀)。アマ(海人)がサハメタによつて此諺を生じたのであらう。

サハイヅミ(澤泉)

サハは上述の如く溪谷の意で、イツミは出水即ち湧水である。サハを流れる湧水の意で、サハイヅミというたのであらう。之に對して雨水の流をサハツミと稱へた(後記参照)。

サハタ(澤田)川

薩馬樂に  
澤田川袖つくばかり淺けれど久瀨の宮人高はし渡す



といふ歌がある。久邇郡附近の小川の名であらうが、今所在を詳にせぬ。——眞瀬は泉川(木津川)のことだらうといひ、守部は普通名詞と解した。

サハタツミ(澤立見)

サハ(澤)は給流で、タツミは立水即ち降雨を意味し、ニハタツミ(庭澤)とも用ひられた。夕立、立雨(常風)のタツミは其約であらう。給流の雨水の意で、澤イヅミに對する語である。——其項下を見よ。

出(萬二)こもりつの澤立見なる石根ゆもとほしておもふ君に逢はま  
くは  
國上に掲げた「こもりつの澤泉なる石根を」といふ歌によつて此立を見  
と改めたのはさかしらである。

サハチ(佐波遲)比賣

沙水尾賣皇后の一名(記)。姓氏録豐隆公の條下に彦坐命男澤遲彦とあるのもサハ彦王にあたるから、サハチは佐保主の轉呼であらう。

サバへ(狭蠅、五月蠅、蠅聲)

サは接頭語、ハへはハエと同語。  
ハへ又はハエは南の義で、南風を意味する。——此語は地方によつては今も用ひられて居る。——此國土では南風は最強烈であるから、荒ぶる神の喧囂を形容するに用ひられたのである。蠅聲、狭蠅、五月蠅は共に借字である。  
出(神代紀)有<sup>ニ</sup>螢火光神及蠅聲邪神  
(記上)惡神之音如<sup>ニ</sup>狭蠅一皆滿

サヒ(鉏)の海

造理命の鉏小刀を賜はつたが故に佐比持神とよばれ(記)、稍戦命は鉏を以て入水せられたから鉏持の神と申上げるのである(神武紀)。蛇の轉サヒ、吳のマサヒが刀劍の名である、こはいふまでもない(各其項下参照)。

サヒ(佐比)の祭

サヒはサへ(塞)の轉呼。  
播磨風土記保部郡方里の條下に出雲國人等が佐比祭を行つて出雲大神を鎮祭しようとしたとある。サへ(塞)の神の祭祀をいふのであらう。サヒを鎮の意とし、之を作つて祭つたとする説があるが(標註)、萬一そのやうな特殊の祭式が行はれたとすれば多少の説明があるべき筈である。

サヒ(佐比)の連

物部氏八世金弓連の裔(舊)。他書に見えぬ姓である。其同系に田井の連がある所を見るとサヒはサキの説傳ではないかと思はれる。——サキの連の項下を見よ。——同氏第十世牧古連の後なる佐比佐連も下の「佐」が新字であるとすれば同じくサキの連であらう。

(同) 畫者如<sup>ニ</sup>五月蠅一而沸騰之  
從來文字に提はれて蠅の聲の意と解したが、蚊ならばともかくも蠅の羽音は耳に立たぬものである。ウルサイ(五月蠅)といふのは類などにたかるから其音の爲ではない。

サハメキ(訕哂)

サハは語の語幹、メキは活用語尾である。——語法要録參照。  
應神紀に處々海人訕哂とあり、此云<sup>ニ</sup>佐波賣玖一と註してある。顯然たることをいふのである。

サハラ 早良(の)臣

サハラ(早良)の臣——サアラの臣の項下を見よ。

サビ

サ(然)と活用語尾ビ——語法要録を見よ——とが結合したもので、「様子をする」「容態ぶる」といふ意。轉じては示威、祈示の義に用ひられる。「勝サビ」「記上」「神サビ」「山サビ」「シミサビ」「萬二」「ウマ人サビ」「萬二」「男サビ」「少女サビ」「萬三」「論サビ」等用例が多い。——各其項下參照。——現代語の男ゲテ、ゲテ者などいふゲテと通ずる場合がある。萬葉集十八卷に遊女の名としてあげたサアル兒も此意を以て名づけられたのであらう。

サヒ(鉏、鋤)

サ(刺)ハ(刃)の轉呼。——ハがヒと轉呼せられることは太刀刃を立水とした例(其項下參照)によつて明である。

鉏、鋤は轉義で本來刃、即ち刃物の意である。其故に一尋和邇は火

サヒ(佐比)の岡

播磨國保部郡の地名(風)。上記サヒの祭を行つた處であるから其名を負つたとある。

サヒ(佐備)のオホマロ(大麻呂)

常陸國の鍛冶の名(風)。鹿島郡若松濱の鐵を取つて劍を作つたとある。刺刃の意を以て名としたのであらう。

サヒ(佐檜)のクマ(隈)、サヒ(佐日)のクマミ(隈回)

サは接頭語、ヒノクマは地名、ミはマ(地區)の轉呼。  
大和國高市郡檜前(比乃久末)のこと、——其項下參照——ミなそへたのは其界限といふほどの意である。  
出(萬七)サヒのクマ檜隈河に馬とめ馬に水かへ吾よそに見む  
(萬三)夢にだに見ざりしものをおほしく宮出もするかサヒのクマミを

サヒカ(左日鹿、狄日鹿)野(浦)

紀伊國海人郡(海草郡)雜賀。和歌の浦の北側である。

サヒツルヤ(佐比豆留夜)

原義不明。口語シャベリと語原を同うするものであらう。鳥聲談舌

をいふ。

■ 鯨舌の意を以てカラの枕詞に用ひられた。例  
(萬二六、乞食者歌) サヒツルヤからうすにつき(天六)

サヒネ(佐比福)の足尼

■ 鳥津の國運。出雲ノ笠夜命の祖(舊)。出雲臣の祖とある。恐らくは  
出雲から出て志摩に土着した豪族であらう。サヒの語義は上記の如く  
「刺刃」で、ネは敬稱である。武勇を表彰する爲に兵器を名としたのは  
例の多いことである。

サヒメ(佐比賣)山

■ 出雲風土記國引の段に志羅紀の三崎を引き継うたとき、堅め立てた  
加志は石見國と出雲國との堺なる佐比賣山是也とある。今三瓶山と稱  
へる山で、サムメはサヒメの訛であらう。狀詞を刺すといふ語の縁は  
あるけれども、名の所由は別に存したものと思はれる。サは接頭語で、  
緩山の意ではあるまいか。

サヒモチ(佐比持、鋤持)の神

■ 刺刃を持つ神といふ意。  
■ 此名を以て呼ばれる神については次の二傳がある。  
(一) 火遠理命を御送り申上げた一尋駒が粗小刀を賜はつたから佐比持  
の神といふ(記)。  
(二) 神武天皇の御兄皇子稻飯命が海難に憤慨して劍を抜いて入水し  
持神となられた(記)。

サアルコ(佐夫流兒)〔人〕

■ 越中の國府の遊女の名(萬二〇)。佐夫流者遊行女婦之字也と註してあ  
る。歌にも「サアル其子に」とも詠まれ(四二六)、サアルは伊達をすると  
いふことを意味する。——サビの項下を見よ。

サヘギ(佐伯)

■ サヘ(塞)ギ(活用語尾)。

■ 遺塞又は抗拒の意。——コトサヘギは言語遺塞、不通を意味する(其  
項下参照)。——轉じて抗命者の義となり、教化に順はぬ夷族の呼稱  
にも用ひられた。

■ 後記の如く景行朝に倭國を以て佐伯部を編制せられ、雄略朝に其部  
民を近衛に用ひられたるにより、サヘギを固有名詞でもあるかのやう  
に解するものがあるが、常陸の國果山之佐伯野之佐伯は土蜘蛛とも八  
掛野ともよばれたとあるから(常風)、サヘギといふ語は普通名詞とし  
て用ひられたものとせればならぬ。サケビ(咄)がサヘギと説つたとす  
る釋紀の説の妄なることは勿論であるが、俵傳鯨舌の義と解した谷川  
説も「言サヘギ」とサヘギとを混合したもので、「言サヘギ轉」と用ひた  
例はあるがサヘギのカラとはいふことは出来ぬ。

サヘキ(佐伯)の宿禰アカマロ(赤麻呂)

■ 萬葉作家。——佐伯連の項下参照。

サヘキ(佐伯)の宿禰アツマヒト(東人)

■ 萬葉作家。西海道節度使判官とある。

サヘキ(佐伯)の宿禰ヒロタリ(廣足)

サヘキ(佐伯)の連アツマヒト(東人)

■ 推古——舒明朝の人(紀)。山背大兄皇子擁立論者とせられて居る。

サヘキ(佐伯)の連オホメ(大目)

■ 天武天皇の命人(紀)。

サヘキ(佐伯)の連コマロ(子麻呂)

■ 皇極朝蘇我入鹿謀殺に參與した人(紀)。

サヘキ(佐伯)の連タクナハ(拷繩)

■ 齊明朝の人(紀)。西海使として百濟に赴き鸕鷀一隻を持ち歸つて獻  
上したとある。

サヘキ(佐伯)の連ニフテ(丹經手)

■ 崇峻朝の人(紀)。命により穴穗部皇子一味を討滅したとある。丹經  
は丹生と同じく、テはチ(主)の轉呼で、地名から貢うた名であらう。  
——ニフの項下参照。

サヘキ(佐伯)の連ヒロタリ(廣足)

■ 刊本天武十年の記事には廣の字を脱して居る。

■ 天武朝の人(紀)。上記佐伯宿禰廣足と同人。

サヘキ(佐伯)の連ヲトコ(男)

■ 近江朝の人(天武紀)。筑紫の兵士催役に派遣せられたとある。

■ 天武朝の人(紀)。十四年筑紫巡撫使に任せられた。

サヘキ(佐伯)の命

■ 日本武尊の子、生母は穗積氏弟姫(舊)。參川の御使連等の祖とある。  
——記、紀には此名は見えぬ。

サヘキ(佐伯)の造

■ 佐伯部の仲子の後(紀)。——其項下を見よ——姓氏錄(右京)には天  
智神の孫天押人命の後也とあるが、佐伯部は夷族で祖先が詳でないの  
で之を此神に託したのであらう。

サヘキ(佐伯)の造ミムロ(御室)

■ 敏達朝の人(紀)。物部守屋に黨して尼僧善信等を逮捕したとある。  
更ニ名於園藏と分註せられて居るのは佛敎なるが故に後人が貶して興  
へたであらう。於園藏は刊本にオルケ、釋紀にオルチと調せられて居  
るが、オロケと調み、オロカ(愚)を意味するものと思はれる。

サヘキ(佐伯)の連(宿禰)

■ 上記佐伯部の主長である。天武十三年宿禰に昇格した(紀)。姓氏錄  
には佐伯の宿禰は大伴室屋の大連の後とある。和泉神別には同人の後  
として佐伯首及佐伯日奉連をあげて居る。

サヘキ(佐伯)の連(欽名)

■ 敏達朝の人(紀)。百濟から佛像一軀を持ち歸つたとある。佛像渡來  
の嚆矢である。

サヘキ(佐伯) 山——サツキ山の項下を見よ。

サヘキ(佐伯部)

夷族の俘囚又は内附の民を以て編制した部民である。景行紀五十一年の條下に、日本武尊から神宮に獻ぜられた蝦夷が晝夜喧嘩出入無禮であるので、大和の御諸山の傍に移したが、隣里の人民を脅してやまぬから、畿外の諸國に班たれた事を叙し、是今播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波凡五國佐伯部之祖也とある。仁徳紀には諸名野の佐伯部を安藝の赤田に移されたとあり、市邊押磐皇子の帳内に佐伯部賣輪一名仲子といふ名が見える。姓氏録によれば、大伴宿禰の項下、雄略朝に大伴室屋が天朝貢を給はり、其子語と左右門衛の職を分擔せんことを願ひ出て許され、是によつて大伴、佐伯二氏掌、左右開闢とある。朝貢は弓隊の意で、既に景行朝に於ても大伴の武日連に配屬せしめられたのであるが、此朝更に佐伯部民を以て新部隊を編制し、大伴連をして統率せしめられたものと思はれる。其は舊時の來目部に相當するもので、後世東人が防人に用ひられた様に、異族の民が標悍で兵士とするに適した故であらう。當時の佐伯部が純血を保つて居たとは考へられぬが、尙多少習俗を異にし、武技に長じて居たものと思はれる。其後此民部は消滅したので、サヘキといふ稱呼は大伴支族の名としてのみ傳はり、家持の歌(萬葉にも)「大伴と佐伯の氏は人の祖の立つることたて」とあるのである。

サヘキ(佐伯部)のウルワ(賣輪)

市邊押磐皇子の帳内(雄略紀)。一名は仲子。——次項及ケルワの項

下参照。

サヘキ(佐伯部)のナカツコ(仲子)

上記佐伯部賣輪の別名(紀)。東田綿の蚊屋野に於て市邊押磐皇子の難に殉じたとある。賣輪が本名で、ナカツコは字の通り仲子の意であらう。仁賢朝其後胤を求めて佐伯造に任ぜられた。

サホ(沙本、狹穂、佐保) (地)

サ(接頭語)イホ(窟)の約。  
草屋といふ意から地名に轉じたのであらう。  
大和國添上郡の地名。聖武天皇の御陵所在地(諸陵式)。武烈紀影媛の歌にササホと詠まれ、大伴の安麻呂の住宅のあつた地で、萬葉集にも佐保、佐保路、佐保山、佐保川などいふ稱呼が屢々見えるが、和名抄にはこの地名をあげて居らぬ。恐らくは猶中郷に合併せられたのであらう。元明元正二帝の御陵奈保山は佐保山に隣する地で、今添上郡佐保村の内に包括せられて居る。

サホ(佐本)のアナホ(穴太部)の別

伊許波夜和氣王(垂仁皇子)の裔(紀)。アナホ部は安原天皇の御名に因む民部で雄略朝の設定であるが(紀)、此アナホ部は部名ではなく、アナホ村の意で、イコハヤ別王が其地に封ぜられたことをいふのであらう。石上にも穴穂といふ地があるが、アナホの語義上、佐保にも同名の地があつたとしても差支ないことである。

記傳は此アナホ部を民部名として説いて居るが、民部の長をワケといふ例はないやうである。又續紀三八卷建部朝臣人の上書及姓氏

録を引いて佐保は阿保君の誤字で穴太部とは別氏ではないかといふ疑を存して居るが首肯しかれる。

サホ(沙本)のオホクラミ(大間見)戸賣

日子坐王(開化皇子)の妃(記)。春日建國勝戸賣の女で、サホ彦、サホ姫等の生母とある。大クラミは倉のオミ(大身)の意で、佐保の郷に居住した富豪の女君なるが故に此名を負うたのであらう。

サホ(狹穂)のコトリワケ(子鳥別)

雄略朝大倭國造吾子籠宿禰が貢進した穴入部(紀)。サホ(佐保)は其居住地で、コトリワケは小鳥を料理する能を有したから負はせた名であらう。

サホヒコ(沙本毘古、狹穂彦)の王

日子坐王(開化皇子)の子、生母はサホの大クラミ戸賣(記)。垂仁皇后サホ姫の同腹の兄で、叛逆を企てたが故に誅せられた(記、紀)。記によれば日下部連及甲斐國造は此王の後とあり、姓氏録にも産坐命の男澤道彦命の後として川俣公及豐階公(河内)をあげて居る。サハチ彦はサホ彦と同人である。——サハチヒメの項下参照。

サホヒメ(沙本毘賣、狹穂姫)の命

上記サホ彦の同腹の妹、垂仁天皇の皇后(記、紀)。又の名を佐波連比賣といふとある。兄王に殉じて自滅せられた。

サマ(娑磨、娑麼) (地)——サマの項下を見よ。

サマ(娑婆)の連

サ(道)マ(間)即ち谷あひの如き地形をいふ。——音便によつてサバとも稱へ、娑婆の字をあてたのであらう。

土師連の一支。推古、皇極朝皇室の葬事を管掌したものに娑婆、連猪手といふ名が見える(紀)。推古紀には來目皇子殯葬の爲め周芳の娑婆に下向したから、子孫此姓を名乗つたとあるが、信じられぬことは其項下に述べた通りである。案するにサマは轉義により墓地を意味し、其構築に従事する部民の長をサマの連とも呼稱したのであらう。——ハニシの連の項下参照。

サマナ(沙麻奈)姫

天日方奇日方命の子健甕命の配(舊)。出雲臣の女子とある。名の所由不明。

サミ(佐美、佐美) (地)

神功朝俘囚韓人を配置した地點(紀)。大和國南葛城郡葛城村に佐味といふ地が現存する。名の所由不明。  
讃岐の狹峯の島をサミ(佐美)の山とも稱することは次項に述べる通りである。

佐美乃山とある乃を尼の誤として強てサミネ山と調するは語義に精しからざるものである。

サミ(沙彌)の女王

萬葉集作家。傳系不明。

サミ(佐味)の君(朝臣)スクナマロ(宿那麻呂、少麻呂)

天武朝の人(紀)。大伴吹負と共に功を建てたので、十三年朝臣に昇格し、翌十四年山陽巡察使に任ぜられた。姓氏録によれば佐味朝臣は豊城入彦命之後、上毛野君と同祖とあるから、和名抄上野國麻野郡佐味郷又は那波郡佐味郷を本貫としたのであらう。

サミネ(狹岑)の島

萬葉集二卷に此島に於て死屍を見て作つた人麻呂の歌がある。讃岐國丸龜沖の小島で、今サミ(沙彌)島と稱へる。ナクハシ(魚好シ)といふ枕詞を用ひてある所を見ると、サミのサは接頭語、ミは魚介の肉の意で、——ミの項下参照——ネは接尾語であらう。古も單にサミと稱へたらしく、反歌には「妻もあらばつみてたげまし佐美乃山」とあるのである。

サムタ(寒田) (地)

常陸國香島郡の里名(風)。今高松村佐田に其名を留めて居る。此里は上古常陸と下總との境で、那賀郡に屬して居たと風土記に記されて居る。サムタはサ(接頭語)御田の音便で、語義は神田といふことであらう。

サムタ(寒田)の郎子

常陸國那賀郡(後の鹿島郡)の人(風)。地名によつて呼ばれたのである。俗曰三田味乃乎止古と分註してあるから、神人とせられたのであらう。海上の安是の娘子との情話が傳へられて居る。

サント (木)——センバンの項下を見よ。

サメ(鮫)

和名抄鮫は和名佐米とあるが、鮫のみに限られた名ではあるまい。延喜式に鮫(河豚の一種)にサメと訓し、サバ(鱈)、サムマ(秋光魚)等も同原から出たもの、やうに思はれる。或はサ(接頭語)ミ(魚介の肉)から分化した語ではあるまいか。

サモラヒ(侍) (動)

サは接頭語、モラヒはモリ(守)ハヒ(活用語尾)の約。  
「守り」の進行格であるが、守護の意から轉じて奉侍、伺候等の義となり、更に純敬語に轉用せられ、サフラヒ、サムラヒ、サウラフなど、轉訛した。

(萬三)高市皇子挽歌 猶なす いはひもとほり 野何候 サモラヒか  
れて(二九)

(萬三)いつしかも 此夜の明けむと 侍候に(三八)

(萬三)風吹かば波か立たむと何候に葛の細江に浦がくれ居り  
第二卷の歌のサモラヒは奉侍の意であるが、次の二首に於ては「何ひまつ」といふ意に用ひられたのである。

サヤ(佐夜)の直

サヤは「屋」の意で、イホを佐保ともいふが如く、サを接頭したものである。聚落の意から地名に轉じたものらしく、遠江、攝津の外に常陸、尾張にも同名の地がある。播磨國のサヨ(佐用、藏尊)郡も之とは無

關係ではあるまい。

物部氏八世務系遠江國造印岐美連の裔(舊)。サヤは和名抄遠江國佐夜郡とある地(今小笠郡に屬す)。後記サヤへの直と同氏であらう。

サヤ(稍)の入野

和名抄攝津國西成郡讚楊郷(今の大阪市東高津附近)。孝徳紀に狹屋部村子代屯倉とあるのも此地である。萬葉集七卷に「劍の後稍の入野」とあるのは此地の丘の間に狹まつた野をいふので、イリは入江のイリの同語である。之を稍二入野とよみ、山城國乙訓郡とする説はとらぬ。

サヤギ (動)

サヤは擬聲語で木の葉などの相すれて發する音、ギは活用語尾で、サヤサヤと音のすることをサヤギといふのである。

(須勢理毘賣の歌)むし食に、やが下に、携袋サヤギが下に(記)  
(萬二)葦邊なる萩の葉サヤギ秋風の吹きくるなべに雁鳴き渡る

サヤサヤ(聞々耶々)

聞は恐らく聞の誤字で、サの假字に用ひられたのであらう。聞又は聞の誤とすることの非なるは次に述べる通りである。

出雲風土記に國を引寄せる形容として霜黒葛聞々耶々附とある。霜枯の葛の葉は引けばサヤサヤと音のするものであるから、國土がじり／＼と引き寄せられるときに立つ波のサヤギに譬へたのである。記の國語の段にも口大の尾翼鱗をサヤサヤに引よせあげとある。——サヤサヤはサヤサヤの轉呼(其項下を見よ)。——聞那の誤としてヘナヘナ

と訓することの妄なるはいふまでもないが、聞の誤としてクルヤクルヤなりとする説も種でない。クルを葛の縁語と見ることが出来るが、霜ノヅラなるを要せぬ。

サヤベ(佐夜部)の直

物部氏第八世大小木連の後(舊)。姓氏録攝津神別伊香我色雄命の後と稱する佐夜部の首をあげて居るので、此氏をも攝津の狹屋部邑から名を負うたと解するものがあるが、其同族に久努(遠江國の地名)の直と稱するものがある所を見ると(舊)、上記狹夜直と同じく、遠江國佐夜郡に由縁あるもの、やうに思はれる。同世代印岐美連が遠江國造に任ぜられたとき隨從して此地に土着したのであらう。印岐美連の後にも佐夜直といふ姓がある。——其項下参照。

サヤヘ(狹屋部)邑

孝徳紀二年分註に難波狹屋部邑の子代屯倉を壞つて行宮を起されたとある。此サヤヘは和名抄に西成郡讚楊郷(今の高津)とある地であらう。——上記サヤの入野の項下参照。

サヤマ(狭山)の池

サはサ雨、サ霧の如く接頭語的に用ひられたので、單に山といふと同じく、山寄の地といふ意味であらう。諸國にある地名である。

垂仁朝皇子印色入日子命の作られた池(記)。紀には崇神朝に河内の狭山の埴田に水が少いので池濬を作らしめられたとある。和名抄に丹比郡狭山(佐也萬)とある地、即ち今の南河内郡狭山村にある大池のことである。

サヤマ(狭山)の郷

肥前國養父郡の郷名(風、和)、今所在を詳にせぬ。景行天皇が四方を望みせられて、サヤケツといはれたから分明村と稱へたのが訛つたのであると風土記に説明せられて居るが、深く信するに足らぬ。

サヤマ(狭山)のハニタ(埴田)

サヤマの池並にハニの項下を見よ。

サヤマタメ(狭山田女)

肥前國佐嘉郡の土蜘蛛(風)。——オホヤマタメの項下参照——サはオホに對する區別稱呼で、名の義は山田といふ地の女人といふことである。

サヤリマスヨミト(寒坐黄泉戸)の大神

イザナギの命が黄泉平坂に引き塞へられた千引石の神號(記)。道反大神ともいふとある。名の義はヨミ(冥界)の出入口に塞り坐す大神といふことで、後世サへの神と稱するものである。サへの神が石神である由來は之によつて明である。

後世サへの神に道祖(支那の旅行の神)といふ字をあてた爲に疑義を生じたが、民間信仰のサへの神は今でも依然としてサヤリマスヨミトの神を意味して居るのである。

サユフ(狭結)の驛

出雲國神門郡の驛(風)。和名抄には狭結郷をあげて居る。今の箆川

郡知井宮村で、古志村の南西に接する。風土記によれば古志國の佐與布といふ人が來住したので、最色と稱へたが、神龜三年字を狭結と改めたとある。サヨフの語義不明。

サヨ(讃容、佐用)の郡

播磨國の郡名(風)。和名抄にも佐用郡佐用郷をあげて居る。玉津比賣といふ神が鹿の腹を割いて稻を種まいた所が一日の間に苗になつたのを男神が見て、「汝妹者五月夜種哉」というたから其地をサヨと名づけたと風土記に説明せられて居るが、諸國にあるサヤといふ地名と同語ではないかと思はれる。——サヤの項下参照。

サヨツヒメ(贊用郡比賣)の命

播磨國讃容郡の神(風)。本名を玉津日女といふとある。神名帳にも佐用郡に佐用郡比賣神社をあげて居る。

サヨバヒ(佐用婆比)

ヨバヒ(求婚)と同義。サは接頭語である。——ヨバヒの項下参照。

サヨリヒメ(狭依毘賣)の命

宗像三女神の一柱市寸島比賣命の一名(記)。サは接頭語で神の尊稱といふ意である。

さらさらに

萬葉集九卷武藏歌に「玉川にさらす手づくりサラサラに何ぞ此子の

こゝだ戀しき」とある。サラサラニはサラニサラニの意で、口語のサラサラ(ツヤ／＼)とは意味がちがふ。

サラシ(曝、晒)

サ(接頭語)、アラ(洗)、シ(活用語尾)の約。

アラはアラヒ(洗)の語幹で、新の意から出たものとおもはれる。水で洗うて白くする事即ち漂白をいふのであるが、深したものは日に乾すので、日光の下又は大氣に曝すことにも轉用せられたのである。

サラシキ(曝井)

常陸國那賀郡の地名(風)。河内縣家の南方で、清泉が湧出する爲に其附近に村落が出来、夏月婦女が布を晒したから、サラシキとよぶとある。萬葉集九卷にも「三栗のナカに向へる曝井の絶えず通はむ其處に妻もが」とあり、那珂郷に近かつたものとおもはれる。

サララ(更荒、讃良)の郡

欽明紀に河内國更荒郡とあり、和名抄にも同國讃良(佐良々)郡とある。——今北河内郡に屬する——此地には平群の木菟宿禰の裔が居住し、佐和良又は早良の臣と稱へたといふから、原語はサ、アラであつたと思はれる(語義不明、筑前國にも早良郡がある)。之を約してサラとし、更に疊尾してサララ、疊頭してササラとも稱へたのであらう。萬葉集十六卷に「天なるヤササラの小野」とあるのは此地である。

サララ(娑羅々)の皇女

天智天皇の皇女、生母は蘇我の茅渟姫(紀一傳)。本傳に蘇我の遠智

姫の出嶋野皇女とあるにあたる。嶋野皇女(持統天皇)は嶋野讃良皇女とも申上げ、河内の更荒郡を御名に貢はれたのである。

サララ(娑羅々)のムマカヒ(馬飼)の造

天武十二年述に昇格(紀)。上記サララの郡に居住した河内の馬飼の一支であらう(其項下参照)。

サリ(去)

サ(方)、アリ(在)の約。

原義は或る方向に移るといふことで、轉じて専ら「去」の意味に用ひられるやうになつたが、春サリ、秋サリ、夕サリなどいふ場合は尙原義によるものである。其故に夕サリ(俗にヨサリともいふ)はユフマ(夕)と同義に用ひられるのである。

サル(猿、猿)(戯)

サリの音便、サリはサ(然)、アリ(有)の約。

物真似の意から轉じて猿に此名を貢はせ、又滑稽の所作をすること即ち道化の意にも用ひられた。古書に戯の字をかいたのはサリ又はサレと訓ませる爲であらうと思はれる。——マハレ又はマハアレと訓するのには語義上不當である。

此語は早く忘れられたけれども、口語では尙シヤレ又はチャリと訛つて用ひられて居る。戯樂をサルガク(サルガク)と稱へたのも之によるもので、サンガク(散樂)の説とするは牽強である。——散樂といふ語は本國の支那ですら常用語でないのに日本のみに於て行はれたとは考へられぬことである。

サルオホミ(猿大海) (人)

景行天皇筑後行幸の際奉仕した人(紀)。水沼の縣主とある。サルは敬稱、——ワチサルの項を見よ——オホミも亦大身(臣)の意である。

サルタヒコ(猿田毘古、猿田彦)の神(大神)

授(猿)はサの假字にも用ひられた例はあるが、此神の名を負うた猿(猿)女君がサメと稱へられたことのないのを見ても、ここではサルの假字に用ひられたものとせねばならぬ。

サルダはサルドの轉呼、サルドはサル樂を演ずる人、——サルの項下参照——即ち優人の義である。

天の八衢に居て天孫降臨を迎へ奉つた神(記及紀一書)。——紀の本女には之に關する記事がない——鼻長七咫、背長七尺、口尻明耀、眼如八咫鏡、而絶然、似赤酸醬、と形容せられて居る(紀)。民間信仰に於ても、新羅降鼻の神とせられ、三平二滿の女神と共に相併んで滑稽の伎を演ずるものとして知られて居る。記に伊勢の阿邪河の海に於て比良夫具に手を咬まれ、水底に沈み泡を吐いてもがいたとあるのは古のサル樂の一曲中に此やうなものがあつた事を暗示するものであらう。——大照命の子孫が先祖の水に溺れた時の態度を演じて奉仕したといふ傳説(記)と頗る趣を同する。紀には之を倭優又は俳人と明記してある。——ワズメ(伶女)の命が之と對立し、其子孫が猿田毘古の名を負うて猿女君と稱へたとある(記、紀)のは、最もよく此兩神の本質を説明するものである。サルダ彦の大神は伊勢の狭長田の五十鈴川上に鎮座したといはれ(紀)、後述世記によれば其子孫太田命は宇治の土公の祖とあり、其後裔と稱するものが今も尙存在するやうであるが、恐らくは昔

時優人の家元であつたのであらう。

土公といふ姓から之を度會郡の大土御祖神(神名帳)に結びつけ、大年神の子なる大土神一名土御祖神と同一神と推斷し、更に之を出雲の佐太大神(キサ具姫神の兒)の別名なりとして猿田はサダと訓むべしとする趣りくどい説明は論ずるに足らぬが、「御前に立ちて仕へ奉りし」神(記)なるが故に、先行といふ名を負はせたとする説も牽強を免かれぬ。サル(猿)といふ語の本義が久しく埋没して居たので、區々の説も生れたのであるが、之が明白になつた以上疑の餘地はない。三河萬歳の才藏の如きも恐らくはサルド(優人)の轉訛であらう。

サルメ(猿女)の君

サル(猿)メ(部)の轉呼。

天のワズメの命の裔(記、紀)。サルメの長といふ義である。サルメは神事に道化を演ずる神樂の俳優の部である。サルダ(サルド)彦も同様の役を演じたものであるから(前項参照)、其名を負うてサルメと呼ばれたと傳へられたのである。中世宮中では専ら女性を用ひられたので、記に女呼(猿女君)之事是也とあり、紀に男女皆呼爲(君)此其縁也といふ苦しい説明を添へたのであるが、メは部と解釋すれば無用の辯である。民間では少くとも近世まで祭祀にはサルダ彦や才藏(サルド)の轉呼が活躍して居るのである。

サレ(佐禮)の流海

常陸國茨城郡の南方にあたる流海(風)。——ナガラウミの項下を見よ。——標註に新治郡佐賀(古は茨城郡)の地先であるから、禮は買の誤であらうとあるが、確證がない。或はサ浦の轉呼ではあるまいか。

附近に霞が浦、榎浦、土浦の如き地名がある所を見るとサ浦といふ地もあり得たと思はれる。

サワサワ(佐和佐和)

サヤサヤの轉呼。

口語のザラザラと同義で、サキサキ又はサエサエともいひ、サロメク(ことを意味する)。

(記、國讓之段) 口大之尾翼鱸佐和佐和(ヒキヨサアノ)。

(仁徳天皇御製) うちし大根 サラサラに 汝がいへせこそ(記、紀)

後の歌は大根の葉のサヤサヤと音するに譬へて皇后が「やがましくいはるればこそ」といふ意である。

サワタリ(左和多理) (地)

ワタリ(項下を見よ)。

ワタリといふ地名は見えぬが、サは接頭語で、ワタリは和名抄に下總國印旛郡日理、陸奥國安達郡日理などある地のいづれかをいふのであらう。

(萬) サワタリので、こに行きあひあか胸が足がきをはやみ言とはす來ぬ

さわたるくび (歌詞)

サ渡る鶴の意。サは接頭語である。

頭の長い鳥を上古クビと稱へたのであらう。クガヒ(鶴)は其疊頭語である。次の歌にヒハホソとつゞけたのは細頸といふ縁によるものと思はれる。

(後述命の御歌) 天の香山 とかまに サラメルクビひは細(記)

サワラ(佐和良、早良)の臣

建内宿禰の子平群の木菟宿禰の裔(記)。姓氏録河内皇別には早良臣としてあげてある。上記河内國サワラ(更荒、讃良)郡を本貫としたのであらう。

サワラ(草羅)の城

慶尚南道梁山郡。今の草梁であらう。

サワラビ(早蕨)

サは接頭語、ワラビの條下参照。

(萬) 石はしるたる水の上のサワラビの萌えいづる春になりけるか

サキ(佐爲)の王

萬葉集六巻に見える人名。内匠寮の長官とある。敏達天皇の御子難波皇子の曾孫で、聖武朝兄葛城王(櫛諸兄)と共に櫛宿禰の姓を給はつた(續紀)。

サキ(狹井、佐章)河

サ(接頭語)キ(部)の約。

伊須氣余理比賣皇后の家居の地(記)。大和志によれば三輪山から出る谿流で管中溪から瀧向溪に入るとある。——率川の一名とする説は地の理にあはぬ。——古事記の註に古名サキと稱する山由理が多かつ

たから名を得たとあるが、山ユリといふものは何を意味するか不明である。アチサキといふ植物名のある所を見ると、背の花の咲く草を意味したのであらう。

サキ(佐尉、佐井)の郷

豊後國海部郡の郷名「風、和」。——今も大在村、小佐井村といふ地がある。——風土記には舊名を酒井といひ、サ井は其訛とあるが、合點が行かぬ。サは接頭語で井泉によつて名を得たのであらう。

サキ(狹井、佐爲)の連

物部氏十世石持連及十一世御辭連の後(舊)。天武朝宿禰に昇格した「紀」。姓氏録によれば、佐爲宿禰は伊香色雄命の後、佐爲連は饒速日命八世の孫半伎利足尼の後とある。——半伎利は物部系譜に十世夢入宿禰連(石持連の兄)と同人であらう。——兩書多少の相違があるが、物部連の一支なることは疑はない。サキは上記狹井河の流域をいふのであらう。

サキ(狹井)の連アチマサ(楨榔)

天智朝の人「紀」。百濟守護に派遣せられたとある。

サキ(狹井)の連サヤ(佐夜)

仁德朝伯耆の加具瀧及因幡の邑由胡達捕に遣はされた人「播風」。捕

四中に服部の彌蘇連の女子が居る事を發見して播磨の彌加都岐から送還したとある。史上には見えぬ名であるのみならず、難波高津宮朝のこと、あるのも頗る疑はしい。

サキサキ(佐藍左謂)、サエサエ(佐惠佐惠)

俗語のザラザラと同語で、サエサエともいふ。例(萬葉) 珠衣のサキサキ沈み家の妹に物いはず来て思ひかねつも此は新衣のザラ／＼すること「騒ぎ」にいひかけたのである。同じ歌が十四卷にも「アキキマのサエサエ沈み」として再録せられて居る。

サキタ(狹井田)

安閑紀に三島の縣主から大伴大連に佐井田六町を贈つたとある。サキを植ゑた田といふ意であらう。

サエ(舍衛)の國

孝徳及齊明朝に舍衛國の婦人が吐火羅人と共に入京したことを録して居る。舍衛は波斯の舊稱であるが、波斯の婦人が二度も漂着したとは考へられぬことであり、ことに齊明朝の場合には吐火羅人の妻ともあるから、——トカラは今の吐噶喇七島のこと、思はれる——南西群島中の一地ではあるまいか。待て後考。

サヲ(竿、橋)

記の神武天皇の巻に楫機をさし渡して御舟に引き入れた國つ神に楫根津日子といふ名を賜つたとあり、和名抄にも楫は棹竿也和名サヲと

あるから、單獨で用ひられる場合には風に舟具の意と解せられたやうであるが、尙連伽をカラサヲともいひ(和名抄)、原義は直竿であつたものと思はれる。

サヲカ(佐岡) (地)

播磨國揖保郡の地名「風」。筑紫の田部が毎年五月に此國で宴飲したからサ岡といふとあるが、サツキ岡といはずして單にサ岡と稱へたことは異とせればならぬ。サは播磨の意であるが、——其條下參照——岡に播磨すべき筈もないから、或は麻岡の意ではなかつたかとも疑はれるのである。

サヲカ(狹丘)首のマサ(間挾)

敏達朝の人「紀」。吉備海人直藤波の下僚とある。サヲカは地名であらうが所在を明にせぬ。

さをこがひこ (歌詞)

「サチ子(人名)が孫」の意。  
「(催馬樂書馬)しのいさやの サツコがヒコなる さいろん子」また「はたるんこの たいきの童の サチコがヒコなる さいろん子」  
「サチ子の名の義は不明であるが、男子の名に子のつく例は和珙の口子、中臣の鏡子等少くはない。恐らくはサヲのサは接頭語、ヲは愛惜の意で、美稱であらう。——サイロンコの項下參照。

サヲネツヒコ(楫根津日子)

神武天皇の水路警導に任じた國つ神「記」。楫機をさし渡して御舟に

引き入れたのでサヲネツヒコといふ名を賜はつたとある。倭國造等の風で、紀に珍彦又は楫根津彦とあると同人である。名の義は竿で、サは敬稱であらう。

サヲバシ(佐鳥廢志)

景行朝筑紫後國 御木の高田の行宮に於て、長さ九百七十丈の櫻の巨木の上を百寮が踏み渡つたので、時の人が朝しものみけのサヲハシまへつ君いわたらすもミケのサヲハシと歌うたとある。サヲは棹の意であらう。

し

シ(其) (原語)

漢語に於てもシは此(其)の意の代名詞で、斯、此、之、是、爾等は皆此音を表示するものである。

代名詞としては専らシの形に於て用ひられるが、助語及形容語尾に於ては尙原形を存する。——語法要録參照。

シ(下) (原語)

カ(上)に對立する語で、獨立しては用ひられぬがシタ、(下方)、シモ(下面)、シヤ(下、在)、アシ(脚)等の諸語を派成し、又シツ(沈、靜)の形に於てはシア(垂)と活用し、シツシ、シツク、シツミ、シツマリ、シツカ

等の語幹に用ひられる。

シ(死) (原語)

死の字音も死であるが、之を採用したのではなく、本来の國語である事は宣長の説の通りである。恐らくは本初同一源から出て支那にも日本にも傳はつたのであらう。邦語では單音を忌む爲にシ(爲)をそへてシシともいひ、——例イノチはナシセマヒツ(沼河比賣の歌)——或は分詞語分子ニと結合してシニといふ語を生じた。他を殺すこともシセ(令死)と稱へる。——例ヌスミシセムト(崇神紀)。

シ(滋) (原語)

單獨で用ひられた例はないが、疊語シジが繁を意味する外、他語と結びついて、シキ(重及敷)、シバ(敷)、シミ(密)、シゲ(茂)等の如き語を生じた。

シ(食) (原語)

漢字食は食物を意味する場合には鮮更切、即ち音シである。韓語シ(食)は「飼ふ」といふ意であるが、飼の韓音はシであるから、恐らくは右の「食」から分化したのであらう。此語は亞細亞諸民族に共通したと見えて、國語に於てもシホ(稱)、シシ(食)、チシ(食)、シル(糞汁)の形に於て用ひられて居る。單語としてシを食物の意に用ひた例はないが、シカ(鹿)、ウシ(牛)の如き複合語にあらはれ、スト轉じてはスコモ(食單)などいふ語もあるのである。

シ(石) (原語)

石を意味する原語であるが、獨立して用ひられる場合にはイを接頭してイシといふ。スト轉呼しては石の寄る所即ち濱、洲の意を表示し、ソとも轉じてイソ(磯)ともソネ(曾根)とも用ひられる。イセ(伊勢)といふ地名は恐らくはイソの説であらう。

シ(風) (動)

シ(風)の別稱がチであることは其項下に述べる。獨立して用ひられた例はないが、ニシ(西)、ヒカシ(東)も本初風の呼稱であつたらしく——各其項下參照——之に接尾語ナ(ネ)の轉)が添附したシナはシナツ彦、シナ戸邊、シナゲエフの如く用ひられる。

シ(爲) (動)

語法要録を見よ。

シ(志)氏オホミチ(大道)

萬葉作家。太宰府の竿(第)師。志は本姓が略稱が不明。

シアス(明後日)

其明日即ち「其の明日」の意で、明後日の義になるのであるが、今ではシアサチとして明々後日の意に用ひて居る。——アスの項下參照。 (備馬櫻人)……あすも 實來じや ソヨヤ しあすも 實來じや ソヨヤ

シガ (族名)

語義は詳でないが、此稱呼は地名としては後記の滋賀郡、志賀の島

を始め、紀伊、尾張、信濃、陸奥、豐後等にも存し、其他シカキ(キは處の意が)、シカラキ、シカ田、シカ間、シカ野、勝シカ等他語と結びついた地名が多く、志賀島はまた近島と稱へたとある(筑風)所を見ると、值賀島(九島)の稱呼も同語から出たものと思はれる。神名には景行紀に志我神をあげ、筑前國糟屋郡に志加海神社(神名帳)、筑後大野郡に志我神社(同)がある。舊事紀によればアマツミ三神は安曇連等齊記筑紫斯香神とあるから、アマ族の神とせられたのであらう。神功紀には磯鹿の海人名草といふもの、名をあげ、萬葉集十六卷にも志賀の白水郎菟の死を詠じた歌がある。

右の用例によればシカは海人族の一支の稱呼で、轉じて地名にも用ひられるやうになつたものとせねばならぬ。——族名が地名に轉用せられた例はキ、ヒ、アエ等少くはない(各其項下參照)——更に案するにシカの原語はチカで(シ、チ相通)、豊子即ち神風といふ意ではあるまいか。同義語カコ(神子)がカガと轉じて諸國の地名になつたのと趣を同うする。若し然りとせば東國に多いテコ、タゴ、チガ等の地名と源を同うするものとすべきである。

シガ(滋賀) (地)

和名抄に近江國滋賀(志賀)郡とある地。今も此名を存し縣名にも用ひられて居る。古はササナミと稱へ、滋賀は寧ろ其一部分で、シガの海人の居住地なるが故に名を負つたもの、やうであるが、——隣國伊賀の阿拜も亦アエの海人の居住地であつたと思はれる——其大津は北陸交通の要津として、天智天皇の郡ともなつたが故に有名となり、ササナミの名は却つて閑却せられた。さりながら古歌には尙ササナミの滋賀とした例が少くはない。

(萬) さいなみの思賀の辛崎さきくあれど大宮人の舟待ちかれつ (萬) さいなみの志賀さなれ波しくしくに常にと君がおもほへりける (萬三) 小波の 志賀の辛崎 幸くあらば またかへり見む(三三〇)

シガ(斯我)君

武烈朝百濟の貢子(紀)。百濟王族で、在留中法師君といふ一子を設け、倭君の祖となつたとある。——ヤマト君の項下參照。——此シガの語義不明。

シカ(資河、磯賀、志賀、鹿、四可、之可、思可)島(浦)

筑前國糟屋の郡名(風)。——和名抄に志阿とあるは誤字。今志賀島村といふ。福岡灣の北角をなし、窄い砂洲を以て本土と繋がり、島の形をなして居る。——筑前風土記(釋紀引用)に神功皇后征韓の御途次、夜間御寄泊、陪從小濱を遣して此島に火を求めしめられた所が、直に之を得て歸つて來た。同じく陪從の大濱が此近くに家があるかと尋ねたら、小濱が答へていふには、此島は打身濱(島の東につまぐ牛島をいふのであらう)と續き、殆んど同所といつてもよいと答へたので近島と名づけたのを資河島と説つたとあるが、上記の如くシカ(チカ)の海人の占據地なるが故に名を得たのであらう。萬葉集に思可(之可)の浦(五卷)、志賀の山(六卷)、四鹿の海邊(四卷)と詠まれたのも此地である。

シカ(志我、斯香)の神

景行天皇が豐後國の土蜘蛛討伐の際祈禱せられた神(紀)。舊事紀に



は少童三神は阿曇連等齊祀筑紫新香神とあり、神名帳筑前國糟屋郡の條下に志賀神社をあげて居るから、アマ(族)の神なることは疑がない。直入物部神及直入中臣神と列擧せられて居るから、同郡の住民中に此氏族のものがあつて、祖神として祭祀して居たものと思はれる。速見色の曾長ハヤツ(速津)媛は恐らくは其族人であらう。

シカ(牡鹿)の須賣神

萬葉集第七卷に

千はやぶる金の三崎を過ぎぬとも吾は忘れしシカのスメ神

とある。金の時は筑前國宗像郡の北岬であるから、其附近にもシカの神が祭られて居たのであらう。今も檣幡神社といふ社があり、其南方の地を神ノ濱と稱へて居る。糟屋郡の志賀神社(神名帳)のことであるまい。—スメ神と稱したのは尊い神といふほどの意である。—カネの崎の項下参照。

シカ(志賀)のアマ(海人)

後記神功紀に見える磯鹿海人名草の外、萬葉集には然之海人(二卷)、四可能白水郎、之加乃白水郎(七卷)、志賀乃白水郎、牡鹿ノ海部(二卷)、思香乃白水郎、然ノ海部(三卷)、之賀能安麻(二卷)、志賀乃安麻(六卷)の如く色々の字をあて、居る。之を筑前の志賀島村の海人のみないふものとするは誤りで、上述の如く海人族の一支流の呼稱と解すべきである。

シガ(磯鹿)のアマ(海人)ナクサ(名草)

神功朝の人(紀)。韓地親軍の爲派出せられたとある。出自を詳にせ

ぬが、若しナクサが地名を負つたものとすれば、紀伊國名草郡に居住したシカの海人族の人で、徳勒津から天皇に供奉したものであるかも知れぬ。此地方には海人族が居住したから、海部郡といふ名さへ残つたのである。

シガ(志賀)のアヤヒト(漢人)エイン(惠隠)

推古天皇十六年の遣唐學生(紀)。近江の志賀に居住した歸化人の裔であらう。舒明天皇十一年歸朝。

シカ(志賀)のタカアナホ(高穴穗)の宮

成務天皇の宮(記、紀)。紀によれば景行天皇も其御晚年三年の間此宮に居られたやうである。近淡江の志賀とあり(記)、今志賀郡坂本村に穴太といふ字が残つて居る。—アナホの項下参照。

シカスガニ(之加須我仁)

シカ(然)ス(爲)ガニ(助語)。—ガニの項下を見よ。

「然爲るかに」の意。轉じてサリナガラと相似た意に用ひられる。サスガニも同義である。例

(萬三) 月よめはいまだ冬なりシカスガニ 霞たなびく春立ちぬとか  
(萬三) 打なびく春さり來ればシカスガニ 天震きらひ雪はふりつゝ

シカタキ(磯堅城)

集解は堅を衍字として之を削つたが、語義上シカタキといふ語もあり得る。

シは石の原語、シカタキは石造の堅い城といふ意。—シキとも稱

する(其項下参照)。

崇神朝に天照大御神を祭る爲に倭の笠縫村に磯堅城神籬を立てられたとある(紀)。シカタキもヒモロギも共に祭場を意味するので、古は神宮といふものはなく、淨地に垣をつくつて其中で祭祀を行つたのである。其岩石を以て築造したものをシカタキと稱へたので、イハサカ(磐境)といふのも同義である。—ヒモロギ及イハサカの項下参照。

シカヘシ(死反)玉

死はシと訓むべきである。—シニは第二次生の語—前田本にマカリタマと訓してあるが、其義を詳にせぬ。

饒速日命に授けられた天璽瑞寶十種中の一(舊)。死を阻止する玉の意である。

シカマ(飾磨) [地]

播磨國の郡名(風)。和名抄にも見え、今も此名を存する。風土記には大三間津日子の命が牡鹿鳴哉といふたによつて名を得たと説明してあるが、シカは其でよいとしても少くともマがぬけて居る。シカマといふ地名は陸奥にもあり(和名抄色麻郡色麻郷)、飾磨、色麻共にイタテ(射橋、伊達)の神が祭られて居る所を見ると、同じ意味を以て命名せられたものなることは疑なく、此神は海人系のやうであるから(其項下参照)、シカマはシカアマの約、又はシカ間(地域)の意であらねばならぬ。播磨にはウシカ(牛鹿、宇自可)と稱する豪族も居たのである。—其項下参照。

シカマ(思可麻)川、シカマ(思賀麻)江

播磨國飾磨に注ぐ川といふ意で名を負つたのであらうが、萬葉集に見えた歌によると、相當の大きな流であつたらしい。或は長畝川(今の市川)の一名ではなからうか。

(萬三) わだつみの海にいでたるシカマ かは絶えむ日にしぞ我がこ  
ひやまめ

(萬七) シカマ江はこぎ過ぎぬらし 天つたふ日かきの浦に波の立つ  
見ゆ

シカマのミヤケ(飾磨御宅)

播磨國飾磨に設けられた屯倉(風)。カソララの三宅ともいふとある。

シガラミ(柵)

セケル(塞有)ミ、(水)の轉呼か。

右の語源によつても明なるが如く、本来「塞いた流」を意味したのであらうが、水を塞く物の意にも轉用せられ、シガラミをわたすともいうた。例

(萬二) 明日香川シガラミわたし 塞かませば流るゝ水ものどにかあら  
まし

木柵を之に用ひたが故に、柵をもシガラミと訓み、柵に引かるゝことをシガラミと活用し、萬葉集六卷にも「萩の枝にシガラミ散しさをしかの妻よびどよます」とある。後世鹿と萩との縁語として用ひられた例は少くはないが、之によつて繋絡む意とするのは無理である。

シカラカ(鹿丘)

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の舟が難波して鹿の落ちた

所とあるが、恐らくは座は借字で、飾磨のシカと同じく族名から出たのであらう。

〔伊和里〕の下の分註にある座間は座の誤字なること勿論である。

シキ(重)(敷)(及)

シ(返) 其項下を見よ。の活用形である。重、敷(布)、及いづれも之から轉義したもので次の如く用ひられる。

(一) 重の意。シキタヘ、シキ雲、シキ山、シキテ、シキリ(頰)

(二) 敷(布)の意。シキマス國(タカシク)の項下参照、フシシタ雨

(三) 及の意。シカズ(不及)、オヒシタ(追及)、チシキの大神

シキ(鵜、鳴)

サヤ(細毛)の轉呼であらう。其項下参照。

神武天皇の御製に「宇陀の高城にシギわな張るシギはさやらず云々」とある(記、紀)。神代紀にはシキ山に鶴山の字を用ひ、和名抄に玉篇を引いて鷺は野鳥也漢語抄云シギ、一に田鳥といふと註してある。鳴は田鳥の合字とおもはれる。其外鷺、鵜をシギとよみ、今もシギと稱へる數種の鳥があるが、いづれにしても語義は細毛とおもはれる。御製に於ては恐らくはササギと同じく、小鳥の地名として用ひられたのであらう。

シキ(磯城)

石城の意。石造構築物をいふのであらう。

古語拾遺に崇神朝倭笠懸邑に磯城神籬を立て、天照大御神及草薙劍を移し奉つたとある。倭姫世記同断、紀には磯城神籬とある。

此傳に誤なしとすれば勢境をシカタキともシキとも稱へたのであらう(シカタキの項下参照)。

シキ(磯城、師木、志貴、志紀) (地)

兄シキ、弟シキを始め、シキ氏族の占居地(記、紀)。大和國磯城郡(和名抄には城上、城下の二郡に分れて居る)で、河内國志紀郡志紀郷も其同族の所領なるによつて名を負うたのであらう。シキはカツラキ、アキ、サキ(いづれも大和の地名)と同じく、キ族中の區別呼稱とおもはれる。キ(族)の項下参照。

上記「石城」の意とも或はスキ(村)の轉呼とも解釋せられぬことはないが、大和、河内兩國の地名となつたとする根據が薄弱である。之岐乃加美、之岐志乃乃に城上、城下の字をあてた所を見て(和名抄)、キが主語であつたとせればならぬ。

シキ(磯城、志紀、志貴)の縣主

神武朝磯城名は黒速が勳功により磯城の縣主に任ぜられたとあるが、シキは上記の如く本來氏族名で、轉じて其居住地の呼稱ともなつたのであるから、其地の領主は以前からアガタマシと稱へ、必しも神武朝に新設せられた稱呼ではあるまい。シキといふ地が大和と河内にあつたから、縣主も一家のみでなかつたことは勿論で、左の諸系をあげ得る。

(一) 磯城(又は師木)の縣主。綏靖、安寧、懿德三代の后妃を出した家柄で、神武天皇以前から大和の磯城に居住した家族(弟磯城名は黒速)の後。

(二) 志紀の大縣主。河内の志紀郡志紀郷の縣主(記)。姓氏錄に神八井

耳命の後也とある家であらう。

(三) 倭志紀縣主。物部七世建新川命の高(舊)。母は志紀彦の女眞鳥姫とあるから、母氏を相續したものとされる。八世印岐美速も亦此縣主の祖とある。姓氏錄(和泉神別)に饒速日命七世の孫大賣布命の後とあるのは異傳であるが、大メフは建新川の同母弟であるから、いづれも志紀の縣主とよばれたことがあり得る。右の外彦湯支命(物部二世)の後と稱する志貴連、神八井耳命の高なる志紀首が姓氏錄にあげられて居る。

シキ(志幾)の大縣主 (逸名)

雄略朝の人(記)。堅魚を上げて屋舎をつくつたので逆鱗にふれたとある。河内の志紀郡の領主で當時の大豪族であつたのであらう。前項参照。

シキ(磯城)川

應神紀に武内宿禰兄弟が磯城川濱で採湯したとある。シキ川といふ名は今傳はつて居らぬが、シキを流る、川の意で今の初瀬川であらう。

シキ(志紀、磯城)産

シキ族の貴人の義で、神武紀には兄磯城、弟磯城兄弟をも磯城産と記し、物部氏三世出雲醜大臣命の配又は五世伊香色雄命の妾と稱せられる眞鳥姫の父も亦志紀産とある(舊)。シキツヒコと同義である。其項下参照。

シキ(施基)の皇子

天智天皇の皇子、生母は越の道君郎女(記)。光仁天皇の御父で踐祚を田原天皇といふ(續紀)。シキは志貴、芝基などともかき、地名に因る稱號と思はれるが、磯城郡ではなく、高安城のある志貴をいふもの、やうである。

シキ(磯城)の皇子

天武天皇の皇子、生母は夫人臣大麻呂の女擬媛(記)。御名の所由不明。シキ氏が奉仕したから名を負はれたのであるかも知れぬ。

シキ(城)のカツラ(蕨)の連

「城」は或はキと訓むのかも知れぬが、姑く舊訓による。

カツラ連の項下を見よ。

物部の椋垣連の後(舊)。城は居住地を取つて區別稱號としたものと思はれる。

シキ(師木)のタマガキ(玉垣)の宮

垂仁天皇の宮號(記)。タマガキは父天皇のミツガキの宮に對する稱呼で、玉の垣の義である。紀には輕向の珠城宮とある。

シキ(師木)のミツガキ(水垣)の宮

崇神天皇の宮號(記)。紀には瑞籬宮とある。瑞垣をめぐらした宮といふ意であらう。遺跡は磯城郡三輪町大字金屋にあり、天皇山とよばれて居る。

シキ(磯城)のヤソタケル(八十梟帥)

神武天皇大和への當時磯城には磯城の八十梟帥が居たとある(紀)。ヤツは多数、マケルは猛勇の人といふ意で、シキ族の諸土豪を意味したのである。

シキクサ(敷草)村

播磨國赤松郡柏野里の地名(風)。草を敷いて神座としたが故に敷草と名づくところ。

シキケタヒコ(敷桁彦)の命

舊刊本には敷桁波命とある。敷桁は或はシキマナと訓むのかも知れぬ。ユカハマナを鴻河桁とした例もある(姓氏録)。

伊余國造速後上命の父(舊)。印幡國造と同祖とあるから、神八井耳命の裔であらうが系譜を詳にせぬ。名の義も亦不可解である。或は後記のシキタナヒコと同人ではあるまいか。

シキシマ(磯城島) (地)

シキ(磯城)のシマ(樁間の轉呼)、即ち聚落地といふ意、—シマの項下参照。

欽明天皇の皇居所在地。今の磯城郡城島村である。靈異記下巻第三十九條に大和國山邊郡磯城島村とあるのは之とは別地で、所在は判明せぬが、同地の人善珠師の俗姓を跡述と稱へたとある所を見ると、古の阿刀の地(今の磯城郡川東村)をもシキシマと稱へたのであらう。郡境に近いから其ころには山邊郡に屬して居たのかも知れぬ。之も同義によつて名づけられたものと思はれる。—シキシマが大和乃至日本と同義語にあらぬ由は次項に述べる。

欽明天皇皇居のシキシマが初瀬川と刑坂川との中間にあつて地形島に似て居るからシキシマと名づけたといふ説は地圖によつて案出したもので、實地を觀測して之を島と見なすことは困難であるのみならず、山邊郡の磯城島村に適用が出来ぬ。島嶼にあらすしてシマと呼ばれた地はアキツシマあり、樫のシマがある。後者は單にシマとも呼ばれた。攝津のミシマ(三島)も之に屬する。

シキシマ(磯城島) (枕)

シキシマは上記の如く地名であるが、シキ(磯城)、シキ(敷)相通するにより天皇の敷き坐す國といふ意を以てヤマト(大和)の枕詞に用ひられた。例

(萬) 磯城島の 日本國の 石上 布留の里に(二六七) 十三卷の長歌二篇にも同一用例がある。

(萬二) 式島の山跡の土に人二人ありと念へばなにか敷かむ (同) 志貴島の後の國は言靈の助くる國ぞまさきくありこそ (同三) 之奇志麻のやまとの國に明つけき名に負ふものをこゝろつとめよ

然るにヤマトの國を略してシキシマを其代用とした一例がある。(萬二) 立ちわかれ君がいまさば之奇鳥の人は我じく祝ひて待たむ 此は但馬國按察使橘宿禰奈其磨送別の歌であるから、—作者は大伴黒麻呂—大和國を意味したものなることは勿論であるが、之によつて此當時シキシマが大和乃至日本帝國と同義語として用ひられたと推斷することは出来ぬ。後世シキシマの國はシキシマの道の如く用ひたのは「シキシマの大和の國」、「シキシマの大和歌の道」の省略と解すべきである。

シキシマ(師木島)の大宮

欽明天皇の宮(紀)。「大」は美稱。紀には磯城島金刺宮とある。

シキシマ(磯城島)の連—キシマ(城島)の連の項下を見よ。

シキシマ(磯城島)のカナサシ(金刺)の宮

欽明天皇の宮(紀)。—記には師木島の大宮とある。—刺は借字で榮シの意、カナと同じく榮稱である。飯豐皇女の宮號をツマサン(角刺)の宮といふと同様に宮を誤へて名づけたのである。

シキタナヒコ(志貴多奈彦)の命

大國造速男江命の父(舊)。大分國造と同祖とある。古事記によれば神八井耳命の後裔に火君及大分君がある。上記伊余國造敷桁彦と同人であらう。名の義不明。

シキタへ(敷妙) (枕)

シキ(重)タへ(布)。—タへの項下を見よ。

袖、袂、衣手、枕、床などの枕詞である。布を重ねて其材料に用ひたからであらう。萬葉集第三卷の長歌に「シキタへの家」とつづけたのはシキタへの床のある家といふ意かも知れぬが、聊無理である。同第四卷に「シキタへの黒髪シキテ」と用ひたシキタへは「シキタへのやうに」といふ古の語法で、譬喩に用ひられたのである。

シキツ(敷津) (地)

シキツヒコ(師木津日子、磯城津彦)

シキ族の貴人といふ意で、シキヒコと同義である。安寧天皇の御名をシキツ彦玉手見の命と申上げ、其皇子にもシキツ彦といふ御名がある。御生母がシキ族なるにより此稱號を得られたのであらう。—次項参照。

安寧天皇の皇子シキツ彦命は記によれば師木縣主殿延の女阿久斗毘賣の出で、伊賀の須知之稻置、那婆理之稻置及三野之稻置の祖とある。孝靈天皇の妃となられた螺伊呂泥及螺伊呂村の姉妹玉女は此皇子の孫女である。—記に猪使速之始祖とせられて居る。

シキツヒコタマテミ(師木津日子玉手見、磯城津彦玉手看)の命(天皇)

安寧天皇の御名(記)。御母は師木縣主の祖河俣毘賣(記)。—紀一書には磯城縣主女川派媛とある。—紀には五十鈴依媛命(事代主神之少女)とあるが、若し然りとせばシキツヒコと稱せられる理由がなから記の傳を正しとすべきであらう。タマテミは御諱である。—其項下を見よ。

シキテ(頻)

シキ(重)テ即ち「重ねて」の意。轉じて頻々といふ義にも用ひられた

が、後の意義は通常シキリ(シキ、アリの約)ニといふ語を以て表現せられるやうになつた。

④(記、景行の巻) 爾天皇亦領詔<sup>シキマ</sup>倭建命。

シキマス、シキイマス(敷坐)

① 神をシクなどいふと同義で、マスは敷語である。天皇の坐御又は神の鎮坐を意味する。太シキマスともシキナベマスとも用ひられた。例

(萬三) シキマス 大殿のへに 久方の 天傳ひ来る 雪じもの 行

きかよひつ、 いやシキイマセ(二六)

(出風) 都留支日子命詔吾敷坐山口處在(鳥根郡山口郷の條下)

(萬二) 秋津の野邊に 宮柱 太シキマシテ(三六)

(萬三) 飛鳥の 淨の宮に 神ながら フトシキマシテ(三六)

(萬二) 空みつ 大和の國は おし並べて 我こそ居れ シナナマテ

吾こそ坐せ(一)

シキミ(糖) (積)

① 和名抄檳香木也漢語抄云之岐美とあり、和名本草には莽草の字を用ひて居る。今も檳香につくる木をシキミといふ。春日短花梗を出し淡黄白色の小花をつけ、後落葉を結ぶものである。シキミは重寶の意で右の落葉をいふのであらう。

(萬二) 奥山のシキミの花のなの如やくしく君に、こひ渡りなむ

シキヤマツミ(志藝山津見、鶴山祇)の神

① シキヤマは重山の意で、ハヤマ(端山)に對する語である。ヤマツミがヤマツチの説なるべきことは其項下にのべる通りである。

② 新殺せられたカグツチの神の左手に化生した神(記)。——紀の一書には是から化生したとある。

シキヤマヌシ(敷山主)の神

① 大國主神六世の孫美呂浪神の配。青沼馬押比賣の父(記)。山嶽重疊地の領主といふ意である。

シグヒ(四具比)

① シはシミ(密)のシ、グヒは口にするといふ意から轉じて銜、嵌合の義にも用ひられる語であるから、シグヒは嵌合の義とより、シツクヒ(漆喰)、ソクヒ(敷敷を埋つた糊)とも用ひられるのであるが、シク(及)が「等」如の義に轉じたやうに、四具の意をも生じ、口語ではツケフ、ソケハラの如く用ひられて居る。古書には左の一例があるのみである。(萬二) うましものいづくあかじを坂門らし角のふくれにシグヒあひにけり

シクマ(熊)

① 和名抄に熊和名之久萬とある。北地に産する熊であるからシ(コシ又はエミシの畧稱)クマと稱したのであらう。齊明紀に阿倍比羅夫が生熊二、熊皮七十枚を買つたと見え、又高麗の使人が熊の皮一枚を誇示したから、官から七十枚を高麗使師子威呂に借して同人を驚かしたとある。此頃熊の皮は珍重せられたのであらう。

シクマ(志久麻)産

① 思の國造(舊)。阿岐國造と同祖とあるから阿尺、伊久、榮羽、白河の

諸國造と同じく天湯津彦の裔で、海人系の名門であつたと思はれる。信夫(思と同國)の國造久麻直の祖久志伊麻命は恐らくはシクマ産の異傳であらう。——グシイマの項を見よ——若し然りとせばシクマはクマの直のクマと關係があるやうにも思はれる。

② 信夫國は上古伊達郡をも包括して居たとあるから(和名抄)、イタテの神を祭祀するシカのアマ(海人)が占居したのかも知れぬ。——イタテ及シカマの項下参照——されば其地をシカマと稱へたことも絶無ではなく、シカマ産を説つてシクマヒコといふたこともあり得る。

シクラ(叔羅)川

① 萬葉集十九卷に

シクラ川瀬を尋ねつ、我せこは鶴かは立たされ心なぐさにとある。誠前國の詠であるが、所在を明にせぬ。南條郡白鬼女川一名日の川を之に擬するものがあるが、論據が不確實である。

シグレ(時雨、四具禮)

① シキ(重、頰)、グレ(晩)の約。

② 本來陰雲をいふ語で、曇り勝の空をシグレの空といひ、遂に雨となつたときにはシグレのアメといふ。初冬の空は多くはシグレ野であるので、其ころの雨もシグレと稱へられ、時雨といふ字を之にあてるやうになつたのである。さりながら次の歌の如きは尙陰雲の義と解すべきである。

(萬二) うらさぶる心さままれし久方のそらのシグレの流らふ見れば

シケシキラヤ(志祁志岐袁夜) (歌詞)

語誌 シクラ—シコ

① 國志の字一本に去とあるが、シゲコキといふ語はないから、尙シゲシキと訓み、スガシキの轉呼とすべきである。

② 神武天皇の御製に

葦原のシケシキヲヤにすがた、みいやさや敷きて我が二人寝しとある。シケシキはスガ(清)シキの轉呼で、清淨な小屋に清塵を敷いてれたよと詠まれたのであらう。

③ 宣長は去の字に従うてシゲコキと訓み、シコを延べたのであると説いたが、其は無理な伸言であるのみならず、シコといふ語の本義には少しも隨といふ意はふくまれて居らぬ(次項を見よ)。又「繁き」の意とするものもあるが、シゲ(茂)といふ語は上代に於てもシゲシキ又はシゲケキと用ひられた例がない。

シゲハラ(滋原)の皇女

① 應神天皇の皇女(舊)。生母は品陀の弟姫とある。記紀に見えぬが三野の郎女にあたるもの、やうである。シゲハラは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

シコ(志許、醜、色)

① 語原は不明であるが、シカミ(糞)、シカル(叱)等の語幹シカと同語であらう。或はカ(糖)から出たのであるかも知れぬ。

② 嚴厲の意で、勇猛の義にも轉用せられ、カシコ(慍、畏)とも用ひられた。醜凶の訓にあてられるのは勇猛の意から轉じたものであらう。シコ(大國主神の一名)、シヨメ(冥界の風鬼)、シヨの御楯及シヨの丈夫等の用例を見ても醜怪の意はない。之を醜陋または陋の義とするのは醜といふ文字に提はれた誤解である。

シコトヒ(磯特牛) (人)

雄略朝の人(紀)。阿閉臣國見の一名、枳幡皇女を護した人である。シコトヒは磯特牛の意が。

しこめしづも (歌詞)

常陸風土記茨城郡高濱の條下に高濱の下風さやぐ妹をこひ妻と言はばや志古止賣志剛毛といふ歌がある。末句はシコトメ(醜少女)シツ(醜)の約で、秋が更けて人戀しさにシツの醜少女を妻と呼ぼうよといふ意であらう。

シコハヤワケ(色古集別)の命

色古集又は色古集とあるが、集の誤とせればならぬ。景行天皇の御子、母氏不明(書)。襲小椋別命と熊津産命との間に序せられて居る所を見ると、九州一地方の君主で、恐らくはハヤト(集人)の國の別の意であらう。ハヤトの項下参照——シコは勇猛の意の美稱。

シコフ(色夫、醜經) (人)

シコは勇猛の意の美稱、ムはミ(身)の轉呼。三輪君色夫、草壁連醜經(孝徳紀)の外に、色夫古顔、色弗ノ連などいふ名も見えるから、其當時替く用ひられた人名と思はれる。

シコフコ(色夫古)の娘

天智天皇の宮嬪(紀)。忍海部小龍の女で、川島皇子外二皇女を生み

まゐらせたとある。

シコフチ(色夫知、色弗) (人)

上記シコフに更にチ(主)を添へたのである。忌部首子首(子人)の弟、天武九年遷に、尋で宿禰に昇格した(紀)。

シコマロ(芝着摩呂) (人)

推古朝に歸化した百濟人(紀)。土木の技を能くするも白髪があつたから、時人シコマロと名づけたとある。シコは醜の意に用ひられたのである。

シコメ(志許賣、醜女)

黄泉の女鬼(記紀)。イザナギの命を追ひかけたとある。シコは醜を形容したのである。

シコリ(思許理)

シキ(重、類)アリ(在)の約であらう。マシコリ(御門祭祝詞)、アキシコリ(萬七)と用ひた例もある。——各其項下参照。萬葉集十二卷に

我せこが來むとかたりし夜は過ぎぬしふや更々シコリ來めやもとある。シエヤは憎惡を表示する感動詞で(其項下参照)。今更顔て來ようやといふ意であらう。

シサハ(宍禾、宍粟)の郡

播磨國の郡名(風)。孝徳朝揖保郡を分割して作られたとあり、今も

シシジモノ(鹿自物) (枕)

シシ(鹿)シ(其)モノ(物)、即ち獸類といふほどの意で、「いぬひ」「膝折り」とつゞけて准枕詞として用ひられる。例

(萬二) 日のことごと 鹿シモノ 伊波比伏つ、「二九」(萬三) 竹玉を しじにぬき垂り シシジモノ 膝折ふせ「三九」同集六卷の長歌にシシシモノ弓矢圍みてとあるは枕詞ではない。

シシタ(鹿猪田)

シシ(鹿)の出没する田といふことで、山田又はアラキ田(其項下を見よ)といふのである。

(萬三) 豊しあへば相れしものを小山田のシシタ守ること母しもらすも (萬二) あらき田のシシタの稻を倉につみあなひれし昔戀ふらくは(三六四)

シシヒト(宍人者)

肉人の意で、獸肉を料理するものをいふ。天若彦禰送の際鳥を以て宍人者としたとある(紀)。葬儀の役目を衆鳥にふりあてるに際し、鳥が之に任じたとあるのは肉食鳥であるからであらう。血の穢を忌んだ上代の習俗から考へても、一頭の獸肉の分配が重要視せられた事情から察しても、必ず専門の職があつた筈で、

隨時陳平をさがし出したのではあるまい。

シシヒト(宍人)部

此名を存する。風土記には伊和の大神が巡行中大鹿に逢うたが故にシサハと號づけたとある。シシアフを意味するのであらうが、甚苦しい説明のやうに思はれる。標註には宍多の約であらうかとある。

シシ(宍) (鹿、猪) (獸)

シ(食)の疊頭。——シの項下参照。

食用肉をシシといひ、一般に肉の意にも轉用せられた。ソシシ(鹿)の如きは其一例である。又肉を食用とすることの出来る獸をもシシと稱へた。就中カ(鹿)のシシ、キ(猪)のシシは最もよく知られたので、兩者共に昇してシシともよばれるのであるが、單にシシとある場合には「鹿」の意と解する方がよい。ワシ(牛)もまた大獸の義によつて名づけられたものゝやうである。

シシキ(志式)の嶋

肥前國の地名(風)。景行天皇が志式の島から嶺嘉の島を望見せられたとある。平戸島の南端を今も志々伎村といひ、極めて窄い地峽によつて本島と繋がつて居るから、古は難島であつたかも知れず、假に難島ではなかつたとしても島と呼ぶに適はしい地形である。古く開けた地と見えて延喜式神名帳にも松浦郡志志岐神社をあげて居る。

シシクシロ(宍串呂) (枕)

口は接尾語。獸串即ち獸をとる矢をいふ。——クシの項下参照。

イ(射)、ヨミ(弓の音便)の枕詞。例

(體體天皇御製) シシクシロうまいれしとに(紀) (萬九) シシクシロよみに待たむと(八〇九)

■ 難畧朝に設定せられた民部(紀)。天皇御狩のとき割餅に任ずるものがなかつたので、逆鱗あらせられたのを懼みて皇太后を始め奉り、大倭國造吾子龍以下臣、連、造等が失脚を作る事を能くするものを貢進して此部にあてたとあり、一傳に吉備の弟君が百濟から帶同したとある。

■ シシヒトは上記の如く上古から存したもので、決して難畧朝に始まつたのではなく、ナマス(其項下参照)を作ることも既に景行紀に見えて居る。案するに此朝に宋人部を定められたとあるのは、此事に託して新に天皇直隸の民部を増設せられたことを意味するであらう。

**シシヒト(宋人)の臣オホマロ(大麻呂)**

■ 天武天皇の夫人難媛の父(紀)。天武十二年朝臣に昇格した。姓氏録によれば宋人朝臣は大産命男彦背立大稻履命の後とある。難畧朝宋人部が創設せられたとき、皇太后から膳臣長野といふものを貢進せられたとあるから(紀)。其子孫が宋人臣姓を名乗つたものと思はれる。別に宋人造といふ氏の存したことは次に説く通りである。

**シシヒト(宋人)の臣カリ(雁)**

■ 崇峻朝の人(紀)。東海道諸國巡察使に任ぜられたとある。

**シシヒト(宋人)の造オユ(老)**

■ 天武朝の人(紀)。同朝九年に連に昇格したとある。上記宋人部の部長であるが、臣(朝臣)家との關係は判明せぬ。

**シジマヒ(棲遼、進退)**

■ シジミの進行格で、シジミはスズ(遠巡)ミ(活用語尾)の轉呼とおも

はれる。

■ 字鏡に蟻の字をもシジマヒと訓して居るが、語義上棲遼を意味すること明白である。

■ (神武紀) 無<sub>レ</sub>後可<sub>レ</sub>行之路<sub>ニ</sub>乃<sub>レ</sub>棲遼<sub>ニ</sub>不知<sub>レ</sub>其所<sub>ニ</sub>跋涉<sub>ニ</sub> (垂仁紀) 俯仰喉咽進退血泣

**シジミ(蜺)**

■ シシ(宋)ミ(魚介の肉)か、又はシシはササ(些少)の轉呼であらう。——ミの項下見よ。

■ 食用具の名。蜺の稱呼に專用せられたやうになつたのは寧ろ後代のことであらう。播磨風土記に履中天皇の御飯宮の縁に遣ひあがつたある信深貝は果して何を指したか判明せぬ。

**シジミ(志深、縮見)の里**

■ 顯宗、仁賢天皇御即位前家産の地(紀)。播磨國美憂郡の地名で(風)、和名抄にも見え、今も志染村といふ。風土記には履中天皇巡幸の際信深貝が御飯宮の縁に遣ひ上つたから名を負うたとある。

**シジミ(縮見)のタカ又(高野)の宮**

■ 仁賢天皇の宮殿(紀)。播磨風土記にも美憂郡志深里に高野宮を造られたとある。

**シジム(志自牟) (人)**

■ 顯宗仁賢天皇家産中身を託せられた針間の國人(紀)。紀には縮見屯倉首細目とあるが、細目も亦シジム(又はシジミ)の假字に用ひられた

のかも知れぬ。地名を取つて名としたのであらう。——播磨風土記には志深村首伊等尾とある。

**シシリコ(肉入籠) (地)**

■ 阿倍比良夫が蝦夷を討つため進出した地點(齊明紀)。所在不明。北秋田郡綴子村を以て之に擬するものがあるが、發音相似といふことの外何等の根據はない。當時の交通状態から考へても、舟師を以て征討したといふ記事に遺しても、海岸に近い一地點と見るべきである。

**シダ (助語)**

■ サタの轉呼。——サタの項下を見よ。

■ 「項間」の意で、東歌に屢々用ひられて居る。中國地方で「行きシナ」「歸りシナ」の如く用ひるシナと同語である。例

(萬二) 我せこを大和へやりてまつシダスあしから山のすぎの木の間か

此歌のシダスは頃ノ意で、「この頃の過ぎむかも」といふ意を「杉の木間」にいひかけたのである。

(萬二) 遺しといふ故奈の白峰に逢はシダも逢はのへシダも汝にこそよされ

右の外例が多い。

**シダ(斯太)の浦**

■ 和名抄駿河國信太郡——今も其名を存する——の海邊をシダウラと稱へたらしく、萬葉集十四卷駿河國の歌にも「シダウラを朝ごと舟」とある。此シダはシヅの轉でアベ(安倍)と同じく海人の支族名から出た

のではあるまいか。此地方には靜岡、駿織山、靜浦などシヅといふ稱呼が少くないのである。

**シダ(信太)の郡**

■ 常陸國の郡名(風)。——和名抄にも見えるが、今稻敷郡に屬する。——孝徳朝小山物部の河内と大乙上物部の會津とが總領高向大夫に乞うて筑波、茨城兩郡から七百戸を分割して信太郡を置いたとあり、又仙覺萬葉鈔所載の風土記逸文には黒坂命の葬具として多くの幡を建てたから幡垂の國と稱へたのを後世信太國と訛つたとあるが、此地方はもと日高見國であつたとあるから(風)、ヒタカミのヒダが説つてシダとなつたものと思はれる。——ヒダカミの條下を見よ。

**シダ(信太)の流海**

■ 上記常陸國信太郡の東方を境する流海。——ナガレウミの項下参照。——此邊の地形は大に變動したから今之を確言することは出来ぬが、風土記の記事を信用すべきものとすれば、今の江戸崎入は往昔南方に伸び、根浦の流海と聯絡し、信太の流海と稱へられたのであらう。今の稻敷郡の東部が湖上の島嶼であつたことは浮島が「四面絶海」とあるによつて立證せられる。——ウキシマの項下参照。

**シダ(志施)の連**

■ 物部氏十二世小事連の裔(舊)。續後記(承和二年の條下)に物部の匪徒連熊猪の祖先小事連が坂東を征した功により下總國に采邑を得、始めて匪徒郡を建てたとある所を見ると、此志施は匪徒郡と同地で、シタをシサと説り匪徒とかくやうになつたのかも知れぬ。——匪徒を

サフサと訓み、眞麻の意とする説は首肯しかれる。

したたにも [歌阿]

- ① シタタはシタ(下)の疊語。
- ② 「下下にも」即ち忍び忍びにもといふ意。
- ③ (輕太子の御歌) 天む輕少女シタタにも寄り纏てとほれ[記]

シタタミ(志多陀美、細螺)

- ① ミは魚介肉の意で(其項下参照)、介類の名に多く用ひられる。シタタは恐らくは舌出の意であらう。
- ② 和名抄小蘇子の項下に楊子漢語云、抄細螺和名之太々美、貌似甲冑而細小、口有白玉之蓋者也とある。シタ(螺)に於て時を見て舌を出す貝といふ意であらう。神武天皇御製に「シタタミのいはひもとはり撃ちてしまむ[紀]」とあるのは、大室屋にかくれた八十桑師を螺にたとへられたので、記にトミ産征伐の時の歌とせられたのは誤傳であらう。

シタタミ(細螺)川

播磨國揖保郡の地名[風]。シタタミが多く居たから名づくことある。

シタツツナネ(下津網根)

- ① 大段祭の祝詞[式]に  
此、敷坐大宮地底津勢根、極下津網根(古語番繩之類謂之網根)とある。下津網根は柱脚を縛りおはせる網で、——ツナネの項下参照
- 波府虫ノ網無

——番繩の類といふ註記は後人のさかしらである。「下つ網根はふ」とつけたのは「ハフ虫の文」にいひかけたので、網根の損害ばかりをいふのではない。——ハフ虫の文の項下参照。

シタテルヒメ(下照姫、下光日賣)の命

① 大國主神の女、大若日子の配[紀記]。高姫又は稚國玉といふ者もある。アサシキ高彦根命の同腹の妹で、兄の名を類はさんと欲して歌を詠じたとある。

シタナキ(下泣) [動]

- ① 下に泣くは「忍び泣き」の意である。
- ② (輕太子の歌) シタナキに我なく妻[記、紀]
- ③ (同) あまたむ 輕少女とも いた泣かば 人知りぬべみ はさの山の 鳩のシタナキに泣く[記]
- ④ 後の歌のナクを宣長はナケであらねばならぬというたが、恐らくはナクヨのヨを省いたのであらう。

シタハル(下春)の命

① 機連日命供奉三十二將の一人[舊]。八重思兼命の見で、武藏秩父國造の祖とある。ハルはハラ(腹)の轉音でココロ(心)の縁語である。同じく思兼命の兒と稱する 表春命に對して、シタハルと稱へたのであらう。高橋氏文には知々夫國造の上祖天上腹、天下腹人とある。

シタビ(下水、舌日)

① シツ(緑)ビ(活用語尾)の轉呼。——シツの項下参照——アシタ(朝)

シタビ(下樋、下樋)山

① 代匠記所引攝津風土記に  
昔有大神云天津鰐化爲鷲而下止此山十人往者五人去五人留、有久波乎者一來此上伏下樋而屬於神許、從此樋内一通而總祭由是曰下樋山  
とある。今の豊能郡西郷村大字大里の西北にある劍尾山が之に擬せられて居る。萬葉集九卷思兼子作歌に「下樋山下行く水の上に出でず」とあるシタビ山は、「下行」の序に用ひられたので、必しも此地とは限らぬ。

② シタビ山の名の所由に關する風土記の説明は荒唐無稽の感がある。萬葉集の歌の如く下行水(下水)が存したから名を負うたのか、若しくは後記出雲の戀山と同じく、紅葉の山を意味したのであらう。出雲と攝津との傳説にいづれもマニが現はれて居るのは注意すべきことである。

シタヒ(戀)山

① 出雲國仁多郡の山名[風]。阿居郷(今阿井村)の高尾山のことであるといふ。阿伊村の神玉比賣命を戀うて川を通つて來た和魂が石を以て塞かれ、女神に逢ひ得なかつたので、シタヒ(戀)山と名づけたとあるが、シタヒ(下水)が存したか、若しくは紅葉山なるが故に名を負うたのであらう。

シタへ(之多敵)の使

① 萬葉集五卷に「若ければ道行き知らじ幣はせむシタへの使負ひて通

ビの上畧とするは誤りである。  
② 黄赤とりんくの色に出るといふ意から轉じて紅葉(黄葉)の意に用ひられた。

③ 古事記イヅシ少女傳説(應神卷)に春山之假壯夫に對して其兄の名を秋山之下水壯夫としたのは假と紅葉とを對偶させたのである。此語はシタマル(シタビ、アル)とも用ひられた。例

(萬) 金山の舌日が下に鳴く鳥の音をし聞かば何か歎かむ

(萬) 秋山の 下部留妹 なよ竹の とよまる子らは(三七)

④ 後の歌の下部留をシタルと訓するものがあるが、飛ビ、アルの約はトマルでトアルとはいはぬと同様に、國語の發音法ではビ、アルをアルとすることはない。

シタビ(下樋、密樋)

① ヒの原義は「水」であるから、シタヒは下水のことである。畧してヒといひ樋の字をあてる(樋は通水を合せた俗字である)。後世水を通ず管状のものをいふに專用せられるやうになつたが、尙次の歌は原義によつて詠まれたものである。

(輕太子の歌) あしびきの 山田をつくり 山高み シタヒをわし

せ 下問ひに 我が問ふ妹を[記]

マシセは令走の意、下水を走らせといふ意で樋を作つたのではない。

② シタトヒの序に用ひられたのである。——攝津風土記揖保郡出水里の條下に、石龍比賣が兄神石龍比古と美奈志川の用水權を争うて、作密樋流出於泉村之田頭とある密樋は暗渠をいふものとも解せられるが、尙シタヒの轉義とすべきであらう。次に掲ぐる攝津國下樋山傳記に在りては伏下樋とあつて全く暗渠の意とせられて居る。

らせ」とある。シタへは下方の意で天から下界に派遣せられる使のこ  
とであらう。冥官の使とするは當時の人の信仰を知らぬ愚説である。  
死者の魂が上天すると信ぜられて居たことは次の歌に「天路知らしめ」  
とあるによつても明である。

したらがまうと 「歌詞」

シタラは梵語の<sup>シタ</sup>シタで、首陀といふに同じく、最下級の民をいふ。  
マウトは真人「守部」。

（神樂）小前張）シタラガマウトの ひとへのかりぎぬ なとりれ  
そいとれたし

なとりれそ、こさめにそぼぬらせ よがれする いとくれたし

このマウト即ちマヒトはカバネではなく神功紀に「ワマヒトはワ  
マヒトどちや」とあるウマヒトと同様に長者の意で、オフト（大人）とい  
ふと同じく、妻が夫を呼ぶ呼稱であつたと思はれる。シタラのマウト  
と稱へたのは戯に罵倒したのである。歌の意も「夜枯する男の狩衣を  
取入れずにおいて小雨に濡らせ」といふ茶目氣分豊富なものである。

舊説はシタラを地名又は姓氏としたが、地名としては近邊には聞え  
ず、姓にも似よりのものがない。

シツ（静）

シ（下）ツ（着）の語幹。

下着の義から轉じて沈靜の意となつた。

シツといふ形に於ては専ら「静」の義と了解せられ、シツカ、シツケシ  
（カ、ケシは形容語尾）とも用ひられるが、シツシ、シツム、シツクと活  
用せられる場合には「沈」の意である。「沈」と「静」とが同源から分化し

た語であるのは、シツミ（沈）から派生せられたシツマリが「鎮坐」の意  
となることによつても明である。

シツ（倭文）（賤） 「族」

シドといふが語原を詳にせぬ。恐らくは外來語であらう。シドロ  
のシド（ロは接尾語）も同語である。

倭（族）の異稱（又は別種名）であつたと思はれる。雑糅を好むが故に  
其教様をもシツと稱へて「倭文」といふ字をあて、轉じて「糅」をもシツ  
といふた。賤種といふ意を以て「賤」の字に專用せられたのは、ヒナ「族  
名」が部の義になつたのと同じくである。

シドリ、シツハタ、シツマキ、シツクラ、シツタマキ等のシツは「糅」  
の意で、上記の如く紅糞（糞）をシタビと稱へたのも之によるもので  
ある。後出のシツ歌は恐らくは此族の歌曲をいふのであらう。——各  
項下参照。

シツ（又はシド）といふ種族の存在は文献からは確證し得られぬが、  
筑前國怡土郡に志登神社があり（神名帳）、志津（近江、伯耆、越前、美濃、  
遠江、下總、羽前）、磯津（豐前）、靜（常陸、岩代）、後川（攝津、丹波）、常岡、  
靜浦（駿河）、志度（讃岐）、志戸（武蔵）などいふ地名が諸國に分布して居  
る所を見ると、他の例に鑑みて之を族名と解する外はない。

シツ（志都）の石室

萬葉集三卷生石村主の歌に「大汝少彦のいましけむシツの石室  
は歳を經ぬらん」といふ歌がある。宜長の説によれば石見國邑知郡の  
山中岩屋村（今出羽村に屬す）にシツの石室といふ石室があるといふ事  
であるが、作者がこの山奥まで分け入つて見分したとはおもはれぬ。

シツク（沈）（平）

シツは語幹、クは活用語尾。——シツの項下参照。

シツミ（沈）と同義。——石著といふ字を用ひた例もあるが、借字で  
ある——古はシツミといへば「静」の義と了解せられ、「沈」をいふには  
主としてシツクを用ひたもの、やうである。瀆、弊をシツクと稱へる  
のも之が轉義であらう。

（萬七）わたの底シツク白玉風吹きて海は荒るとも取らずばやまじ  
（同）水底にシツク白玉誰が故に心つくして吾思はなくに  
（萬二）近江の海シツクしら玉知らずして戀ひつるよりは何ぞまさ  
れる  
右の外にも例がある。此シツクマは眞珠の意である。

シツク（信筑、飾付）の川（田井）

常陸國茨城郡の川の名（風）。今新治郡石岡町附近を流れる懸瀨川の  
ことで、其流域に志筑といふ村がある。萬葉集九卷に「筑波瀨に上りて  
見れば尾花散る師付の田井」と詠まれたのも此川の沿岸であらう。

シツクラ（志都久良）

シツ（糅）の鞍の意。即ち彩色した鞍のことである。——下鞍、鞍、  
倭文麗の鞍などいふは皆シツの語義を解しかれた憶説である。  
（萬五）さつ月を手にぎりもちて赤駒にシツクラ打ちおき（八四）

シツスゲ（静音）

萬葉集七卷に

要するに現場はいづくにもあれ、シツといふ地の岩屋にスクナヒコナ  
が籠つたといふ傳説または口碑があつたのであらう。

シツ（磯津）山

景行天皇筑紫行幸の際神夏磯磯がシツ山の賢木を船の舳に立て、勅  
使を迎へたとある「紀」。所在不明であるが、神夏姫の占據地又は乗船  
地に近い神山であらう。

シツウタ（志都歌）

仁徳天皇が皇后と贈答せられた六首並に「枯野」の歌は志都歌之歌返  
也とある。夷振、志都宜（新羅）歌などもあるから、之もシツ族の歌曲と  
いふ意であらう。歌（返歌と改記したのは非）は反覆して歌ふこと、  
思はれる。

シツエ（下枝）

シ（下）ツ（助語）エ（枝）。

シモツエ（下津枝）と同意である。

シツカヒ（静貝）の王

敏達天皇の皇女、御母は推古天皇記。——紀には菟道磯津具皇女  
とある。

シツキ（後城）の屯倉

安閑朝に吉備後國に新設せられた屯倉（紀）。備中國後月（七豆木）  
郡であらう。



橋立の倉橋川の川のシツヌゲ我かりて笠にも編まぬ川のシツ音とある。菅の一種であらうが、其ものは判明せぬ。シツは色のとりどりなることをいふのであらう。

しづたまき [枕詞]

シツ(緑)の手巻といふ意。タマキは手首にまく装飾である。例「敷にもあらぬ」「いやしき我故」の枕詞に用ひられた。例(萬二)シツタマキ敷にもあらぬいのちもろなにぞこゝばく我こひはたる

(萬九)シツタマキ敷しき我故(八六)これはシツ(緑)の意を以ていひかけたので、シツタマキ其ものは必しも脱しいものではない。雄略天皇はシツタマキの奥床にいまし(記)、武烈天皇はシツタマキ帯を結びたれ給うたとある(紀)。恐らくは奈良朝末期にはシツタマキをするものがなくなり、語のみ存してゐたので、下等なタマキと了解せられたのであらう。

シツヌ(漆沼) [地]

シツ(族)の居住した野といふ意であらう。出雲風土記出雲郡の條に漆沼郷は鷹枕志都沼値といふ神が郷中に鎮坐したから志刀沼といひ、神龜三年に字を漆野と改めたとある。刀の字をヌ又は司とした本があり、豆の誤とする説があるが、シツ、シトが相通じて用ひられる事はシツの項下に述べた通りであるから、

刀の字を正しとせればならぬ。

シツハタ(之都波拖)

シツハタの意。色とりどりの布をいふのである。——釋紀に波拖を端也と譯したのは誤である。

(武烈紀)大君の御帶のシツハタ結びたれ誰やし人も相思はなくに(萬三)古にありけむ人のシツハタの帯ときかへて(四三)(萬二)古のシツハタ帯を結びたれ誰とふ人も君にはまさじ

シツタマキの奥床

緑色の奥床で、緑糸(又は布)を巻いて飾とした上座といふ意であらう。釋紀にシツを下座の意とし、是以如三葉麥柄一巻成之胡床也としたのは語義を解せざるものといはればならぬ。

シツミヤ(志都宮)

出雲國造神賀(志都宮)志都宮ニ忌靜ヲ仕奉(出雲國造神賀)志都宮ニ忌靜ヲ仕奉

これは數句を隔て、「百八十六社坐皇神等乎」にかゝるのである。シツミヤは古語とは思はれぬが、此場合には「靜な宮」の意と解せればならぬ。

シツヤの小菅

シツヤの小菅 かまもてからば 生ひんや 生ひんや小菅

とある。愚考抄には「菅の名也、萬葉にしづまるこすげともよめり」とあるが、萬葉にあるのはシツ小菅又はマロ小菅で、シツマロといふのは見えぬ。さりながら此釋のやうにシツ小菅はシツヤ(ヤは接尾語)の小菅といへぬことはない。——シツコヌゲの項下参照——眞淵は此シツヤを地名又は下谷と同義語と解いたが従はれぬ。

シツルヒ(質留比)の浦

出雲國島根郡の地名(風)。今八東郡片江村に屬し七瀬浦と稱へる。質留比の社が存した(風)。名の義は詳でないが、恐らくはシツユヒの轉呼であらう。ユヒは此地方にはタユヒ(清由比)、ウユヒ(宇由比)、マユヒ(玉結)、カユヒ(方結)といふ漢の名が見え、駿河に由井、相模にも由比が漢と稱する地があるから、海岸の地形に因む稱呼とおもはれる。シツは漆野のシツと同じく族名を貢うたのであらう。

古はラ行、ヤ行相通じて用ひたから、ユヒがルヒとなつたことは極めてあり得べきで、簸川郡(舊檜橋郡)にも十六島とかいてウツアルヒと稱へる地點がある。「打振ひ」の義とするは俗説で、之もウツユヒ即ち大ユヒであらねばならぬ。

シテ(垂) [動]

シツ(沈)の活用。——シの項下を見よ。シタ(下)と同源から分化した語で垂下することをいふ。自動詞としてはシタリと用ひられる。

シテ(四泥)の崎

(記上)於ニ下枝ニ取ニ垂白丹寸手、青丹寸手ニ而

刀の字を正しとせればならぬ。

シツハタ(之都波拖)

シツハタの意。色とりどりの布をいふのである。——釋紀に波拖を端也と譯したのは誤である。

(武烈紀)大君の御帶のシツハタ結びたれ誰やし人も相思はなくに(萬三)古にありけむ人のシツハタの帯ときかへて(四三)(萬二)古のシツハタ帯を結びたれ誰とふ人も君にはまさじ

シツタマキの奥床

緑色の奥床で、緑糸(又は布)を巻いて飾とした上座といふ意であらう。釋紀にシツを下座の意とし、是以如三葉麥柄一巻成之胡床也としたのは語義を解せざるものといはればならぬ。

シツミヤ(志都宮)

出雲國造神賀(志都宮)志都宮ニ忌靜ヲ仕奉(出雲國造神賀)志都宮ニ忌靜ヲ仕奉

これは數句を隔て、「百八十六社坐皇神等乎」にかゝるのである。シツミヤは古語とは思はれぬが、此場合には「靜な宮」の意と解せればならぬ。

シツヤの小菅

シツヤの小菅 かまもてからば 生ひんや 生ひんや小菅

神名帳伊勢國朝明郡志氏神社とある地。今の三重郡羽澤村の濱である。シテはシタの轉で磯田の義ではあるまいか。

シテ田長

能馬樂「妹が門」に 雨も降らなん シテマツサ 雨やどり 笠やどり やどりてまからむ シテマツサ

とある。古今集に「いくばくの田を作ればか霞公鳥シテのマツサを朝な朝なよぶ」とある所を見ると、郭公の鳴聲がシテのマツサと聞えたから、此鳥の異名となつたやうにも了解せられるが、シテのマツサと聞なした事については何か由来があらねばならぬ。古今の三鳥など、稱へて大切の口傳とせられて居るが、判然たる釋明は與へられて居らぬ。或は磯田又は石田の意で、其田長が郭公に化したといふやうな民間が當時行はれて居たのではあるまいか。

ジトク(自得) [人]

陸奥の蝦夷。持統三年請により藥師佛像を授けられたとある。自得は出家得道後の名であらうが、本名は之を詳にせぬ。

シトチ(神鳥)

孝徳朝遣唐使船が難破して一行中五人のみが薩南の竹島に漂着し、其地から筏をつくつて神鳥に渡つたとあり、此神鳥をシトチ(一訓シトケ)鳥と訓してある(紀)。神鳥といふ字をあてたのは、シトチが神の意の方言なるが故とせればならぬ。さればシトは上記シツと同じく

族名で、チは靈の意ではあるまいか。シトケの訓に従うてシトギ(衆)の意とするものがあるが、神鳥といふ字とは餘りに縁が遠いやうに思はれる。

シトト(巫鳥)

天武紀の訓註に巫鳥此云芝言々<sup>シトト</sup>とあり、和名抄には鴉鳥の和名をシトトとし、古語拾遺にも片巫をシトト鳥と訓註して、之に占ひを命じたとあるから、或る事物の占兆となるものなるが故に巫鳥といひ、二字を合して鴉としたものと思はれる。之をシトトと稱へたのはシトトリの約で、シトはサマ(定)に通じ、吉凶をサマ(沙汰)するといふ意ではあるまいか。

シトヘワラハ(儻豎)

シマヘワラハの轉。

安閑紀に三島の縣主飯粒が其子鳥樹を大伴の金村に奉つて儻豎としたとある。舊訓儻豎をシトヘワラハとしたのは下部ワラハの意で、今のシモヘ(下部)と同義である。皇極紀に儻從者をシトリへと訓してあるので、強いて之に引つけて後名訓の豎の義と説くのは牽強である。——シトリの項下参照。

シトミ(部、障子)

皇極紀にある障子をムシロシトミとよみ、和名抄には部をシトミと訓して覆<sup>シトミ</sup>暖<sup>シトミ</sup>光<sup>シトミ</sup>者也とある。中世の家屋造作には必要のものであつたので、替く用ひられた語であるが、語原は判明せぬ。——下止の義とするはいふに足らぬ。——外來語ではあるまいか。アイヌ語シト

シドリ(倭文、委文)の連

饒速日命供奉三十二將の一人伊佐布魂命の裔(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏錄には神魂命の後大味宿禰の裔(大和)、又は角瀨魂命の後(河内)とある外に、角瀨魂命の男伊佐布魂命の後と稱する委文(津津)をあげて居る。後記委文部の首長である。

シドリ(倭文)部

シドリ<sup>シドリ</sup>の項下参照。

垂仁朝皇子五十瓊敷命に賜はつた十個品部の一(紀一云)。玉作部もあるから、シドリ(文布)を織る民部としてもよいが、爾餘の部は軍旅に關係のあるものであるから、之も來自部、佐伯部と同じくシジ又はシドリといふ異族から編制した部隊であつたかも知れぬ。

皇極紀に蘇我の蝦夷が護身の健人を曰<sup>シドリ</sup>東方實從者<sup>シドリ</sup>とある東方實從者を舊訓にアツマのシトリへと點してある。此訓にして誤なくば東國のシドリ(倭文)部の意と解すべきで、アツマ人が防人に徵發せられたと同様に、勇健で武伎に長じた民なるが故に、蝦夷が選んで護身兵としたのであらう。——實從者は其意譯で後取部の義也とするは臆説である。——或は此時代までシドリ<sup>シドリ</sup>といふ兵種が存したかも知れぬ。

シドリ(倭文部)のカラマロ(可良麿)

萬葉作家。常陸國の人。久慈郡靜織の里人なるが故にシドリ<sup>シドリ</sup>と呼ばれたのであらう。

シナ(品)

メは身側に帯びることをいふ。

シドリ(倭文、文布)

シヅ(採)、オリ(織)の約。  
シヅハタと同じく織練の布の意であるが、之を織るもの、稱呼にも轉用せられ、シドリ部、シドリの神の如くにも用ひられた。  
魏志に倭女王卑彌呼が斑布を買したとあるのもシドリをいふものと思はれる。釋紀に倭文號<sup>シヅ</sup>綾布之類<sup>シヅ</sup>、建久諸祭興行之時、大藏省年預申狀有<sup>シヅ</sup>青筋文之布<sup>シヅ</sup>とあるによつてスヤ(筋)オリの約轉なりとするのは思案の至らざるものといはればならぬ。青筋のある布もあつたかも知れぬが、其によつてシドリといふ語が生まれたのでないことはシヅカラ、シヅマキなどいふ用例によつても明である。

シドリ(靜織、倭文)〔地〕

常陸國久慈郡の里名(島)。今那珂郡靜村附近。上古織<sup>シヅ</sup>綾之標未<sup>シヅ</sup>此知人<sup>シヅ</sup>于時此村初織因名<sup>シヅ</sup>風土記に説明せられて居るが、綾織をシドリといふべき筈はないから、上古シドリの居住地なりしが故に名を貰うたものとすべきである。綾は筋織であるから、スチオリを説つてシドリとしたといふが如きは俗説で、しからば綾をもシドリと稱へた筈であるが、未だ曾て其例を見ない。

シドリ(倭文)の神

神代紀に一云其所<sup>シヅ</sup>不<sup>シヅ</sup>服者唯<sup>シヅ</sup>風神香々背男耳<sup>シヅ</sup>、故加遣<sup>シヅ</sup>倭文神<sup>シヅ</sup>建業<sup>シヅ</sup>命者<sup>シヅ</sup>則服<sup>シヅ</sup>とある。シヅ(シドリ)族の首長で、其名を建業<sup>シヅ</sup>命とよばれたものであらう。——タケハツチの項下参照。

シ(其)ナ(名)の意から差別品級の意に轉じたのであらう。

紀には草、差、色、科、階級等に此訓を與へて居る。雄略紀に皇太子地居<sup>シナ</sup>上<sup>シナ</sup>嗣<sup>シナ</sup>とある地をシナと訓したのは地位の義によるものであらう。

シナ野といふ國名があり、同國及上野に更級、埴科、富信、穂科、倉科、藝科、笠科、男信等シナと名のつく地が多いので、段階地の意とするのが通説であるが、田毎に月がうつるといふ更級を除いては果して實際の地形に當つて居るか疑問である。少くとも藝科は山の名で、段階の故を以て號けられたのではない。山城の山科、武藏の品川の如く、シナといふ名の地は他にも少くはないが、更級の一例を以て之に及ぼすことは甚危険であるといはればならぬ。

シナガ(師長、磯長、科長)〔地〕

字義の通りにも、また磯<sup>シナガ</sup>處、風處<sup>シナガ</sup>の意とも解せられるが、大和、河内にも同地名がある所を見ると、磯又は風を名に貰うたものとは考へられぬから、或はヒナガの説で、夷人の遺跡といふ意かも知れぬ。  
和名抄相摸國餘綾郡磯長郷とある地で、古は一國をなし、國造を置かれた。  
右の外河内の石川郡にも同名の郷があり(今南河内郡磯長村)、大和の生駒にもシナガと呼ばれた地が存したもので、やうである。

シナガ(師長)の國造

古の師長國は上記相摸國餘綾郡磯長郷附近一帯の地で、即ち今の中郡及酒匂川以東を包括したものと思はれる。國造本紀によれば、成務朝茨城國造の祖建許呂命の子意富驚意彌命が此國造に任命せられたとある(舊)。

シナガ(師長)姫

宇摩志麻治命の配(舊)。活目色の五十(イサナ)の女とある。シナガは河内の地名であるが、此女性の父は活目(生駒)の人であり、其所生の味焼田命が阿刀(今の生駒安堵村か)の連の祖とある所を見ると、此界隈にもシナガといふ地があつたものと思はれる。今其所在を詳にせぬ。

シナガ(磯長、科長)の陵

敏達、用明、推古三帝の陵。河内國磯長村にある。記には用明天皇の御陵を中陵、推古天皇のを大陵とし、——紀には推古天皇については葬(竹田皇子陵)とあるだけで、シナガとは記されて居らぬ——諸陵式には中尾陵(敏達)、原陵(用明)、山田陵(推古)と區別してある。

シナカトリ(志長鳥、四長鳥、階香取) [枕]

神樂歌の階香取は築屋愚案抄にはシナカトリとし「常にはシナカトリといふが、取はトルとも讀むのみならず、シナカトリの語義も判明せぬから是非を定め難い」と註してある。

キナ(猪名)の枕詞。キナは攝津の地名であるが、シナカトリとか、る縁も、其語の意味も判明せぬ。カトリは恐らく掛取の意であらう。鳥名とすることの非なるは次に論ずる。——舊事紀によれば饒速日命供奉の梶取中に爲奈部等が祖と稱するものがあり、仁徳朝に新羅から買取した船匠が猪名部に編入せられたとあるのも縁のないことであるまい。神樂の「階香取」の歌は  
シナカトリ(又はシナカトリヤ) あなたの水門に アイン 入る舟の 梶よくまかせ 舟かたぶくな

とある。之も梶取と縁がある。

(萬七) シナカトリ居名野を来れば有馬山夕霧たちね宿はなくして

(同) 大海に嵐な吹きそシナカトリ居名の水門に舟はつるまで

(萬二) シナカトリ居名山とよみ行く水の名のみによせしこもり要はも

真淵はシナガ鳥は尾長鳥で率にかゝる枕といひ、守部は息長鳥の意とし、ニホトリの別名で、呼吸の閉合による枕詞(?)と説いたが、シナガ鳥といふもの、存在した證據はなく、全く推測に過ぎぬのみならず、キナとのかゝりも甚心行かぬ。キナの原語は其項下に説くが如くヒナ(夷)で、ヒナとシナとは相通であるから、爲奈部の梶取をシナカトリといひ、更にキナの枕詞に用ひたことはあり得べきである。——萬葉集九卷に「水長鳥安房に繼有」とある水志の誤として安房の枕詞とするのは理由のない事である。——シナカトリの項下を見よ。

シナサカル(之奈射加流、科坂在)

ヒナサカルの説。

「夷避る」といふ意、コシの枕詞に用ひられる。コシは種族名で、ヒナ族に追はれたものであるから、——コシの條下参照——アマサカル夷と同様にヒナ(シナ)サカル高志といふ語が出来たのである。

(萬七) 大君の 任のまにまに シナサカル 誠をなせめに(三六九)

(萬八) シナサカル、こしのきみのとかくしこそ柳かつらきたぬしく遊ばぬ

(萬四) 年の緒長く シナサカル こしにしすめば(四二四)

シナタツ(師名立)

イザナギ、イザナミの命所生諸神の一(記)。風の神とある。——紀にはイザナギの命が朝霧を吹き掃はれたときに化生した神で一名を級長戸邊命といふと記されて居る(次項参照)。シナはシ(風)と同義であるから、風の産神を意味する。

シナテル(級照、斯那提流) [枕]

「其名光る」の意で、カマ(片)にかゝる枕詞。カマは神田(地)に通ずるからであらう。

(聖德太子の御歌) シナテル 片岡山に 飯に餓て こやせる 其旅人あはれ(紀)

(萬九) シナテル 片足羽川の さ丹塗の 大橋の上ゆ(二七四)

シナト(科戸)の風

風の門の意。——シの項下を見よ。

(大波) 科戸之風、天ノ八重雲ヲ吹放事之如。

「風門の風」といふことは重複のやうであるが、次に氣吹戸坐す氣吹戸主と云ふ神の名もあるから、イフキトに對してシナトと稱へたのであらう。

シナトへ(級長戸邊)の命

級長はシナ、ナカであるから、之を約してシナガトへと讀むのかも知れぬ。

風の女君の意か。又は風長女君の義であらう。——トへの項下参照。

葛原には息長と云ふが如しとある。  
イザナギの尊が朝霧を吹き掃はれた氣から化生した神(紀一書)。亦

舊訓シナタテルとあるのはシナタ及テルの二語より成るものとした爲であらうが、其然らざることは次に説く通りである。又立を光の誤としてシナテルと訓したのもあるが、其は語義を解し得なかつた爲である。

「其名立つ」といふ意。

萬葉集十三卷(三三三)に

シナタツ つくまきわかた 息長の 遠智の小管

とある。有名なるツクマサマカマ(其項下を見よ)といふことである。シナを段地と解し、ツクマの枕詞に附會した色々の説があるが、論ずるに足らぬ。

シナダユフ [枕]

ササの枕詞。風の戸結ふ簀とかゝるのであらう。

(應神天皇御製) シナダユフ ささなみ路を すくくと 我がいませばや(記)

シナタリクボ(閻)

シは下の意で、尻の原語。其項下を見よ——尻のアタリのクボ(窪)即ち女陰の義である。

靈異記下巻第十八條に閻に此訓を與へてある。閻(マラ)に對する會意字と思はれるが、其典據を詳にせぬ。同書には多く此字を陰の意に用ひて居る。

シナツヒコ(志那都比古、級長津彦)の神(命)

シはチ(風)の轉呼、ナは接尾語。

の名を敏長津彦命といひ、風の神とある。トベは女性の稱呼であるから、舊事紀に敏長津彦次敏長戸邊とある方が妥當である。——通釋に語義はどうあらうとも男神であらねばならぬと断じたのは今の世には通らぬ主要である。

シナヌ(科野、信濃) [地]

古事記國讓の段に建御名方神が科野の洲羽海に遁れたとあり、日本武尊が巡察せられたといふ傳説(紀、記)もあつて古い國名であるが、其境域は今の信濃國の東北部に限られ、少くとも安曇、筑摩、伊那は之に含まれて居なかつたもの、やうである。上代の種族分布から推察するに伊奈方面には出雲系のスハ族が侵入し、筑摩、安曇はワマツミ(海人)系のアツミ族が占め、爾餘の部分に先住民たるヒナ(夷)族が居住したものの、やうである。シナ野といふ語も恐らくはヒナ(夷)野の轉訛であらう。

此名の起原については段階野(眞淵)、シナの木の生育する野(宜長)、棟野、風の野等の説があるが、いづれも此國に限る稱呼とは思はれぬ。シナの木については、木綿つくるの項下に述べる——シナといふ稱呼は更穀、地科二郡を始め、和名抄には富信、穂科、倉科郡をあげ、佐久郡と諏訪郡との境には藤科山があり、隣國上野國にも男信、笠科といふ稱呼があるが、此等も此地方に占居したシナ(ヒナ)族の區別稱呼であつたと思はれる。

シナヌ(科野)の國造

神八井耳命の裔(記)。國造本紀には此皇子の孫五百建命が崇神朝に任命せられたとある(舊)。

シナヌ(信濃)の濱

萬葉集十三卷家持の越中在任中の歌に  
越の海の信濃の濱をゆきくらし長き春日も忘れて思へや  
とあり、信濃は濱名也と自註してある。所在を明にせぬがシナ(ヒナ)族の居住した地といふ意を以て射水郡附近にシナヌと名づくる地が存在したのであらう。

シナノ(信乃)のアチ(阿智)の祝部

饒速日供奉三十二誓の一人表春命(思兼神の兒)の裔(舊)。神代本紀には思兼命が信濃に降つて阿智の祝部の祖となつたとある——アチの祝部の項を見よ。

シナヒ(四名比) [動]

シ(繁)ナミ(並)の意が、又はシ(繁)ノビ(延)の義であらう。  
(萬三) 眞木の葉の之奈布勢の山しねばすて吾が越え行けば木の葉知りけむ  
國 繁又は靡の義と解くものがあるが、語原的にも説明困難である。

シニ(死)野、シニ(志余)嶺

播磨國神前郡の地名「風」。昔此地に荒神が居て往來の人を中ば殺したから死野と號けたとある。同書安曇郡の條下に見える志余嶺が死野と同地であることは其上から投げた黒藁が但馬播磨二國に落ちたといふによつても明である。

シヌ(篠、細竹、小竹)

シは直の語幹の轉、ヌは延の語幹。  
和名抄に篠、細竹をシヌと訓してあるが、記傳の説の如くシノ薄、葦のシノ屋などといふから、細竹ばかりの稱ではなく、竹(高の轉)ほどには大きくならぬ禾本科植物を意味したのであらう。宜長はシナフものであるからシヌと名づくといふが、——其は本末轉倒で、シナヒといふ語がシヌ(下伸)から出たもの、やうである——此シヌは寒ろシヌケ(渡)と同語で、上に向つて眞直に延びるといふ意であらねばならぬ。さりながら單にシヌといへば細竹、小竹の意と了解せられたことは勿論である。

シヌ(小竹)の祝

アツナヒの罪を犯した人(神功紀)。——アツナヒの項下参照——シヌは後記シヌの宮の所在地をいふのであらう。二社の祝とあつて神社の祝即祠官をいふもの、やうにも解せられるが、此小竹にも相手方の天野にも神社があつた形跡はないから、——伊賀郡天野明神とは關係がないやうである——恐らくはハフリはカバネの一種であらう(其項下参照)。

シヌ(小竹)の宮

神功皇后紀伊國日高より北上の途次行在(紀)。——和泉誌に和泉郡尾井村を之に擬して居るが、尙紀伊國の一地點と見るを可とする。  
——紀伊續風土記に之を那賀郡志野村(今長田村に屬す)とし、海草郡龜山の附近安原庄江南村から上陸せられて陸路大和に向はれたとして

シヌカオク(小竹鹿奥)、シヌカオミ(小竹鹿臣) [人]

原註に小竹鹿奥謂志勢行意拘とある。  
豐後國大野郡の土蜘蛛(風)。シヌカは地名でオクは太子、オミは大身を意味し、いづれも尊稱であらう。——地名辭書に今の上井田村大字志賀はシヌカの名残かとある。

シヌタ(小竹田) [地]

和名抄和泉國和泉郡信太(臣太)郷とある地であらう。今も泉北郡に信太村といふ名が残つて居る。萬葉集九卷に見えたウナヒ少女傳説にウナヒ壯士の競争者を小竹田壯士又は智奴壯士とあるのは、チヌが此方面の地名であつたからであらう。

シヌタ(小竹田)の史ム(身)

天智朝の人(紀)。近江國坂田郡出身とある。出自不明。

シヌ又(之怒怒)

シヌの疊語、シヌはシヌビの語幹。——其項下を見よ。  
シホシホ、シトトといふに同じく、濃そぼちたる形容である。例

〔萬二〇〕あさ霧にシヌメに沾れてよぶことり三船の山ゆ鳴きわたる見ゆ  
〔萬二〇〕聞きつやと君が問はせるほと、さす小竹野にぬれてこゆ鳴きわたる

シヌノメ(細竹目)——イササメの項下を見よ。

〔萬葉集十一卷〕秋柏潤和川細竹目とあるのはイササメと訓むべきもので、シヌノメと訓み東雲の義とするものがあるが、意が通ぜぬ。

シヌハラ(篠原)村

〔肥前國松浦郡の地名「風」〕。——所在不明——大伴の狭手彦が此村の弟日姫子を娶つたとある。

シヌビ(愚)(忍)

〔シ(ト)、ヌビ(延)〕。

〔下延の義から轉じて〕(一)退想、(二)忍従、(三)潜伏の意となつたのであらう。

シヌブクサ(之努布草)

〔水龍骨科の草で今シノフと稱へる。この草をシヌアといふ理由は判明せぬが、或は忘草と同じく「愚」になるといふ俗信から或る種の草におはせた異名であるかもしれぬ。後記の如く之をハラヒ(解除)の枕詞に用ひて居るから、其當時シヌア草と稱へられたのは藥科に属するハラヒケサ(地膚)の一種であつたかも知れぬ。〕  
〔萬六〕菅の根とりて シヌア草 はらひてましな (九四八)

シネ(稻)

〔シは食物を意味する原語であるから、食物の本といふ意を以てシネと稱へたのであらう。〕  
〔シネが食物の意から出たのは、ミトシといふ語がシネと同義に用ひられることによつても證とせられる。ソセ(早稻)のセもシの轉音であらう。〕

〔稻をチカラ(蠶莖の意)ともいひ、ナカテ(中稻)、オクテ(晩稻)などいふ語もあるから、チネの轉で蠶莖に對する蠶根から出たものとも解き得られるが、尙食物の意のシの派生語と見るべきであらう。〕

しのいざや (歌詞)

〔能馬場「青馬」に〕

しのいざやの さなこがひこなる さいろんこ

とある。従前の解は區々であるが、いづれも首肯しかれる。恐らくは「篠木サ屋」といふ家號であらう。家號にサヤといふ語を用ひたのは仁徳御製のクロサヤのマサツコチメの如きも其一例である(其項下を見よ)。サチコは人名であらう。

シノノメ(東雲)の空

〔小竹の目で、曉の雲の形容であらう。〕

シノフ(思、信夫)の國造

〔國造本紀には思と信夫とを別國であるかのやうに記して居るが、无邪志と胸刺とを二つに別けたのと同様の誤である。思、信夫共にシノ

シバ(柴)島

〔景行朝熊野が御座として奉らんといふた島(紀)。萬葉鈔所引筑前風土記に地無(崩)の縣の海中にある兩小島を一を河津島、一を資波島と云ふとある資波島も之であらう。筑前遠賀郡の地先今の白鳥が其であらうといはれて居る(地名辭書)。〕  
〔河津島の訓及所在は考へ得ぬ。地名辭書には阿國の誤字で夷島のこゝとであらうとある。〕

シバ(司馬)の野

〔吉野の一地名であらうが、所在不明である。語義は柴野であらう。〕  
〔萬二〇〕國柄等が春菜摘むらむシバの野のしばしば君を思ふ此、こゝろシバシバの原語はシマシマであるから、司馬も又シマと訓まればならぬとするものがあるが、シマの野といふ地名があり得たとは思はれぬ。音便によつてシバシバといひ、シバの野の縁語に用ひたと解すべきである。〕

シバカキ(柴垣)の連

〔物部氏十二世庶流小事連の後(舊)。母は依羅連柴垣の女であるから母氏についたものと思はれる。——ロサミの連の項下参照——シバカキは河内の依羅郡内の地名であらう。〕

シハカツ(志波勝)の足尼

〔江沼の國造(舊)。武内宿禰四世の孫とある。記に建内宿禰の子若子宿禰は江野財臣の祖とあるから其曾孫であらう。名の義不明。〕

アの假字なる事は勿論で、和名抄に陸奥國信夫(陸奥國)郡とある地、今の岩代國信夫郡方面の稱呼である。國造本紀には其初任者について次の如く記述して居る。  
思國造。阿岐國造同祖十世の孫志久麻直  
信夫國造。阿岐國造同祖久志伊麻命の孫久麻直  
タシイマの命がシクマ彦と同人と思はれることは其項下に述べた通りである。

シバ(數)(終)

〔シマの音便であらう。〕  
〔シマは間の密なる事を意味するのであるが、——シの項下参照——轉じて頗々の義となり、數を重ねるといふ意味から終末の義をも生じたもの、やうである。〕  
〔頗々の意に於てはシバシバとも用ひられ、之に形容語尾シがついてシバシ(シマシ)となることは其項に説く通りである。獨立して終の意に用ひられた例はないが、現にシマヒ(終)といふ語があり、シハツ(終津)、シハニ(終土)の如き語例がある。——各其項下参照。〕

シバ(柴、芝)

〔サ(些)ハ(葉)の轉。〕  
〔細葉の意で、ソマと同語(其項下参照)。草の細葉なるものがシバクサと稱へられるのは此意によるものである。——畧してシバ(芝)とのみいふ——木にあつては多くはソマといふ語を用ひ、シバは柴の意に轉用せられた。さりながらイツシバなどいふ場合は尙細葉木の義と解すべきである。〕

シバクサ(芝草)

原 芝の項下を見よ。  
細葉の草の意。専ら芝(類草)をいふやうになつた。  
和名抄に葉草一名類草和名之波とあるが、正しくはシバクサといはればならぬ。萬葉集にも道の芝草(六、二卷)など、用ひられて居る。

シバシ、シバシク(暫、須臾)

原 シバ(數)シ(形容語尾)。  
シバは上記の如く密接の意であるから、僅少時(空)間の義にも轉用し、シを添付してシバシ、シバシクと活用する形容動詞となつたのである。——シバラクも亦同義である。

シハス(十二月)

十二月の稱呼である。語義を詳にせぬが、前月を霜月といひ、次月をムツキ(茅月)といふ所を見るとシハ(終)、シハ(職)、シボム(濁)といふ語と關係があるやうである。萬葉集に載せられた左記の歌の十二月もシハスと訓むのであらう。

十二月には沫雪ふると知られか梅の花さくふふみあらずて  
トシツツシツツ  
年果、爲終の轉呼とする説もあるが尙攻究を要する。

シハセ(師齒迫)山

萬葉集十一卷に「あら熊の住むといふなるシハセ山責めて問ふとも汝が名はのらじ」とあるが、所在不明。セメの序に用ひたのはシハセが獸走に通じ、責、迫(攻)同音であるからであらう。

シハツ(磯齒津、四極、四八津)〔地〕

住吉附近の地名であるが、所在を詳にせぬ。雄略紀に爲三吳客道(通三磯齒津路一名吳坂)とある。萬葉集にもシハツ山(三卷)、シハツの海人(六卷)を詠まれて居る。終の津といふ意で、水路の終點に位した港であらう。

シバツキ(芝付)

萬葉集十四卷に「芝付のみうら崎なるれと草逢見すをらばあれ戀ひめやも」とあり、芝付は地名であらうと言はれて居るが、曾て耳にせぬ稱呼であり、又ミウラの崎とつゞけてある所を見ても固有名詞ではないやうな氣がする。或はシマツギの音便で鳥次郎ち鳥續の意ではあるまいか。

シバニ(志婆連)

原 婆は清音であらねばならぬとして波にあらためたものがあるが、「終」の意ならば本来シマの音便であるが故にシバを可とする。——シバの項下参照。

應神天皇の御製に見え、「記」ハツニ(初土)、ナカニ(中土)に對して用ひられて居るから、シマヒの土(終土)の義とすべきである。シマヒの語幹シマがシバと轉用せられたのである。

應神天皇御製)はつ土は 膚あかけらみ シバニは に黒き故  
三つ栗の 其中つ土を(記)

シバヌイリキ(柴野入杵)

大魚なるが故に名に貢うたのであらう。  
平群の眞鳥の大臣の男給の臣、物部朴井連(椎子)、八口の采女(以上紀)、平群臣の祖志毘臣(記)等シバといふ人名が少くない。「水こそくシヒの若子」「影媛の歌」「大魚よしシビつく海人」「眞那玉の御歌」などあるから、平群のシビは魚の名を貢うたもので、他も亦同様であらう。

シビ(志斐)の纏

萬葉作家。持統天皇の側近者とある。阿倍志斐連又は中臣志斐連(姓氏錄)の氏人であらう。

シビ(志毘)の臣

眞那玉(顯宗天皇)と大魚といふ一婦人を争うた人(記)。平群の臣の祖とある。——紀には武烈天皇と影媛を争うたとあり、眞鳥大臣の子給又は給臣とせられて居る——シビ(鮎)の項下参照。

シヒサヲ(椎橋)

神武紀に椎橋の末を授けて珍彦を御舟に引入れたとある。釋紀には椎の木を以て作つたとあるが、合點の行かぬことである。大材を割つて造つたものとすれば椎には限らぬことで、自然の儘を用ひるにしては椎の椎木は決して適宜な材料でない。且椎根津彦の名が之に因むものであるとすれば、シヒサヲ産——記にはサヲ産とある——とすべき筈であるのに、サヲをいはずして單にシヒネといふことも奇怪とせればならぬ。案するに椎は借字で、古シヒサヲと稱する舟具があつたのであらう。尙可考。

後紀柴野比賣の父(記)。淡海の柴野とあるが、其所在を明にせぬ。キはアキなどと同じく子の意から出た敬稱で、イキキはイキヒコと異同義である。

シバヌヒメ(柴野比賣)

須賀伊呂大中日子王(倭建命の孫)の配(記)。上記淡海の柴野入杵の女とある。

シハフカヒ(咳)

シハフキの進行格。

シハフクはシバ(數)フク(吹)の意で、息を強く吹くといふことから咳の意に轉じたのであらう。

(萬葉、賀野問答の歌)シハフカヒ 鼻ひしびしに しかとあらぬ  
鼻かきなでて(六三)

シヒ(椎)〔植〕

シ(異俗)、イヒ(飯)の約か。

和名抄に本草を引いてシヒと訓してある。欽明紀五年十二月の條下にも佐渡人が椎子を採拾して熟て喫うたとあり、椎子をシヒと訓して居る。諸風土記にも椎子の名が見えるが、恐らくはクニスノイヒといふ意でシヒと名づけられたものであらう。

シヒ(鮎)〔人〕

武烈紀に鮎此云ニ菟麻と訓註してある。  
シヒはミの音便で魚介の通稱、シは突の義である。突状の肉を有する

シヒタ(椎田、志比陀)の君

宣化天皇の御子火燭(火之種)皇子の裔(紀記)。姓氏録に此皇子の裔は川原公及爲奈の眞人とあり、兩地共に攝津の川邊郡間部村であるから、シヒタも亦同村の大字椎堂であらう(記傳、通釋)。

シヒヌ(椎野)の速ナガトシ(長年)

萬葉集十六卷に見え人名で、「權の寺の長屋に云々」といふ歌を添削したとある。傳不明。姓氏録にも此姓は見えぬ。

シヒネツ(椎根津)産

神武天皇の水路嚮導に奉仕した彦彦の一名(紀)。椎櫛の末を授けて皇舟に引入れられたから此名を給はつたとある。記には橋高根津日子とせられて居る(其項下參照)。功によつて倭國造に任ぜられ、倭直部の始祖となつた。國造本紀には自ら皇祖彦火火出見尊の孫椎根津彦と名乗つたとあり、姓氏録には神知津彦一名椎根津彦とある。シヒが訛つてシネとなり、更に音を伸ばしてシヒネと轉じたこととあり得るから、或は海路を知るといふ意を以て名を貰うたのであつても知れぬ。國つ神といひ(記、紀)、アマ(漁人)とあるから、九州北岸に土着した海人族の酋長で、水師を率ゐて奉仕したものと思はれる。彦火火出見尊の孫とする説は他書には認められて居らぬ。

シヒノキ(椎井)

常陸國行方郡の井の名(風)。同郡創設者壬生の慶が掘つた池の傍の清泉で、椎木があつたから椎井と名づけたとある。香島に向ふ陸之驛

道にあるといふことであるが、其遺跡を詳にせぬ。

シヒメ(鮪女) (人)

推古天皇に仕へた女嬪(舒明紀)。ヤクチ(八口)の采女とある。其項下參照。

シフカハ(澁川)の家

物部の守屋の別業(紀)。河内國澁川郡阿都の邸宅をいふ。

シフタニ(澁谷) (地)

萬葉集十六卷に「澁谷の二上山に鷺子産といふ」とあり、同集十七卷中の歌にシフタニの磯ともシフタニの崎とも詠まれて居る。今は氷見郡太田村に屬し、二上山の西北麓に位する。

シフミ(志夫美)の宿禰の王

日子坐王の子、生母は山代の雀名津比賣(記)。佐佐君の祖とある。伊勢の安濃郡に志夫彌神社、伊賀の阿拜郡に佐々神社(神名帳)がある所を見ると、此方面に定着せられたものと思はれる。

シホ(湖、汐、海鹽)

シホ(鹽)の轉呼か。

海潮は反復來往するので屢といふ意を以てシホと稱へ、轉じては(一)海水(二)海鹽(三)鹽をいふにも用ひられたのであらう。

シホ(鹽)野(沼)(村)(阜)

シホセのナチリを見れば遊び來る鮪がはたてに妻たり見ゆとある。「潮瀬の波折」の意で、潮流の迅い所をシホセといひ、其處では波が屈折するからナチリと稱へたのであらう。

シホタ(鹽田)川

肥前國藤津郡の川名(風)。今も杵島との郡界から海に注ぐ流を鹽田川と稱へて居る。風土記によれば高潮逆流の勢が強いので潮高滿川と稱へられたのをシホタと訛つたとあるが信ぜられぬ。

シホツ(鹽津)の山

和名抄近江國淺井郡鹽津郷(今伊香郡に屬す)の山であらう。笠朝臣金村が此地で「丈夫の弓はすふりおし射つる矢を後見人人は語りつぐかれ」といふ歌を詠んだとあるから(萬三)、同人の所産の地と思はれる。同時に次の一首を詠じた。  
シホツ山打返えて行けば我乗れる馬ぞつまづく家戀ふらしも

シホツ(鹽津)スガウラ(菅浦)

萬葉集九卷に「高島の足利のみなとをこぎ過ぎて鹽津菅浦今はこぐらむ」とある。シホツが上記鹽津郷であるとすればスガ浦は其郷中の一地名であらう。今も伊香郡永原村に菅浦といふ大字がある。

シホツチ(鹽椎、鹽土)の神(老翁)、シホツツ(鹽筒)の老翁

山幸彦、海幸彦傳説に海宮訪問を勸告したとある神(記、紀)。紀の書には事跡國藤長狭の別名とあり、神武紀に天皇が鹽土老翁から東國

攝津の地名。いづれも鹽水が湧水したから名を負つたとある(風)。牛馬が嗜飲したとあるから、鹽分はさのみ濃くなかつたのであらう。左に之を列挙する。

(イ) 賀茂郡鹽野。舊名を鹽積の里と稱へた。

(ロ) 讚容郡雲濃里鹽沼村。

(ハ) 栗栗郡鹽村。

(ニ) 揖保郡鹽早。其南方に海水と通する一泉があつた。

シホイノコジ(鹽伊乃己自)の直

陸奥國白河の國造(舊)。天湯津彦十一世の孫とある。シホイは地名であらう。今の石城郡神谷村字鹽は古く知られた地であるが、或は以前シホイ又はシホエ(鹽江)と稱へたのであるかも知れぬ。コジは大主の意で榮稱である。

シホサキ(潮左爲)

サキはサマ(懸)の音便。

鹽の懸ぐことをシホサキと稱へたのである。

(萬一) 湖左爲にイワコの島邊こぐ舟に妹のるらんかあらし島圓を

(萬二) 鹽左爲の 浪をかしこみ 淡路島 磯がくりりて(三六)

(萬三) 牛窓の波の鹽左爲島どよみよせてし君に達はすかもあらむ

(萬四) 潮干なばまたも我が來むいざ行かむ沖つしほさぬ高く立ち

來ぬ

しほせのなをり (歌詞)

袁都王の御歌(記)に

の形勢を開かれたとある。シホ(海潮)の神靈といふ意であるから、必しも一人の名とは限らなかつたのであらう。——知識大希知の約とする宣長説は牽強である。

シホのハラ(鹽之原)山

攝津國有馬郡の地名(風)。——有馬町(湯山町)字鹽野原——此山間に鹽湯が湧いたから其名を得たとある。

シホヒ(鹽干)〔枕〕

ミツ(御津)の枕詞。潮が干、満といふ縁によつていひかけたのである。例

(萬) 鹽干乃みつの海人のくゞつもち玉藻かるらんいざ行きて見む干潮時の御津を叙するならばシホヒタルといふべきなシホヒノとあるのは枕詞として用ひられたからである。——玉藻かるには干潮なるを要せぬ。

シホヒミチ(潮干満)

萬葉集六卷赤人の歌に「奥津島ありその玉藻潮干満い隠りいばおもほえむか」とある。ヒミチは單にミチといふと義に於ては變りはない。第十卷に「梅の花咲き散り過ぎぬ」とあると同様の修辭である。

シホフネ(斯抱布禰、志富夫禰、思保布禰)

湖舟の意。河川沼湖の舟に對して潮を渡る舟をシホフネと稱へたのである。——龍馬變「伊勢海」に海の貝をシホカヒといふた例もある。

萬葉集二十卷「久慈川はさけく有りまでシホフネに眞視しじぬき我

と讀むといふ説もある。

シマ(島、洲)

シマには同音異義の二語があるが、兩者ともに「島」の字をあてたので混同せられた。左に之を區別して釋く。

(一) 島嶼の意のシマ。磯間の意から轉じたものであるが、島國なる我が日本は大入洲とも稱へられた。——神代紀には次のシマと區別する爲に常に洲の字を用ひた。

(二) 居住地を意味するシマ。原語はヤマ(楢間)で、須磨(播磨)といふ地名もあるのであるが、風にシマと轉呼せられた。磯島、秋津島、橘の島、攝津の三島等のシマは皆之に屬するもので、沖繩では今も村落をシマと稱へる。

萬葉集三卷

妹として二人つくりしわか山誓は木高く繁くなりけるかもとある山誓をシマと訓むの誤なるは訓詁に於て之を論ずる。之が證據として引用せられた同集二十卷の屢「日山誓」作歌三首中の

なしのすむ君が此シマ今日見れば馬酔木の花も咲きにけるかもとあるシマは池中の築島で、さればこそ「鶯鷲の住む」と形容したのである。山誓(ヤマのヤド)に鶯鷲がすまふこととあり得ぬ。又日並皇子(草壁皇子)哀悼の歌中に數多く見えるシマは此皇子の宮居の地で、山誓ではない。

シマ(島)〔地〕

大和國高市郡の地名(今高市村大字島の庄)。蘇我馬子の居住地で推古紀には家ニ於飛鳥河傍、乃庭中開、小池、仍興、小島於、池中、故時人

はかへり來む又「シホフネの袖こそ白波にはしくもおふせたまふかおもはへなく」など、ある。此語は亦ナ(魚)、オキ(沖)の枕詞にも用ひられる。例

(萬) なくさ男となくさすけたとシホフネ(シチアネとあるは非)のならへて見ればなくさからめり

(同) シホフネのおかれはかなしされつれば人言一げし汝などかもしむ

シホホ(志保保)

シホの骨尾語。

シホ(妻)シホ(妻)といふに同じい。例

(萬) あし垣のくまもとに立ちて我妹子が袖もシホホに泣きしぞ思はゆ

妻の意のシホもシマ(職)と同じく、シマ(シマ)から轉義したのであらう。——シマの項下参照。

シホヤ(鹽屋)の連コノシロ(鰯魚)

孝德朝の「舊吏(紀)」。有馬皇子に黨した爲に誅殺せられた(齊明紀)。姓氏錄に鹽屋連は武内宿禰の男葛城曾都彦命の後とある。

シホヤ(鹽屋)の連ヲホコ(小矛)

有間皇子の謀叛に黨した人(齊明紀一書)。上記コノシロと同人のやうである。ヲホコはコノシロ(鰯)の異名。或は小代の誤寫でコノシロ

曰「島大區」とあり、苑池の築島によつて名を得たかのやうに記されて居るが、仁賢天皇の御名を鳥稚子又は鳥郎(紀)と申上げたのを見るとシマといふ地名は其以前から存したものと思はれる。——此を丹波の地名とするのは弟皇子の御名が來目稚子であることを無視した憶説である。——此附近は橋ともよばれた地であるから、本初マサバナのシマ(橋間)と稱したのが、畧せられてシマとのみ呼ばれるやうになつたのであらう。文武天皇の御宮、草壁皇太子の宮居の島の宮も此地にあつたのである。——シマの宮の項下参照。

(萬) 思ふ子が衣すらむに匂ひこそシマの橋原秋た、すとも

(萬) 橋の島にし居れば川遠みさらさす縫ひし我下衣

萬葉集九卷に難波經宿明日還來之時歌と題して「シマ山をいゆきもとほる川ぞひの岡邊の道に」とあるのは難波から奈良に通ずる道路の附近であらねばならぬから、平群郡龍田附近にもシマといふ地があつたとする説があるが「契沖」、今其名を傳へて居らぬ。其外萬葉集にシマ又はシマ山とある地が盡く橋のシマであるとは思はれず、草壁皇子追悼歌に「御立タシのシマ」と詠れたのは島の宮の苑池の築島——恐らくは馬子が構築したもの——のやうにも解せられる。要するに固有名詞ではないので、諸方に同名の地があつたのである(シマの項下参照)。

シマ(島)〔人〕

鞍部村主司馬達等の女(敏達紀)。年十一で得度して善信尼と名乗つたとある。

シマ(島)の大臣

蘇我の馬子の稱號(推古紀)。邸宅内に島を構築したから此名を以て



呼ばれたとあるが(前項参照)、恐らくはシマは居住地の名であらう。

シマ(志摩)の國

持統天皇六年三月車駕志摩を過ぎ其地の百姓男女八十以上のもの稲人毎に五十束を給はり又志摩國造にも冠位を授けられたとある(紀)。志摩の國名が史書に見えたのは此を以て最初とするが、古事記神代卷に鳥之速賢とあるから、——其項下参照——シマといふ呼稱は古來存して居たのであらう。國造本紀に島津國とあるのも同一地をいふもののやうである。

シマ(嶋)の郡

和名抄筑前國志摩郡。今怡土郡と併して糸島郡と稱へる。推古紀に嶋郡とあるのは此地である。

シマ(斯摩、志摩)の宿禰

神功朝草津國に使した人(紀)。分註にも不知何姓人となり、出自は不明であるが、シマは志摩國の意ではあるまいか。若し然りとせば出雲族で、佐比羅足尼の後であらう。

シマ(島)の宮

上記大和國高市郡島の庄に存した離宮で、天武天皇が皇太弟の位を辭して吉野に通世せられるとき先づ此宮に入れ、美濃から還幸の際も一時御駐蹕あらせられたとある(紀)。其後離宮として存置せられ、皇太子草壁皇子の宮殿にあてられた。皇子は此宮で薨去せられたので舍人等の追悼の歌にも島の宮、島の御門、橋の島の宮等と詠まれて居る。

「萬二」。マガリの池といふ大池があつて鵜鳥を設け、橋を架けてあつたことが歌によつて知られる。或は島の大匠(蘇我馬子)の邸宅を襲用せられたのであるかも知れぬ。——シマの項下参照。

シマ(嶋)の稚子(郎)

仁賢天皇の御名(紀)。大和國高市郡島の里に何か由縁があつて名を負はれたのであらう。——御弟皇子(顯宗天皇)も來目稚子と申上げ、他の弟皇子に橋王といふ名が見える(顯宗紀分註)。橋は島と同地で橋の島ともいふ。

シマ(島)のタリネ(垂根)

應神天皇の妃糸井比賣の父(紀)。櫻井田部連の祖とある。——紀に糸媛の兄男祖とあると同人である。——櫻井田部の設定せられたのは安閑朝のことであるから、數代後の子孫が其首長に任ぜられたのであらう。シマは地名、タリネは傍系の義である。——タリネの項下参照。

シマ(島)のハヤニヘ(速賢)

ニヘはナ(魚)アへの約、魚介の貢物の意で、急使を以て差立てるのハヤニヘと稱へたのであらう。

天智受賣命が援田毘古を伊勢に送り届けた歸りに、鮪廣物鮪狹物を集めて天孫に奉仕することを誓はしめた功によつて此神の裔なる瓊女君に歷代島の速賢を給ふとある(紀)。シマは後の志摩國をいふのであらう。此國は萬葉集六卷にも「飯食國志摩の海部ならし眞熊野の小舟にのりて沖方こく見ゆ」とあり、神宮の供饌に任じ、朝廷にも魚介其他の海産物を貢獻することを例とした。

シマクマ(島熊)山

萬葉集十二卷に「玉勝間シマクマの夕ぐれに獨か君が山路、こゆるむ」とあるが、其所在を詳にせぬ。

シマコ(嶋子)〔人〕

浦島子の一異傳(丹後風土記)。日下部首の先祖で名を筒川嶋子といふとある。雄略紀の「水江浦島子」、萬葉集の「水江之、浦島兒之」も水江浦のシマコと訓み得られぬことはなく、ウラシマの子を畧してシマコと稱へたことも可能である。——ウラシマの子の項下参照。

シマダ(島田)の臣

神八井耳命の後(記)。姓氏錄によれば此皇子五世の孫武惠賀前命の孫仲臣子上といふものが成務朝尾張國島田上下二縣の惡神を討平したから島田臣の姓を給はつたとある。和名抄に尾張國海部郡島田郷とある地であらう。嵯峨天皇の御代に朝臣に昇格した(文德實錄)。

シマダ(島田)の君

景行天皇の御子大碓命の裔(記)。此皇子が美濃の國造の女に生ませた子の後であるとすれば、シマダは同國の一地主とすべきであるが、其所在を詳にせぬ。上記尾張國島田郷も相照すること遠からぬ地であるが、畧々時を同うして二系の首長が併存したとは思はれぬから、別地とせねばならぬ。

シマツ(島津)

萬葉集七卷に「伊勢の海の海人のシマツがあはび玉とりて後もか戀のしげけむ」とある。シマツはシマチの轉で、島主(靈)即ち海人の神の義であらうが、何故に其玉が」とりてのち戀しい」といふことの譬喩になるのか判明せぬ。

シマツ(島津)神

島の神の意、國つ神に對する語である。

シマツといふ語は上記の如くシマ(島)チ(靈、主)の意とも解せられぬことはないが、景行紀に日本武尊に投降したとある島津神は其地方の土豪を意味するもので、國津神と並べて用ひられて居るからシマは速賢助語と見なすべきであらう。

シマツ(島津)の國造

島津は他に見えぬが、恐らくは志摩國又は志摩主の國の意で、上記志摩ノ國のことであらう。ヒメカミの國、熊野の神邑——各其項下参照——の如く地名に首長を意味する語をそへて呼稱したこともあり得る。國造本紀によれば、成務朝出雲臣祖佐比羅足尼の孫出雲笠夜命といふものが任命せられたとある。

シマツトリ(島津鳥)〔枕〕

ウ(鶴)の枕詞である。沖つ島カモ(鴨)、庭つ島カケ(雞)と同題で、磯間の鳥といふことであらう。和名抄に日本紀私記を引ひて鶴をシマツトリと訓したのは雖もニハトリといふと同一の轉用である。

(神武天皇御製)シマツトリ 鶴養が伴 今助けに來れ(記、紀)  
(萬二)シマツトリ 鶴養ともなへ 等さし(三二卷)

シマト(島門)

シマト(島門)の意。ヤマトに對する語で、島の多い國をいふのである。萬葉集三卷に  
大君の遠の御門とありがよふ島門を見れば神代しおもはゆ  
とあるシマトは瀬戸内(多島海)をいうたのであらう。——島門の意とするは非。

同集十四卷に「上毛野マクハシマトに朝日さし」とあるを眞桑島門の意とするものがあるが、シマトといふべき地形ではなく、又次の句と對照してもマクハシマトと調むべきものである。

シマト(島戸)の物部

饒速日命供奉二十五物部の「舊」。シマトは地名であらうが、所在を詳にせぬ。——延佳本には島戸と改めてあるが、根據のないことの方である。

シマネ(嶋根)の郡

出雲國の郡名「風」。今八東郡に屬する。風土記の所由傳説には缺字があつて意を明にし得ぬが、國引した八東水臣津野命の言辭によつて名を負うたとせられて居る。岩をイハネ(又はイハガネ)といふやうにネは意味の軽い接尾語とも了解せられ、單に島の意でシマネと用ひた例もあるが、根の國、根の堅洲國などいふ語を考へ合はせると、浮島に對して島根の國と稱へたものとすべきであらう。島根の義とする説は當らぬやうである。

シママ(之麻末)、シママ(島回)

シママ(島回)即ち島の界限といふ意。音便によりシママとも稱へる。島回は借字である。——次のシママの項下參照。  
字に提はれて回にミといふ調があるかの様に強辨し、末又は麻の字を充てたものをすら誤字誤訓なりとするは致すべきことである。

シママチ(島待)

待は借字で島祭のことである。  
萬葉集六卷難波行幸の歌に「カラゴロモ着ならの里の島待に玉をし  
けむ好人もかも」とある。難波は八十島祭の古くから行はれた地で、「其祭に玉をつけて行かう。美人が居ればよいが」といふ意である。カラゴロモといふ枕詞を用ひたのは韓人が多く居住する都會(ナラの原義は「都」である)を連想せしめる爲で、單にキといはんが爲のみならば麻衣でも葛衣でもよいのである。——キナラの里の項下參照。  
此島待を君待にあらため、待は松にいひかけたものとして、「松に玉をかけむ住人もがも」の意と解するのは歌趣といふものを少しもわきまへぬ人の説である。

シママ(島回)

クニミ(國見)が對立する語で、島を巡察することをいふ。島回の字をあてたのは此意によるものである。  
(萬)シママすと磯に見し花風吹きて波はよすとも取らずは止まじ

シマムラ(島村)の大夫

コセのヒダの朝臣の項下を見よ。

シム、シムム(繁密)

シム(滋)の轉。——シムミは其疊尾語である。

シム(其項下を見よ)の意から轉じて繁密の義に用ひられ、シムミ、シムラ(ラは接尾語)といふ語を派生した。シムミは今もシムシの形に於て用ひられる。

(萬)妹がりと今來の嶺にシムミ立てる要まつの木は古人見けむ

(萬)見まく欲り吾が待ち戀ひし秋はきは枝もシムミに花まきにけり

(萬)大舟に葦荷かりつみシムミにも妹が心にのりにけるかも

シム(浸)(染)、シメ(染)(縮)

シムは語幹、ミは活用語尾、メは其他動詞形である。

滋から浸透の義に轉じ、ミ又はメを添付して染(自他)の意に用ひられ、ソミ、ソメとも轉音する。又密の意に於て閉、縮等の義を生じたが本来同一源から分化したものである。

シムサビ(之美佐備)

上記シムに術示を意味する活用語尾サビ——其項下を見よ——を添付したもので、「森然たり」といふ意である。

(萬)大和の青垣山は日の經の大御門にシムサビ立てり

シミラ(之彌良)、シメラ(之賣良)

ラは接尾語でシミは繁密の義であるが、晝はシミラなど用ひられる場合は寸間もなしといふ意から轉じて「始終」の意になるので、萬葉集

にも終とかいてシミラと訓ませたのである。——此語は亦シメラとも轉呼して用ひられる。

(萬)赤れさす晝は終に

(同)あかれさす日は之彌良に

第十七卷に「今日も之賣良に」、十九卷に「晝波之賣良に」と用ひられて居る。

シメス(志米須) [地]

意富郡、袁那二王亡命の際、山代の苜羽井で其御類を奪うた猪飼の老人の居住地「記」。其老人の所在をよく見シメたのでシメスと名づくところがあるが、心行かぬ説明である。シメはシメ野のシメで占有を意味し、スは栖の意であらう。

シメハ(染羽)の國造

和名抄陸奥國標葉郡とある地。——志波と訓したのは誤寫であらう。今雙葉郡に屬する。古は一小國をなし、成務朝に阿蘇國祖十世の孫足彥命が國造に定められた(國造本紀)。阿尺、思(信夫)、伊久、白河國造と同民族で、天湯津彥系である。

シモタ(下田)村

肥前國佐嘉郡の地名「風」。此地の土を取つて人形及鳥形を作つて荒神を鎮祭したとある。

シモツウナカミ(下海上、下菟上)の國造

下總國海上郡(和名抄)。——今も此名を存するが境域は遙に廣かつ

たもの、やうである。——古は一國であつた(ウナカミの項下参照)。記に天善比命の兒建比真鳥命の裔中に此國造をあげ、國造本紀には應神朝に上海上國造の祖の孫久都伎直が此國の造に任ぜられたとある。——上海上の國造は天穗日命八世孫とあつて記の記事と一致する。

シモツクダラ(下百濟)のアダ(阿太)村

敏達朝百濟の罪囚を置いた河内の石川の地(紀)。クダラの郷の一地區の名であらう。——イシカハのクダラの項下参照。

シモツケヌ(下毛野)の朝臣コマロ(子麻呂)

持統紀に奴婢六百口を免除したとあり、和銅二年式部卿兼大將軍を以て卒去した(續紀)。

シモツケヌ(下毛野)の君

豊木入日子命(崇神皇子)の後(記、紀)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。

シモツケヌ(下毛野)の國造

シモツケヌの國は今の下野國の一部分である。——カミツケヌの項下を見よ。——仁徳朝豐城命四世の孫奈真別が始めて國造に任ぜられた(舊)。上記ト毛野君と同氏である。

シモツツラサヤサヤニ(霜黒葛聞々耶々爾)

開闢の誤としてサヤサヤにと訓むべきである。クルヤクルヤ又はヘナヘナと訓むことの誤なるはサヤサヤの項下に述べた通りである。出雲風土記國引段に見る句で、シモツツラは霜のか、つた黒葛とい

は上記稻速別の異傳であらう。下道臣と同家である。

シモト(楮、楚)

語義は字の通りであるが、語原を詳にせぬ。スハエ(直生)ともいふから、シはスの轉音で直本の意であるかも知れぬ。播磨風土記に景行天皇の御舟に以て楮作樹とある樹はワテナ(大タナの轉)のことであるから、舊訓の如くタナと讀み、楚を編んだ黄橋を意味するものと思はれる。

シモハヤ(霜速)比古の命

夷服岳の神、多多美比古命の父。——其項下参照。

シモヲサ(下譯語)のモロヲ(諸田)

持統九年多羅島に差遣せられた人(紀)。姓氏録河内諸蕃中に此姓が見えるが、元正朝に河内手人大足といふものに賜はつた姓であるから(續紀)、このシモヲサは二等通譯の義であらう。モロヲは名。

シヤコシヤ(志夜胡志夜)

「其ヤ、此ソヤ」の意であるが、朝の意を含む感動詞に轉用せられ、シヤは訛つてシエともいふやうになつた。——恰も今の語のチエといふやうにあたるものである。——シエの項下参照。

(神武記) エエ シヤコシヤ 此はいこのふぞ

宣長はコシヤをチコシヤ(可笑や)のチを省いたものとしたが、チカシのチは省き得られぬもので、今の語でもアアカシイとはいへぬのである。

ふ意(ツツラの項下を見よ)。葉の音がサヤサヤと鳴るから序に用ひたのである。

シモツミチ(下道) (地)

正しくいへば吉備の下道であるが、他に下つ道が固有名詞化した所がないので、シモツミチといへば直に吉備の事と了解せられる。吉備の西半で少くとも大川以西は下つ道であつたものとおもはれる。和名抄の頃には一郡の名となり、今では川上郡の一部分となつた。——カミツミチの縣の項下参照。

シモツミチ(下道)の朝臣ヒトヌシ(人主)

備中國賀夜郡の大領(風)。聖武朝の人とある。——シモツミチの臣の項下参照。

シモツミチ(下道)の臣

若(日子)建吉備津日子命(孝靈皇子)の裔(記)。應神紀には御友別の長子稻速別が川島の縣を賜はつて下道臣の祖となつたとある。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。姓氏録には稚武彦命の男吉備武彦命の後也とある。

シモツミチ(下道)の臣サキツヤ(前津屋)——サキツヤの項下を見よ。

シモツミチ(下道)の國造

國造本紀に應神朝兒彦命亦名稻速別が任命せられたとある。稻速別

シヤチ (楚)

シヤは上記シヤコシヤのシヤで朝を意味する感動詞、ツはヨに通ずる。——釋紀に猶言平加志とあるのも此意である。

(神武記) 今はよ 今はよ アアシヤチ 今だにも

シラ(新羅、斯羅)

後出シラキといふ語と混同せられ、萬葉集には新羅とかいてシラキと訓ませた例もあるが、尙原語はシラである。——シラキの項下参照。漢書に辰、地理志に之利、後漢書東夷傳に弁辰、魏志に斯慮とある國號で、シン、シリ、シロとも發音したもの、やうである(ラ行、ナ行相通)。此國に居住するキ族はシラキ(キ)の項下参照と呼ばれたので、其稱呼が後には國號シラと混用せられたが、尙シラカミ(新羅神)、シラクニ(新羅)の如く、古はシラとシラキとを區別して用ひたやうである。

西遼古文書(漢名祖光師發表)に辰は「東」の意とある。

シラガ(白髮)の命(皇子)(天皇)

清寧天皇の御名(記、紀)。白髮大倭根子命(記)とも、白髮武廣國押稚日本根子天皇(紀)とも申上げる。雄略天皇の御獨子で、生母は葛城の韓媛である。御病身で若白髮がおありなされたから、此名を負はせられたものと思はれる。

シラガ(白髮)のおホヤマトネコ(大倭根子)の命

清寧天皇の御稱號(記)。——紀には白髮武廣國押稚日本根子天皇と

ある。——大倭根子は皇室の嫡統を意味する尊稱である。——其項下参照。

シラカタ(白肩)の津

神武天皇の最初の御上陸地點(紀、記)。——アチクモのシラカマの津の項下を見よ。

シラカタケヒロクニオシワカヤマトネコ(白髮武廣國押稚日本根子)天皇

清寧天皇の御稱號(紀)。——記には白髮大倭根子命とある。——マケ(武)は美稱、ヒロクニオシは大國統御の義で、ヤマトネコが皇室の正統の稱號であることは上記の通りである。

シラカツク(白香付、白香著)

シラカは幣として神に供するユフ(木綿)に取付けたものと思はれるが、今之を詳にせぬ。白髮の意なりとする説もあり、後世小兒の髮置の祝にシラカといふものを被らせだが、萬葉集には特に白香といふ字を用ひて居るのは注意すべきことである。尙攻究を要する。

ユフ(木綿)の枕詞に用ひられた。例  
(萬三) 賢木の枝に シラカツク 木綿取つけて(三九七)  
(萬三) シラカツク木綿は花物ことこそはいつのまさかも常わすらえれ

第十九卷孝謙天皇が遣唐使藤原清河に賜はつた御製に  
四つの舟早や歸り來とシラカツク朕か愛の誓にいはいひてまたむとある所を見ると大御愛の誓にもつけられたものと思はれる。

シラカハ(白河)の園造

和名抄に陸奥國白河(之其加波國分爲高野郡、今分爲大沼、河沼二郡)とあり、現在東西白河郡と呼ばれる。園造本紀によれば、天壽津彦十世の孫鹽伊乃己直直が園造に定められたとある(舊)。

シラカヒ(白貝)の浦

播磨國揖保郡の地名(風)。白貝があるによつて名づくところある。

シラガベ(白髮部)

雄略朝皇子白髮命(後の清寧天皇)の御名代として設定せられた民部(記)。紀には白髮部の舍人、白髮部の膳夫、白髮部の朝貢を設置せられたとある。

シラガベ(白髮部)の膳夫

清寧天皇の御名に因んで設けられた民部(紀)。

シラカベ(白壁)の郡

常陸國の郡名(風)。和名抄に眞壁郡とある。延暦四年光仁天皇の御名を諱んで白髮を眞壁とあらためたところから(續紀)、此地も其際改稱せられたのであらう(標註)。——今も眞壁郡といふ名を存する。

シラガベ(白髮部)の舍人

清寧天皇の御名に因んで設けられた民部(紀)。——トネリマの項下を見よ。

シラカベ(白髮部)の連アフミ(鏡)

孝徳朝の人(紀)。百濟船建造の爲に安藝に派遣せられたとある。上記白髮部の首長であらう。姓氏録には饒速日命の裔大賣布命の後に稱する眞髮部造をあげて居るが、連家は見えぬ。

シラガベ(白髮部)の朝貢

清寧天皇の御名に因んで設けられた民部(紀)。——ユゲヒ部の項下を見よ。

シラガベ(白髮部)のキマロ(猪麻呂)

靈異記第一卷二十九章に備中國小田郡の人として此名が見える。姓氏録に吉備武彦命の後に眞髮部と同氏族であらう。光仁天皇の御諱白壁皇子といふにより、桓武朝「白」を忌んで眞髮とあらためたのである。

シラカミ(白神)の磯

新羅神の磯の意。  
萬葉集九卷に「由良の前潮干にけらし白神の磯の浦みを取てこきとよむ」とある。白神は後記白崎村の磯をいふのではあるまいか。此附近に新羅の神が祭られたから白神とよび、又白崎とも稱へたものと思はれる。——シラサキの項下参照。

シラカミ(白髮)山

肥前肥後風土記に崇神朝敕命により土蜘蛛を誅戮した建雄祖が八代

郡白髮山で天火の降るのを見て奏上したとある。小野村(今下益城郡小野郡田村)の東嶺髮婆神山とする説と、種山村の白谷山をいふ説とがあるが、いづれも根據は不確實である。

シラキ(新羅紀、新良貴、新羅奇、新良岐)

シラの國に居住するキ族といふ意で、本初民族名であつたのが、其國の稱呼にも轉用せられるやうになつた。——キの項下参照。

支那朝鮮史書にキ族のことが記されて居らぬので、從來之に心づいたものがないやうであるが、此族が當時日本及滿韓地方に優越の地位をしめ、少くとも我國に於てはキとよばれ、契丹のキも之を意味する(タは國土の義)ことは略々疑がないやうである。此地方にはキ族ばかりではなくヒ族も居住したので之を區別する爲にシラキ、シラヒと稱へたのであらう。——シラヒの項下を見よ。

シラキ(志良宜)歌

宜の字をケと訓するは非。  
輕太子の作と傳へられる「あしびきの山田をつくり云々」の一首を記に志良宜歌なりとあり、次の一首「征の葉に打つや霞」の詠を夷振の上歌也とある。シラキ歌は夷曲に對し新羅曲を意味する。之をシラケ歌とよみ、神樂歌の譜に尻上、尻舉とあると同語とする説は従はれぬ。譜と曲とは混同すべからざるもので、譜によつて命名したとは考へられぬことである。

此章下に擧げられた數首は太子及輕皇女の詠とせられて居るが、事實はともかくも樂府の歌で、夷振、新良宜歌の外にも天田振といふのがある。——其項を見よ——其他シラ歌(記)、タメ歌(紀)など皆族(部)

名を貢うて居ることを考へあはすべきである。

シラク(白髪) [動]

シラク(白髪)を活用したのである。萬葉集四巻沙彌滿誓が歌に「ぬば玉の黒髪かはり白髪ヨモいたき戀には違ふときありけり」とある。誤傳にあらずとせば此シラクは白髪化の意と解する外はなく、同集九巻羽鳥子の歌にも黒かりし髪も白髪ぬとあるのである。口語にシラクケル、ススケルの如く帯白、帯揚をケといふが、其はシラクケアル又はススケケ、アルといふことであり、又米をシラクケなどいふシラクケは他動詞であるから、別語である。

シラクニ(新羅訓、新良訓) [地]

播磨國飾磨郡の地名「風」。新羅人が來朝の時此處に宿泊したが故に此名を貢うたとあるが、韓室の巨智山村の如く外蕃の居住したものであるから、此處もまた新羅人の移住地であつたのであらう。

シラクモ(白雲) [枕]

シラクモ(立)にかゝる枕詞。萬葉集六及九卷に「白雲の立田山」とある。

シラゲ(志良宜)歌—シラギ歌の項下を見よ。

シラサカイクヒ(白坂活日)子の郎女(姫皇女)

記傳に子の字を削つたのは理由のないことで、紀の姫にあたる敬稱であるから、之あるを可とする。  
細體天皇の皇女(記、紀)、生母は坂田の黒比賣(記)。紀には茨田の國

緩の出とあるが、茨田(河内)附近にはシラサカ又は之に類する地名は見あたらぬ。之に反して近江の滋賀郡には新羅神社(シラクともいふ)があるから、シラ坂といふ地名もあり得た筈で、近江の大倭王の女の所生とする記の傳を正しとすべきである。イクヒは雲樹水の意で、轉じて川名又は地名となつたものであらう。

シラサキ(白崎) [地]

萬葉集九卷持統上皇及文武天皇紀伊行幸のときの歌に「白崎は幸きく有りまで大船にまがしむさまたかへり見む」とある。白崎は日高郡白崎村の岬角で由良崎の北に接し、今も此名によつて呼ばれて居る。次の歌に白神の磯と詠まれて居る所を見ると、此界隈に新羅人が居住し、其神を祭祀して居たので名を貢うたものと思はれる。

シラタテ(白楯)

大國主神の供御品の「(紀一書)。百八十縫之白楯とある。百八十縫は縫ひあはせの細いことをいふので、白は色の形容であらうが、上代白馬、白鹿、白犬などと用ひたのは、多くは清淨を意味したものであらうである。

シラチトリ(白智鳥)

倭迹命の神靈の權化(記)。八尋の白智鳥とある。八尋は其大鳥なることをいふもので、チトリは靈鳥の義である。  
チトリが今いふ千鳥でないことは勿論であるが、漫然智の字を加へたとする説も誤つて居る。歌のハマツチトリは此白智鳥の縁によつて用ひられたので今いふ濱千鳥であらう。

シラツツミ(白堤) [人]

三輪君造の同族(用明紀)。

シラトホ(白遠)、シラトホフ(志良登保布) [枕]

白遠の意、トホフはトホルを意味するアツマ語であらう。ル、フは共に活用語尾であるから、相通じて用ひられたこともあり得る。ニ(土)の枕詞。ニは恐らくは白塗を意味するのであらう。例  
(常風) 白遠新治之國

(萬二) シラトホフ小新田山の守る山のうら枯れせななときほにも  
がし

常陸國久慈郡には白塗を産したとある所を見ると、新治からも出たのかも知れぬ。新田山(上野)は今の太田の金山であるから、白塗の存したことは想像に難くない。

シラトリ(白鳥) [枕]

萬葉集に鷺坂山及鳥羽山の枕詞に用ひられて居る。其理由は説明を要せぬ。

(古丸) シラトリの鷺坂山の松影にやどりて行かな夜も更けゆくを  
(萬四) シラトリの飛羽山まつ待ちつゝぞ吾が戀ひわたるこの月ころを

シラトリ(白鳥)の里

常陸國鹿島郡の地名「風」。和名抄鹿島郡白鳥郷とある。今も白鳥村と稱へる。

シラヌヒ(不知火、白縫) [枕]

シラ(新羅)ノ、助語のヒ(族名)の轉呼。

シラヒと同語。——其項下を見よ——新羅系のヒ族の意である。  
ツクシ(筑紫)の枕詞。ツクシは九州全部の稱呼にも用ひられるが、本來は肥國の北に横はる地方をいひ、其別號をシラヒとも稱へる。新羅系のヒ族が占據したから、ヒの國と區別してシラヒともシラヌヒとも呼稱したのであらう。

(萬三) シラヌヒ筑紫のわたは身につけていまだば着れどあた、けく  
見ゆ

第五卷、第二〇卷にも「シラヌヒ筑紫國」とある。

不知火の意とする説は肥の國と筑紫とを混同したもので論ずるに足らぬ。白縫ツクとか、るといふ論は、シラヌヒ筑波、シラヌヒ筑摩などといふ用例がないことを見ても論據が覆へるのである。

シラハ(白羽)

シラ(白)ハ(鳳)の原語。

古語拾遺及舊事紀の天鷹の記事に長白羽神が青和幣を作つたとあり今俗衣謂之白羽此條也と註してある。古語ではないやうであるが、ハタ(服、布)の原語は羽と同じくハであるから、白布をシラハといふことは有り得た。此語が中古に用ひられた事はシロハナタへ(白羽二重)——白からぬものは單に羽二重——といふ語によつても證とせられる。フタへはヒトへ(單衣)に對する語で給を意味し仁德皇后の御歌にも「衣、そ二重もよき」とあり、上古は夏冬を通じて單衣であつたのが、其ころから上流は給を用ひるやうになつたのである。——此タへを携

(抄)の義とするものがあるが、其ではハブの説明がつかぬ。

シラヒ(白日)神

白を向の誤とする記傳の説は考の至らざるものである。  
大年神の子(記)。伊怒比賣の所生とあるが、同列の韓神、曾富利神と同じく、異族の神をスサノヲの命系に結託したもので、シラヒと呼はれた民族が祭祀した神といふことである。

大年神系諸が血族をあげたものでないことは既にアヌハの神、カラ神等の項下に述べた通りで、此神がスサノヲの命の兒であるといふことすら疑問とせられるのである。神名帳大和國乙訓郡の條下に向神社とあるを之に推しあてたのは最も笑ふべき類推で、向は地名で、ムカへと訓せられて居るが(今はムカフ町と稱へる)、假に神名帳も亦誤寫で、現在のやうに向日とかき、ムカヒと稱へたものであるとしても、白日神が向日神の誤傳なりとする證據にならぬ。後記の如く筑紫の別號も白日別であることを考へ合はすべきである。

シラヒ(白日)別

筑紫國の別號(記)。——舊事紀同斷——シラ(新羅)のヒ族の居住地であつたが故に此名を貢はせたので、筑紫の枕詞にシラヌヒ(シラのヒの訛)を用ひるのも之によるものである。

舊事紀には南隣肥國の別號を連日別といふとある。ハヤは「南」の義であるから、新羅のヒ、南のヒと區別して呼稱せられたことはあり得べきである。

シラヒト(白人)

語義は明白で今の語の白子である。大威の祝詞に國つ罪の一として之をあげたのは、神の罰(ツツナヒ)によつて此異狀を呈するものとせられたからであらう。

シラマユミ(白檀弓)

マユミは尋常の弓の意。——其項下を見よ——シラは恐らくは新羅であらう。シラキ斧(萬二)などいふ語もあり、新羅製又は其國の式によるものをシラと冠稱したことはあり得る。白い真弓又は白檀製の弓とは考へられぬ。

イ(射)、ハル(張)の枕詞。例

(萬二) シラマユミ今は山に行く雲の行きやわかれむ戀ひしきものな

此歌のシラマユミはイマ(今)のイ及ハルの序に用ひられたので、梓弓でもよいのであるが、白雲といふ連想の爲にシラマユミを用ひたのであらう。

(萬二) シラマユミ石邊の山のとときはなるいのちなれやもこひつゝ居らむ

右のシラマユミは射の枕詞に用ひられたのである。

シラヤマ(之良夜麻)

白山の意。加賀の白山をいふのであらう。

(萬二) 東歌) たくふすま白山風の寐なへども子るがむすひのあるこそえしも

加賀即ち越の國はアツマ歌に入るべからざるもの、やうにいふものもあるが、アツマ歌は必しも東國で作つた歌といふ意ではなく、アツ

マ人の詠をいふのであるから、筑紫、對馬で詠じたものも之に収録せられて居るのである。

シララの演

紀伊國西牟婁郡瀬戸船山村の海岸を白良の濱といふ(南紀名勝志)。  
(備馬樂)紀伊國)きのくにの)きのくにのや)しらの濱に)まし)ららの濱に)おりぬるかもめ

シラキ(白猪)の史

欽明天皇三十年壬辰爾(フネ)の史の項を見よ(子贖津が白猪の田部の丁を檢閲した功によつて姓を白猪の史と給はつたとある(紀)。——次項參照。

シラキ(白猪)の史ホウネム(寶然)

天武十三年新羅を経て歸朝した遣唐學生(紀)。上記贈津の族人であらう。

シラキ(白猪)の屯倉

欽明天皇十六年吉備五郡に白猪屯倉を置かしたとある(紀)。白猪の名の所由は示されて居らぬが、續紀に美作人白猪首といふ名が現はれて居るのを見ると、右の五郡は後の美作のこと(和銅六年備前六郡を割いて美作國を置かれた)、白猪の瑞のあつた縁によつて此屯倉を設けられたものと思はれる。

しりかてぬかも

〔歌詞〕

「知り加ぬかも」の意で、「しり得ぬ」といふことである。  
(萬二) 梓弓引かばまにまにまにやらめども後の心をシラカテマかも  
「知り得ぬかも」のルを略してものとするのは誤解である。難ぬるといふやうな語づかひもなく、又ナル(完了格)としては上の句と時格があはぬ。

シラクサ(知草)

萬葉集十一卷に「潮葦交在草の知草の人皆知りぬ吾が下思は(三)雲(とある。シラクサは其物を明にせぬ。契沖は和名抄に聞を鶯尻刺といふとあるから聞のことであらうと説いたが、俄に同意は出来ぬ。シラクサはシキに通じ—フリ(振)をフキといふやうに—敷草の意ではあるまいか。

シラクメナハ(尻久米繩)

クメはコメ(込)と同語。  
後方を固ふ繩といふ意。  
天照大神が岩屋から出られたとき布刀玉命が其御後方に尻久米繩をひき渡したとある(記)。紀に即界以三端出之繩とある端出之繩は今の七五三繩のことらしく、記は繩の用途につき、紀は其形狀について記述したものと思はれる。

端出之繩の文字に引つけてシラクメ繩といふ語を解かうとするのは無理である。端出繩は繩の根の硬い部分を縋ひ出したものをいひ、之をシメユフ爲に用ひる場合にはシメナハともいふのであるが、こゝは後方を絶ち切る用に供せられたからシラクメ繩と稱へたのであらう。

シリコ(脂利古)のヲマロ(男麻呂)

陸奥國優瑯(盤腸)郡城養の蝦夷(持統紀)。沙門とならんことを奏請したとある。シリコは米澤城北にある白子神社と關係があらうと言はれて居る(地名辭書)。次の條下に越の蝦夷沙門道信とあるは此人のことであらう。

シリツキトメ(志理都紀斗賣)

五百木之入日子命(景行天皇の皇子)の配(記)。尾張連祖建伊那陀宿禰の女とある。舊事紀に建稻種命の女尾真若刀俔とあると同人で、シリツは地名、キは城の意、後津城の貴女といふことであらう。——次項参照。

シリツナネ(尻綱根、尾綱根)の命

尻も尾も共にシリ(假字)である。延佳が尾とある本に従うてツツナネと訓したのは考の至らぬものといはればならぬ。シリツナネはシリツのネの轉呼であらう。シリツは後津の意で、木曾川の津の名、ネは敬稱である。

尾張氏第十三世(舊)。妹尾綱真若刀俔は五百城入彦命に嫁して品隔眞若王を生み、次の妹金田屋野姫は眞若王の妻となつて高城入姫、中姫、弟姫の三女をあげたが、いづれも應神天皇に嫁されて仁徳天皇以下男女十三皇子を生みまゐらせたので、其縁により尾綱根は尾治連の姓を給はり大江大連とよばれた。——延佳本に江を臣とあらためてあるが、一人で大臣大連を兼任したとは思はれぬから、刊本に大江とあるを正しとすべきであらう。大江は木曾川のこと、思はれる——シリ

ツに居住したが故にシリツのネと呼ばれ、其妹もシリツナ真若刀俔と稱した。此女性を記にシリツキ斗賣としたのも後津城の貴女の義と思はれる——前項参照。

シリツナマワカ(尾綱真若)刀俔の命

尾をシリと訓むべき由は前項に述べた通りである。上記尻綱根命の妹で五百城入彦命(景行皇子)の配(舊)。——記には志理都紀斗賣とある——シリツ(後津)の貴女といふ意であらう。(前項参照)。

シリブリ(之理夫利)

萬葉集十八卷越中の史生尾張の小昨が遊行女佐夫流子に溺惑する、とを戒めた家持の歌に  
里人の見る目はつかし左夫流子にさどはす君が宮出シリブリ  
とある。シリブリ後妻をいふのであらう。

シリベシ(後方羊蹄) (地)

齊明朝阿倍臣北征の際内入籠に於て問英の蝦夷イカシマ及ワゴナの進言により政廳を設け郡領を置いた地(紀)。所在不明。今北海道にもシリベシ(シリベシ)といふ國名があるが近年の命名で川名を取つたものであるから同地ではあるまい。

シルハ(志留波)の磯

シリハ(白羽)の詠歌。  
防人歌に「遠江シルハの磯と贊の浦とあひてしあらば言も通はむ」

シロ(白) (人)

豊後國遠見郡風石窟に占據した土蜘蛛(景行紀)。  
とある。シロハは御前崎の西白羽村(豊原郡)をいふものらしく、贊の浦は所在を詳にせぬが、任地に近い浦の名であらう。

シロカネ(銀)の王

仲哀天皇の妃大中比賣命(香坂、忍熊二王の母)の生母(記)。大江王(其項下を見よ)の庶妹で其配偶者となつたとある。

シロタへ(白妙、白拷、白細)

シロ(白)タへ(布)の意。——タへの項下参照。  
衣、袖、袂、褌、帯、藤等に連れて用ひられる。本来白布製を意味したのであるが、後には枕詞として用ひられるやうになつた。——人のよく知る枕詞であるから例を擧げる。

シワのカミ(磯輪上)

舊訓シワカミとあるが、イソノカミ、ワキノカミの例に照しても、シワのカミと訓む方がよい。  
石席の上といふ意であらう。神武紀にイザナヤの尊の言としてヤマ

シエヤ(四恵也)

トは磯輪上秀眞國とある。之は此國が四方山を繞らした上にある秀出の國といふことで、シリ即ち石輪は山根にたとへたのである。  
シエはシヤの轉呼であらう。  
シヤは「其ヤ」の意から轉じて口語のチエといふ意の感動詞になつたことはシヤコシヤの項下に述べた通りであるが、更に之に感動詞ヤをそへてシエヤと用ひたので、神武紀のシヤヤと同語である。——其項下参照。

シエヤ(四恵也)

「萬三」かれてより人事しげしかくしあらばシエヤ我夫子おくもいか  
にあらめ(空亮)  
(萬二) 春山に馬酔木の花の壺かりぬ君にはシエヤよせぬともよし  
(萬二) 秋はきに戀ひつくさじと思へどもシエヤあたらし又逢はめ  
やも  
(萬二) おく山の眞木の板戸をおしひらきシエヤ出で來ればはいかにせむ  
(萬三) 我が夫子が來むと語りし夜は過ぎぬシエヤさらさらしこり  
來めやも

シエヤ(四恵也)

此シエヤを「縦ヤ」の意とするものがあるが、ヨシのヨを省いては意が通ぜぬ(シは單に形容接尾語であるから)のみならず、上記諸例のいづれにも不適當である。

シンエイ(神叡) (人)

持統朝遣新羅使節に擬せられた學問僧(紀)。天平年間小僧都に叙任(續紀)。元亨釋書によれば唐人とある。

# す

## ス(栖) [原語]

居住を意味する語で、スの原形を以て用ひられて居るのは今では禽獣の「巢」のみであるが、古は住宅をもスといひ、ニヒス(新巢)など、用ひ、敬語としてはミスというた。スミ(住)といふ動詞が此語から出たことはいふまでもない。スサノヲの命が我御心スガガシといはれたので其名を負うたといふスガ(須賀)とある地誌も本来住居の意であつたらうと思はれる。

居住の意から轉じて土着の人をスと稱へた。例へば原住民をクニス又はクズといふ類である。此スはシとも、ソとも轉音してクマソ、エミシの如く用ひられた。エミシをエビスともある理由はこゝにある。

## スガ(清)

スハスミ(澄)、スズシ(涼)等の語幹、カは形容接尾語。

スハスミ(澄)を意味する原語であつたらしく、ガを添へて同義の形容語とせられ、更に之を重疊してスズシ(涼)スガガ(爽)とも用ひる。

〔記上〕吾來ニ此地ニ我御心須賀須賀斯

## スガ(須我、須賀、清) [地]

ス(栖)カ(處)、即ち居住地の義。聚落を意味する古語で、地名に用

ひられた例も少くはない。カスカ(神栖處)、アスカ(アは接頭語)のスカも其で、ソガ(蘇我、宗我)も之から轉じてたのであらう。——海濱、水邊に多い大須賀、横須賀などいふスカは活處(處)の義で、之とは別語である。

出雲國大原町の地名「風」。須賀山、須賀小川などあり、今の海潮村域内に位する。スサノヲの命の宮殿を設けられたといふスガは此地で、記、紀に此神が吾心スガガシといはれたからスガといふとあるは附會である。紀の一番に其子を清の湯山主といふとあるのは地名を眞はせたのであらう。風土記海潮郷の條下には東北須賀小川之湯田村川中に温泉ありとあるから、温泉が存したのであらうが、ユ山は齊山の義でユの出る山のことではあるまい。

## スガ(菅)

スガ(栖處)の轉義。スカタタミ(其項下参照)を作る材料になる禾草に與へられた名で、キモ(着裳)を作る草がコモ(菰、藁)とよばれるやうになつたと同一職である。原義の栖處と區別する爲に多くはスゲと轉音して用ひられた。——スゲの項下を見よ。

## スガの荒野

和名抄信濃國筑摩郡菅賀(菅賀)郷の附近の野であらう。——ソガは今の東筑摩郡梓川と横井川との間にあたる地區である(地名辭書)。

〔萬葉〕信濃なるスガのあら野にほととぎす鳴く、こみきけば時すぎにけり

## スカ(周賀)の郷

スガ(清)のカケ(繁)——スガのツナの項下を見よ。

繁は從來カキ又はカケと訓して居るが、意をなまぬから、ツナの假字とすべきである。

## スガ(菅)のカムユラトミ(竈由良度見) [人]

天日矛五世の孫(記)。神功皇后の外祖母である。兄を酢鹿之諸男といふとあるから、スガが地名であることは疑がなく、ユラは水邊の地形又は地物に因む稱呼らしく、諸方にある名である。——ユラの項下参照——カマの語義は明にし得ぬが、ユラの區別稱呼に用ひられたものと思はれる。生母を當摩之咩、所生の女を葛城之高類比賣といひ、いづれも大和の地名を取つて呼稱として居る所を見ると、スガもカマユラも亦大和の地名であるかも知れぬ。用明天皇の皇女にも當摩之倉首の女の出で須賀志呂古の耶女といふ名が見える。信友は若狭國三方郡須賀神社の所在地菅濱村を之に擬し、須賀麻は應神天皇若狭行幸の際、御曾祖母にあらせられる此人を此地に祭祀せられたのであらうと推定したが、稽穿鑿に過ぎた疑がある。

## スガ(清)のツナ(繫)

ツナはチ(主)、ネ(敬稱)の轉呼。——ツナの項下参照。  
スガは地名、ツナ即ちチネはマラチネなども用ひる敬稱であるから、スガの君長の義であらう。  
スサノヲの命の兄名坂輕彦八島手命の冠稱(紀一書)。——ナサカルヒコの項下を見よ——或はスガの湯山主とも稱へられたとあるが、ツナと主とは同義語である。

肥前國彼杵郡の地名「風」。——郡の西南とあるが、所在を詳にせぬ。

恐らくは四彼杵一圓をさしたのであらう。——土蜘蛛比賣麻呂といふものが神功皇后階從の舟の難破を救うたので、救郷と名づけられたのが訛つたのであると風土記に説かれる居るが、恐らくはウツヒの賣麻呂等の住所といふ意であらう。

## スカ(須加)の里

播磨國赤松郡安師の里の舊名「風」。同風土記には大神(伊和大神)が此處で喚せられたが故にスカといふとある。喚はナスとよみ、ナス所なるが故に約してスカとしたといふ意であらうが、心行かぬ説明である。アナンは穴栖の意であるから(其項下参照)、スカ(栖處)とも稱へられたのであらう。

古典全集本に喚をイヒスカスと訓してあるのは根據がある、ことかも知れぬが、飯をスカスといふ語は少くとも我古典には見えぬ。

## スガ(酢蛾)島のナツミ(夏身)の浦

萬葉集第十一卷に「スガ島のナツミの浦による波の間もおきて我おもはなくに」とあるが、所在を明にせぬ。契沖は鹽津浦浦と同じく近江の淺井郡であらうと推定した。

## スガ(須加)の山

萬葉集所載家持の逸塵の歌の反歌中に見える地名であるが所在を明にせぬ。

〔萬一〕こゝろにはゆるぶことなくスガの山すがなくのみや戀ひわたりなむ



スカ(酢鹿)のモロヲ(諸男)

天日矛五世の孫(記)。清日子の兄で生母は富摩之咩とある。スカは栖處の義から轉じた地名で、モロヲはムロヲ(室長)即ち家長の義である。——スカのカムユラトミの項下参照。

スガ(須賀)のヤツミミ(八耳)の命

藤名田比賣の父(記)。——紀には饗狭之八箇耳命とある。——スガは地名で、ヤツミミは尊號である(其項下参照)。

スガ(清)のユヤマヌシ(湯山主)

スサノサの命の兄(紀)。其稱號を三名狹瀨彦八島命といひ、或は清之繁名坂經彦八島手命又は清之湯山主三名狹瀨彦八島野といふとある。スガは出雲國大原郡の地名、ユヤマは齊山の意で、其地の首長をスガのユヤマヌシと稱へたのであらう。ミナサモル及ヤシマシの項下参照。

スガシロコ(須賀志呂古)の郎女

スガのシロコと訓む方がよいかも知れぬ。  
用明天皇の皇女、生母は富摩の飯之子(記)。——紀には酢香水姫皇女とある。——スガは富摩の地名、シロコは外祖父の名の比呂とあると關係があるもの、やうに思はれる。紀には生母の名をヒロ(廣)子と傳へて居る。

法王帝説に此皇女を須加氏古女王と記して居るから、須賀代古の代をシロと讀み誤り、志呂とかきかへたのであらうといふ説もあるが、

後人が改作したといふ證據はないやうである。

スガリ(菅會)

菅は借字で清の意、ソはサ(麻)の轉呼で清麻の意を以てスカソといふたのであらう。

(大藏祝詞)天津菅會ヲ本刈末刈切ヲ八針ニ取辟テ

此スガソはカナ木に對立する語であるから、スガを修飾語と見る可とするのみならず、八針に取さきてあるによつても麻を意味するとは明で、幣に用ひたのである。——菅緒の意とする説もあるが、ソ(緒)とソ(麻緒の約)とは別義であり、緒を更に八針にさくる事もあるまい。萬葉集に「ささらの小野の七相菅手にとりもちて久方の天の川原に出立ちてみそきてましな」(卷三)、「菅の根とりてしぬぶ草はらへてましな」(卷三)など、あつて、ハラへに菅を用ひたことは疑がないが、其爲ならば八針に取さいては用をせぬやうになる。

スガタ(姿)

ス(爲)カマ(象)。

卑止の意から轉じて姿、容の義になつたのであらう。紀には容儀、形容、容止などをスガタと訓して居る。

スガタタミ(須賀多多美)

ス(稻)カ(所)タタミ(手編)。——タタミの項下を見よ。

居宅のタタミ即ち敷物の意。——菅で作つた疊の義と解するは本末顛倒である(スガ、スゲの項下参照)。

(神武天皇御製)葦原のしげしき小扇にスガタタミいやさや敷きて

我が二人れし(記)

スカテ(酢香水)姫皇女

用明天皇の皇女。生母は葛城直野村の女廣子(記)。——紀には須賀志呂古の郎女とある(其項参照)。伊勢の神宮齋主に任ぜられ、三朝に互り三十七年間奉仕せられた。御兄麻呂皇子が富麻公の祖とある所を見ると、スガは上記の如く富麻の一地名で、テは子(主)の轉呼であるかも知れぬ。

神宮に奉仕せられたが故に清浄なる御杖代の意を以てスカテ(清手)と呼ばれたとも解し得られるが、退任後葛城に引退せられたとある紀の分註によるも、尙スガを地名と見る方が穩のやうである。

スガトリ(菅鳥)

菅は借字、スカ(清處)鳥の意で、ス鳥と同義であらう。

(萬二)白まゆみ斐太のほそ江のスカトリの妹にこふれやいをれかれつる。

眞淵が菅を管の誤としたのは極めて根據の乏しいことで従はれぬ。

スガナシ(清無)

清爽ならぬこと即ち不快の意。口語のスケナキは其轉音である。

(萬七)こころにはゆるぶことなくすがの山スガナクのみやこひ渡りなむ

(催馬樂「葦垣」)天地の神もかみも證したべわれはまうよこしまうさす すがのれの すがな すがなきことを 我はきく われはきくかな

スガネ(須我禰)の命——スギネの命の項を見よ。

スガノネ(菅根) (枕)

ナガ(長)、ネ(根)、ミダレ(亂)、シメビ(傳)の枕詞。シメヒにかゝるのは下伸の意によるものである。

(萬三)相思はぬ味をやもとな菅根の長き春日を思ひくらさむ

(萬四)足引の山におひたる菅根の懸見まく欲しき君かも

(萬五)たか山の岩れにおふるスガノネれもころに降りおくしら雪

(萬二)山菅の亂れこひのみせしめつ、逢はぬ妹かも年ばへにつ、

(萬二)菅根の惻隱に君が結びてし我祖の緒をとく人あらめや

四巻に「いなといへば強ひめや我が天菅の根のおもひ亂れてこひつ、

もあらむ」、十二巻に「垣つばたさき澤におふる菅根の絶ゆとや君が見えぬ此ころ」等は枕詞よりは寧ろ譬喩に用ひられたのである。

第十一巻の歌の惻隱を眞淵はネコロモと改調したが、舊調の如くシメビであらねばならぬ。

スガハラ(菅原) (地)

神名帳大和國添下郡菅原神社とある地である。今の生駒郡伏見及郡跡村にあたる。フシミは往菅原の一小字で、菅原の伏見と稱へられたのであるのが、今は菅原の名は伏見の大字として殘つてゐる。推古朝に作られた菅原池(紀)も此地にあつたのであらう。

スガハラ(菅原)のフシミ(伏見)の陵

垂仁、安康二帝の御陵(紀)。記に垂仁天皇の御陵は菅原之御立野に、安康天皇のは菅原伏見岡にあるとあり、諸陵式には東陵(垂仁)、西陵(安康)と區別せられて居る。——次項参照。

スガハラ(菅原)のフシミ(伏見)の岡

上記安康天皇の御陵所在地(記)。今の伏見村大字菅原にある。

スガハラ(菅原)のミタチヌ(御立野)

上記垂仁天皇の御陵所在地(記)。ミタチヌは御立野の小野の意であらう。今の菅原村大字平松の東による丘陵である。

スガヒコ(清彦、清日子)

スガヒコとも訓み得られるが、此氏にスガ某といふ名が多いから、清はスガの假名に用ひられたものとする説(信友)に従ふ。

天日槍の裔、紀には三世の孫とし、記によれば四世の後で、スガのモロヲ及スガのカムエラトミの父とある。スガといふ地に居住したから此名を負うたのであらう。

スガフ(菅生)の里

播磨國飾磨郡の里名(風)。菅原があるによつて號くとある。和名抄にも見え、今も菅野村といふ。

スガモ(菅藻)

萬葉集七卷に「宇治川に生ふる菅藻を川早み取らす來にけりつとにせました」とあり、仙覺抄に菅に似たる川藻で人のくふ物とある。實物

不明。

スガラ(須賀良、須柄)

スバシ(遊)の轉呼。

シはシシ(繁)、シミ(密)、シキ(重)の語幹、カラは隨、自の意であるから、スガラはスキマなくといふ意味となり、徹夜を夜スガラ又は夜モスガラといふ。

(萬三)晝はしみにらに ねばたまの 夜は須柄に(三七〇)

スガル(螺贏)

雄略紀に此云須我羅と訓註せられて居る。

毛詩に螟蛉有子螺贏負之とあり、和名抄に螺贏は蝸蝓の一名で、和名佐曾里、似蝸而腰細者也とあるが、スガルとも呼ばれたものと思はれる。土蜂と同一物とするのが通説であるが、スガルといふ語には別に意味があつたものとせねばならぬ。——今之を詳にし得ぬ——雄略天皇の寵臣に小字部の螺贏といふ人があつた外に萬葉集には次の如き用例がある。

(卷七) 腰細の須輕をとめ(七五)

(卷六) 飛翔る爲輕の如き腰細に(三五九)

(卷三) 春されば醉輕なす野の雀公鳥ほとほと妹に逢はず來にけり

スキ(村)

スキ(栖)キ(處)。——スカと同語。

紀には主として韓地の村に此訓を施して居るので、韓語と解するものがあるが、韓地で此語が用ひられたとしても本来同源の古語である

から、不思議とするに足らぬ。我國でも或地方では此を用ひたらしい。伊豫の陸島は近來までスキ島と稱へられたといふことである。

スキ(次)

ツギの音便。

ツの原義はツラ(連)で、ギは活用語尾なるが故に次、嗣、續、繼等の義を生じたのである。古はサ行、と行相通じて用ひられたから、ツギをもスキとした例が多いが、之を以てスキは正音、ツギは其音便と解するは誤である。

スキ(組、相)

ツギ(衝)の轉音であらう。

ツギ(衝)から分化した語で、土などをツギわけることをスクといひ、之に用ひる器をもスキと稱へた。紀、記には鐵、鎗、組、組をスキの假字に用ひて居る。

(出風國引の段) 國之餘有詔而童を寶組所取而

童女の胸は乳房が小さくスキて見えるものであるから、スキの序に用ひたので、上代の修辭法である。ムナスキといふ名の組の一種があると解するのは誤である。

スキ(次、主基)

大嘗祭に(古くは新嘗祭に於ても)神に捧げる新穀をユキ、スキと稱へた。ユは齊、スは清の意、キはケの轉音で饌の意である。此稻を植ふる爲に卜定せられた田をも慈基及主基と稱へた。天武紀五年九月の記事に爲、新嘗、卜、國郡、也、齊忌則尾張國山田郡次丹波國河沙郡波食、卜

とある。

スキ(相)の野

所在不明。——或は單に杉の木のおひた野といふことであるかも知れぬ。

(萬三) スギの野にさをどる雉いちじろく音にしもなかむ、こもり妻

か

スキタ(次田)の倉人イシカツ(石勝)

天武朝の人(紀)。連に昇格したとある。姓氏錄には次田連は天香山命の後とあるが、靈異記によれば河内國安福郡船田寺を建立した船田連は後に上村主と稱したとあり、上村主は魏の陳思王植の後(姓氏錄)であるから、河内出身の倉人で、隋化人の裔であつたかも知れぬ。

スキタ(次田)の倉人ムクタリ(椹足)

構此云武矩と訓註してある。

上記石勝と同時に連に昇格した人(紀)。構は桑實のことであるが、ムクと訓むのは實木の義によるものであらう。——ムクの項下参照。

スキタ(次田)の温泉

和名抄筑前國御笠の郡次田郷とある地。今筑紫郡二日市村の武藏温泉である。萬葉集六卷に大伴の旅人の此地で詠じた歌が見える。

スキタ(次田)のイクハ(生磐)

天智天皇の近侍(紀)。前項の次田の倉人の族人であらう。

スキトモ(組友、相友)の命(天皇)

懿德天皇の御稱號を大倭彦スキトモの命(天皇)と申上げた(記、紀)。スキは麗々シキと相通じて用ひられる語で、御生母が師木氏であるが故に此名を貢はれたのであらう。トモは同伴のトモで部隊の意であるから、シキ部隊を率ゐ給ふ皇子といふ意になる。倭建命の供奉の將御組友耳建日子のスキトモとは別語と思はれる(其項下参照)。

スキネ(須義福)の命

スガといふ地名に附會する爲に義を我に改めた本があるが、神名帳に須美福神とある所を見ると、我でなかつたことは疑がない。美、義いづれを正しとするか、不明であるが、原本によつて義として置く、をを誤つたことは極めて有り得べきである。

出雲國大原郡海潮郡の神(風)。其子宇能治比古神を怨んで、北方出雲の海潮を押上げて御祖を漂はせた。——神名帳には宇能治神社と同社坐須美福神とある。——スキネはスナネと同語で(其項下参照)、直系(正統)を意味するのであらう。

須我福神とあるを正しすればスガといふ地のネ(長者)の意になるが、スキネといふ名の方が實在の可能性が多い。

スクナ(宿儺)〔人〕

仁德紀に見える飛騨國の土豪。一體兩面四手多力輕捷、人民を掠取したとある。摩訶剎を形容したものであらう。スクナはスクネの音便で、本人は飛騨の宿儺(直系)と稱したのであらうが、史家が之を大和の名門と同一の扱にするを欲せずして、宿儺といふ字を用ひ

たものと思はれる。紀には用字に褒貶の意を寓した例が少くはないのである。

スクナクモ(少毛)

スクナシはスコシと略々同義であるから、スクナクモはスコシモといふ意であるが、口語では往々スクナクトモ、即ち最少限にといふ語と混同せられる。左に原意によつて用ひられた一二例をあげる。

(萬三)人目多目こそ忍ぶれスクナクモ心の中に我が思はなくにこれは「心の中に少くも思はぬに」即ち「いと多くおもふ」といふ意である。又

(萬三)旅といへばことにぞやすきスクナクモ妹にこひつゝすべなけなくにこれは「衛なきことは少くもないのに」即ち「せむすべなきことの多いのに」といふ意である。

スクナシ〔形〕

スク(過)ナシ(無)。

ナシは打消に用ひられたので、「過ぎず」の意味から多からぬこと即ち最少の義に轉用せられたのである。サ(些)カ(形容接尾語)の義から轉じたスコシとは略々同義であるが、尙全く語原を異にすることを知らねばならぬ。ナシのシは活用語尾であるから、スクナともいひ得るのである。

スクナタラシ(少足)の命

播磨國揖保郡萩原里に鎮座する神(風)。神系不明。或はタタラシの

神と稱へたのかも知れぬが、スクナタラシと訓むものとすればスクナは直系の義で、タラシは美稱であらう。

スクナビコナ(少名毘古那、少彦名、小彦名)の神(命)

スクナビコは宿禰(直系)彦の意、ナはネに通ずる敬稱であらう。

大己貴神の國土經營を補佐した神(記、紀)。神産日神の子(記)、又は高皇產靈神の子(紀一書)とある。此神の經歷は頗る神佐で、羅摩の舟に乗り、鷲(又は鷓鴣)の羽衣を着て海上から出現し、常世國に向つて去つたと傳へられて居る。

大名に對する小名の義を以て名としたといふのが通説であるが、少をスクナ(スクナシ)といふのは上記の如く第二次生の語であるから、上代の神名に用ひられたとは考へられぬ。或は大名持小名毘古那とつゞけて一柱の神の名でもあるかのやうに傳へられて居るから(萬葉、播風)、後世に案出せられた假想人物であるとも解せられるが、尙此名の英雄神が居たといふ古い傳説があつたものとすべきであらう。其祖は記の如く神ムスビの神で、出雲方面に活躍した神魂御祖命(又は御祖神魂命)の子(命)とせられたのであらう。——カミムスビミオヤの命の項下参照。

スクナビコ(少名日子)タケキコリ(建猪心)の命

心はコリ又はココロの假字で、ココロと訓しては意が通ぜぬ。——田心姫と同例である。

スクナビコは宿禰(直系)彦の意、タケキは猛勇の形容で、コリ(又はココロ)は大人の義である。——コリの項下参照。

孝元天皇の皇子、御母は内色許賣命(記)。——紀の本文には此皇子

をあげす一云として少彦男命とある。——少名日子は御兄大毗古命に對し小を意味するかのやうに見えるが、スクナ(少)といふ語は第二次生で古語ではないから、仲子ではあるけれども故あつてスクネ(直系)とよばれたものと思はれる。

舊事紀物部系譜第七世に遠祖心大福命とあるのは或は此皇子のことではあるまいか。上代皇子が母氏をつがれた例は少くはないことで、御母の血統からいへば物部氏の嫡流であるから、之に就かれたことはあり得る。父の名があげられて居らぬのは其が爲で、延任本に「伊香色雄命子也」と分註したのは同人のさかしらであらう。

スクナビコネ(少彦根)の命

饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。鳥取連の祖とある。スクナビコは上記の如く直系貴人の義であるから、出雲の少彦名神の外に同名のものがあつても少しも不思議とするに足らぬが、此スクナビコネの出自は不明である。

スクナビコネ(小比子尼、少日子根)の命

播磨國の神崎郡方面に於て大汝命と相並んで活躍したといはれる神(風)。大汝少日子根命とあるのも同一神のやうである(其項下参照)。スクナビコネは上記スクナビコナ、スクナビコと名の義を同うするが、必しも同一神を意味するのではない。播磨に於ては伊和大神の一稱を大ナムチといふ所から、出雲の大己貴と混同して少彦名をも引合に出したものと思はれる。

スクナビコラココ(少彦男心)の命

心はコロ又はコリの假名で、コロと訓むは誤りである。——タコ  
 (田心)姫命の項下参照。  
 孝元天皇の皇子、御母は尊色皇太后(紀一書)。——記の少名日子建  
 痛心命とあるに相當する(其項下参照)——スクナピコノ語義は上記の  
 通りで、タケ(武)は美稱、コロ(又はコリ)は大人の意である——雄心  
 の義とするは非。

スクナミカミ(少御神)

スクナピコノ神のことで、スクナは少の義ではないからピコナを  
 略してスクナ御神というても意にかはりはないのである。

(神功皇后御歌) 當世にいます 岩たたす スクナミカミの 神は  
 ぎ ほさくるほし(記)

(萬七) 大穴道少御神の作らしし妹勢の由は見らくしえしも

スクネ(宿禰、足尼、足禰)

ネは根の義から轉じて系の意にも用ひられるから、スクネは直系即  
 ち正統の義である。舊事紀物部系譜に(四世三見宿禰の項下)「近宿  
 元爲足尼次爲宿禰奉齋大神其宿禰者始起此時」とあるのは直  
 親の義としたのであらうが、牽強である。釋紀には簡説として「皇  
 子爲大兄又稱近臣爲小兄也宿禰之義取於小兄也或說帝王  
 相親云曾古宿禰與」としたのは妄誕論するに足らぬ。

古の氏族制度に於ては嫡統(必しも長子の意ではない)を區別する爲  
 に大福(大系)、又はスクネ(直系)といひ、傍系をマタネ(傍根)とも  
 リネ(垂根)とも稱へた。されば天皇の御名にも若干宿禰命(尤基天皇)  
 と申上げた例がある。後世原義を放れて一個のカベネ(榮稱)と見なさ

れたが、尙速、造、稻置の如き都族長の稱呼とは區別せられ、氏族長の  
 みが之を用ひた。天武朝制定の八色姓中第三位である(紀)。  
 スクネは亦スクナと轉じ、スクナ彦、スクナ麻呂のやうに名號にも用  
 ひられた。

スクネ(宿禰)の臣

仁德朝の人(紀)。小泊瀬連の風で、賢達臣といふ名を賜はつたとあ  
 る。此造家は神八井耳命の後とあるから(チハツセの造の項を見よ)、  
 此皇子の後裔中の嫡統といふ意でスクネ(直系)の臣と稱へたのであら  
 う。——サカシノコリの項下参照。

スグリ(村主、勝)

スキ(村)、アリ(敬稱)の約。——アリの項下参照。

古語では聚落をスカ又はスキといひ、其の長をスグリと稱へた。歸  
 化人には固有のカベネ(榮稱)がないので、其の長は多くはスグリとよ  
 ばれ、カベネに準じて用ひ、優越者の義を以て「勝」の字を充てた。ス  
 グレといふ語も之から出たものと思はれる。——スグレはマサリと同  
 義であるので、勝はマサとも訓み、更に村主を里正(マサ)とかくやう  
 になつた。

スキといふ語が多くは轄地の邑落の意に用ひられるやうに、スグリ  
 といふカベネも殆ど歸化人に專用せられたけれども、原義からいへば  
 決して外人に限りぬのである。

スグリ(勝部)、スグリ(勝部)の岡

カチマ及カチマの岡の項下を見よ。

スゲ(菅)

スガの轉呼。——スゲの項下参照。

和名抄に菅和名須計草名也とあるが、説文には菅茅也とあり、楚辭  
 及廣雅の註にも同様に説かれて居る。茅は和名抄にチと訓してあるが  
 チとスゲとは別語で、之を同一物の異稱と見ることは出来ぬ。案する  
 にスゲは其原義の示すが如く用途から貢うた名で、植物種名ではない  
 から、蒲の材料となるべき禾草の總稱とすべきである。萬葉集の用例  
 を見るも「奥山の菅」「三卷の菅」「高山の菅」「八卷の菅」「三卷の山の石種菅」  
 「二卷の菅」「ささらの小野の七相菅」「三卷の菅」「菅原」「七卷の菅」  
 「七卷の如く山野に生ふるもの」「藤波の菅」「四卷の菅」「佐保川の石  
 に生ふる菅」「六卷の菅」「開沼又は開澤の菅」「二、三卷の菅」「水くまが菅」「二  
 卷の如く水邊に生するものをも、おしなべてスゲ(スガ)といひ其外山  
 菅、白菅、小菅、玉小菅、シツ菅、眞菅、三鳥菅及有馬菅などいふ稱呼もあ  
 るのである。第四卷に「山菅の實ならぬこと」とあり、第七卷に「妹が爲  
 菅の實とりに行く」と詠み、「ウナアの杜の菅根(實の誤か)を衣にかき  
 つけ着せむ子もがも」とある所を見ると、精實するものもあつて之を  
 染料に用ひたのであらう。又笠に縫うた「二卷」ともあるから、早くか  
 ら菅笠が用ひられたと思はれる。

スゲ(鮭)

常陸風土記久慈郡助川の條下に俗語謂「鮭祖」爲「須介」とあるが、ス  
 ケは寧ろサケの原語であるらしい。——恐らくは夷語であらう。——  
 マスケ(眞鮭)を約してマス(鮭)といひ、スケ子をセイゴと訛つたもの  
 と思はれる。

スケカハ(助川)

和名抄にも見え、今多賀郡に屬する。風  
 土記によれば舊名をアヒカと稱へたが國守久米大夫のとき鮭がとれる  
 からスケカハと改めたとある。

スケキ(寸鷄吉)

スキキの轉音。

薩摩の意であらう。  
 (萬二) 玉たれのをすのスケキに入り通ひ來れ、たらちねの母がとば  
 さば風とまなまむ

スケム、スケリ

「語尾」

無ケム、無ケリといふと同じく、ナカラム、ナカリといふ意である。  
 其故にズケリは現在格、ズケムは純未來格に用ひられる。——過去の  
 助動詞キの活用とは全然別語である。例

(萬〇) 梅の花折りも折らずも見つれども今宵の花に尙しかズケリ  
 (萬三〇) 時々の花はさげどもなにすれぞ母とふ花の咲きて來ズケム  
 (萬二〇) 奈真山のみねすらきらふうべしこそまがきの下の雪は消ズ  
 ケレ

萬葉集十七卷家持の放鷹歌に「まつかへりしひにてあれかもさ山田  
 のちか其目にもとめアハズケム」としたのは「逢はざりけむ」の意で、  
 ズを運用形に充當したのである。——語法要録参照。

スコシ(少)

■ 些の意のサに形容語尾カがついてサカとなり、更に活用せられてサカシといふべきをスコシと訛つたものと思はれる。

■ 些少の意で、スクナシと畧々同義であるが、全然語原を異にする。古語ではないが、萬葉集には次の用例がある。  
(萬三) 天地に小至らぬますらなとおもへる我や雄心もなき

スゴモ(食薦)

■ スはシ(食)の轉呼。——シの項下を見よ。

■ 此場合のゴモは薦の意で、食事のとき敷く薦のことである。

■ (萬二) スゴモ敷き青菜煮もち來うつばりにむかはぎかけてやすむ  
この君

スサ(須佐、簀狹) [地]

■ 出雲國飯石郡の郷名「風」。スサノヲの命が御魂を鎮め置かれておのが名を負はせたとあるが、其妃奇稻田姫の父(又は母)も稻田宮主簀狹八個耳と稱へる所を見ると(紀)、地名を以て原とせればならぬ。和名抄にも見える郷名で、今は東西須佐村に分れて居る須佐川といふ川が流れ、須佐の社(風土記、神名帳)がある。

スサ(須佐)の入江

■ 此地の所在は判明せぬが、神名帳に紀伊國在田郡に須佐神社をあげて居る。東歌中にも此稱呼が見えろから、或はス(濤)のサキといふやうな意味の地形名であるかもしれぬ。  
■ (萬二) あちのすむ須佐の入江の荒磯松我をまつ子らは唯一人のみ  
(萬三) あちのすむ須佐の入江のこもり沼のあないきづかし見す久

にして

スサ(須佐)の連

■ 物部氏十一世風楯連の裔(舊)。此氏は他書には見えぬ。スサは上記紀伊國在田郡須佐神社所在地ではあるまいか。

スサ(簀狹)のヤツミミ(八箇耳) [人]

■ 奇稻田姫の父又は母の名で、稻田宮主とある(紀一書)。——記には須賀之八耳命とせられて居る——ヤツミミは彌々御身の意の美稱で、スサは地名を冠稱としたのである。

スサカ(須尺)の物部

■ 延佳本には一本によつて須坂を酒人とあらためてある。若し之を正しとすればサカトと訓むのであらう。

■ 饒速日供奉二十五物部の一(舊)。所在は詳でないが、大和國宇陀郡蘇坂の邑は借字で住の義なるべきことは其項下に述べた通りであるから、之をスサカともいひ得る。——神名帳信濃國高井郡墨坂神社の所在地も今須坂町と稱へて居る(神祇史料)。——宇陀のササカに定着した物部といふことであらう。

スサシ(須佐志)比女の命

■ 須の字一本には次、他の一本には此とある。此を比の誤としてヒサシヒメと訓したのもあるが、いづれが正しいとも定めかねる。

■ 近江國久惠峯に鎮坐する神(帝王編年紀)。夷風俗の神多々美比古命の姉とある。名の義不明。

スサノヲ(須佐之男、素戔嗚)の命(尊)

■ 出雲の大國主の祖先。イザナギの命の子(紀)又は禊の際化生した神(記、紀一書)、又は同神が祖(首顯阿之間に化生した神(紀一書)とせられて居る。神スサノヲの尊、速スサノヲの尊(紀)、建速スサノヲの命(記)とも稱せられるが、尊號は櫛御毛野命(神賀詞、神名帳)で、スサノヲは須佐といふ地の長を意味する通稱であらう。此神が飯石郡須佐の郷に由縁を有したことは其項下に述べた通りである。——スサビ(荒)の意を以て名を負はせたとするは語義、語法を無視した俗解である。

スサビ、スサミ(荒)

■ シ(爲)サビ(活用語尾)の轉呼。——サビの項下を見よ。

■ サビに示威衍示の義があるから、行爲の控へ目ならぬことをスサビ(スサミは其音便)といひ、轉じて示威行爲、放漫、荒廢等をも意味するやうになつたのであらう。例  
花咲きスサビ、風吹きスサビ  
行スサビ、心スサビ  
口のスサビ、筆のスサビ  
色にスサミ  
人なスサミ

通例「荒」の字をあてるが正確ではない。此語に更に形容語尾シを添付したスサマシは多くは荒廢の意に用ひられ、「凄」の字をもあてる。紀の舊訓に「冷」寒等の字をスサマシと點じたのも此意によるものであらう。

■ 從來ススミ(進)から分化した語であるかのやうに説かれて居るが、

音が近いといふだけで、意義は相反する場合が多く、轉義の経路を説明することが出来ぬ。スササ(後退)、スソソ、スセリと同一視するのは除外である。

スシ(鮓)

■ 和名抄飲食部に鮓は須之鮓屬也とあり、新選字鏡には鮓をスシと訓してある。爾雅に魚謂之鮓(肉謂之鮓)とあり、紀の古訓にも鮓にスシニと點じてある(天智紀)。然らばスシといふ語は魚肉には限らず又鮓肉の意とするのは誤りとせねばならぬ。和名抄箋註に段玉裁の説として垂而切之爲鮓(鮓更細切之則成鮓)とあり、鮓者鮓之最細者也とあり、ナマス(鮓)はナマシシ(生肉)の義であるから、スシは些肉の轉呼ではあるまいか。

スシ(酢四) [動]

■ スス(獲)の活用。スはサビ(銹)のサと同源で、物の垢づくことを意味するのであらう。

■ (萬二) 難波人葦火たく屋のスシてあれどおのが妻こそとめづらしき

スズ(鈴)(簪)

■ スは清亮を意味する原語(スガの項下を見よ)で、スズは其疊語であるが、轉義により神樂に用ひる鳴るものに此名を負はせた。古は竹葉などを之に使用したので(記、拾)、小竹の一種をもスズ(簪、簪)といふのであるが、後世金屬製の鈴を代用するやうになつたので之を表示するに專用せられた。——リンも亦擬聲語である。——此語も亦ササと

同様に神聖、清淨の義にも轉用せられる(ササの項下參照)。

スズ(逡巡)

スズ(下、シヤ)後)と同源、シシの轉呼であらう。單獨では用ひられた例はないが、イスズキ(ウズズキ)、スズロ(ソゾロ)、スズロキの如き語を派成した。スズロには漫然又は不覺の字をあてるが、原義は踏踏で方針の確立せぬことをいふ意、いとスズロキで頓にもいひも出さず「源氏」などいふ場合には踏踏、逡巡を意味する。イスズキ(ウズズキ)が狼狽又は逡巡を意味することは其項下に述べた通りである。

スズを逡巡と譯したについては漢字音から出た語と早合點するものがあるかもしれないが、彼我の間には同語源から出た語は少くはなく、ガ(驚)、シ(食)、シ(遊)、シ(死)等參照——之もまた其一例であらう。説文家は多く文字から語が出来たかのやうにいふが、文字發生以前には支那人の間に言語がなかつたとは考へられぬことである。

スス(珠洲)の海

和名抄能登國珠洲(須々)郡とあり、ススの海は其海面をいふのであらう。

スズ(萬一)スズのうみ朝びらきして清きくればなが積のうらに月てりにけり

スズカ(鈴鹿) [地]

清淨處の意。

和名抄伊勢國鈴鹿郡鈴鹿(須々加)郷。近江から伊勢へ超える坂で、

坂の神が鎮座したからスズカとよばれたのである。墨坂神、大坂神(崇神紀)、足柄の御坂の神(萬葉)等要路の坂には神がいますと信ぜられて居たのである。

スズカ(鈴鹿) [地]

仁徳朝感吹に大津を照り石川の水を引いて灌漑せられた河内の地名(紀)。上鈴鹿、下鈴鹿とある。今の南河内郡南部の地であらうとおもふが所在を詳にせぬ。

ススキ(薄、籬)

神樂に用ひる鳴物用の木といふ意。——スズの項下參照。

上代は葦、籬又は蘆荻の類を手にもちサヤサヤと鳴らして神樂を奏したので之に用ひる禾木をスズキと稱へたのであるが、後世芒(薄)の名に專用せられるやうになつた。さりながら葦料としては芒はカヤとも稱へられ、いづれも用途についての稱呼で、種名ではないのである。神代紀一書に見える五百箇所蘆の蘆は蘆荻であるが、之もスズに用ひられたのであるから、スズ又はスズキと訓むべきもので、眞和等が説の如くスズ若しくはススキの一調に限るとするのは未だ原義を解せざるものといはねばならぬ。

スズキ(鱧)

ススケの轉音。

清淨の意。

和名抄にもススキと訓してあるが、恐らくは口大の尾製ススキの異稱であらう(其項下を見よ)。

ススキヲ(蘆尾)の直 (缺名)

刊本には尾直の二字がないが、註に四人並調名とあり、釋紀に蘆尾直とし(中臣本同斷)、ススキヲと訓してあるから、姑く之に従ふ。

孝徳朝の番吏(紀)。出自不明。ススキヲといふ名稱は他に所見がない。蘆尾を正しとするも果してススキヲと訓むべきかといふことについては疑がある。或はアシヲと稱へたのかも知れぬ。

ススクヒ(鈴喫)の岡

播磨國揖保郡地名(風)。鷹につけた鈴が地に落ちて紛失したからススクヒと名づくところ。

スズコリ(須須許里)

應神朝に歸化した造酒人(記)。本名は仁番とある。姓氏録酒部公の項下に仁徳朝歸化の韓人兄曾曾保利及弟曾曾保利が造酒の伎を有したとあるのも同一人に關する異傳であらう。造酒は神聖の職なるが故にスズ(清淨)コリ(大人)と稱へたのか、若くは酔うで眼眩たることを形容してスズキ、アリと呼んだのであらう。——スズの項下參照。

スズシキソヒ(須酒師説) [歌詞]

酒師を味の誤としてスズミと訓めといふ説もあるが、尙原字に従ふ。或は舊訓キホヒとあるけれどもキソヒの方がよい。萬葉集九卷菟原處女慕の歌に「スズシキソヒ相よばひなしける時」とある(合六)。スズシといふ語は他に用例がないが、誤字にあらずとすればソソリ(促)と同義の行爲を表示する動詞であらう。ソソリの項下

參照。

ススチ(須須鉤)

チは字の如く釣針のことで、ススは逡巡の意である。——スズの項下を見よ。

山幸、海幸傳説に海神が誘へて遊鱧釣、須々釣、貫釣、宇流釣と唱へて釣を渡したまへといふたとある(記)。いづれも咒語で、ススチは勢が擡げて逡巡することを意味したのであらう。紀の一書に跟踏釣とあるのも恐らくはススチと訓むのであらう。——次項參照。

ススノミチ(跟踏釣)

跟踏釣此須須能美賦と訓註してある。之は無用の字であるが、之によつて次の能までも皆字としススミチと訓するは理由のないことである。前項の如くススチの意を以て跟踏釣とかいたものかともおもはれるが、尙舊訓による。

海神が山幸彦に誘へた咒言(紀一書)。ススが逡巡の義なるべき事は上記の通りで、ノミは「の身」の意かとも考へられる。字鏡に跟踏をススノミと訓してあるが、此義はあたらぬやうである。——ススミチと訓み、スサビ釣の意とするはスズミとスサミを同語と見る誤解から出發したもので論外である(スサビの項下參照)。

すすふねとらせ [歌詞]

仁徳紀に紀伊國から歸られた皇后を天皇が大津に迎へられて、難波人スズ舟とらせ腰なづみ其舟とらせ大御舟とれと詠ざられたとある。スズは清淨の義で皇后の召したまふ舟なるを以

てスズ舟とも大御舟ともいはれたのであらう。釋紀に鈴舟也私記曰師説以鈴防舟也とした説明は信ぜられぬ。風波の音のたかい海路に鈴をかけて置いても何の役にたつたか、舟をトレといふのは舟の曳綱をとれといふ意であらう。次の文に更引之之浜江とあるのである。

スズホリ(鈴堀)山

播磨國多賀郡の地名「風」。鈴を落して見つからぬので土を掘つて求めたに由ると説明せられて居るが、恐らくは神山の義を以てスズ(神聖)ムレ(山)と稱へたのを訛つたのであらう。

スズミ(烽)

續體紀及天智紀に烽候又は烽をスズミと訓してある。スズミ(炭)——其項下参照——の疊頭語であらう。スズミを焚いて信號としたことは神武紀東院の墨坂の所由傳説中にも見える。和名抄に烽候邊有警則舉之、トブヒとあるのは火球を打上げることによつて警けたので後世大に進歩してからの名であらう。

スズミ(進)

スズミヤカ(スズマカ)の語幹スズミの疊頭語。原義は直見であらうが、進行の義となり、更に轉じて進捗をいふにも用ひられた。例 (萬二) 大船を榜の<sup>ヨキ</sup>スズミに響にふれかへらばかへれ妹に因りては (萬二) 登らなの 行の進に こゝにこやせる(二六〇) スサミ(荒)を此と同一語とすることの誤なるは其項下に述べた。

スズムラ(須受武良)の首

播磨國印南郡の人「風」。景行天皇の御下間に應じて別嬪の白犬を見あらはしたが故にツグ(告)の首といふ名を賜はつたとある。スズムラは籠蓋を意味する地名であらうが、所在を詳にせぬ。

スズメ(雀)

スズメは擬聲語であらう。メは群の意であるが、鳥の稱呼に此語をそへて用ひる例が少くない。ツバメ、キジメ、タカメのメ(メ)も其であらう。 (雄略天皇御製) 庭スズメ うすすまり居て 今日もかも 酒みづ くらし(記)

スズメ(雀)鳥

播磨國揖保郡の地名「風」。雀が多く聚るによつて名づくといふ。

スセリヒメ(須勢理毘賣)

大國主神の正妃(記)。スサノヲの命の女とある。記には大國主はスサノヲの命六世の孫とせられて居るのであるから、いかに神世のこととはいへ、五代前の婦人と結婚したといふ話は昔の聽手にも受け入れられなかつた筈である。——傳説は決して神怪談として語りつがれたのではなく、事實として口碑に殘つたのである。今の人が此は神話であるから理窟にあはなくてもよいといふのは尙未だ古傳説の性質を解せざるものといはねばならぬ——されば女とあつても必しも一等親とは限らず、其後裔の女性とも解せられるのである。スセリヒメといふ

語はスサヨリヒメの約と見ることが出来るから、須佐の社「風土記、神名帳」の神に仕へた依媛の意であらう。——ヨリヒメの項下参照。 (ニニギ)の命の御子に火須勢理(記)、火酢芹(紀一書)又は火闌降命(紀本文)といふ名があるので、此スセリ又はスソリに引きつけて解釋しようとするものがあるが、同音必しも常に同義ではないといふことを知らねばならぬ。——ホスセリ(命)の項下参照。

スタク(多集)

スタク(積)ツク(着)の轉呼か。

ツクは上古ドクとも稱へた——古事記神代卷にも「沖つ鳥鴨度久鳥」ある。——スタクもまた積ツク又は積ドクの轉であらう。されば集につくといふ意から轉じて禽獸の栖處に群集する意となつたのである。——サラケと同義とする説は非。

(萬七) 夏そびく海上がたの沖つ洲に鳥はスタクと君は音もせぬ

(萬二) 大王は神にしませば水鳥のスタク水沼をみよことなしつ 此歌の如きは積着を原義としてこそ歌のおもしろみも出るのである。

スタベ(棄戸)——オキツスタベの項下を見よ。

スチ(須知)の稻置

師木津日子命(安寧皇子)の裔(記)。伊賀の須知とあるから、スチは同國の一地名であらうが、其所在を詳にせぬ。此氏は早く後を絶したと見えて他書に所見がない。

ステニ(既)

サタ(シヤ)と同語から分化したのであらう。シタは頃間の意であるから、之から派成せられたものとするればステニは「其時に」登時を意味し、轉じて「以前に」といふ義を生じたのであらう。例 (萬二) 梓弓ひき見ゆるべ見思ひ見てステニ心はよりにしものを (萬二) 君により昔名はステニ立田山絶えたる戀のしげき此ころ 同十七卷に「天下ステアにおほひて降る雪の光を見れば貴くもあるか」とあるステアはコトゴトクといふ意に用ひられたもの、やうである。漢字既には「ステニ」と「コトゴトク」との二義があるが、國語ではステアとコトゴトクとを同義とする事は出来ぬ。此作者(紀朝臣清人)は「既」の字に捉はれて誤解したのであらう。

スナゴ(砂)

ス(石)ノ(助語)コ(粉)の轉呼。石の粉の意。和名抄にも砂は細理也和名イサゴ又はスナゴとある。スナゴを畧して今はスナとのみいふ。

スナドリ(取魚、捕魚)

ス(積)ナ(魚)トリ(取)。磯魚を捕へることから轉じて一般に漁に用ひられた。

スナハチ(登時)

ソノハチの轉呼か。紀には登、便、道、轉、乃、則、即、尋、便即等に此訓を與へて居るが、原義は「其の終」で、「そこで」の意とおもはれる。

④(萬)ほと、ぎす鳴きし登時君が家に往けと追ひしは至りけむかも  
スニハタカツヒ(須庭高津日)の神

⑤ 延佳本には須の字がない。  
⑥ 大年神の子(舊)。記には単に庭高津日とある(其項下参照)。スニハといふ語は他に用例はないが、淨庭の義とも解し得られるから、須を衍字と断定することは出来ぬ。

スヌマヒ(須沼比)の神

⑦ 大年神の配伊弉諾の父(舊)。記には神生須見神とある。誤記でないとするれば此やうな一異傳があつたのであらう。スヌは上記須庭高津比神のヌと同じく清淨の義、ヌマは要害の意味から轉じた地名で、其地の貴裔なるが故にヌマヒの命と稱へたと解釋し得られる。

ズバ [助語]—語法要録を見よ。

スハ(諏訪、周芳、周防) [地]

⑧ 周防國は和名抄に須波字と訓してあるが、防をハ、ウニ語音の假字に用ひた筈がなく、同じ音の諏訪は洲羽(古)、須羽(和名抄)ともかき、古來スハと稱へて居るから、周芳、周防ともに古はスハと呼ばれたことは疑がない。

⑨ 和名抄に周防國熊毛郡周防郷、信濃國諏訪(須波)郡及同國小縣郡須羽郷をあげ、續紀養老五年の條下に信濃國を割いて諏訪國を置かれたことが見える。古來此兩地方に存した名稱で、接頭語アを冠したアスハといふ地名も河内、武藏、越前、備中、武藏等にある。語義は不明であ

るが、氏族稱呼らしく、其祖神をスハ(アスハ)の神と稱する。信濃の諏訪神社の祭神が南方刀美神で、建御雷男神に追はれて此地に逃げ込んだ神も建御名方とよばれ、周防の對岸筑紫の北邊にムナカマ(宗像)郡があり、ムナカマ三女神が祭られて居る所を見ると、信濃と周防との土家の間に縁故の存したことは疑がないやうである。

スハ(須波)の直イモコ(妹古)

⑩ 物部氏十三世麻佐良連の配(舊)。スハの直の出系は不明であるが、周芳(周防)の國造と同一氏でもあり得る。

スハ(周芳、周防)の國造

⑪ 天津日子根命の裔(記)。國造本紀には應神朝茨城國造同祖加米乃意美が任命せられたとある。茨城國造も亦天津彦根系であるから記の記事に一致する。

スハウ(周芳)—スハの項下参照。

スバシ(樸橋、質椅)

⑫ ス(質)ハシ(橋)。  
⑬ スは木竹を並べて編で連れたものをいひ、今もスノコ、スダレ(簾)など、用ひて居る。スバシは質をかけたもので、大山守をのせた質椅(記は舟上に張つたアツキをいふらしく、ホムチ別の命の假宮とせられた樸橋(記は河中に張り出したユカ(床)であらう)。

スヒチニ(須比智邇、沙土煮)の神(尊)

⑭ 紀に沙土此云ニ須毗尼と訓註してある。

⑮ 神世七代中の一神(記、紀)。ウヒチニの神(尊)と偶生で、記には「妹」といふ字を冠して居る。紀の一傳には沙土根尊とあり、ニ、ネが敬稱であることはいふまでもない。スは清、洲の意をも有し、イシ(石)、イツ(磯)のシ、ツと同語、ヒチは水土即ち泥の義であるから(其項下参照)、スヒチは沙泥の意で、ウヒチニと共に土壤形成の概念を神格化したものであらう。之を女神として妹といふ語を冠したのは蛇足といはねばならぬ。

スヒチネ(沙土根)の尊—前項を見よ。

スフ(條布)の里

⑯ 播磨國賀毛郡の地名(風)。此地に井があつて一女人が之に吸ひ込まれたから名づくところ。スフ(周布)は石見國にある地名(和名抄)であるから、別に所由があらうと思ふが之を明にし得ぬ。或は上記のスハと關係があるのではあるまいか。

スアスア(須夫須夫)

⑰ 大國主傳説(記)に此神がササノヲの命に試練せられ、焼うちの難に逢つたとき、鼠が来て内は富良富良外は須夫須夫といふたところ。スアスアは火の燃える音、俗語の「アスアス燃える」といふに同じく、擬聲語であらう。記傳には統と同語でスガミ(草)の意としたが、穴の口ならばともかくも外を穿しといふべき筈がない。

スヘシモトドリ(垂髮于背)

⑱ 朱鳥元年の勅に更男夫著ニ屋妻ニ婦女垂ニ髮于背ニ猶知故とあり、垂髮于背をスヘシモトドリと訓してある。スマシは後世のスメラカシと同語で滑シの意、モトドリ髪(髮)の義である。

スマ(須麻)

⑲ シミの轉呼であらう。—其項下参照。  
⑳ 須麻の意。俗語のスマシコキのスマも之から出た語であらう。手もスマは「手ばやく」といふことである。  
㉑ (萬) わけが爲我手もスマに春の野に摘みし茅花ぞめして肥えませ  
㉒ (萬) 手もスマに植ふし萩にやかへりては見れども飽かずこゝろつ くまむ

スマ(須磨) [地]

㉓ 栢間即ち住地の意であらう。  
㉔ 播磨國矢野郡須磨(今神戸市に編入)、昔に聞えた名所で、萬葉集の歌にも詠まれて居る。  
㉕ (萬) スマの海人の鹽やき衣のふら衣ま遠くしあれば未だきなれず  
㉖ (萬) スマの海人の鹽やき衣のなれなばか一日も君を忘れて思はむ  
㉗ (萬) スマ人の海邊常さらすやく鹽の辛き戀なも我はするかも

スマヒ(相撲、角力)

㉘ セメ(攻)、アヒ(合)の轉呼か。  
㉙ 力を角して攻め合ふことをスマヒといひ、轉じては抗爭をもスマヒと稱へた。相撲の起原としては有名な野見の宿禰と富摩の藤速との角力が挙げられて居るが(紀)、是は一度勝負で生命がけであるから、後



世の遊技とは同一視することが出来る。但し雄略天皇が宮女を裸にして  
て體をせしめさせ相撲をとらしめられたとある(紀)の事實とすれば  
此遊技は夙に知られて居たのであらう。さりながら相撲の節の遊藝は  
天武十一年大隅の軍人と阿多の軍人とが宮中で相撲したことにありと  
せればならぬ。體を裸にするの運動も南國の人の遊技にあり得る  
ことである。若し天れ掃込み、廻しの遊藝については頗る説があるが、  
後日時機を見て發表する。

スミ(炭)(墨)

スミ(柄)ビ(火)の轉呼。

スミ(柄)ビ(火)に對して定所に焚く火をスミ(柄火)と稱へたらしいが、  
此語は夙に其餘燼即ち炭の意に轉用せられ、其黒色なることから一轉  
して墨をいふにも用ひられた。さりながら國見山の八十島帥が燼スミ  
を置いて神武天皇の軍を防いだといひ(紀)燼、燼候をスミスミと訓する  
のは尙原義によるものとせればならぬ。

スミサカ(墨坂)の神

大和國宇陀郡の地名(神武紀)。天武紀にも此地名が見える。今其名  
を存せぬが、通説に菟原村(今橋原町の字)に在るとある。名の所由と  
して紀に八十島帥が燼候をいふ故とあるは信疑用のスミスミ(燼)を意  
味するのであらうが、崇神朝に大坂の神と共に墨坂の神を祭られたと  
あるから(記)紀、神のスミ(住)坂といふ意を以て名づけられたのかも  
知れぬ。

スミサカ(墨坂)の神——ワダのスミサカの神の項下參照。

スミダ(角田)河原

紀伊國伊勢郡隅田村は大和の境に接した地で、眞土山は此地の丘の  
名である(大和國宇智郡牧野村大字木原村に跨る)。此地を經由する紀  
伊川の川原をスミダ河原とも稱へたものと思はれる。萬葉集三卷に  
まつち山夕こえ行きて廣前の角太河原に獨かもれむ  
とある。

古義に角田河原を角田が原の意で河原ではないと主張したのは藤原  
である。

スミノエ(住吉、墨江)の地

スミノエはスミ(洲間)の轉呼であらう。

スミノエ(住吉、墨江)の地

洲間の江といふ意。  
攝津國の地名。仁德天皇の朝此地に津を設けられたとあるが(記)、  
其以前から舟つき場であつたことはいふまでもない。住吉の字をあて  
たので和名抄には須三與之と訓し、後世スミヨシとのみ呼ぶやうにな  
つた。攝津風土記(釋紀所引)に住吉大神が住むべき地を求めて沼名  
の長岡の前に到り、此處こそ住むべき所であるといひて眞住吉住吉  
國と名づけたのを今の世に略してスミノエとのみ稱へるやうになつた  
とあるは住吉の文字について附會したものと思はれる。  
忍熊王が菟原野から退去した地點も紀に住吉とある。和名抄に菟原  
郡住吉といふ地名があげてあるが、同地が其時分から開けて居たか疑  
問であるのみならず、皇后が難波に到り得ずして勝古の水門に引かへ  
されたところを見ても、其より西に忍熊王の軍が屯聚して居たもの  
とは思はれぬから、之も墨江の津と解すべきであらう。

スミノエ(清江)の娘

萬葉作家。姓氏未詳とある。清江はスミノエの假字で墨江(住吉)を  
意味するのであらう。其地の名門の女なるが故に名を稱へなかつたも  
のと思はれる。娘は紀、記の例によつてイラツメと訓すべきである。  
少女ではなかつたかも知れぬから、ナトメとよむことは出来る。

スミノエ(墨江)の津

仁德朝に定められた津(記)。——前項參照——泊地は以前から存し  
たのであらうが、此朝にこゝを外國交通の基地とせられたといふこと  
であらう。

スミノエ(墨江、住吉)の三前の大神

底、中、上の三箇の男の神をいふ(記、紀)。神名帳に攝津國住吉郡住  
吉坐神社四座とあり(一座は神功皇后)、今の官幣大社住吉神社の祭神  
である。神功皇后征韓の役に加護しまゐらせられた功によつて大津の浮中  
倉の長峯に鎮祭せられた(紀)。記には以墨江大神之荒御魂爲國守  
神二而祭鎮とある。

すみのえのおほくら (歌詞)

播磨風土記逸文(釋紀所引)に、明石の駒手の御井から朝夕御料の水  
を汲むことを任とした速鳥といふ舟が其用をなまなくなつたので、次  
の歌を作つて之を罷めたとある。  
スミノエのオホクラに向きて飛はばこそ速鳥といはれ何かはや鳥  
スミノエは速鳥の船材となつた楠の木を生ひた地で墨江の津をいひ、

オホクラは大御座を意味する。仁德天皇の皇居の地は難波の高津で、  
スミノエではないが、住吉の意を以て枕詞に用ひられたものとも解せ  
られ、又一時住吉に大御座を設けられたことがあつたものとも説明し  
得られる。

スミノエ(墨江、住吉)のナカツミコ(中津王、仲皇子)

仁德天皇の第二の皇子(記、紀)。其位を謀つた爲誅せられたとある。  
住吉に居住せられたから、此名を貰はれたのであらう。

スミヤカ、スミヤカ(速)

スミヤカはスミ(直)の語幹、ミは見で、ヤカは形容語尾である。——語法  
要録參照。

直見の意から急速の義に轉じたものと思はれる。ススミ(速)も亦之  
から出た語で、音便によりスミヤカとも轉用せられ、スミヤカとも  
用ひられた。例  
(萬二)西人國は住みあしとそいふスミヤケク早やかへりませ戀ひ死  
なぬとに

スミレ(菫菜、須美禮)

スミラの轉。  
ス(醜)ミラ(菫)の意で食用植物である。  
萬葉集八卷及十七卷に「春の野にスミレ摘」とある。現今スミレと稱  
するものはスマヒ草即ち漢名を紫花地丁、英語ではヴァイオレットと  
よぶものであるが、和名抄野菜類に本草云俗謂之菫菜、和名スミレと  
あつて食用品である。語義からいってもスミレが觀賞草本でないこと

は明白である。いつころからスマヒ草と混同せられるやうになつたか不明であるが、奈良朝ころ春の野で採んだのはスマヒ草ではなく、恐らくはスカンボ又はスイバ(酸模)の類であらう。葦といふ字も之を意味する。

スムチ(住道)の人ヤマキ(山寸)

和名抄攝津國住吉郡住道。後世國境變改により河内に屬し、今も中河内郡矢田村の中に住道といふ字が残つて居る。ヤマキは其地の住民で山子の意であらう。——アタタメ女の項下參照。

スムト(住迹)の皇子

スメリ(皇)、オト(弟)の約。  
欽明天皇の皇子聖部穴穂部皇子の別名(「紀」の一傳)。記にスメリオト(三枝部穴太部王の一名)とあるにあたる。スメリオトがスムトと同義なることはいふまでもない。

スメ、スメラ(皇)

皇は借字でスメは神聖といふ意の美稱であらう。神及天皇に對してのみ用ひられる。例

- スメリカミ(皇弟) スメリオヤ(皇祖)
- スメリオト(皇弟) スメリマ(皇孫)
- スメリミコト(天皇) スメラミコト(天皇)
- スメラミコトは略してスメラともいひ、朝廷を「スメラがミナト」、救命を「スメラが大ミコト」の如く稱へ、又天皇は御自身のことをスメラアガ(スメラガと約せられる)と仰せられた。

スメはスメリ(統、統)の轉呼とするのが通説であるが、宣長が疑を残した如く「大政世禪」、統率の意とは解せられぬ場合もあり、又古書にスマとかいた例がない。案するにスは神聖の意、メはミ(皇)の轉即ち體の意を以て最高美稱に用ひたのであらう。

スメリオホナカヒコ(須賣伊呂大中日子)の王

スメは上記の美稱で、イロは名門の稱呼である。——イラツコの項下參照。

倭建命の孫(「記」)。スメリオホは皇家の義、大は美稱、ナカツコは仲子の意である。皇室の皇子をスメリオト(次項參照)と稱するが如く、皇子をスメリオホナカツコといふたのであらう。

此王子の女御具備比賣命が高祖父景行天皇の妃になられたとある記の傳承は説誤とせねばならぬ。

スメリオト(皇弟、須賣伊呂杵)

用明紀及孝德紀に皇弟をスメリオトと訓してある。記の欽明天皇の卷に蘇我の小兄比賣所生皇子中第四の三枝穴太部王を亦の名須賣伊呂杵といふとあるも亦皇弟の義で、御姉の皇女をも同人穴太部王と申上ぐる故、混同をさぐる爲皇弟とのみよびまゐらせたものと思はれる。——イロトの項下參照。

スメカミ(皇神)、スメリオホカミ(皇大神)、スメリオホミカミ(皇大神御神)

有力なる神に對する呼稱であるが、オホミといふ敬語は最上級に對してのみ用ひられるものであるから、スメリオホミカミといへば天照大

御神の御事と了解せられる。式の祝詞には明に之を區別して居るのである。

スメホレ(須賣保禮)の命

讚岐の國造(舊)。景行天皇の皇子神櫛王三世の孫とある。スメ(皇)は美稱であるが、ホレの義を詳にせぬ。

スメリオヤ(皇祖、皇祖母)

スメは上記の如く最高美稱で、ミオヤは男女性に關せず尊屬親をいふ呼稱である。例へば紀にはニニヤの尊の外祖父といはれる高皇產靈尊、孝德天皇の御祖父産人大兄皇子を皇祖と記し、皇極天皇及孝德天皇の御母吉備姫王、御祖母轉手姫皇女をも並に皇祖母命と稱へ、皇極天皇は御弟孝德天皇に御讓位後皇祖母尊と申上げた。天皇御歴代といふ意を以て「代々之我皇祖」等と用ひられた例もある(「孝德紀」)。

スメリマ(皇御孫、珠賣美萬)の命(尊)

スメは最高美稱。御孫は借字でミマはミミ(御身)の轉呼であらう。皇御身の意で、天孫ニニギの尊の稱號であるが、天皇の御事を申上げるときにも轉用せられた。

- 神代紀) 欽立皇孫天津彦々火瓊杵尊以爲葦原中國之主
- (崇神紀) 天照大神悉治天原皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神
- (常風) 古老曰珠賣美萬命自天降時
- (新年祭祝詞) 皇御孫命宇豆幣帛

後の例は祝詞に多い。  
古語拾遺に天津彦彦を皇孫の命と申上ぐる理由として天照大神高皇

產靈神二神之孫故曰皇孫とあるは皇孫といふ漢字の説で、スメリマといふ語の解釋ではない。ミマを御眞子の略とする説明も亦從はれぬ。何となればマコ(眞子)の子を略しては意味をなさぬからである。スメリマの命を略して美麻乃彌己等と稱へた例があり(「續紀」三、歌)、吾孫命(續紀七、詔)、我御孫命(常風)と轉用した例はあるが、寧ろ後代の轉化と見るべきで、原語ではない。

スメリツ(皇睦、皇親)

宣長はスメラガムツと訓したが、其は後記の如くスメラ、アガムツの約で、スメリツとは別語である。

スメ(美稱)、ツ(大)、ナ(靈)の轉呼。

スメリオホカミ(皇大神)と同義である。——前項參照。

新年祭祝詞に高天原之神留坐皇睦神留伎命神留美命以とある外此例は多い。親及睦は借字に過ぎぬ。然るに字義に提はれて親、睦又は祖先の義と解するが故にスメラガムツと訓めといふやうな僻説も生まれたのである。皇神、皇御孫等をスメラガカミ、スメラガミマといはれど同様に、此場合に限つてスメラガムツと稱ふべき筈がない。

スメリツカムルギ(皇親神留伎)の命、スメリツカムルミ(皇親神留彌)の命

スメリツの語義は上記の通りで、カムルギ、カムルミはカムロギ、カミロミと同語である。——其項下參照。

古語拾遺に高皇產靈神及神皇產靈神の別稱として此二神の名が擧げられているが、語義からいへば皇大神たる男神及女神といふことに過ぎぬ。——神皇產靈神を女神なりとする傳承は一部に存したのである。——

カミムスビの神の項下参照。

スメラアガムツ、スメラガムツ(皇吾睦)

スメラ、アガは古の發音法に従へばスメラガといふたのであらう。但し宜長のいふスメラガとは同音別義である。「朕が大神靈」の義で、スメラは吾にかゝり、ムツにかゝるのでない。其故に上記スメムツとは區別して用ひられた。例へば新年祭の祝詞に於ては天照大御神及大御巫の尊く神(神魂、高御魂等)に對する場合にのみ皇吾睦といふ語が用ひられて居るのである。

スメラミコト(天皇)

スメは上記の如く最高美稱で、ラは接尾語である。神聖の貴人といふ意から、天皇の御義に轉じたので、略してスメラとのみいふことはスメの項下に述べた通りである。

スモモ(李)

酸桃の意。

我國のスモモの花が庭におつるはだれの未だ遺りたるかも

スリフクロ(須利袋)

摺袋即ち色すりの袋の意か。

針袋、これはたばりぬスリ袋今は得てしか翁さびせむ

翁サビのサビは口語のダテに相當する語で、男ダテ、女ダテといふやうに、ナトコサビ、ナトメサビとも用ひられ、こゝも翁ダテをする料に針袋の外にスリ袋をも得たいといふたのであるから、スリ袋も其ころ

のダテ者が用ひたものと思はれる。恐らくは色すりの袋であらう。契沖は火スリ袋といひ、雅澄は籠——和名抄行旅具中鹿竹篋也としスリと訓したものを——としたが、竹篋を更に袋に入れるとは聞えぬことである。クスリ袋のクを略したものとするのは論ずるに足らぬ。

スルガ(駿河)

ス(諸)アル(在)カ(處)の約。

富士川の河口にあたり、門洲の國なるを以てスルガ(洲在所)と稱へたのであらう。スルガといふ名が國の東部駿河郡駿河郷(和名抄)に跡を止めて居る所を見ると、古のスルガの國は庵原國以東を指したものである。

スルガ(駿河)の采女

萬葉作家。傳不明。

スルガ(駿河、珠流河)の國造

國造本義に成務朝物部連祖大新川命の兒片堅石命が任命せられたとある(舊)。同書天孫本紀には此人は十市根大連の子とせられて居る。

スエ(須惠、末、周准) (地)

和名抄上總國周准(季)郡とある地。今の君津郡の一部分に過ぎぬが古は一國をなし、國造を置かれた(次項参照)。萬葉集九卷に末の珠名といふ美人を詠じた歌がある。スエは後記和泉の陶邑、尾張の主惠郷、備前の須惠郷、和名抄)をはじめ諸國にある地名で、いづれも陶座を有した所から名を負うたもの、やうである。スエ邑の項下参照。

スエ(須惠)の國造

刊本須志とあるのは誤寫であらう。

茨城國造建許命兒大布日意爾命が任命せられた(舊)。但し成務朝とあるは疑はしい。

スエ(陶)邑

スはシ(石)の轉。

大田々根子命の在所(崇神紀)。茅渚縣の陶邑とある。神名帳に和泉國大島郡陶荒田神社があり、其地を今も陶器村といふ。エはキ(居)の轉で、湯座の如く用ひられ、後世の金座、銀座の座にあたる。磁器は石でつくるものであるから、シの音便によりスモノ(陶)といひ、轉じてセト(トは「物」の意)とも稱へたのであらう。其製作場がスエ(陶座)である。

スエ(末)のタマナ(珠名)の姫子

上總國周准の郡に聞えた美人で、萬葉集九卷の歌によまれて居る。歌によれば此女はイラツメといふ程の身分ではないやうであるから、姫子は娘の子といふ意味で、ナトメとても調むのであらう。

スエ(末)のハラヌ(腹野)

萬葉集十一卷に「梓弓スエのハラヌに鳥狩する君が弓づるの緒へむと思へや」とある。「梓弓末の」までが序で、ハラ野といふ地であるとする説と、スエといふ地の原野とする説とがある。スエは山代の宇治郡の地名で桓武天皇が此野に狩遊せられたこともあり(後紀延暦十六年、

十八年)、和泉の茅渚にもスエといふ古い地名があるが(前項参照)。いづれをいふか判明せぬ。ハラ野といふ地名も有り得べきであるが、其に於ても語義は原野である。

スエツミミ(陶津耳)の命

大物主神の神胎を宿したと稱せられる活玉依媛の父(記紀)。ミミは御身で陶邑の豪族といふ意である。

すゑふゆ (歌詞)

フエはフルの音便。

末振るの意であらう。

(吉野國主歌) 品田の日の御子 大雀 大きき はかせる大刀 本

つるぎ 末フエ 冬木のす からかしたきの さやさや(記) 此歌によれば大雀命の佩刀はめづらしいもので本は劍の形をなし、末が振つて居たものと思はれる。或は瓜哇のクリシスのやうな劍が其ころすでに傳來したことがあつたのかも知れぬ。

せ

セ(脊)(扶)(瀬)

セと對立する原語で、原義は不明であるが、オモ(面)に對して背をセといひ、イモ(妹)即ち女人稱呼に對して男性なセと呼稱する。――

夫の意味に專用し、袂といふ新字を作つて之に充てる様になつたのは寧ろ後世のことである。——川の面に對する川のセ(瀬)は略してセとのみ稱へ、ウキセ(苦瀬)、ウレシキセ、カナシキセの如くも用ひられる。モ(裳)に對するソ(衣)も亦セの轉音であらう。セは亦ソとも轉化しソト(背處)といふ語を派成した。之をセトといふのは古言の名残である。

セ(石花)の海

石花は借字で瀬の海である。駿河灣の中央には淺瀬があるので今でも瀬の海と稱へる。

④(萬三)石花海と名づけてあるも其山の包める海ぞ(三九)

セ(兄、背)の山

萬葉集の歌に紀國のセの山、イモセの山又はイモとセの山とよまれた地で、今の伊根郡背山村にある鉢伏山が之に擬せられて居るが(名所圖會)、孝徳朝兄山を以て畿内の南界とせられたとある(紀)所を見る。セは山背を意味し、金剛山から西走する紀伊と和泉との國境山脈の連峰を意味したのであらう。

セイケン(清見)〔人〕

萬葉集十八卷家持の歌の詞書に見えた人。先の國師の從僧とある。

セオリツヒメ(瀬織津比咩)

瀬下ツヒメの意。——織は借字である。  
④(大政祝詞)速川ノ瀬ニ坐ス瀬織津比咩ト云神大海原ニ持出ナム

セカ(勢賀)川

播磨國神崎郡の地名(風)。應神天皇御狩の時多くの鹿が此處にセカレテ——原字不明。約出とよまれるが、セカレの假字なることは疑がない——殺されたからセカと名づけたとある。

セカハ(瀬河)の浦

佐渡の地名(欽明紀)。肅慎人が移り就いた地とあるが、所在を明にし得ぬ。

セカヤ(進鹿文)〔人〕

景行天皇に討伐せられた日向の熊襲(紀)。カヤは地名、セは男性の稱呼で、其配をオモカヤ(厚鹿文)、女子をイチカヤ(市鹿文)及イチフカヤ(市鹿鹿文)といふ。——各其項下參照。

セガキ〔地〕

神樂「約」に  
大原やセガキの水をひさこもて鳥はなくともあそびて行かむとある。——六帖には第三句を「手にくみて」と直していれてある。又嘉祿本には第二句をセカキのシミツ、第五句をアソヒテタケメとある——愚案抄によればセガキは清和井とつき、山城國大原の郷にある清水の名であるといふことである。大原は愛宕、乙訓二郡にある地であるが、清和井とあるによつて水尾(葛野郡能登町)の清水なりとするものもある。——清和がセナ(勢奈)と發音せられ、更にセガと訛つたものとおもはれる。

セキ(關、關塞)

セはサ(些)から分化した語で、狹窄を意味し、狹處の義を以て要害をセキと稱へ、之を活用してセク(塞)ともいふ。フサキ(塞)及フセキ(塞)も之から派生せられた語である。——ホセキの項を見よ。

④防禦の爲に設けられた要害をもセキと稱へた。孝徳朝大化二年に初めて畿内に關塞を置かれ、天武八年にも大坂山、龍田山に關を置かれたことが見える(紀)。萬葉集にも次の如き用例がある。  
③(卷)いで行かむ道しらませばあらかじめ妹なとどめむセキも置かました  
④(卷)わばたまの夜わたる月を留めむに西の山邊に關もあらぬかも

セキヒメ(關媛)

繼體天皇の妃、茨田の連小望の女(紀)。——記には此妃をあげず、其所生の三皇女中二皇女は坂田の廣姫の出とせられて居る。

セキモリ(防、防人)(關守)

大化二年に始めて關塞斥候と共に防人を置き(孝徳紀)、天智天皇三年對馬、壹岐、筑紫國等に防と號とを置かれた(紀)。防人、防はいづれもセキモリと訓せられ、フセキ(禦)モル(守)の意で關守と同語である。——後サキモリと訛つたので崎守の義とするは誤である(サキモリの項下參照)。——されば邊地には限らず關塞の守備隊は皆セキモリと稱へられたのである。例  
④(萬)我が夫、こが跡ふみもとめ追ひ行かば木のセキモリい留むらんか

セタ(世多)姫

ヨメ姫の項下を見よ。

セナ(西奈)

ナはネの音便。  
④セは男子の稱呼、ナは敬稱である。一般に婦人から男子をよぶ敬語であるが、特に夫(又は情人)を意味した。此語は今もセナアと説り「兄さん」といふほどの意に用ひられて居るが、東國では萬葉時代からつかはれて居た。  
④(萬)夕占にも今夜とのらる我がセナはあせもこよひ夜しろ來まさぬ  
④(同)きはつくの國の草森我つめと龍にみたなふ西奈等捕され

セナ(消奈)の行文の大夫

萬葉作家。元正紀に明經第二博七背奈公行文とあると同人である。背奈氏は高麗人で其祖顯徳といふものが高麗朝滅亡後歸化した。行文は其族人であらう。福徳の孫福信は天平十九年背那那王の姓を給はり、後高麗朝臣と改姓、更に高倉の朝臣と改めた(續紀)。

セナナ(勢奈那)、セナノ(勢奈能)

④下のナ、ノはネ(敬稱)の轉呼である。  
④夫汝ネの説で、ナネは敬語である。——其項下參照。  
④(萬)日のくれにうすひの山をこゆる日はセナノが袖もさやに照しつ  
④(同)あすかかは下にこれるを知らずしてセナナと二人されてくや

セヤダタラヒメ(勢夜陀多良比賣)

神武天皇の皇后イスケヨリ姫の母(記)。三島の邊(津)の女で、大物主神の神胎を宿したとある。一記には玉柳媛とせられて居る(其項下参照)。セヤは記傳に平群郡勢野村(今生駒郡三郷村の大字)のことであらうとある。語義は不明であるが、セヤダは勢野田で、タラヒメは足媛の義であらう。

イスケ依姫の冠稱がホトタラ又はヒメタラであるので、此女性の名をもセヤ・ダタラと訓するものがあるが、此場合にタを濁るべき筈がない。タタラには多良、セヤダタラ媛には陀多良とかきわけた編者の意のある所を察すべきである。

せらしまきなば(西良思馬伎那婆) (歌詞)

萬葉集十四卷に

みちのくのあだたら眞弓彈きおきてセラシメキナバはかまかとある。下二句は「夫らし求まきなば弦着けよう」といふ意で、一旦縁を切つて置いて男が懇請するなら又縁を繋ぐといふ心を下に合めたのである。從來セラシメキナバと讀み、「撥らしめ置まなば」と誤解したから、此一首の意味がわからなかつたのである。

セリタ(芹田)の物部

饒速日命供奉二十五部物部の一(舊)。和名抄には加賀國石川郡芹田(世利多)、信濃國水内郡芹田(世無多)郷をあげ、神名帳丹波國氷川郡に芹田神社があるが、同列の例に照すに、此も亦大和の地名とおもは

れる。所在は不明であるが、次項の芹田の眞誰姫が生駒の長沙彦の女弟であることを考へあはせると生駒郡にあつたのかも知れぬ。

セリタ(芹田)のマタレ(眞誰)姫

眞誰の字延佳本には稚とある。

物部氏五世豊色雄命の配(舊)。活馬の長沙彦の妹とある。セリタは上記芹田の物部の本據地で、眞誰の字に誤なしとすれば眞足の意と解せられる。

セロ(世呂)

ロはラに通ずる接尾語。セは男子に對する呼稱である。子をコラ、妹をイモラというたやうに東國ではセロ(セラ)といふ語を用ひたのであらう。例

(萬門)むさし野の小船の雄立ち別かれいにしよひよりセロに逢はなふも

「逢はナフ」は「逢はぬ」といふことである。——ナフの項下参照。

センガイ(綫鞋)

和名抄に線鞋又綫鞋。千間乃久都、總綫兼用、男女通着とある。他馬樂(貫川)にセンガイのホンシキとあるは線鞋の細いやつ即ち下品な線鞋の意である。

守部が細シキを細底と解したのは従はれぬ。ホンシキはホンシタの轉呼で「細いもの」の意であらう。

ゼンザウ(禪藏)尼

漢人夜善の女(敏達紀)。本名を豊女といひ、善信尼の弟子となつたとある。

ゼンジン(善信)尼

鞍部の村主司馬達等の女(敏達紀)。本名を嶋といひ、還俗僧高麗の惠便を師として佛門に入つたとある。我國最初の得度者である。

センバン、サンタ、ユシ (木)

催馬樂「大芹」に「此や、この、せんばん、さんたの木、ゆしの木」とある。愚案抄に「せんばん、さんた、ゆしは皆木の名なるべし、双六の盤に用ひる也」とあり、和名抄に伴和名由之撰(作)枕也とある。——箋注によれば黄楊木即ちツゲのことである。守部はセンバンは檜、サンタは珊瑚の訛とした。崩壊は或はさうであるかも知れぬが、珊瑚樹は決して盤にするほど大きくなるものではない。或は白檀即ちサンタルのことではあるまいか。

そ

ソ(襲)

神代紀に天孫が日向の襲之高千穂に天降りましたとあり、景行紀に襲國、襲武媛など、あるから、上古ソとよばれた地方又は種族が存した事は疑がない。——ソホリ(派、曾保里)も亦同語であらう。ホリは色の

義である(其項下参照)。——和名抄に大隅國に嚙喰郡があげられて居り、今も此名を存するが、景行紀に見えた襲の國には厚鹿文、辻鹿文といふものが居て熊襲の連帥也とあるから、ソはクマソと同義で、日向の兒湯縣のこと、おほはれる。クマは肥後國球摩郡に其名を止め大隅の嚙喰とも別地であるから、兩者をあはせてクマソと呼ぶべき筈なく、地名としては全く別個のものと思はれらぬが、クマソ(熊曾)といふ稱呼は國土生成傳説にも見えるから、クマとソとを全然縁のないものとするとも出来ぬ。案するにソはス(栖)の轉呼で、クマといふ種族の生息した地をクマソと稱へ、轉して其民衆をもソとのみ呼ぶやうになつたのであらう。ソがクニス(クズ)、エミシ(エビス)のソ、シと同源であらうと思はれることは各其項下に述べた通りである。

ソ(衣)

ソの轉音。

腰より上の被服の意で、セ(裳)に對する稱呼である。——セとセ(ソ)とが常に對立することはセの項下に述べた通りである。

セがソとも轉することはセトをソト(外)といひ、アセ(吾見)をアソと稱へるのを見ても證せられる。サチ(麻績)の約もソであるが、——マソユフ、ナツソヒクの項下を見よ——此ソとは同音異義である。

ソ(襲)のタケヒメ(武媛)

景行天皇の妃(紀)。襲の國の貴女であらう。國乳別、國背別、豐戸別皇子の生母とある。——記には豐戸別王の母は一妾として名をあげて居らぬ。

所生三皇子が皆水沼君又は別の祖となられた(紀、舊)所を見ると、此

女性も亦水沼氏の出ではないかと考へられる。若し然りとせば此ソは筑紫の同義語として用ひられたのであらう。

ソ(襲)のヲハシ(小橋)の別の命

景行天皇の皇子「舊」。三田小橋別の祖とある。——他書には此皇子の御名及此姓は見えぬ。

ソウニン(僧忍)

孝徳朝白雉四年の遣唐僧「紀」。

ソガ(蘇我、素賀、蘇賀、宗賀) [地]

スガの轉呼。——其項下を見よ。

神名帳大和國高市郡宗我坐宗我部比古神社とある地。今眞菅村大字曾我に其名を止めて居る。蘇我氏の本貫として有名であるが、更に其以前は大伴氏の領地であつたやうである。——ソガの國造の項下参照。

ソガ(蘇我)の臣

建内宿禰の子蘇我石川宿禰の後「紀」。石川は河内の石川に生まれたが故に名としたのであるが、大和の高市郡宗我に居住したので此地名を冠してよばれるやうになつた「三實」。滿智、韓子等を經て稻目に至り大に顯れたが、入鹿が伏誅してから宗族は石川を名乗り、蘇我氏を稱するものが稀になつた。天武十二年朝臣に昇格「紀」。

ソガ(蘇我)の臣ヒムカ(日向)

蘇我の倉山田の石川麻呂の異母弟「紀」。兄を讒して死に陥れた罪が

發覺して大率の帥に貶せられた。ヒムカは稱號で字はムサシ(身刺)といふとある。此頃の人には國名を以て稱呼としたものが多い。恐らくは任國の縁によるものであらう。

ソガ(蘇我)の臣ヤスマロ(安麻侶)

天智朝の廷臣「紀」。東宮(後の天武天皇)に機密を漏したとある。續紀天平元年の記事によれば、此人は蘇我の連子の子で、石川朝臣石足の父とある。

ソガ(素賀)の國造

國造本紀に神武朝侍從美志印命が任命せられたとある。遠江久勢國造と珠流河國造との中間に序せられて居るのは編者が之を駿遠地方の國と推した爲であらうが、神武朝に此地方まで國造を配置せられたとは考へられぬことであり、又功臣道臣(ミシノイムは其説)命が遠地に分封せられたのもあり得ぬことであるから、大和のソガをいふものとせばならぬ。同列下位の椎根津彦が倭國造に任ぜられたのであるから、道臣命が帝都附近に食邑を給はつたこともあり得る。皇胤なる蘇我氏が勃興してから、道臣命の裔なる大伴氏は退轉したので、舊事紀編述當時にはソガに國造が在つたことすら忘れられたのであらう。——國造考に之を遠江國佐野郡素賀村のことと推定したのは考の至らざるものである。

ソガ(蘇我)のアカエ(赤兄)の臣

蘇我馬子の孫。石川麻呂の末弟で、有馬皇子を罪に陥れた人「紀」。天智朝右大臣に任ぜられ、弘文朝左大臣に昇進したが、天武天皇御即

位の後配流せられた。

ソガ(蘇賀)のイシカハ(石川)の宿禰

建内宿禰の子「紀」。蘇我臣、川邊臣、田中臣、高向臣、小治田臣、櫻井臣、岸田臣等が祖とある。河内の石川郡に於て生まれたから、石川宿禰と稱し、後大和の宗我に住宅を賜うて移り住んだから蘇賀と冠稱した「三代實錄」。

ソガ(蘇我)のイシカハマロ(石川麻呂)

蘇我倉山田石川麻呂の略稱。——ソガのクラヤマタマロの項下を見よ。

ソガ(蘇賀)のイナメ(稻目)の宿禰

宣化、欽明天朝の大匠「紀」。滿智宿禰の曾孫、韓子宿禰の孫、高麗宿禰の子(公卿補任)。蘇我馬子の父で、用明、崇峻、推古三帝の外祖父である。イナメは稻ムラの意であらう。

ソガ(蘇我)のイルカ(入鹿)の臣

蘇我蝦夷の子。又の名を鞍作といふ「紀」。專横の故を以て皇徳朝誅に伏した。イルカはイラコの轉呼、イラツコ(郎子)と同義で、通稱であらう。

ソガ(蘇我)のウマコ(馬子)の宿禰

敏達——推古朝の大匠「紀」。稻目の宿禰の子で、蝦夷の父である。ウマコは可美子の意であらう。

ソガ(蘇我)のエミシ(蝦夷)の臣 ——ソガのトヨラのエミシの見項をよ。

ソガ(蘇我)のカラコ(韓子)の宿禰

雄略朝韓地に出征した將軍「紀」。滿智宿禰の子で、カラコは名であるが、韓地で生まれたか、又は韓人を母としたによつて此名を貰うたのであらう。

ソガ(宗賀)のクラ(倉)の王

欽明天皇の皇子「紀」。生母は春日の糠子の郎女とあるが、仁賢天皇の妃糠若子郎女の誤傳であらう。紀には皇后の妹日影皇女の所生とし倉皇子とある。ソガは地名、クラは屯倉の所在地であらう。

ソガ(蘇我)のクラヤマタマロ(倉山田麻呂)

蘇我の馬子の孫、倉麻呂の子「紀」。仲大兄皇子(後の天智天皇)、中臣鎌足と策應して入鹿を誅し、功により右大臣に任ぜられたが、大化五年讒に遭つて自盡した。此人の全名は蘇我倉山田石川麻呂であるが、餘りに長いので、蘇我山田石川麻呂、蘇我山田麻呂、蘇我石川麻呂とも略稱せられた。蘇我は地名、倉山田は其一地點で、屯倉の存した山田といふ意である。石川も亦地名を負うたものなるが故に此人の子孫は石川の朝臣と稱へたのである。

ソガ(蘇我)のクラツクリ(鞍作)

蘇我の入鹿の本名。クラツクリの語義は字の通りであらうが、恐ら

くは鞍作連——司馬達等、善信尼、鳥の佛師等を出した家——と何か由縁があつて此名を負ふたのであらう。

ソガ(蘇我)のクラマロ(倉麻呂)

推古——舒明朝の人(紀)。馬子の子で、石川麻呂日向、連(子)、赤兄等の父である。本名を雄當(公卿補任には雄正子とある)といひ、クラは所在地に因む稱號である。其故に嫡子石川麻呂も倉山田麻呂とよばれたのである。公卿補任によれば其兄弟の連子も赤兄も同じく蘇大臣と稱したとある。

ソガ(蘇我)のタグチ(田口)の臣カホリ(川掘)

孝徳朝の人(紀)。古人皇子の謀叛に黨したとある。蘇我の一族で田口は地名であらう。——河内の交野郡に田口といふ舊地名がある(今北河内郡山田村)——カホリは蝸蝸の意。

ソガ(蘇我)のトヨラ(豊浦)のエミシ(蝦夷)の臣

舒明——皇極朝の大臣(紀)。蘇我馬子の子、入鹿の父である。トヨラ(豊浦)は其居住地名、エミシといふ名を負うたのは容貌蝦夷に似て居たからであらう(公卿補任にはカイと訓してある)。法王帝説には毛人とか、れて居る。入鹿謀殺の際自殺した。

ソガ(蘇我)のハタヤス(果安)の臣

天智十年御史大夫に任官(紀)。——此官職は後大納言と改稱せられた。——壬申亂に敗戦して自刎した。ハタヤスは地名を取つたのであらうが、所在を明にせぬ。

ソガ(蘇我)のマチ(滿智)の宿禰

履中朝の執政(紀)。建内宿禰の孫、蘇我石川宿禰の子であらう。マチは御主の義で尊稱から轉じた名號である。

ソガ(蘇我)のムラジ(連)の大臣

天智朝の大臣(紀)。馬子の孫、倉麻呂の子で、石川麻呂の弟である。連子の大臣ともよばれた。公卿補任には字藏大臣とある。

ソガ(蘇我)のヤマタ(山田)のイシカハマロ(石川麻呂)

蘇我倉山田麻呂と同人(其項下を見よ)。

ソガ(蘇我)のヲタマロ(小田麻呂)

小は恐らくは山の誤寫であらう。

天智天皇の妃蘇我山田石川麻呂大臣の女遠智娘(持統天皇の御生母)を紀の一傳に蘇我小田麻呂大臣の女茅渟娘とある。石川麻呂と同人なる事明白であるから、小田は山田の誤記又は誤傳とすべきであらう。

ソガフ(宗我富) (地)

播磨國揖保郡の地名(風)。菅生山邊に故曰菅生とし、一云として應神天皇が此間に井を闢かれた所が、水が清寒であつたから吾心ソガソガシ(清々し)といはれたのでソガフといふ名を負うたとある。ソ、スは通音で、土人はスガフともソガフとも稱へたのであらう。

ソギ(離)(隔)

氏は仲哀天皇の皇子磐屋別命の命の後とせられて居る。いづれを正しとすべきか不明。ソギヤの語義も詳にし得ぬ。

そぐへのきはみ (歌阿)

ソグへはソギへの轉呼。——ソギの項下を見よ。

ソギ(先)(方)の極の意、即ち極めて遠方といふことで、多くは、白雪の「天雲の」などいふ語を冠して用ひられ(萬三、四、九)又「山河のソギへの限」(萬一七)などともいふ。

ソコツチ(底土)の命

神代紀一書禰の段に再び水に入つて吹き生した神とある。他の傳承の底筒男の神にあたる。ツツ、ツチは相通する——次項參照。

ソコツツノヲ(底筒之男)の命(神)

イザナギの命が水底に於て瀧せられたとき、底津綿津見神と共に化生した神(記、紀一書)。——紀の他の一書には底土命とある(前項參照)——語義は底の靈神である。神功皇后の征韓役加護の功によつて住吉大神として祭られた。

此神の名について疑のあることはウハツツノヲの命の項下に述べた通りで、本傳はソコツツノヲの神であつたと思はれる。

ソコツネノクニ(底根國)

底の根の國の意。——ネのクニの項下參照。

紀の一書に諸神がスサノヲの命を賞めて天上に住まらな、葦原中國に住むな、底ツ根國へ行けといふたとある。ソコの國とネの國といふ

ソギ(先)の轉呼。

先の意で時、坪にも通ずる。離、距、隔の意に用ひられるのは其轉義である。

萬葉集六卷に「山のソギ、野のソギ見よ」とあるのも山のサキ、野のサキの意で、八千矛の神の歌に「打見る鳥のサキサキ、かき見る磯のサキ」(記)とあると同じ趣である。先方のことをソギへ(ソガへ)とも稱へる。

ソキダク(曾伎太久)

ソコラクの轉呼。——ラ行、マ行は相通である。

「其の如く」といふ意。——ソコラクの項下を見よ。

遠方此方に、いざり釣りけり、ソキダクも、おぎろなきか、コキバクもゆたけきか(萬三〇)

次句コキバクから類推してソキバクをソコバク(若干又許多)の意とするのは理由のないことである。ソコバクは其バカリの約である。

ソキノヤ(曾支能夜)の社

ソギ(先)のヤ(屋)の意。離宮といふことであらう。

出雲國出雲郡神名火山の神社(風)。祭神は伎比佐加美高日子命とある。遠方に隔在するが故に此名を負うたのであらう。同書神社表中には曾伎乃夜、曾伎乃夜(舊は曾の誤字か)二社をあげ、神名帳には曾伎能夜神社とある。

ソキへ(蘇宜部)

天孫本紀尾張氏系譜に玉勝山代根古命の裔とある(舊)。姓氏錄に此

語(各其項下参照)を合はせて一つにしたので、地下といふ意味ではない。高天原と葦原中國以外の大體の意と解すべきであらう。此神が轉地に渡られたといふ傳説によつて、此一句が案出せられたものと思はれる。

ソコツワタツミ(底津綿津見、底津少童)の神(命)

イザナギの命が水底で漁せられた際、上記底筒之男命と共に化生した神(記、紀一書)。水底、水中、水表に區分せられた三海神の一である。ソコツミの項下参照。

此神名について疑のあることは上記の通りである。

ソコドク(底度久)御魂

ドクはツク(着)の音便。

葦原中國古神が伊勢の阿那河の海で比賣夫具に手を咬れ、水底に沈んだとき化生した神(記)。底につく鹽といふ意。——サルダヒコ(下)の項下参照。

ソコラク(曾己良久)

ソコは「其」の意、ラは接尾語、クは「事」を意味する助語であるから、「其の如く」といふ意になるのである。——此語はソキゲクとも轉用せられた。

此語(萬古)此語 ひらくなゆめと ソコラクニ 堅めしことを(三四〇)ソコバク(萬古)の轉として許多と釋することは理由のない當推量である。

ソシキ(蘇斯岐)の屯倉

安閑朝丹波に新設せられた屯倉(紀)。今の龜岡町大字三宅が其舊地であらうといはれる(地名辭書)。ソシキといふ地名は石見國邑智郡にもあり、キといふ族名から出たものとおもはれるから、丹波にもあり得た筈である。

ソジシのムナクニ(齋穴之空國)

語義は字の通りであらう。神代紀に見えたのは地形が背肉の兩肩に隆起するに類する事なひひ、ムナクニは無住未墾の地を意味するものと解せられる。然るに仲哀紀には熊襲の國を齋穴之空國也といふ神託があつたとあるから、ソジシが空國の形容詞であるかのやうに説かれて居るが、其は古語を以て神託を表現したといふまで、背肉無肉(口訣)の譬に用ひたのではあるまい。ムナクニは紀の一書に胸副國ともあるのを見ても——次項参照——無肉を意味したのではないやうである。

(神代紀) 齋穴之空國自願丘(寬國行去) (最行紀) 天皇何憂熊襲之服不(服是齋肉之空國也)

ソジシのムナソヒ(齋穴胸副)の國

紀の本文に空國とあるのを一書には胸副國としてある。其前後はすべて本文と同様であるから、ムナソヒのクニはムナクニの訛傳かともおもはれるが、尙胸に副うた齋肉を意味し、地形の形容であつたかも知れぬ。鹿兒島神社の附近にもムナソヒといふ地名があるとの事である(通釋)。

ソシモリ(曾戸茂理)の處

スサノサ命が高天原を追はれ、新羅國に赴いて一時居住したといはれる地(紀一書)。幣原博士によれば古韓語のソガル、ソモル、シウルは首府又は都府の義であるといふから(朝鮮史話)、ソシモリはソ(蘇)族の大聚落地といふことであつたかも知れぬ。ソは上記の如く棲息の義から民衆といふ意にも用ひられたのである。——其項下参照。

ソは韓語牛、モリは頭(義)として新羅の牛頭州即ち今の春川府なりとする説は疑ふべきである。スサノサの命時代には新羅といふ國號がなかつたことは勿論で、後の稱呼を遡つて用ひたものと思はれるが、地點名までも後の名にいひかへたと考へられぬことであるのみならず、ソ(牛)モル(頭)とソシモリとが同一であると斷定するのは危険である。無用の音の挿入するといふことは古語には例がないから、少くともシの説明がない限り成立せぬ議論である。

ソソ(曾々)のカサヌヒ(笠縫)

ソソはササの轉呼か。

笠縫(舊)の笠縫の意。

饒速日命供奉の舟人天津赤麻良の裔(舊)。笠縫部員の一と思はれるが他書に見えぬ。

ソソキ(層増岐)野

神功皇后が土彙羽白熊鷲を討滅せられた地點(紀)。其地を安と稱へたとあるから、夜須郡にあることは勿論であるが、所在を詳にせぬ。今野島の南西一里餘にある安川といふ村が其の遺跡ではあるまいか。ソソキの語義は不明であるが、顯宗天皇の言擧に倭は彼彼茅原とあるソソチと同語であるかも知れぬ(キ、チ通音)。——次項参照。

ソソチハラ(彼彼茅原)

ソソチハラと訓むは非。ソは無用である。

ソソはササの轉呼。

弘計王(後の顯宗天皇)の語に倭者彼彼茅原(オトヒヤフコハラ)とある。アサチは(茅)の一種で(其項下を見よ)、之に對してササチ(ソソチ)即ち笹のやうな茅といふ名稱があつたのであらう。ソソチハラ、アサチハラはオト(音)の枕詞である。——オトヒの項下参照。

ソソリ(促)(煽)

ソソはササの轉呼。ソは活用語尾。

サに促進の意のあることはイザの項下に述べた通りで、ソソリも亦其意味の行動を表示する動詞であらう。此語は行爲を表示する自動詞としてはススシとも轉呼して用ひられたらしく(其項下を見よ)、他動詞としてはサソヒ(誘)といふ。萬葉集第十七卷に「天雲を千重におしわけ天會々理高き立山」(四〇三)とある天ソソリも此原義により雙立の意に用ひられたのであらう。

ソタタキ(曾陀多岐)

ソトワタキの約であらう。

「ソ(徐)と抱き」の意。ソが獨立して用ひられた例は他に見えぬが、シ(下)から分化した語らしく、河舟のモソロモソ(出風)なども用ひられ、今もソソロ(徐々)といふ。

沼河比賣の歌)あわ雪のわかやる胸を ソタタキ たたきま



ソツヒコ(曾都毘古、斐津彦)

ソツヒはサチの轉呼であらう。  
建内宿禰の子(記)。葛城の斐津彦(紀)とも、葛城の長江の曾都毘古(記)ともいふ。記によれば玉手臣、的臣、生江臣、阿蘇那臣等の祖先となる。磐之姫皇后の父で、韓地に出征した將軍である。武伎就中弓術にすぐれて居たから、サチ(其項下を見よ)の意によつて此名を負うたのであらう。萬葉集十一巻にも「葛木の其都彦眞弓」と詠まれ、神功紀六十二年の分註に百濟記を引いて、新羅不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>貴國<sub>ニ</sub>貴國<sub>ニ</sub>沙<sub>ニ</sub>至<sub>レ</sub>比<sub>レ</sub>比<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>之とある。

ソツヒコ(斐津彦)の皇子

景行天皇の皇子、生母は日向の髪長大田根媛(紀)。日向斐津彦とあるから、ソが麗の國を意味することはいふまでもない。舊事紀には菟智君の祖とある。

ソトノナミ(素都乃奈美)トメ(留)の命

ソツノナミと訓むものもあるが、意をなまぬ。  
ソトのナミはウナナミ(畿前國大野郡打波)に對する外の波で、今トナミ(越中國瀨波郡)と稱へられる。兩地共に山中のことであるから、「波」といふ稱呼はあたらぬやうであるが、其は借字で他に意味があつたのであらう。トメが婦人の稱號なることはいふまでもない。  
高志の深江國造(舊)。道君同祖で崇神朝に任命せられたとある。道君は姓氏錄によれば大彦命の孫彦屋主田心命の後とあるから、ソトのナミ氏も亦大彦命の裔であらう。女人が國造に任ぜられたことは

上代に在つては少しも異とするに足らぬ。

ソトノナミ(曾都乃奈美)のヲダ(小田)の命

加宜の國造(舊)。能登國造同祖とあるが、能登國造は仁德朝垂仁皇子大入來命の孫彦狹島命が任命せられたとあるから、道君同祖と稱せられるソトノナミ氏(前項を見よ)とは別系である。いづれを正しとするか不明であるが、外波と能登とは隣接して居るから、同氏族が占據したことはあり得る。

ソトホシ(衣通)の郎女(王)

ソトホリヒメといふ名が人口に膾炙して居るので、衣通をソトホリと訓するものがあるが、宜長説の如くソトホシを可とする。  
經太郎女の別名(記)。此皇女の身の光が衣を通したから名を負はせたと註記してある。紀には藤原の琴師郎女(尤恭天皇の寵姫)を衣通郎姫と傳へ、其方がよく聞えて居るが、記傳に攻讐せられたやうに其はコトフシの郎女の誤傳で、フヂハラのコトフシの項下を見よ。名が類似して居る爲に艶色衣を戲すといふ傳説が結びつけられたものと思はれる。

ソトホリ(衣通)の郎姫

尤恭天皇の妃、忍坂大中姫皇后の御妹弟姫の轉名(記)。記には藤原琴師郎女とある。ソトホシの郎女の誤傳であらうと思はれることは前項に述べた通りである。

ソトモ(背面)

ソト(外)モ(面)。  
外面の義であるが、成務紀によれば山陰曰<sub>ニ</sub>背面<sub>一</sub>とある。

ソナカシチ(蘇那曷叱知) (人)

崇神天皇の御代に來朝した任那の使節(記)。ソナカは名、シチは稱號で、ウシキアリ叱智干岐といふものもあり(垂仁紀)。其一名ツヌカアラシトのシトも亦シチと同語と思はれる。東國通鑑に賀洛國王名或曰<sub>ニ</sub>尼叱曷<sub>一</sub>或曰<sub>ニ</sub>坐知<sub>一</sub>或曰<sub>ニ</sub>經知<sub>一</sub>或曰<sub>ニ</sub>祖知<sub>一</sub>とある。

ソニ(蘇邇、素珥) (地)

ソネの轉か。  
速津別命が捕へられた地(記)。紀には素珥山で草中に潜んで免かれ伊勢の將代野で殺されたとある。今の宇陀郡曾爾村地方である。

ソニ(鳩)、ソニトリ(蘇邇孺理)

神代紀天若彦神儀の條下に以<sub>レ</sub>鳩爲<sub>ニ</sub>戸者<sub>一</sub>とある。古事記八千矛神の歌には「ソニトリの青き御衣」とあるから、翠鳥をいふものなることは疑がない。字鏡に鳩を曾邇と訓してあるが、和名抄によれば鳩はクロトリとあり、鷓鴣和名曾比、小鳥也、色青翠而食魚とある。此鳥はセビともよばれ、其川に棲むものをカハセミ(翡翠)といひ、方言ではシヨビ、シヨペン、シヨニ、シヨニンの如くも發音せられる(箋註)。恐らくは外來語で音が判明せぬ爲に色々に轉じたのであらう。

ソネ(曾根) (地)

ソはシ(石)に通ずる語で、シの項下を見よ。ネはミノ(峯)、

ソネ(歌)の如く丘地状の地形を意味する。其故に砂丘又は石堆をソネと稱へたのである。

後記常陸の曾尼を始め、諸國に此地名がある。吾海によれば土佐の長岡郡大塚、小塚の塚はソネと訓み、陸前國の遠田郡の大塚、中塚もソネと呼ばれるといふことである。大和の豪族長スネ彦も亦曾根彦の訛であらう。

ソネ(曾尼)村

常陸國行方郡の郷名(風、和)。風土記時代には縣家を置かれたといふことである。今の五道町にあたる。

ソネ(曾彌)の連カライヌ(韓犬)

天武朝の人(記)。小錦下を授けられたとある。姓氏錄によれば曾彌連は饒速日命の裔、石上朝臣と同祖である。

ソネ(曾彌)の連カラオホ(韓太)

天武朝の人(記)。廣瀨大忌神奉祭使とある。

ソネ(曾彌)の連マロ(麿)

天武朝播磨國豐前郡中川の里人苦羅部大諸が貢進した異姓を本土に遷送せしめられた人(播風)。

そねがもとそねめつなきて (歌詞)

「其根が下、其根芽<sub>ツナケ</sub>認<sub>ツナケ</sub>きて」の意。ツナケの項下参照。  
(神武天皇御製) かみら一本 ソネガモト ソネメツナギテ 撃ち

てしやまむ(記)——紀にはソノガモトとある。  
 此御歌のソネガモトはソネメの序、ネメは根が生ひる芽の意、ツナギは跡を求めることで、登美昆古(長髓彦)の類を根絶せしめんとすふ意味である。——モトを茎の意とし、根と芽とを繋ぎあはせることとする記傳の説は非。

ソネビコ(疏福昆古)

常陸國行方郡曾尼の里に居住した佐伯(風)。其名を取つて里名としたとあるのは本末顛倒で、曾尼の曾長なるが故にソネビコと呼ばれたのであらう。出自は明記せられて居らぬけれども、隣里の提買の佐伯はアマ族であるらしいから、之も同族と見るべきであらう。

ソノ(園)

背野の義から轉じて邸外の背地をいひ、再轉して園圃の義になつたのであらう。

ソノ(苑)の縣

和名抄備中國下道郡曾能郷とある地。應神天皇古備行幸の際御友別の兄浦凝別を此地に封ぜられた(紀)。

ソノ(苑)の臣

刊本苑丘とあるが、前後の文章から推して苑臣であらねばならぬ。上記浦凝別の裔(紀)。

ソノ(園)の臣イクハ(生羽)の女

萬葉作家。三方の沙彌の妻。六巻にも三方の沙彌が其妻苑臣を慕うて詠じた歌が見える。

ソノ(園)の臣イホクニ(五百園)

聖武朝備中賀夜郡の少領(風)。松岡郷の御宅新造に與つたとある。

ソノ(園)神

宮内省備座の神(神名帳)。韓神と共に延暦遷都前から祭祀せられた社で、皇宮建造の際取除けよとした所が、其儘おいて欲しいといふ神託があつたので、宮内省に祀ることになつたと傳へられて居る(江家次第頭書)。岡は信字でソ(懸)の神を意味し、韓神と同じく異俗の神であらう。ソホリの神と同一神と思はれる(其項下參照)。

ソノキ(彼杵)の郡

肥前國の郡名(風)。——和名抄にも見え、今大村灣によつて東西二郡にわかれて居る。——景行天皇が宇佐の濱邊から派遣せられた神代直といふもの此地の土豪津津三間及菟菟兩人の所有の珠三個を徵發して天皇に奉つたので具足玉國と名づけられたのを、彼杵と訛つたとある。例の「いはゞ云はるゝもの、由來」で信するに足らぬ。キ(基肆)の郡と關係があるのであらう。或は露のキ(族)の意ではあるまいか。

ソノフリ(曾能振)の命

ソ(興)ノ(助語)ハフリ(稱號)の約であらう。

山背の國造(舊)。成務朝に任命せられたとある。神武朝に定められた山代(山城)の國造天目一命(又は阿多根命)とは全く別系と思はれる。

る。ソは異族の呼稱で、ハフリは曾長の義であるから、——巨勢の祝、猪の祝の例もある(ハフリの項を見よ)——其地の居住民の衆族が就任したものと思はれる。系譜のあげてないのは之が爲であらう。或は巨勢の祝と關係があるかも知れぬ。

ソノメ(曾能目)の別の命

ソノメはソノメの音便であらう。  
 景行天皇の皇子(舊)。ソノメはソ(懸)の群(村)の義で、紀伊國名草郡苑部(和名抄)の外、諸國にある地名である。

ソバ(會婆、素麻)の木

ソはサ(狭)の轉音。  
 狭葉の義で針葉樹の總稱である。  
 音便でソマともいひ、野生木なるが故に袖(山木の合字)といふ字をあてた。——ソマの項下を見よ——ソバの木を畧してソバとのみいふこともある。枕草子にソバの木とあるはソバカヅラのことらしく、蕎麥をソバといふのはソバムギの畧で全然別義である。  
 (神武御製)マチソバの 實のなげくを(記、紀)

(仁德皇后の御歌)川隈に 立ち榮ゆる 百不足 ヤソバの木(紀)  
 和名抄に楓和名曾波乃岐四方木也とあるが、箋註によれば棧は四角材、楓は八角材の意で、樹名としたのは順朝臣の誤解であるといふことである。此ソバはソバダツの語幹で棧の意であらう。

ソバカリ(會婆加里) (人)

盛江中王近侍の準人(記)。——紀には刺領巾とある——水齒別命

(後の反正天皇)にがたらはれて中王を殺し、己も亦誅に服した。ソバカリは袖刈の意か。

ソヒ(蘇比)のハリハラ(榛原)

萬葉集十四卷上野の歌に「イカホロのソヒのハリ原ネモコロに」とある。伊香保に添うた榛原の意でネ(根)にかゝり且ソヒといふ語をきかされたのである。——同卷に「イカホロのソヒの若松」というた例もある。

ソビラ(曾毘良、背)

ソ(セと同語)ヒラ(平)。

ヒラは手のヒラなどいふヒラである。背部の平坦なる部分ないふのである。——背腹の義とするは非。——例

ソフ(厨富、添、會布)の縣

大和の地名。和名抄には添上(曾不乃加美)、添下(曾不乃之毛)の二郡を擧げてある。——添下は今生駒郡に屬する。——神武紀に厨富縣波多丘岬とある地の所在は不明であるが、神名帳にあげた添下郡添御縣坐神社は今生駒郡富雄村大字三碓にあるといふ。ソフの語義は不明であるが、或は麻生の意ではあるまいか。

ソフ(添)の縣主

武乳遺の命(津速魂尊の兄)の裔(舊)。姓氏錄同斷。

ソフ(添)のミツエ(御杖)の君

景行天皇の御子武國皇別命(舊)。——此皇子の御名も此姓も他書には見えぬ。——伊豫御城別とあらべてあげてあるから、ソボも亦伊豫の地名かも知れぬ。和名抄によれば同國に周敷(主布)郡がある(今周系郡に屬する)。——ミツエの君の項下參照。

ソボ、ソボニ(結土)

ニは土石の總稱で狭義には色土就中赤土をいひ、丹の字を之に充てる。ソボはソム(染)の轉訛らしく、染料に用ひる赤土といふ意味を以てソボニと稱へたのであらう。之を畧してソボとのみいふ事もある。

眞金吹くニフのマソボの色に出て言はなくのみぞ我が戀ふらくは (萬二六) 佛作る眞赤足らずば水たまる池田のあそが鼻の上をほれ右の外十三卷に「朱の曾明舟」「曾明舟」など用ひられた例がある。

ソボ子(曾真連) [動]

ソボはシホ(妻)の轉呼、チは活用語尾。

妻れることないふのであるが、轉義により濡れとほる意となり、ソボ子なども用ひられる。左記の古歌のソボ子は尙原義を表示するものである。

(武烈紀) 玉もひに 水さへもり 泣きソボ子行くも 影變あはれ

ソボド(曾富騰)——ヤマダのソボトの項下を見よ。

ソホリ(曾富理)の神

大年神の子(記)。伊怒比賣の出で、韓神、白日神と同腹とある。ソホ

リが露色ホリの意なることは後記の通りで、昔日出雲在住の異族の崇拜した祖神であらう。大年神系譜が有力なる諸神を一系に結びつける爲に案出せられたものなることは既に屢々述べた通りである(アスハの神、カラ神、シラヒ神の項下參照)。恐らくはソホリの神は上記ソノ神と同神であらう。出雲國にソと呼ばれた民衆が居住したことは出雲郡に長濱、神門郡に關松山といふ地名「風」があることによつても證とせられる。

ソホリ(添)の山峯

ホリは韓語セル、ブルの轉呼で邑の意。ソホリはソ(露)色といふことであらう。

紀の一書天孫降臨地を日向巖之高千穂派の山峯とある。ソホリは山の名ではなく、其山峯の所在地名と解すべきである。ソの國にソホリ(ソ邑)のあることは極めて自然である。

ソマ(柚)

ソマの音便。——其項下を見よ。

ソマ木(針葉樹)のある山をソマ山といひ、之を伐る人をソマ人と稱へる。ソマ木、ソマ人共に畧してソマとのみいふこともある。——柚は山木の合字、ソマ木は多くは野生なるが故に意譯したのであらう。

ソヤ(征箭)

スヤの轉呼か。

和名抄に征箭は曾夜と訓してある。嗚箭、平頭箭などに對する區別稱呼で直箭の意であらう。

ソラツヒタカ(虚空津日高)、ソラツヒコ(虚空彦)

記の山幸海幸傳説に火遠理命を天津日高の子虚空津日高と稱して居る。ヒタカは秀高の意とも解せられるが、紀の一書に之を虚空彦とし、天津日高が常に天津日子と同義に用ひられて居る所を見ると、ヒタカはヒコと同義則ち日ナ子の轉音であるかも知れぬ(タ、ラ相通)。琉球のオモロに日神(日の御子)をテダコと稱へたことも思ひあはすべきである。いづれにしても天津日高より一段低いといふ意味を以てソラツと稱したのであらう。

ソラツヒメ(虚空津比賣)の命

神功皇后の御妹(記)。ソラの意は字の通りであらうが、名の所由を明にせぬ。

ソラミツ(虚空見) [枕]

ヤマト(大和)の枕詞。神武紀には饒速日命が天磐船に乗つて大虚を翔り眺み此郷たるにより虚空見日本國といふとあるが、空から見るといふことをソラミツとはいへぬ。恐らくは見は倍字で、空を海にたとへ、山を空のミツ(御津)に譬へたのであらう(古義)。但し人麿の歌にソラニミツとあるのが誤寫でないとするれば尙一考を要する。

ソリ(剃) [動]

サリ(去)の轉。ソヤ(殺)と同語か。

古事記垂仁巻に「悉剃其髮以髮覆其頭」とある。此傳説の如く剃髮といふ事が實際垂仁朝に行はれたとすれば剃刀が存したか、或は

何を以て代用したかといふことが問題になるのであるが、之を明にする資料がない。奈良朝には既に剃刀が用ひられて居たやうである。

(萬二六) 法師等が鬘の剃杭馬つなきいたくな引きそ備ながむかも

た

タ [接頭]——語法要録參照。

タ(咫)

テ(手)の轉音。

古は手の豎の長さを以て物を度量したので、タといふ語が尺度の單位に用ひられた。——拳の廣を以てする單位はツカ(握)と稱へられる——咫は周制八寸に相當し、婦人の手の長さを以て基準としたとあるから、タの假字に用ひられたのである。

タ [語幹]

タリ、タシ(足)、タリ(垂)、タミ(圓)、タメ(測)等の語幹で、原義は裕餘であらう。トと轉音してトミ(富)、トシ(收穫)、トヨ(豊)、トリ(取)等の語を派成した。

タ(田)

ト(處)と同源から分化した語であらう。

■タの原義は廣く土地を意味したのかもしれないが、我國に於ては古來耕作用地の意に用ひられ、ツクダ(佃)、ハタ(畑)の如き語を派生した。此語は大陸に於ては郷土の意にも用ひられたらしく、寧古塔の如くタといふ語のついた地名が多く、契丹、遼丹のやうにタンとも稱へられた。アイヌ語のコタン(邑)も同語ではあるまいか。或は漢字の壇又は田の如きも此音をあらはしたものであるかも知れぬ。

タ(田)の郎女

■記傳には之を茨田の郎女と改めたが、理由のない妄断である。——訓話の部参照。  
 ■繼體天皇の皇女、生母は坂田の黒比賣(記)。——記には此皇女をあげて居らぬ。——タは近江の地名であらう。或は淺井郡田福(和名抄)の舊名ではあるまいか。ネはヤ(風)ネ、キ(杵)ネ、ハ(羽)ネ、ム(身)ネの如く一音の語に添へて發音を便にする接尾語である。

タ(田)の里

■常陸國行方郡の地名(風)。古都比古といふものが三度韓國に使した功によつて授けられた地とある。新羅常陸國誌には之を和名抄にある道田の郷に擬し、今の小牧村附近にあると説いて居る。但し道路の功によつて賜つた田であるから、道田といふとあるのはやゝいひ過ぎた疑がある。

タ(田)氏ヒナヒト(肥人)

■肥人を笑つはウマヒトと訓し、喜田氏はクマヒトと讀んだが、ヒナヒト又は音便によつてヒナヒトと稱ふべきである。

■萬葉作家。大宰府の小令史とある。田は田部又は田邊などの略稱であらう。ヒナヒトは名である。——其項下参照。

タ(田)氏マヒト(真人)

■萬葉作家。筑前國の目とある。上記肥人の一族であらう。

たいきのわらは (歌詞)

■多力の童の訛(守部)。  
 ■(龍馬堂)青馬) または たろんこの たいきのわらはの さな子が ひこなるさいろん子  
 ■「又は大郎子の、多力の童のサチコ(人名)が孫なるサ郎子」といふ意。——サイロンコの項下を見よ。

タイシ(舵師)

■カチトリ(カトリ)を意味する漢語。  
 ■和名抄に舵正、船木也、嶋氏漢語抄云、舵船尾也、和語多伊之、今案舟人呼、操抄、爲三舵師、是ナリとある。此説明によればタイシは舵師の字音から出たもの、やうである。古は櫂を以て操針するを例とし、特別の舵具の案出せられたのは遙に後代のことであるから、舵を意味する古語のあつた筈はない。若し平安朝時代に舵をタイシと稱へた事があつたとすれば、順朝臣の説の如く舵師から轉用せられたものとせばならぬ。タギシといふ古語を之に擬するが如きは根據の乏しい當推量である。——タギシの項下参照。

ダウギヤウ(道行) (人)

■天智朝草薙剣を盗んで新羅に亡命しようとした沖門(記)。

ダウクワウ(道光) (人)

■孝徳朝白雉四年の遺唐僧(紀)。持統八年歿。

ダウクワン(道観) (人)

■孝徳朝白雉四年の遺唐僧(紀)。

ダウゴン(道嚴) (人)

■孝徳朝白雉四年の遺唐僧(紀)。

ダウセウ(道昭) (人)

■孝徳朝白雉四年の遺唐僧(紀)。續紀によれば此人は船史王辰爾の孫で、文武天皇四年に歿し、初めて火葬に付せられたとある。

ダウゾウ(道藏) (人)

■天武十二年、雪して雨を呼んだ百濟僧(紀)。

ダウツウ(道通) (人)

■孝徳朝白雉四年の遺唐僧(紀)。

タウメ(専女)

■古語ではないが女性の呼稱にタウメといふ語がある。和名抄に太字女者毛波真(専)古語也、今呼ニ老女ニ爲ニ太字女、故次ニ於真ニ耳とある。タウメはタチメ(タラヤメ)の説で、本來婦人の敬稱に用ひたのが轉じ

て老婦人の意となつたのであらう。和名抄にも明記せられて居るやうに、平安朝の俗語で最古く見えるのは貫之の土佐日記であるが、其ともオキナに對して用ひられたといふだけで、貫之夫人に對する敬稱と解せられぬことはない。——タクメの項下を見よ。

タウメ(専) — タクメの音便、其項下を見よ。

タオキホオヒ(手置帆負)の神 — オキホヒの項を見よ。

タカ(高、多可、多珂、託賀) (地)

■後記播磨及常陸のタカの郡をはじめ諸國にある地名で、兩國風土記の説明のやうに「高」の意とも解せられぬ事はないが、此名を負うた地形は必しも高地に限らぬやうである。或は他の意味のあるタカ又はタガといふ語が存したのかも知れぬ。  
 ■極めて根據の乏しい想像ではあるが、タカ又はタガといふ族名の存したことも有り得る。マリアナ群島の先住民はタガ族と稱したと傳へられ、フィリッピンにはタガルといふ種族がある。タカマ(高天)、タカカモ(高鴨)などいふ語もタカ族とアマ又はカモ族との結合を意味するものとも稱し得られるのである。

タガ(多賀、陀賀)の神社

■近江國犬上郡の神社(神名帳)。——犬上郡多賀村大字多賀にある。今官幣大社に昇格。——古事記に「伊弉那岐大神者坐淡海之多賀也」とあるによつて古來祭神をイザナギの尊とする説があるが(釋紀)、先學が既に攷證したやうに此淡海は淡路の誤記らしく、延喜式にも普通

神社として取扱はれ、國史には授位、奉幣等の記事が現はれて居らぬ。靈異記に野洲の郡御上の嶺の神社を陀賀神社とし、寶龜中に封六戸を進められたとあり、其祭神は白狐なりとある。是は式の御上神社を指すもの、やうであるが、此社もタガ神社とよばれた事が絶無であるとはいへぬ。要するにタガの語義が判明すれば此疑もとけるのであるが尙之を明確にし得ぬ。——或は多可(陸奥)、多賀(陸奥及遠江)、多伎又(多吉)伊豫、出雲、丹波、越後、美濃、多伎(出雲)、多久(丹波、出雲)、多氣又は竹(土佐、出雲、尾張、伊勢)、哆胡(伊豆)、多居乃上(因幡)など呼ばれる神社と系統を一にするものではあるまいか。

タカ(多珂、高)の國

常陸國の久慈郡助川から陸奥の石城郡苦麻村(今の熊町)に至る地方(常風)。孝徳朝多珂石城の二郡に分割せられたとある。和名抄には多珂郡をあげ、今多賀郡と稱へる。釜崎丘崇なるが故に多珂之國と名づけたと風土記に説明せられて居るが、他に意味があつたのであらうと思はれることは上記の通りである。近くは陸前にも多賀郡多賀郷があるが、決して高地といふことの出来ぬ地形である。

タカ(高、多珂)の國造

國造本紀には成務朝額部岐命の孫彌佐比命が拜任したとあり、常陸風土記には出雲、臣同族建御狹日命を此國造としてある。武藏、上下海上、安房、菊間の國造と同じく、天穗日命の裔と稱する出雲系氏族の所領であつたのであらう。同書に孝徳朝の人として多珂國造石城直美(夜部)の名が見えるが、此は天津建許呂の命の裔でアマ系であるから、後に國造家に交迭があつたと思はれる。

タカ(託賀、多可)の郡

播磨國の郡名(風)。和名抄にも見え、今も此名を存する。風土記は之に巨人傳説を結びつけ、常に腰をまげて歩いて居たが、此地では高く伸びたというたから、タカと名づけたとあるが、理窟のあはぬ話である。事實上於て此郡は國中の高地なるが故にタカ(高)と名づけたことは有り得る。

タカ(高)島

播磨國揖保郡の地名(風)。他の島よりも高い島であるから其名を得たとある。家島群中の一島で今も此名を存する。

タカ(竹)の水門

日本武尊が到着せられた蝦夷の境界地點(紀)。所在不明、陸奥の名取郡若くは常陸の行方郡とする説があるが、遠近度を失する。恐らくは古の多珂(高)國——即ち今の常陸國多賀郡及磐城國石城郡——の一點地名で、水門とあるから鮫河口ではあるまいか。此地は稍後世まで夷地との境であつたらしく勿來の國の遺跡である。

タカオカミ(高麗) (神)

新設せられた阿蘇突智の身體の一段から化生した神(紀一書)。他の一書及古事記に見えるタラオカミの異傳であらう。オカミが蛇神の稱呼に用ひられたことは其項下に述べた通りで、タカは美稱である。

タカカヒ(鷹甘)部

仁徳朝鷹を飼ふ爲に定められた民部(紀)。

タカカヒ(鷹甘)邑

仁徳朝鷹を飼うた地(紀)。大阪市住吉區南百濟町に今も鷹合村といふ名が残つて居る。

タカキ(多加紀)

高所の意。キは通例土工を施した場所をさすに用ひられ、城と譯せられて居るが、次の歌のタカキは尙原意により天然の高地をいふもの、やうである。

(神武天皇御製) 宇陀のタカキに鳴鹿張る(記、紀)  
(仁徳天皇御製) 御室の其タカキなる大猪子が原(記)

タカキ(高木)の郎女

仁賢天皇の皇女、御母は春日の大郎女(記)。紀に高橋大娘皇女とあるにあたる。タカキといふ名の所由を詳にせぬ。

タカキ(高木)の神

高御産巢日神の別名(記)。——紀には此神名は見えぬ——元慶二年十一月從五位を授けられた筑後國高樹神(三代實錄)は此神のことであるかも知れぬ。  
高ミムスビの神をタカキの神と稱へる理由は説明せられて居らぬ。タカキの語義についても記傳にはキはクヒの約、クヒはムスビと同義と説いてあるが、荒唐無稽といふべきである。クヒは約せられてキとはならぬのみならず、ムスビといふ意味は少しもない。——クヒの項

下参照——案するに或る氏族によつて崇祀せられたタカキといふ神があつたので、口碑傳誦者が誤まつて之を高ミムスビの神と混同したのであらう。タカキの語義は不明であるが、若しタカといふ氏族が存したとする想像が誤まつて居らぬならば(タカの項下参照)、之とキ族と結びついたものがタカキで、タカカモ、タカマ(タカ、アマ)の類ではあるまいか、我神話には諸有力氏族の祖神を一系に結びつけんとした努力の跡の歴然たるものがある——ことに古事記には此傾向がある——から、タカミムスビの神とタカキの神とを異名、同一體としたことも亦あり得べきである。

タカキ(高材)比賣

國材の字の訓不明。他に用例もないが姑く古訓に従つてタカキとして置く。

日子坐王(開化天皇の皇子)の御孫加邇米雷王の配(記)。丹波の遠津臣の女とある。神功皇后の御祖母である。名の所由不明。

タカキ(高城)イリヒメ(入姫)皇女

景行天皇の皇女、御母は八坂入姫(紀)。記には一妾の出として高木比賣命とある。御兄五百城入彦の孫女にも高城入姫といふ女性がある所を見ると(次項参照)、タカキといふ氏族が美濃、尾張地方に居住したものと思はれる。——入姫を略して單に姫と稱した例は他にもあるから、記傳のやうに之を誤傳と断定することは出来ぬ。

タカキ(高木、高城)のイリヒメ(入日賣、入姫)の命

應神天皇の妃。五百城入彦(景行皇子)の孫女(記、紀)。御父は品陀、

眞若王とある「記」。タカキは上記の如く美濃又は尾張に居住した氏族名で、故あつて其入姫となられたのであらう。——舊事紀には生母は尾張氏十三世尾綱根命の妹金田屋野姫命とある。

タカキ(高木)のツヌサシ(角刺)の宮

飯豐皇女の宮「記」。紀には忍海角刺宮とあるが、當時の人の諺として

大和に見が欲しものはおしぬみの此タカキなるつねさしの宮といふ歌をあげて居る。宮殿の所在地は忍海で高所にあつたが故にタカキの角刺の宮とよばれたものと思はれる。——ツヌサシの宮の項を見よ——宮殿の擧げられたのは一時政を攝せられたからであらう。

タカキタ(高北) (地)

萬葉集十三卷に「百岐年三野の國の高北のタカキの宮に」(三三三)とある。タカキは可兒郡の地名で、景行天皇の行在所も其地にあつたらしいから、此界限をタカキと稱へたものと思はれるが、其名は傳はつて居らぬ。——タカキは或は「高き田」の意であるかも知れぬ。豊後の大分も「大き田」の意と説かれて居るのである。

タカキヒメ(高木比賣)の命

景行天皇の皇女「記」。一妾の出とある。——紀に八坂入姫の所生高城入姫とあるにあたる(其項下参照)。

タカク(高來)の郡

和名抄にタカクと訓せられ、今もタカクと稱へて居るが、正しくは

タカであつたかも知れぬ。其項下参照。

肥前國の郡名「風」。——和名抄には多加久と訓せられ、今南北二郡に分れて居る。——景行天皇の御代高來津座(一本には彦とある)が勅使を迎へたから其地を高來と呼んだとあるが、他の例にもあるやうに本末顛倒で、高來の酋長なるが故に高來津彦と呼ばれたのであらう。タカクといふ訓に誤りなしとすれば高來の意と解すべきである。

タカクラ(高座)

原義は字の通りであるが、高御座(玉座)の意にも用ひた。赤人の春日山の歌(萬葉)に「タカクラの三笠の山」とあるのは、玉座の蓋にいひかけたのである。

タカクラ(高倉)の郡

天武紀四年の記事に相模國高倉郡の女人三男を生んだといふ註述があつたとある。タカクラは和名抄高座(多加久良)郡とあり、今カウザと稱へて居る。

タカクラ(高倉)山

大和國宇陀郡の山名「神武紀」。高見山のことであらうといふ説もあるが、尙確證がない。タカクラは高座の意であらう。

タカクラジ(高倉下) (人)

高倉の主といふ意。——クラジの項下参照。

天神の神勅を蒙り神劍を獲て神武天皇に獻した熊野の人(記、紀)。——舊事紀には饒速日命の子天香語山命の一名とし、父に従うて天よ

紀伊國熊野邑に降つたとある。——此地方の一土豪と解すべきであらう。

タカサカ(高坂)の王

近江朝大和の留守司「天武紀」。近江に都を移された爲め大和の舊都に留守司といふものを置かれたのであらう。タカサカは地名であらうが所在不明。系譜も亦判明せぬ。

タカシ(高石、高師、高脚) (地)

タカ(高)、イソ(磯)の約。

垂仁紀に河内國に高石池を作るとあり、持統紀三年の條下にも禁漁地として河内國大島郡高脚海をあげて居る。神名帳に和泉國大島郡高石神社が見える。今の東北郡高石町である。

(萬二) 大伴のタカシの濱の松が根を枕していねれど家し唄はゆ

タカシキ(竹敷)の浦

今の對馬國竹敷港で日露戰爭時代の海軍要港として有名である。次の歌のウヘカタ山は上方の山といふ意で、或は一峰が特に此名を以て呼ばれたのかも知れぬ。

(萬二) タカシキの紅葉を見れば我妹子が待たむといひし時ぞ來にける

(同) タカシキのウヘカタ山のくれなるの八しほのいろになりける

タカシク(高敷)

高は美稱、シクといふ意。歌語としてはタカシカスと用ひられる。此場合は天皇が國土を數ますといふことと、「高知ラス」と同義になるのである。——單にシキマスともいふ(シキの項下参照)。——例(萬六) やすみしし 吾大君の 高シカス 大和の國は 皇祖の 神の御代より シキマセル 國にしあれば(1047)

タカシマ(高島、竹島)

和名抄近江の國高島(大加之島)郡とある地(現存)。繼體天皇の御父彦主人王は此郡の三尾の別業に居住せられたとあり(紀)、萬葉集の歌にも屢々詠まれて居る。例

(三卷) いづくにか我は宿らむ高島の勝野の原に此日くれなば

(七卷) 大御舟はて、さもらふ高しまの三尾のち野のなきさしおもほゆ

タカシマ(竹島)の門

孝德朝遣唐使の舟が難破した水道「紀」。薩摩の曲とあるから、硫黄島附近の竹島であらう。

タカシマ(高島)の宮

神武天皇の吉備の行在所「記、紀」。今所在を詳にし得ぬが、語義は字の通りで、吉備にあつた島又は牛島の名であらう。

タカシリ(高知)

高は美稱、シルは統御といふ意。「高天原にヒヤ(又はチヤ)高知」と

いふ慣用句として最も多く用ひられて居るが、此は千木の高く聳ゆること  
にいひかけたので、シルはヒキ(又はチキ)の連語ではない。されば  
單に「高知ル」「高知ラス」(敬語)とも用ひられるのである。例

- (萬二) 高殿を 高知まして 上り立ち 國見をすれば(元)
- (同) この山の 絶ゆることなく 此川の いや高知ラス(秀)
- (同) 高知ルや 天の御座 天知るや 日の御陰(吾)

タカスカ(高巢鹿)の別

大中津日子命(垂仁皇子)の裔(記)。タカスカは地名であらうが、所  
在を詳にせぬ。語義は高橋(又)又は洲(又)であらう。

タカセ(高瀬)村

播磨國多可郡及飾磨郡の地名(風)。前者は川瀬高きによつて名づく  
とあり、後者は高所から水が落ちるからタカセといふとある。

タカセ(高瀬)の淀

神樂歌「小前張」に

こままくら タカセの淀にや たが賢人ぞ しぎつきのほる 網  
おろし さでさしのぼる

とある。愚案抄には河内の名所也、まこの多き所也とあり、和名抄  
に河内國茨田郡高瀬郷——今北河内郡三郷村字高瀬——とあるが、  
枕は枕詞で此歌の題によるとタカセは川の名のやうである。

タカセ(高瀬)の濟

攝津國高瀬川の渡(播風)。景行天皇が此川を渡つて播磨に行幸せら

れたとある。今此名は残つて居らぬ。

タカタ(高田)の首イハナリ(石成)

持統朝の人(紀)。三兵(弓、劍、槍)に練熟の故を以て市中で賣められ  
たとある。姓氏録によれば高田首は高麗人多高子使主の後とある。高  
田は和名抄山城國葛野郡高田郷とある地であらうが、其地も亦多高氏  
の名から出たのではあるまいか。

タカタ(高田)の首ニヒノミ(新家)

天武朝の人(紀)。壬申の亂に伊勢の鈴鹿で天皇に參候したとあり、  
十四年行宮造營の爲め信濃に遣はされたとある。ニヒノミは地名から  
取つた稱號らしく、新家となく理由は其項下に述べる。

タカタ(高田)の首ネマロ(根麻呂)

孝德朝白雉四年の遣唐使(紀)。

タカタ(高田)の女王

萬葉作家。高安王の女とある。

タカタ(高田)の行宮

景行天皇筑後行幸時の行宮(紀)。ミケ(三池)の郡内であるが、今其  
遺跡を明にし得ぬ。

タカタ(高田)媛

景行天皇の妃(紀)。阿倍氏木事(木事)の女とある。阿倍臣は大産命の裔で

あるが、木事が其族人であるかは不明である。タカも地名を負うた  
ものと思はれるけれども所在を明にし得ぬ。

タガタ(田形)の皇女

天武天皇の皇女、御母は蘇我の大養娘(紀)。御名の所由不明。齊宮  
に任ぜられ(續紀)、後身人部王に嫁せられたやうである(萬)。

タカタ(高田)の丘

武烈紀に百濟の意多耶を高田丘上に葬るとある。大和志によれば葛  
下郡岡崎村(今北葛城郡陵西村)にあるといふ。高田町の附近である。

タカタ(高田)のシコヲ(醜雄)

孝德朝の人(紀)。蘇我の山田の石川麻呂に連坐して誅殺せられたと  
ある。高田首の氏人であらう。

たかたされ (歌詞)

タ(誰)、カ(片)、シ(助語)、アレ(在)の約か。

應神天皇御製に

淡路島 いや二ならび 小豆島 いや二ならび よろしき島々  
タカタサレ あらちし 吉備なる妹を 逢ひ見つるもの

とある(紀)。タは今の語のドレで、タカタサレは「どれが片しあれや」  
とヤの字を加へて聞くべきで、アレ、アラチシと韻を踏まれたのであ  
る。折角相見た兄媛の歸國を悲しみ給ひ、島々はいづれも二ならびで  
どれも片立のものはないのにといふ意。釋紀の解の誤れるは勿論、通  
釋のやうに誰令片去として注意をなさぬ。

たがたねろかも (歌詞)

タネはカネの音便。——古はカ、タを相通じて用ひたらしく(ボリネ  
シア語でも相通である)、アカネをアタネ(八千矛神歌)とした例も見  
える。

仁德天皇の御製に

女鳥の我大君のおろす布誰かタネロかも

とある(紀)。「誰かカネなるかも」の意で、カネ(タネ)は確定の意。女  
鳥女王の答歌に「高行くや準別の御オスヒ誰」とあるカネである。

タカチナヒメ(高千穂那毘賣)

比古布都押之信命(孝元皇子)の配(記)。味師内宿禰の生母。——カ  
ツラキのタカチナヒメの項下参照。

タカチホ(高千穂)

タカ(高)、チ(響)、ホ(秀)の複合語で、高邁の意。美稱として用ひら  
れたもの、やうである。

天孫降臨の地は高千穂の峰(紀)、高千穂のタシフル峰(記、紀一書)、  
高千穂の穂日の二上峰又は高千穂の派の山の峰(紀一書)と傳へられ、  
ヒコホアミの命の皇居は高千穂の宮といひ、其御陵も高千穂山の西  
に在るといふ(記)。神武天皇の日向の皇居も亦記によれば高千穂の宮  
と稱へられた。従来タカチホを固有名詞と速断して其所在地について  
議論を闘はせて居るのであるが、上記の高千穂峰、高千穂山、高千穂宮  
を同一地點とするのは無理で、少くともヒコホアミの命の皇居及  
御陵の地と神武天皇の御發祥地とは別であらねばならぬ。案するにタ

カチホは最高美稱として天孫御歴代の御在所に冠稱したもので、決して一地の固有名詞ではないのである。

タカチホ(高千穂)の峯(山)

天孫降臨の地。紀に日向巖高千穂峰とあり、其他にも異稱のあることは上記の通りであるが、高千穂といふ語はいづれにも添へられて居るから、タカチホの峰を通稱とした事は疑がない。大隅國始末郡霧島山を以て之に擬するものが多いが、日向風土記に同國白杵郡智保郷は高千穂の二上峰の轉訛であると記されて居る所を見と、夙に異説があつたもの、やうである。タカチホといふ語によつて鶴峰のある所に到着せられたことは想像せられるが、此傳説の山を實地に求めることは或は不可能であるかも知れぬ。ヒコホホアミの命の御陵があるといふ高千穂山も同類である。

タカチホ(高千穂)の宮

ヒコホホアミの命及神武天皇の宮號(記)。所在は明確でないが、神武天皇の御發程地は御路次の記事によつて推察するも、豊後から遠からぬ處であつたとせねばならぬ。推古天皇の御代まで御歴代の皇居は變更せられることを例としたのであるから、神武天皇の最初の皇居が御祖父ホホアミの命の高千穂の宮と同一であらねばならぬとする理由は少しもない。思ふに神武天皇以前の都は吾田の笠狹岬から東北に向つて屢々轉々したのであらう。

タカツ(高津)

仁徳天皇皇居の地(記)。タカは美稱が然らずば地形の高いこと

をいふので、河津の名から轉じた地名であらう。今の大阪城の在る所であらうといはれる。——現在の高津は全く別地である。——萬葉集三卷に

久方の天のさぐめが磐船のはてし高津はあせにけるか

とあり、攝津風土記(代匠記所引)に天若彦について天から降つた天探女といふ神が磐船に乗つて此地に降つたから高津と名づくことある。恐らくは右の如き民間傳説が存したのであらう。

タカツ(高津)の宮

仁徳天皇の宮號(記)。難波の高津に建設せられたので、地名を取つて宮號としたとある。

タカツカミ(高津神)の災

タカはトガの音便。  
大政の祝詞に國つ罪の一としてタカツカミの災をあげて居る。——アマツ罪、クニツ罪の項下參照——トガの原意はツミと同じく罪過の意であるが、こゝではマゲと同義と心得べきである。又カミは必しも崇高な神性を備へて居るとは限らず、惡神もカミであるから、タカツカミは魔神又は妖鬼の意となるのである。妖鬼の災が國つ神の罰とせられたことは極めて當然である。——此語は今まで解き得たものがなかつた。

タカツトリ(高津鳥)の災

タカはトガの音便。  
タカツ鳥はトガの鳥で、魔鳥といふことである。——タカツカミの

項下參照。

大政の祝詞に國つ罪の一としてタカツトリの災をあげて居る。即ち雉鳥の災をいふのである。之を高鳥即ち飛鳥と解したものがあつたが、低つ鳥といふ語のない所を見ても牽強なることが明である。——遷却樂神祝詞に天若彦が「高津鳥喚依テ立處ニ身亡」とあるのは紀記の傳とはちがふが、雉鳥の災を死因とする一説が存したのであらう。

タカツ又(高角)山

人麿の歌によつて有名な石見の地(萬)。同國美濃郡高津河口高津町が其遺跡とせられ、柿本人丸神社が設けられて居るが、歌によつて列すると、ツヌの浦にある高地をタカツ又と稱へたもの、やうである。此事は吉田東伍氏も其名著地名辭書中に論じた。

タカツル(高鶴)の郎姫

履中天皇の妃(紀)。父を鮒魚磯王 兄を鷲住王といふとある。名の義は字の通りであらう。

タカテル(高照光)姫の大神の命

大國主神の女(舊)。生母は邊都宮に坐す高津姫神で、都味齒八重事代主神と同腹、倭國葛上郡御歲神社に坐すとある。記紀には見えぬ一異傳である。

神名帳に葛木御歲神社とある名神大社で、鴨ノ都味齒八重事代主神社に隣して居るので、味齒高産根神と下照姫命との例に準らへ、之を兄妹關係にあるものとし、高照といふ名を與へたものではあるまいか。鴨都味波八重事代主が出雲の八重事代主命と同一神であることすら疑

とせられるのであるから、此名の姫神があつたとしても大國主神の女とすることについては確に肯定は出来ぬのである。

タカトモ(竹柄、高柄)

舊事紀舊訓にタカカラとあるのは後記の如く理由のあることであるが、尙通訓に従ふ。  
天照大神は男裝してスサノヲの命を迎へられたとき臂に懸けたタカトモを着けられたとあり(記、紀)、天孫供奉の神將天忍日の命も之を着用したとある(紀一書)。トモは發音器を意味する古語で(其項下參照)、竹製のものなるが故にタカトモと稱へられたものと思はれる。舊事紀にタカカラと訓したのも竹稈の意によるものである。後世の竹ボラのことであらう。

順は漢字ではなく、我國で作られた會意字である。恐らくは本初カラの假字として柄の字を用ひたのが、後世射具の敬と混同してから革製なるが故に木屬を革屬にあらためたのであらう。鞆も亦トモと稱へられたことは疑はないが、タカトモは射具ではなく、將軍が部下に合圖する爲に用ひた號角で、歐洲では中世紀まで此種のものを持帶したものである(日本古俗誌)。

タカ又(高野)の里(宮)

播磨國美濃郡の地名(風)。地形によつて名づくことある。於美濃二王(後の仁賢、顯宗天皇)が作られたといふ高野の宮も此地名を貢うたものであらう。

タカ又(竹野)比賣(媛)



開化天皇の妃、産湯産隔命の生母(記、紀)。記には且波の大縣主由基理の女とし、紀には單に丹波竹野媛とある。タカハは和名抄丹波國竹野(多加乃)郡竹野郷、神名帳同郡竹野神社とある地、——和銅六年分國までは丹波は丹波の一部分であつたのである——恐らくは此地の名門の女であらう。丹波道主王の女にも竹野媛といふ名がある。

タカハ(竹野)媛

丹波道主王の女(紀)。醜貌の故を以て後宮に容れられぬことを愧ぢて自滅したとある。——記には之を圓野比賣と傳へて居る(其項下を見よ)。

タカハ(高野)の社

播磨國神前郡の地名(風)。高い野といふ意で、玉依姫命の鎮座する神の社であると説明せられて居る。

タカハ(高野)の原

舊訓による。通説にはタカマタのハラと改めてあるが、高抜の意ならばマクハ(マケ、アルの意)といはればならぬ。タカマタでは他動詞になる。

雄略朝吳使を饗せられた石上の一地點(紀)。所在不明。語義は字の通りであらう。

タカネ(多可彌) (動)

タは接頭語、カネは兼と同語であらう。

萬葉集五卷山上憶良臣の哀世間雜住歌に「手つか杖腰にタカネテ」

とある。今の語でいへば杖を腰にカフといふことであるが、上古はタカネとも稱へたのであらう。——ツガネ(東)の意とする説には従はれぬ。

タカネ(飴)

アメと訓むを可とする。——其項下参照。

神武紀に天皇又新之曰、吾今當以八十平定、無水造、飴、飴成則吾必不假、餘及之威、坐平天下とあり、飴にタガネと訓してある。他に用例のない語であるが、栗田氏の考證によれば姓氏録に米餅搗大使主を聖者大使主ともかき、若狭國若狹彦神社の祝詞次第に黒い鳥が白い多賀福をくはへて飛んだとあり、遠江の方言では米粉を水で捏つたものをタガネといひ、常陸では持ちよせ穀物で作つた餅をタガネ餅と稱へるといふことである。餅、團子をタカネ——ツカ(搗)ナヒの轉呼——としたのは有り得べきことであるが、飴にも通用せられるかといふことは疑問である(アメの項下を見よ)。結束の意によるとする説は東といふ漢字についての釋で取るに足らぬ。

タカハ(高羽)川

豐前國の土豪麻剝の根據地(景行紀)。田河郡といふ名は之から出たものと思はれる。今の伊田川(彦山川)であらうといはれて居るが、これは豐前の海に注ぐ川らしいから現在の今川が古タカハ川と呼ばれたのであるかも知れぬ。タカハの語義不明。

タカハ(竹葉、誰葉)野

萬葉集十一卷に「妹が髪上小竹葉之放胸(三六五)とある。小は衍字で「妹が髪あげ」までが序、竹葉野は地名とする説(古義)を可とする。和名抄山城國級喜郡に多河といふ郷名があるから、其地の野をいふのであらう。同集十二卷にも「タカハ野に立しなびたる菅の根のしぬひ誰故わがこひざらむ」とある(三六六)。

タカハシ(高橋)

大國主神に供する往來遊海之具(紀一書)。タカハシは現今高梁橋を意味するので、萬里は海に橋は似つかはしからずというたが、其はハシの語義が舟にも通ずることを知らぬためである。この高橋は船又は軸轡の高い舟と解すべきである。——ハシの項下参照。

タカハシ(高橋)の朝臣

大産命(孝安皇子)の裔(舊)。姓氏録によれば天武十二年膳臣を改めて高橋朝臣の姓を賜はつたとある。改姓の後も安曇氏と共に世々内膳司に任じた(續紀)。高橋と改めた理由は不明であるが、恐らくは居住地——大和の添上郡か——を名に負うたのであらう。

タカハシ(高橋)の朝臣 (歎名)

萬葉作家。傳不明。次に記述する國足又は安曇のことであるかも知れぬ。

タカハシ(高橋)の朝臣クニタリ(國足)

萬葉作家。聖武朝の人で、越後守に任ぜられた(續紀)。

タカハシ(高橋)の大郎女

仁賢天皇の皇女、御母は春日の大郎女(紀)。記に高木郎女とあるにあたる(其項下参照)。

タカハシ(高橋)の公

天武十三年眞人と改稱したとあるが、其系譜は不明である。王孫の一氏で早く後を絶つたものであらう。

タカハシ(高橋)邑

大和添上郡の地名(紀)。式に大和國添上郡高橋神社とある。崇神紀に此邑の人活目が大神の掌酒に任ぜられたとあり、武烈紀影姫の歌に「石上フルをすぎ、薦枕タカハシ過ぎ、もの多に大宅過ぎ、春日のカスカを過ぎ」とある。石上と春日及大宅郷との中間にあらればならぬ。今の標本町附近であらう。

タカハシ(高橋)の連

物部氏十三世建彦の後(舊)。姓氏録には大新川命の後、小前宿禰の後、伊己布都大連の後の三氏をあげて居る。いづれも物部系である。上記高橋邑在住の物部連といふことであらう。

タカハシ(高橋)の連ムシマロ(虫麻呂)

萬葉作家。傳不明。古歌の採録者であつたことは三卷及九卷の左註によつても明である。

タカハシ(高橋)のヤスマロ(安麿)卿

萬葉作家。元正聖武朝の人、右中辨大率大貳を歴任(續紀)、萬葉集第六卷には右大辨とある。

タカハセ(竹葉瀬) (人)

仁德朝の人(紀)。上毛野君の祖とある。荒田別の子であらう。姓氏録には多奇波世君とある。下總國結城郡高橋(和名抄)といふ地に由縁があつて之を稱呼としたものと思はれる。

タカハマ(高濱)の海

常陸國茨城郡の地名(風)。花紅葉の頃遊覽の地とある。今の新治郡高濱町である。

タカヒ(劍柄、手穎)

タカミ(手)の轉呼。

手よといふ意から把柄をいふに用ひられたのであらう。神武紀に撰創此云ニツルギノタカミトシバリと訓註してある。

(日向風土記)宮崎郡高日村。昔者自天降神以御劍柄置於此地。因曰劍柄村、後人改曰高日村也(釋紀所引)

(萬二) 槍太刀の 手穎押禰利(八〇九)

後の例のオシネリは押禰の意であらう。

タカヒカル(高光)、タカテル(高照)

日の枕詞。ヒカルとテルとは同義であるが、四音を佳とする場合に

はタカテルとしたもの、やうである。——タカテラスと訓むは非。

(ミヤズ姫の歌) やすみしし 我が大君 高光 日の御子(記)

(萬二) 高ヒカル我が日の皇子の萬代に國知らさまし鳥の宮はも (萬二) やすみし 吾大君 高照 日の皇子(萬二)

タカヒメ(高比賣)の命

大國主神の女。下照姫の一名で(紀、記)、生母は宗像の多紀理比賣とある(記)。アヂスキ高産根神の妹とせられて居る。天若彦の配偶となり、其葬儀の際歌を詠じて兄神の名をあらはしたといふ。

タカベ(高部)

和名抄に關一名沉鬼、タカベと訓してある。今もタカベと稱へる鬼の類である。タカベといふ名の義は判明せぬが、(は)メ(群)の轉音で、スズメ、ツバメ、カモメの如く鳥群の稱呼に用ひられた語である。

(萬三) 人漕がすあらくもしるし漕ぎする雲とタカベと船の上に住む (萬二) 高山にタカベさわたり高々に余が待つ君を待ちいでむかも

タカベ(多阿辨、高部)の郎女(皇子)

反正天皇の御子(記)。生母は丸邇 又は大宅)の許基登(木事)の女弟。記には皇女とし、紀には皇子とある。タカベは鳥の名である。

タカマツ(高松)の原

常陸國鹿島郡外海濱の一地名(風)。今の高松村の東方から平井村の西宮中に至る一里餘の松原を高天原と稱へるものも高松濱の説であらう(地名辭書)。

タカマト(高圓) (地)

大和の春日山の南の丘の名である。聖武朝此地に離宮を設けられたので、萬葉集にはタカマト山、タカマト野、タカマトの嶺、タカマトの宮等と詠まれた歌が多い(例畧)。名の義は字の通りであらう。

萬葉集十卷に「我衣するにはあらず高松の野邊行しかば萩のすれるぞ」とあり、其外にも高松をタカマトと訓した例があるが、高松を説り若くは其意からタカマトといふ語が出来たのではなく、マツ(松)の原語がマトであつたのかも知れぬ。

タカマノハラ(高天原)

記に高ノ下ノ天云阿麻と註してある所を見ると、タカマはタカ、アマの約なることは疑がない。

ハラは海原、國原のハラで、廣い空間を意味する語である。タカアマは字の義の如くも解し得られるが、或る他の意味の名詞として用ひられたこともあり得る。

タカマノハラは我皇室の御祖先の郷土を意味する語で、古典を通じて考察すると、之に關する上代人の概念は畧々次の如きものであつたやうである。

- (一) 所在は天上とせられた。
- (二) 靈神の居住地と見なされた。
- (三) 此國土と同様の形態をなし、同一の事物が備はつて居るとせられた。

右の概念は併立し得ざる場合もあり、他の傳説と抵觸することもあるが、科學の發達しなかつた上代に於ては十分納得するに足るものであ

つたと思はれる。勿論理想の郷土であるから、的確に宇宙のどの部分と指定することは出来ぬ。近時之が所在を論議するものがあるが、其は皇室の御發祥地と理想郷とを混同するもので、靈神の集在地たる高天原の現地を指定することは絶対に不可能である。

タカ、アマ(タカマ)の語義はタカ及アマといふ名を組合せたものではないかと考へて見る必要がある。——タカキ及アマの項下参照。——タカマのハラの畧とおもはれるアマノハラといふ語が古事記神代卷にも見え、人丸赤人の歌にも用ひられて居るが、其はタカマノハラの原義が不明になつた後に出来た語のやうにも思はれるのである。

タカマノハラヒロ(高天原廣野)姫天皇

持統天皇の尊號(紀)。御通稱ワヌ(大野の意)といふ御名の縁によつてヒロ野と申上げ、天降中原瀛真人(天武)天皇の皇配なるが故に、同じ意を以て高天原と冠稱したものと思はれる。——ワヌ皇女の項参照。

タカミムスビ(高御産巢日、高皇産靈、高皇魂、高御魂)の神(尊)

タカミはタカマ(高天)の音便、ムスビはタマと同義語で、靈魂の義である。——ムスビの項下参照。

天地初發の時出現した三神の一(記)。古語拾遺及紀の一書の四にも同様に傳へられて居るが、紀の本文及他の五書の傳には創世神としては此神名をあげず、舊事紀には第七代伊弉諾、伊弉册尊と同世代の別天神とせられて居る。忍穗耳尊の配携幡千千姫(萬幡豐秋津師比賣其他種々の異稱がある)の父又は祖とせられ(紀、記)、一名を高木神(命)といふとある(記、舊)。天孫を此國土に下されたのも天照大御神と此神

との合議であるかのやうに傳へられて居る所を見ると(紀:記等)、高天原に於て特に尊崇せられた神なることは疑がない。國土に國魂神があると同様に高天原には高天魂の神がいますと信ぜられ、タカマムスビ(魂)を訛つてタカミムスビと稱へたのであらう。

此神名の語義に對する従来の説は心行かぬ點が多いが、一々之を論ずるのは煩はしいから見合はせる。唯ムスビのムスがムスコ(息子)、ムスメ(息女)のムスでないこと、——其項下參照——タカミのミが御を意味せぬだけは疑のないことである。紀に此神を元始神中に加へなかつた理由は天の御中主神の項下に述べた通りである。

タカミヤ(高宮) (地)

和名抄大和國葛上郡高宮(多加美也)。——今の南葛城郡吐田村にある。——垂仁天皇が来目に行幸せられて高宮は居られたとあるは或は高屋の意で、地名ではなかつたかも知れぬが、神功朝に俘囚韓人を置かれた高宮は正に此地である。葛城の葛津彦の本貫であつたと見えて磐之姫皇后の御歌に「我が見がほし國は高宮我家のあたり」(記:紀)とある。綏靖天皇皇居の地葛城の高丘もこゝであらうといふ説がある。

タカミヤ(高宮)の王

萬葉作家。傳不明。

タカミヤ(高宮)の神主

神代本紀に萬葉尊の兄天間風命の裔とある(舊)。——他書に擧げられず、姓氏錄にも見えぬ。——此タカミヤは神名帳に河内國讃岐郡高宮神社及高宮大社祖神社とある地ないひ、其神主が祭神の裔と稱したの

であらう。

タカムク(高向) (地)

高茂處即ち樹木の茂つた高地といふ意であらう。タカムコともいふ。——ムク(木)の項下を見よ。——ムク(木)の高木によつて名を貰うたこともあり得る。

河内、越前、因幡、伊勢等にある地名である。

(一) 越前國坂井郡高向(和名抄多可無古)は繼體天皇御生長の地(今高向といふ)。

(二) 河内國高向は錦織郡の地名(今南河内郡長野村の大字)高向臣、高向村主などの本貫地。

タカムク(高向)の王

用明天皇の御孫(紀)。——御父母不明——皇極天皇の最初の皇配とある。

タカムク(高向)の臣(朝臣)

建内宿禰の子蘇我石川宿禰の後(記)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。姓氏錄によれば高向の朝臣は武内宿禰六世の孫猪子臣の後とある。河内の高向に居住したが故に氏名としたのであらう。

タカムク(高向)の臣 (姓名)

孝德朝坂東の總領(常風)。

タカムク(高向)の臣ウマ(字摩)

推古——舒明朝の廷臣(紀)。

タカムク(高向)の臣クニオシ(國押)

皇極朝の人(紀)。山背大兄王を逮捕すべしといふ入鹿の命に従はなかつたとある。

タカムク(高向)の臣(朝臣)マロ(麻呂)

天武朝の人(紀)。十三年大使として新羅に赴いた。翌年歸朝の記事に朝臣とあるのは其間に昇格したからである。

タカムク(高向)の博士クロマロ(黒麻呂)

高向の玄理の一名。——次項參照。

タカムク(高向)の Ayahito (漢人) クロマサ (玄理)

推古朝十六年の遣唐學生(紀)。河内國高向郷在住の歸化漢人——姓氏錄に魏文帝之後也とある高向村主と同氏であらう。——玄理はクロマサといふ名を漢譯したもので在唐中は勿論、歸朝後もゲンリと稱へたやうであるが、尙孝德紀には高向博士黒麻呂(マロ、マサ共に敬稱から轉じた呼號である)とあり、註に黒麻呂更名玄理とある。舒明天皇十二年歸朝、孝德朝押使として唐に使其地に於て病歿した。

タカムコ(高向) (地)

和名抄越前國坂井郡高向(多加無古)郷、今も高向村といふ地がある。繼體天皇の御母の郷土で天皇も此地に居住せられた(紀)。——タカムクの項下參照。

タカムナサカ(高胸坂)

タカ(高)ムナ(身)サカ(境)の意で、胸先といふことである。

ムナは身の意であるから、タカムナ即ち上身と云うて始めて胸の意になるので、ムネといふのは其略語である。タカムナの境は今の言葉でいへばムナサキで、宣長のいふが如く針坂をなして居るといふことではない。其故に紀の書には單に高胸とかいてムナサカと訓してあるのである。

(記) 中天若日子履三胡床之高胸坂以死

タカヤ(高屋) (氏)

舊事紀尾張氏系譜には六世建阿久其命は高屋大分國造等祖とある。「屋」と「大」との間に「連」の字を脱したのであらう。姓氏錄によれば高屋連は饒速日命十世の孫伊已止足尼大連の後とある。イコトは物部氏九世五十宿禰連(舊)のことであらうが、タカヤはタカミヤと同義語で——其項下參照——葛城の地名なるが故に尾張氏の一支に高屋連と名乗るものがあつたとするは極めて自然である。さりながら葛木氏族没落後物部氏族の勢が此地に延びて此名を冒したことも有り得べきである。

タカヤ(竹屋) (地)

薩摩國吾田郡鷹屋(和名抄)。ニニギ命の皇子の躰の緒を切つた竹刀を棄てたら竹林になつたのでその地を竹屋と名づけたといふ傳説が紀の書にあげてあるが、竹林をタカヤとはいへぬから、或は高屋があつたので名を得たのではあるまいか。

タカヤ(高家)の里

播磨國安芸郡の地名(風)。天日槍命が此村の高さが他の村に勝れて居るといふたから號くとあるが、恐らくは高屋の意であらう。和名抄にも見えた地名であるが今其名を傳へて居らぬ。

タカヤ(高家)の宮

景行天皇日向の行宮(紀)。見湯郡郡村であらうといはれる。其遺跡については色々説があるが、今尙確定せぬ。タカヤは高屋の意で地名ではない。

タカヤ(高屋)山上の陵

彦火出見尊の御陵(紀)。記には上記の如く高千穂山の西方とある。大隅國哈羅郡溝邊村が推定地とせられて居る。

タカヤは高屋の意であるから、千木の高く聳えた皇居をタカヤと稱へたことは極めて有り得べきである。其から轉じた地名が一ヶ所には限らなかつたのは致して不可解のことではなく、此神の贍給を切つた竹刀を棄てたといふ薩摩國吾田の竹屋とは別地とせればならぬ。タカヤホも亦高邁の意を以て皇居の稱呼とせられたことは上記の通りであるから、高千穂山の西とも傳へられたのであらう。

タカヤ(高屋)の丘の陵

安閑天皇の御陵(紀)。河内の舊市とある(紀記)。和名抄に河内國古市(不智知)の郡、神名帳に古市郡高屋神社とある地で、今の南河内郡古市町の南方に存する。紀によれば皇后春日山田皇女及皇妹神前皇女

もこゝに合葬せられたとある。

タカヤ(高屋)のアハ(阿波)の良姫

真の字を上につけてアハラと訓してあるが、真姫は眞姫と同じく、イラツメの假字であらう。  
物部氏五世大綜命の配(舊)。タカヤは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

タカヤ(高安)の王

萬葉集四卷に大伴旅人が此王に贈つた歌をのせ、攝津大夫とある。續紀によれば此王は聖武朝大原真人の姓を給はつたとあるから、門部王と同系であらう。

タカヤ(高安)の城

天智天皇六年倭國高安城を築かれたとある(紀)。八年更に之を修繕せられ、天武紀にも高安城に行幸のことが見えて居る。河内國高安郡なることは疑もなく、今も信貴山麓に其遺跡を存して居るが、こゝに倭とあるは上代境界が精密でなかつたので、大和境なるが故にかく呼ばれたのであらう。

タカヤ(高安)の倉人タネマロ(種麻呂)

萬葉集十九卷に越中國大目とある。クラヒトは官名から轉じてカバネのやうに用ひられたが(後世の何兵衛、何衛門の如く)、此クラヒトは國司の倉の管掌者であつたのかも知れぬ。高安氏にも造又は忌寸等のカバネを有するものがあるが、倉人は姓氏録にも見えぬ。

タカヤ(高安)の山

河内國高安郡にある山。今の中河内郡にある信貴山の事である。古事記仁徳天皇の巻に鬼寸河の西に生ひた大木の蔭が夕日には高安の山を越えたとある。

タカヤ(高安)のオホシマ(大島)

萬葉作家。持統天皇難波の宮行幸の供奉員。舍人でもあらう。

タカヤマのイホリ(高山之伊穂理)、ヒキヤマのイホリ(短山之伊穂理)

イはイキ(息)の原語で、其項下参照——ホリはフリの音便。  
イキフリは息降の意。今も煙にイブルといふ語を用ひる。濃氣の義である。

(大祓祝詞) 國津神、高山之末短山之末、上座、高山之伊穂理、短山之伊穂理ヲ擧別ヲ所聞食。

タカラ(民)

タは田と同原の語で原義は(國)土である。其項下を見よ——カラはウカラ、ヤカラの如く軀幹の意から轉じて團體の義になつたので、局地的集團をタカラと稱し、轉じて百姓(農民)の義に用ひられた。

上代の制度によれば民衆は各其首長に分属したので、天皇直隸の民衆(局地的集團)を大御タカラ——オホミは最高敬語——と稱へ、公民といふ字を之にあてた。孝徳朝民部制が廢止せられてから、天下の民衆はみなオホミタカラ(公民)となつたのであるが、古語にはタカラと

大御タカラとの區別が嚴重であつたことを知らねばならぬ。

野蠻人の間に牛馬を財寶とすると同じ意味を以て民衆をタカラ(寶)と稱へたと説くのは甚しき僻説である。我上代には決して奴隸といふ觀念は存せず、人權は極めて尊重せられたのである。右の如き邪論の爲に思想界を曇したことは少くはない。言語の研究に従事するもの、極めて注意すべきことである。

濱名祖光師の發表した契丹古文書によれば稱族爲辰辰國郡一稱民爲二種河洛とあるから、辰は「東」の意——ウカラ、タカラは同一語系の間に廣く用ひられた語であつたと思はれる。

タカラ(寶)

タはタリ(足)、トミ(富)、トモ(豐)の語幹である。  
カラは莖の意であるから、タカラの原義は富足の莖の意で穀禾を意味し、——稻をタカラともいふのと同じ趣である(其項下参照)——轉じて財産、財寶の義となつたのであらう。

之を前項のタカラ(民)の轉義とするものがあるが、人間を牛馬其他の物品と同一視した形跡は我上代史には見あたらぬから、同音異義の語とすべきである。

タカラ(財)の郎女

仁賢天皇の皇女、御母は春日大郎女(紀)。紀には此名は見えず、其代りに朝瀨皇女といふ御子があげてある。名の所由は不明であるが、タカラは寶の意であらう。

タカラ(寶)の王

敏達天皇の皇女(記)。マカテ比賣王の一名。——マカテヒメの項下参照。

タカラ(財)の皇女(王)

反正天皇の皇女(紀、記)。御母は弟媛。

タカラ(寶)の皇女

天豐財重日足姫(皇極)天皇の御名(紀)。御父は茅渚王(敏達天皇の長子押坂産人王の子)、御母は吉備姫王。舒明天皇(御叔父)の皇后となられ、後兩國藤原許せられた。

タカラ(財)のヒヘキ(日奉)の造

一本には財造、日奉造の二氏にわけてあるが、——タカラマといふ民部名の存したことは事實である——根拠も判明せず、次に三十八氏とある数にもあはぬから、後人がさかしらに改竄を加へたものと思はれる。日奉はヒマツリと讀んでもよいが、姑く釋紀の訓に従ふ。

天武十二年述に昇格したとある(紀)。ヒヘキはヒマツリと同義で、——ヒヘキの項下参照——タカラは民衆の意。宮廷の日記部に對して民間のものをタカラのヒマツリ(又はヒヘキ)と稱へたのであらう。池田の日奉部(原、續紀)、佐伯の日奉部(姓氏錄)などいふ稱呼があるのも此故である。

タカリ (動)

タカ(高)、アリ(在)の約。堆をなせることをいふ。——コダカルの項参照。

(記、黄泉神話) 宇士多加斗呂岐立

タカラカ(高岡)の里

播磨國神前郡の地名(風)。高い岡があるから名づくところ。

タカラカ(高丘)のカフチ(河内)の連

萬葉作家。本姓は樂浪、河内は名。神龜元年高丘連の姓を給ひ、累進して大學頭となつた(續紀)。

タカラハリ(高尾張)の邑

赤銅の八十島帥の占據した地(神武紀)。一名を葛城村といふとある。名の義は高山の尾を張つた地といふことで、山脈の連立をいふのであらう。此地に占據したものを高尾張族とよび、略してナハリともよばれた。

タキ (動)

タ(手)キ(活用語尾)。

手で行ふこと即ち操作をいふ。持をタクと訓むのも此義によるもので、其疊語タタタには敲、叩の字があてられる。——タタの項下参照——其外に次の如く用ひられる。  
○髪タク。髪を意味する。今も髪を梳ることをトクといふのは其名残である。結髪もまた髪タクといはれた。例  
(萬二) マケバ濡れタカれば長き妹が髪此ころ見ぬにか、げつらむか  
(同) 人皆は今長しとタケといへど君が見し髪みだれたりとも  
(萬七) なとめ等が織るはたの上を濡撫もちか、げタク鳥なみの間ゆ

見ゆ

○駒タク。操馬をいふ。例

(推古紀重話) 岩の上に小猿米やくコメ(小鳥)だにもタギて通らせかもししの小父

(萬二) さなづらの間に粟まきかなしきが駒はタクとも我はそともはじ

○舟タク。船をこぐこと、即ち操舟をいふ。例

(常風) 關榮の神の御脚をタゲといひげばかよ我ふひにけり  
(萬七) 大舟を荒海にこぎ出入船タキ吾が見し兒等が見見は知しも

タキ(瀧)

語原を明にせぬが、激流を意味する語で、後世専ら飛瀧(古語タルミ)の意に用ひられるやうになつた。さりながら之に活用語尾チ又はリを添へた次の語に於ては尙原義を存して居る。

タギチ(瀧、淡、激越)  
タギリ(激流、沸騰)

タキ(多紀)の臣

天押帶日子命(孝昭皇子)の裔(記)。タキは族稱から出た地名で、丹波にも多紀郡があるが、此タキはいづれの地をいふか判明せぬ。氏族志によれば東寺古文書に朱雀朝丹波日代多紀朝臣基影、國老多紀臣某の名が見えるといふことである。

タキ(多藝)の行宮

和名抄美濃國多藝(多伎)郡(今の養老郡)。聖武天皇十二年藤原廣嗣

の亂を避くる爲め、伊勢を経て此地にも行幸せられた。行宮の遺跡は不明であるが、養老の瀧の附近であつたことは此行宮で詠じた大伴東人及家持の歌(萬六)によつて推察せられる。

タキ(多伎)の郷(驛)

出雲國神門郡の地名(風)。今綾川郡田儀及田岐村に其名を留めて居る。アタカヤ主タキキ比賣命といふ神が鎮座する地なるが故に、多吉と名づけたとあるが、本末顛倒で、タキの主長なるが故を以てタキキ(次のキは敬稱)といふ名を負うたときである。タキは此國に多いタキ族の一區別稱呼であらう。

タキ(當藝)野

倭建命が伊吹山より還啓の御路次の一地點(記)。吾足不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>歩、成<sub>レ</sub>當藝斯形といはれたのでタキと名づけたとあるが、恐らくは和名抄に美濃國多藝(多伎)郡(今養老郡)とある地の野で、瀧によつて名を負うたのであらう。

タキ(託基)の皇女

天武天皇の皇女、生母は宋人の嬪媛(紀)。伊勢の齋宮に任ぜられた(續紀)。タキは地名であらう。或は伊勢の多紀郡(通例タケと訓む)のことで、齋院が此地にあつたから名を負はれたのではあるまいか。

タギシ(手研、當藝斯)

トギシの轉呼。  
トは利銳の意で、鋭くする事をトケといふから、之に用ひる石——

今ト(砥)又はトイシ(砥石)と稱へる——なトキシというた事は極めて有り得べきである。倭建命の傳説に吾足不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>歩成<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>騎新形<sub>レ</sub>といはれたから其地を當<sub>レ</sub>騎野と名づけたとあるのは御夜努の爲に御脚が腫れて研石のやうに重くなつたものと解すべきである。——神武天皇の皇子タキシミミの命の御名の義は其項下に述べる。

タキシ即ち蛇の意なりとする説は倭建命時代に後世の舟具のやうに「<sub>レ</sub>」の形をした蛇が買存し、其をタキシと稱へ、和名抄が之を誤つて「<sub>レ</sub>」の形をしたといふ三つの假定が立證せられた曉に於てのみ成立するのであるが、遺憾ながらいづれも空想に過ぎぬ。——カチ、カラカチ及タイシの項下参照。

タキシ(多藝志)の小演

大國主神の爲に天之御舍を建てた地(記)。即ち最初の此神の社である。タキシは多伎(多)の意で、神門郡多伎郷(其項下参照)の磯をいふのであらう。——川跡村大字志志なりとする説はタケシとタキシと音が近いといふだけで根拠が乏しく、柳八玉神が鶴に化し海底から粘土を吐き出し、海布、海鷹の柄で燵器を作つたといふ次句の記事にも合はぬやうである。

タキシ(膽杵磯)ニキホ(丹杵穗)の命

舊訓タキイソ、延佳本イキシと點せられて居るが、意をなまぬからタキシと訓むべきである。

タキシは上記の如くトキシの轉呼であるが、此は「和シ」に對する「觀シ」を意味し勇武を讃へた美稱であらう。其は此冠稱が此神一柱に限らぬことによつても證とせられる。——次項参照。

せられたとある。兎徑の御性質であつたので、此名を貰はれたのであらう。

タキツヒコ(多伎郡比古)の命

出雲國楯縫郡神名嶺山(今楯川郡楯山村字多久的山)の石神(風)。アヂスキ高日子命の子で、母は天御梶日女命といひ、多久村で生まれたとある。多久的の意を以てタキツヒコと呼ばれたのであらう。

タキツヒメ(多岐都比賣、湍津姫)の命

宗像三女神の一(記、紀)。天照大御神の誓によつて化生したと傳へられて居る。邊津宮(近瀨)の神とする説(記及紀一書)と、中津宮の神とする説(紀本文及一書)とがある。タキツはタギチの轉呼で、タギチとも同義であるが、諸傳區々であるのは確説がなかつたのであらう。

タキノヤ(瀧屋)のアコネ(阿後尼)の原

瀧の屋の阿子(ホは尊稱)の原といふ意で、瀧の屋のアコネといふ人の名を貰うたものと思はれる。宇治の附近であらう。所在不明。

(萬三)ちばやふる 宇治の瀧の 瀧屋之 阿後尼之原を 千歳にかくることなく(三三三)

タキホヒ(手置帆負)の神

手置をタオキ又はテオキ、帆負をホオヒと訓するのは上代の發音法を無視したもので、此場合のオは皆上の母韻に接せられるのが例であるから、手置はタキ、帆負はホヒの假字とせればならぬ。

紀の一書及古語拾遺に工作の神として記されて居る。紀伊の忌部の

饒速日命の一名(舊)。姓氏録河内神別若湯座連も膽杵磯丹杵穗命之後也とあり、左京及攝津の若湯座の宿禰は神饒速日命とあるから、此異稱の存したことは疑がない。ニギホは和秀の意で、文武兩德を備へて居るといふ意味から、ニキ(和)ハヤビ(健捷)ともトキシ(觀シ)和秀とも稱へられたのであらう。

タキシヒコ(多藝志比古)の命

懿德天皇の皇子、御母は師木の飯日比賣命(記)。血沼之別、多運麻之竹別、兼井之稻置の祖とある。紀には一云として、武石彦奇友背命をあげ、舊事紀には武彦奇友背命とした外に安寧天皇の御子として手研彦奇友背命をあげて居る。タケシは「武シ」の意であるから、「觀シ」と相通じて用ひられたのは不思議とするに足らぬ。勇武の故を以て此名を貰はせられたのであらう。

タキシヒコ(手研彦)クシトモセ(奇友背)の命

安寧天皇の御子(舊)。父努別等が祖とある。同天皇三年の條下に此名があげられて居らぬのを見て、上記懿德皇子多藝志比古(又は武彦奇友背)命がこゝにまぎれ込んだものと思はれる。クシトモは饒奇部(奇友背)の義で(トモの項下参照)、之を統率せられたのでクシトモセと申上げたのであらう。

タキシミミ(多藝志美美、手研耳)の命

タキシは「觀シ」、ミミは御身の意である。

神武天皇の御長子、生母は日向の吾平津媛(記、紀)。母后を犯し、弟皇子を殺さんとせられたが故に、神傳名川耳尊(綏靖天皇)の爲に殺害

祖(紀一書)とも、讃岐の忌部の祖(紀)ともいはれて居るが、祭祀神としては神名帳にも見えず、古事記にも此神及彦狹知神は擧げられて居らぬ。名の義はタキ(手伎)のホヒ(秀風)——タキ及ヒの項下参照——であるから、工人の神を意味したのであらう。

タオキ(テオキ)ホオヒと訓むことの非なるは上記の通りであるが、假に例外として右の如く發音せられたとしても、タオキは「手を置きて物を度ること」、ホオヒは「ヒロオヒの約で、度木を貰ふ意」とするのは臆辯も亦甚しいものといはればならぬ。

タキフサ(項髮)

タキは上記の如く操作の意で、髮については梳ることにも結ぶ意にも用ひた。タキフサは結ぶ房の義であらう。

タギマ(當麻) (地)

和名抄には大和國葛下郡當麻(多以麻)とある。タギマはタギマの音便で、原義は水の瀧り落ちるマ(地區)をいひ、轉じて地名となつたのである。——今も北葛城郡に此名を存する。

タギマ(當麻)の公

用明天皇の御子麻呂子皇子の裔(紀)。——記には此皇子を當麻の王と記して居る(其項下参照)——天武十三年真人の姓を給はつた(紀)。姓氏録にもタギマの真人は用明皇子麻呂古王之後也とある。

タギマ(當麻)の公タテ(楯)

今ト(紙)又はトイシ(紙石)と稱へる——をトキシというた事は極めて有り得べきである。倭建命の傳説に吾足不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>歩成<sub>二</sub>當斷形<sub>一</sub>といはれたから其地を當斷野と名づけたとあるのは御夜勢の爲に御脚が腫れて研石のやうに重くなつたものと解すべきである。——神武天皇の皇子タギシミミの命の御名の義は其項下に述べる。

タギシ即ち靴の意なりとする説は倭建命時代に後世の舟具のやうに靴の形をした靴が實存し、其をタギシと稱へ、和名抄が之を誤つてタギシとしたといふ三つの假定が立證せられた曉に於てのみ成立するのであるが、遺憾ながらいづれも空想に過ぎぬ。——カチ、カラカチ及タギシの項下参照。

タギシ(多藝志)の小演

大國主神の爲に天之御舍を建てた地(記)。即ち最初の此神の社である。タギシは多伎の意で、神門郡多伎郷(其項下参照)の磯をいふのであらう。——川跡村大字武志なりとする説はタケシとタギシと音が近いといふだけで根拠が乏しく、柳八玉神が鶴に化し海底から粘土を吐き出し、海布、海鷲の柄で燵器を作つたといふ次句の記事にも合はぬやうである。

タギシ(膽杵破)ニキホ(丹杵穗)の命

舊訓タギイソ、延佳本イキシと點せられて居るが、意をなさぬからタギシと訓むべきである。

タギシは上記の如くトギシの轉呼であるが、此は「和シ」に對する「鏡シ」を意味し勇武を讃へた美稱であらう。其は此冠稱が此神一柱に限らぬことによつても證とせられる。——次項参照。

饒速日命の一名(舊)。姓氏録河内神別若湯座連も饒杵丹杵穗命之後也とあり、左京及攝津の若湯座の宿禰は神饒速日命とあるから、此異稱の存したことは疑がない。ニギホは和秀の意で、文武兩道を備へて居るといふ意味から、ニキ(和)ハヤビ(健捷)ともトギシ(鏡シ)和秀とも稱へられたのであらう。

タギシヒコ(多藝志比古)の命

懿德天皇の皇子、御母は師木の飯日比賣命(記)。血沼之別、多連麻之竹別、兼井之稻置の祖とある。紀には一云として武石彦奇友背命をあげ、舊事紀には武彦奇友背命とした外に安寧天皇の御子として手研彦奇友背命をあげて居る。タケシは「武シ」の意であるから、「鏡シ」と相通じて用ひられたのは不思議とするに足らぬ。勇武の故を以て此名を眞はせまゐらせたのであらう。

タギシヒコ(手研彦)クシトモセ(奇友背)の命

安寧天皇の御子(舊)。父努別等が祖とある。同天皇三年の條下に此名があげられて居らぬのを見ても、上記懿德皇子多藝志比古(又は武彦奇友背)命がこゝにまぎれ込んだものと思はれる。クシトモは饒奇部隊の義で(トモの項下参照)、之を統率せられたのでクシトモセと申上げたのであらう。

タギシミミ(多藝志美美、手研耳)の命

タギシは「鏡シ」、ミミは御身の意である。神武天皇の御長子、生母は日向の吾平津媛(記)。母后を犯し、弟皇子を殺さんとせられたが故に、神停名川耳尊(綏靖天皇)の爲に殺害

せられたとある。兇猛の御性質であつたので、此名を負はれたのであらう。

タキツヒコ(多伎都比古)の命

出雲國備後郡神名樋川(今簸川郡榑山村字多久の山)の石神(風)。アチスキ高日子命の子で、母は天御梶日女命といひ、多久村で生まれたとある。多久の貴人の意を以てタキツヒコと呼ばれたのであらう。

タキツヒメ(多伎都比賣、湍津姫)の命

宗像三女神の一(記、紀)。天照大御神の誓によつて化生したと傳へられて居る。邊津宮(近瀨)の神とする説(記及紀一書)と、中津宮の神とする説(紀本文及一書)とがある。タギツはタギチの轉呼で、タギチとも同義であるが、諸傳區々であるのは確説がなかつたのであらう。

タキノヤ(瀧屋)のアコネ(阿後尼)の原

瀧の屋の阿子(瀧屋)の原といふ意で、瀧の屋のアコネといふ人の名を負うたものと思はれる。宇治の附近であらう。所在不明。(萬二)ちはやふる 宇治の渡の 瀧屋之 阿後尼之原を 千歳にかくることなく(三云)

タキホヒ(手置帆負)の神

手置をタオキ又はテオキ、帆負をホオヒと訓するのは上代の發音法を無視したもので、此場合のオは皆上の母韻に接せられるのが例であるから、手置はタキ、帆負はホヒの假字とせればならぬ。紀の一書及古語拾遺に工作の神として記されて居る。紀伊の忌部の

祖(紀一書)とも、讃岐の忌部の祖(紀)ともいはれて居るが、祭祀神としては神名帳にも見えず、古事記にも此神及彦狹知神は擧げられて居らぬ。名の義はタキ(手伎)のホヒ(秀風)——タキ及ヒの項下参照——であるから、工人の神を意味したのであらう。

タキフサ(項髮)

タキは上記の如く操作の意で、髪については梳ることにも結ぶ意にも用ひた。タキフサは結ぶ房の義であらう。

タギマ(當麻) (地)

和名抄には大和國葛下郡當麻(多以麻)とある。タギマはタギマの音便で、原義は水の瀧り落ちるマ(地區)をいひ、轉じて地名となつたのである。——今も北葛城郡に此名を存する。

タギマ(當麻)の公

用明天皇の御子麻呂皇子の裔(紀)。——記には此皇子を當麻の王と記して居る(其項下参照)——天武十三年真人の姓を給はつた(紀)。姓氏録にもタギマの真人は用明皇子麻呂古王之後也とある。

タギマ(當麻)の公タテ(楯)

天武十三年新羅差遣副使(紀)。

タギマ(當麻)の公トヨハマ(豊濱)

天武十三年薨去とある(紀)。當麻皇子の子であらう。

タギマ(當麻)の公ヒロシマ(廣嶋)

近江朝吉備の國司(天武紀)。軍兵備促の使節使主警手の爲に殺されたとある。

タギマ(當麻)の公(真人)ヒロマロ(廣麻呂)

天武朝の人(紀)。朝參を禁ぜられたとある。十四年卒去。壬申の功によつて贈位せられた。

タギマ(當麻)の郷

常陸國行方郡の郷名(風)。——和名抄には當鹿とあるが、鹿は麻の誤寫であらう。今の秋津村附近である。——昔倭武天皇御巡行の際道路が險惡で、方言に之をタギマギシといふたからタギマと名づけたとある。タギマギシはトゲトゲシと同語であらうが、此地の名の所由は國宰當麻の大夫の名を負うたのであるまいか。

タギマ(當麻)の真人クニミ(國見)

天武朝の人(紀)。御大葬に左右兵衛の事を誅したとある。——タギマの公の項下を見よ。

タギマ(當麻)の真人サクラキ(櫻井)

持統朝の人(紀)。判事に任ぜられたとある。

タギマ(當麻)の真人チトク(智徳)

天武天皇の大葬に皇祖等之廢極次第を誅した人(持統紀)。

タギマ(當麻)の真人マロ(麻呂)

傳不明。萬葉集第一卷に其妻の歌が載せられて居る。

タギマ(當麻)の大夫

常陸の國宰(風)。行方郡尾高里の池を築いたとある。同郡當麻の里は此人の名を負うたのであらう。

タギマ(當麻)の王(皇子)

用明天皇の皇子、生母は當麻の飯之子(紀)。紀に葛城の廣子の出麻呂皇子とあるにあたる(法王帝説には乎麻呂古王とある)。推古天皇十一年の紀に見える當麻皇子は此王のことであらねばならぬ。

タギマ(當麻)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。大和の當麻に定着した物部をいふのであらう。

タギマ(當麻)のクラ(倉)の首ヒロ(廣)

記傳には倉首をクラヒトと訓してカバネとしたが、クラのオヒトと訓むべきことは以下に説く通りである。

用明天皇の妃飯之子の父(紀)。當麻にある屯倉の首長でヒロは其名

であらう。法王帝説には比里古とあり、紀には之に相當するものを葛城の直野村とし、廣子は其女即ち用明天皇の妃の名とせられて居る。此人の本姓は葛城の直で、其職務によつて當麻(葛城の地名)の倉首と呼ばれたものであらうが、普通のクラヒト(蔵人、蔵部)即ち屯倉の吏員より身分の高いものであつたと思はれるから、字の通り倉のオヒトと稱へたものとせねばならぬ。クラヒトをカバネなりとする説は考の至らざるものである。

タギマ(當麻)のホムチベ(品遲部)の君サキタマ(前玉)

應神天皇の播磨行幸の供奉者(風)。大和國葛城下郡品治郷(和名抄)の主長であらう。當麻は其隣郷の名であるが、上古はホムチベタギマの中に含まれて居たのかも知れぬ。ホムチベと稱へたのはホムチ村の意であらう。サキタマは名で幸玉の義と思はれる。原書阿從とあるのは陪從の誤記であらう。

タギマ(當麻)のマガリ(勾)の君

日子坐王(同化天皇の皇子)の子小俣王の裔(記)。和名抄に廣瀬郡下勾郷(今の百濟村)をあげ、高市郡金橋村にもマガリ(曲)川といふ地名があるが、餘りに當麻とは離れ過ぎて居るから、或は別に當麻郷内にマガリとよばれる地があつたのかも知れぬ。

タギマ(當麻)のメヒ(咩妻) (人)

但馬の清日子の配(記)。神功皇后の外曾祖母である。タギマは居住地(大和の當麻であらう)、メヒは女子の義であるが、こゝでは比賣と同義に用いられたものと思はれる。

タキリヒメ(多紀理毘賣、田霧姫)の命

宗像三女神の二柱(記、紀一書)。天照大御神の誓によつて化生した神とせられて居る。紀の本文及一書に田心姫命とあると同一神をいふものらしく、記及紀本文には奥津島之神とあるが、他の傳には中津宮(中津)又は邊津宮之神ともあつて區々である。名の義も亦上掲タギツ比賣と大差がない所を見ると、何か誤傳があつたのであらう。

タク(拷)

タキの項下を見よ。

操作の義から敲くといふ意を生じ、樹皮を敲き柔げて製した布類等の稱呼に用いられた。タクモノ(拷布)、タクヒレ(拷領巾)、タクフスマ(拷袋)、タクナハ(拷籠)、タクツツ(拷綱)の如きは皆之から出た語である。

タクを樹名なりと速断し拷を木篇にあらためて拷としたのはさかしらである。拷は古事記に八千矛神が氷目矢で拷殺せられたとあり、播磨風土記讃容郡の條下にも酷拷之と見えてタク即ち今の語でいへばタクといふ意なるが故に之を假字に用ひたのである。

タク(多具)の國

尾張風土記(釋紀所引)丹波郡吾後郷の條下に垂仁皇后の御夢に神があらはれて「吾多具國之神名曰阿麻乃彌加部比女」と名乗り、皇子の祝福の爲に祭祀せん事を求めたとある。ミカツヒメは出雲風土記に見える天御梶日女命又は天鹽津日女命をいふものと思はれるから、此多具の國も後記出雲の多具郷(楯縫郡)のことであらう。



タク(高來)の郡

和名抄に多加久と訓してあり、今もタカクと稱へるが、小城郡高來郷は同書に多久とあり、國神高來津座(座は彦の護)もタカクツヒコと訓むよりもタクツヒコの方が口調がよい。——タカクの項下参照。  
肥前國の郡名「風」。神の名を負うたところは例の如く本末顛倒で、地名から神名が出たのであらう。タクの語義は詳でないが、後記の如く出雲其他にもある地名である。

タク(多久)の郷

和名抄出雲國島根郡多久郷。——今八東郡講武村——風土記には此郷名をあげて居らぬが、多久川とあるは此地の溪水で、其末は佐太(佐陀)川となり、多久社として風土記に記された神社は今も講武村に存する。後記國引傳説に多久の折籠とあるのは此地の海岸の彎入せる部分——今の御津村附近か——をいふのであらう。  
風土記には備後郡神名福山の項下に多久村といふ地名をあげ(今多久谷と稱へる)、此山から流出する川を多久川と稱すとあり、同社及神名帳に見える多久の社も此地にある。恐らくは上古此地方一帯をタクと總稱したのであらう。前項多具の國とあるのも之をいふものと思はれる。

タク(高來)の峯

高來は或はタカクと訓むのかも知れぬ。  
肥前國高來郡の山「風」。温泉が湧出するとある。——今温泉嶺又は雲仙嶺と稱する。

タクのナリタミカラ(自多久乃折絶而)

絶は庭の誤字でナリタミと訓むべきこと、並に自……而とある文字についてヨリシテと讀むは古語にあらざることはコツのナリタミの項下に述べた通りである。  
出雲風土記國引の段に北門佐伎之國を引籠うた地は多久乃折籠から狭田之國が其であるとする。ナリタミは折曲をいふので、前項多久の郷の海岸の屈曲點を意味しサダの國は今の八東郡佐太村地方をいふのであらう。——サダの國の項下参照。

タクサ(手草)

天岩屋戸の祭典に天のタズメの命が天香山の小竹葉を手草にしたとある(記)。——古語拾遺には以竹葉飲木葉爲手草と記されて居る——タクサは手にもつ品物といふ意であらう。

タクシマ(拷島)

萬葉集七卷に「少女等が織るはたの上を風柳もちかへげタク島波の間ゆ見ゆ」とある。タク島は出雲、肥前(平戸の北)等にあるが、其とはおぼはれぬ。タカシマ、タケシマ、タコシマなどの説ではあるまいか。經系を柳でタク(梳)といふことにタク島をいひかけたのである。タキの項下参照。

タクジリ(手扶)

クジリの項下を見よ。  
神武紀に手扶八十枚殿とある。タクウリの語義は字の如く、手

で別ることをいふのであらう。

タグチ(田口)の朝臣オホト(大戸)

淳仁——光仁朝の人(續紀)。萬葉集二十卷には下野國防人の部領の使とある。姓氏録によれば田口朝臣は石川朝臣と同祖、武内宿禰の後で、編綴臣といふものが推古朝大和の高市郡田口村に家居したから、田口臣と名乗つたとある。編綴は孝徳紀に蘇我田口臣川畑とあると同入で(其項下参照)、蘇我の一支である。

タグチ(田口)の朝臣ムマナガ(馬永)

萬葉作家。傳不明

タグチ(田口)の朝臣ヤカモリ(家守)

萬葉作家。聖武紀に田口朝臣家主とあると同人であらう。家モリと家ヌシとは畧々同義である。

タグチ(田口)の臣 (佚名)

孝徳朝の無能官吏(紀)。蘇我の田口臣川畑と同人か、又は其家族の一員であらう。

タグチ(田口)の臣ツクシ(筑紫)

孝徳朝の人(紀)。蘇我山田石川麻呂の味方とある。

タグチ(田口)のヒロマロ(廣麻呂)

萬葉作家。傳記不明であるが、朝臣家の一員であらう。

タグチ(田口)のマスヒト(益人)

萬葉作家。文武——元正朝の人、田口の朝臣である。

タクツヌ(拷綱) (枕)

樹皮等を敲き柔げて作った綱。——タクの項下参照。  
ナガキ(長)及シロ、シラ(白)の枕語。ナガキは綱の縁語であるが、シラとかいるのは藤葛などに比し色が白いからであらう。今も揚子江を下る山のやうな筏に用ひる竹製のタク綱の如きは遠方から眺めても白く映るものである。例  
(萬二) 拷綱の長きいのちを(三才)  
(沼河比賣歌) タクツヌの白きた、むき(記)  
(萬三) 拷角の新羅の國ゆ(四才)  
(萬二〇) タクツヌの白蛇の上ゆ河垂りなげきのたばく(四才)

タクツヒコ(高來津座)

座の字一本に彦とあるを可とする。高來は和名抄にタカクと訓してあるが、タカクツは口調がわるいから、タクツと訓むのであらう。

肥前國高來郡の山神「風」。景行天皇が肥後國玉名から神大野宿禰を此地觀察に遣はされたとき出て迎へたとある。高來郡の土産をいふのであらう。

タクナハ(拷繩) (枕)

樹皮を敲き柔げて作った繩。——タク綱の項下を見よ。  
ナガキ(長)、ナヒロ(千尋)の枕詞。例

〔神代記〕携子の千尋打はへて

〔萬玉〕水沫なすもろき命もタクナハの千尋にもがも墓ひくらしつ  
〔萬玉〕タクナハの長き命も欲しけくは不絶て人を見まく欲りこそ

タクハタイラツメ(携幡娘)の皇女

〔萬玉〕タクハタイは叩き和げた樹皮製の布の意。——タクの項下参照。  
〔雄略天皇の皇女稚足姫皇女の一名〕〔紀〕。——此名を貢はれた所由不明。——携幡皇女ともある。伊勢神宮齋主に任ぜられたが、阿閉臣國見の讒に逢うて自經せられた。

タクハタチチヒメ(携幡千千姫)

〔天忍穂耳尊の紀〕〔紀〕。高皇產靈尊の女とある。記の萬幡豊秋津師比賣にあたり、萬幡姫、千千姫、萬携幡千幡姫、玉依姫等の異稱がある。チチの語義は千箇で、巨多のハタ(布)を所有する富裕の貴女の意から名を貢はれたのであらう。

タクハタチチヒメヨロツハタヒメ(携幡千々姫萬幡姫)の命

〔天忍穂根尊の配、高皇產靈尊の女子〕〔紀一書〕。前項タクハタチチヒメの一異傳である。  
〔携幡千千姫見萬幡姫とあるべきを兒の字を脱したのであらうといふ説がある。假にさうであつたとしても、姫兒の二字をつけてヒメヨと訓み、倭ノ女王車御呼と同じ尊稱と見なし、タクハタチチヒメヨロツハタヒメといふ一人の名とする説には従はれぬ。ヒメヨ(ヒメヨ)はヒメと意に於て變りがないから、姫といふ語の重複が不可ならば、ヒ

メコとヒメとの重複も亦差支がある筈である。

タクハタチハタ(携幡千幡)姫

〔火瓊杵尊の御母〕〔紀一書〕。上記タクハタチチ姫の一異傳である。

タグヒ(副、比)

〔タは不定代名詞〕〔タレ、ドレの原語〕で、ケヒは衝、快の意味であるが、——シゲヒの項下を見よ——トヒが誰間の義から譬、例の意に轉用せられたやうに又は誰か合の意から比類又は副在の意味を生じたのであらう。

〔萬玉〕久がたの雨も降らぬか雨つつみ君にタグヒテ此日くらさむ  
〔仁徳天皇御製〕あまづまのひかのなまかを片なきに道行くものも  
タグヒてぞよき〔紀〕

タクヒレ(携領布)〔枕〕

〔樹皮を敲きあげて作った布片〕。——タク及ヒレの項下参照。  
〔カケ(挂)、シラ(白)の枕詞。領布は項にかけるものであるから、カケにつゞき、携布は無色であるから、携綱、携袋と同様にシラ(白)の枕とせられたのである。例〕  
〔萬玉〕タクヒレのかけまく欲しき妹が名を此の背の山にかけばいか  
にあらむ  
〔萬玉〕タクヒレの白はま浪の寄りもあへず荒ぶる妹にこひつゝぞ  
居る  
〔萬玉〕細比禮の置坂山の白つゝ我に句はれ妹に示さむ  
後者は白サギの意を以てサギにかけ更に句をへだてて白ツツジにもき

かせたのであらう。

タクフスマ(携釜)

〔樹皮を敲き和げて作った釜〕。——タクの項下参照。  
〔古事記上巻須勢理比賣の歌に「タク釜さやぐか下に」とあるのは此類具のサヤサヤと音のすることの形容に用ひたので、太古には此物買が釜にも實用せられたことがあつたのであらうが、後世シラ(白)の枕詞としてのみ残つた。シラとかゝる理由は前項に述べた様に無色なるが故である。例〕  
〔仲哀記〕携釜新羅國  
〔出雲風土記國引の段〕携釜志羅紀乃三崎  
〔萬玉〕タクフスマ白山かぜの寝なへとも子るがおそきのあるこそ  
えしも  
〔萬玉〕タクフスマ新羅へいます君が目を今日か明日かといはひて  
待たむ

タクミ(工、匠)

〔タ(手伎)、ミ(身)〕。  
〔工人又は伎人の意。テピトといふ語と同義である。〕  
〔雄略紀歌〕我いのち 長くもがといひし タクミはや あたらタク  
ミはや  
〔同〕あたらしき ゐなめのタクミ かけし懸繩 其がなくては 誰か  
かけむよ あたらすみなは

タクミ(工)の造

タグメ(專)

〔工人部長の意〕。  
〔皇孫本紀にはニニギの尊の御子火明命の裔とあり(舊)、姓氏録にも同神十世の孫大和都禰命之後也とある。氏人の名は見えぬ。〕

タグメ(直)メ(目)

〔紀の訓に專使をタグメツカヒといふが如く、常に專にタグメと點してある。タグメといふ語は廢れたが、スケと同義で、タグアシ(馬の速足)などいふ語に残つて居る。ス(直)といふ語幹にガがついて、スケといふ語が出来たやうに、タグ(直)にカを添へたタグといふ語も勿論あり得た筈である。タグ目は傍見をせずといふ意で、專の義になるのである。記、紀、萬葉の假字書には見えぬが、古言として或時代まで用ひられたのであらう。音便によりタグメともいふ所から、婦人の呼稱なるタグメと混同せられ、專女又は婢の字が用ひられたことは其項下に述べた通りである。〕

タグリ(多具理、吐)

〔タの原義は不明であるが、口中の分泌物を意味するものやうで、ツと轉じてはツ、ハキ(吐)、即ち唾といふ語を生じた。クリは之を排泄することなので溢クリ、セクリ(咳)の如くも用ひられる。之に對して汚物を放出することをマリともいふた。ユマリ(尿)、クソマリ(脱糞)の如きは其例である。和名抄に嘔吐をタマヒと訓したのは、タマリ  
の音便であらう。〕  
〔記上〕多具理瀧生神名金山毘古  
〔漢語撰(タン)も或は右のタ(ツ)と同源であるかもしれぬ。〕

タクリヒコ(手栗彦)の命

天香語山命天降後の名(舊)。タクリは地名であらう。山城國葦原郡榎倉孫神社(神名帳)を以て之に擬するものもあるが、一名を高倉下命といひ、紀伊國熊野色(名草郡)の地名、其項下を見よに於て神武天皇の御危難を救ひまゐらせたとある所を見ると、或は今の紀伊國海草郡田倉崎に居住したのであるまいか。

タケ(武、建)

勇武の意から勇者をいふにも用ひられ、更に轉じて美稱となつた。人名に添へてタケ何某といふのは多くは其人の勇武を表彰する美稱であるが、倭建命は熊曾タケルが奉つた御名でタケと訓むとしても、タケル即ち勇者の意であらねばならず、日子波限建ヲカヤフキアヘズの命もナギサのタケルといふ意とすべきである。

タケ(菌)

和名抄飲食部に菌茸はタケとあり、應神紀、皇極紀、天武紀にも菌をタケと訓してある。タケの原義不明。丈、竹、樹と同義とする狩野説は疑はしい。

タゲ(動)

ケ(食)の派生語で、——タは接頭語であらう——食用を意味する動詞。例 (萬三)妻もあらば摘みてタゲましまみの山野の邊のウハギ過ぎにけらすや

ウハギは鶯の属で食用となるものである。タゲ(下二段活)は既記タギ(上二段活)とは全然別語であるが、音が近いのでいひかけに用ひられた例がある。即ち

(皇極紀童話)岩の上に小猿米焼くコメだにもタギて通らせかまししの小父

此は「米焼ケ」に「小猿米焼キ」をいひかけたのである。然るに太子傳曆に「喫而今核」と直して収録したので歌意が不通になつた。又

(常陸風土記)あらかの神の御さけをタゲといひければかよ我ひにけむ

とあるのは「神の御前(神)を清げ」に「神の御酒を喰げ」をいひかけたのである。

タケ(多氣)の郡

伊勢の郡名(現存)。——倭姫世記に倭姫佐々幸延の行宮に坐して地名を問はせられたとき、竹首吉比古の答に「五百枝刺竹田國」と申上げたところ、此地であらう。同書所引伊勢風土記には孝德朝竹連、磯部直二氏が此郡を建てたとある。

タケ(健)村

肥前國彼杵郡の里名(風)。——所在不明。今大村の北三里に竹松村があるが、之と關係があるのではあるまいか。其北方郡境の屏風岩山は後記の石岑にあたるやうである。——健津三間といふものが此地に居住したが、景行天皇から派遣せられた神代直に追はれて石岑に逃げたとある。

タケ(竹)の水門——タカノミナトの項下参照。

タケ(竹)の連(首)

倭姫世記に竹首。比古が倭姫を出迎へたとあり、同書所引風土記には竹連といふものが磯部の直と共に多氣郡を設立したとある。タケの郷の土豪が首とも連ともよばれたのであらう。——他書には此姓は見えぬ。

タケ(竹)の別

竹は或はタカと訓むのかも知れぬ。  
懿德皇子當勢志彦命の裔(記)。多連麻と冠稱してあるから、和名抄但馬國美合郡竹野(多加乃)とある地の首長を意味するのもかも知れぬ。

タケイガツワケ(武伊賀津別)の命

伊賀國造(舊)。意知別命(垂仁皇子)三世の孫で成務朝に任命せられたとある。恐らくは母系によつて伊賀氏を繼いだのであらう。

タケイコリ(健膽心)大福の命

物部氏第七世(舊)。崇神朝に大福として仕へたとある。タケは美稱、コリは大人の意であるが、イといふ語の意味を詳にせぬ。或は「射」の意か。又は井の音便で孝元皇子少名日子健猪心命が御母内色許賣命の縁により此部族長の位置につかれたのかも知れぬ。——スタナピコタケキコリの命の項下参照。

延住本には伊香色雄命之子也と分註してあるが、舊刊本には父を示

して居らぬ。恐らくは伊香色雄に七子があつたとあるにより後人が其にあはせる爲にさかしらに加へたものであらう。

タケイサササヒ(建功狭日)の命

角賀國造(舊)。吉備區祖若武彦命の孫で、成務朝に任命せられたとある。タケイササは美稱、サヒは刺刃即ち劍のことである。

タケイナダ(建伊那陀)の宿禰

應神天皇の妃高木之入日賣、中日賣、弟日賣三柱の外曾祖父(記)。尾張連祖とある。——舊事紀に建稻種命とあるにあたる(次項参照)——タケは美稱、イナダは稻田の意で、尾張の地名であらうが、所在を詳にせぬ。

タケイナダネ(建稻種)の命

尾張氏第十二世(舊)。乎止與命の子で、生母は尾張大印岐の女子眞敷刀傳とある。女尾彌眞若刀傳は五百城入彦命(景行皇子)に嫁して品陀眞若王を生み、次女金田屋野姫は品陀眞若王の配となつて高城入姫、仲姫、弟姫を設け、いづれも應神天皇の後宮に容れられたとあるから、上記の建伊那陀の宿禰と同人なることは疑なく、稻種は借字で、稻田のネ(敬稱)とよばれたのであらう。熱田縁起には建稻種公とし、倭武尊に副へられた武將で宮辭姫の兄とせられて居るが、深く信ずるに足らぬ。

タケイハ(建石)の命

タケイシ又はタケシとも訓み得るが、伊和大神系のものとしてタケ

イハと訓して置く。  
播磨風土記多可郡の條下に見える神名。氷上刀賣に頼まれて讃岐日子を追ひ拂ったとある。

タケイハシキ(建石敷)の命

播磨國神前郡神前山に占居した神(風)。伊和大神の子とある。

タケイホタケ(建五百建)の命

科野國造(舊)。神八井耳命の孫で崇神朝に任命せられたとある。

タケウチ(建内、武内)の宿禰

孝元天皇の御子比古布都押之信命の子、生母は木國造の祖宇豆比古が妹山下影日實(記)。紀には彦太押信命の子屋主忍男武雄心命が紀直の遠祖萬道彦の女影媛を娶つて設けた子とある。景行—仁徳五朝に歴任し、子孫大に繁榮した。其異母兄萬城の高千那毘賣の所生—紀には弟とある—もウマシ内の宿禰といふ所を見ると、ウチの宿禰は稱號で固有名詞ではない。恐らくは氏の嫡統の義で兄弟共に氏長を以て任じたのであらう。其結果兩者の争鬭となり、ウマシが敗れてキ、カウラキ兩氏共に武内宿禰を宗とするやうになつたのである。同人の子孫に紀臣及萬城氏があるのは之によるものである。タケは武勇を意味する區別稱呼であるから、ウマシが減じて後は單にウチ(氏)の宿禰と呼ばれ、仁徳天皇の御歌にもウチのアソとあるのである。

タケウナヒ(建宇奈比)の命

尾張氏六世建田背命の弟(舊)。第七世建諸岡命の父である。妹をも

宇那比姫といふから、ウナヒは地名で、恐らくは賦傍の意であらう。

タケオシヤマタリネ(建忍山垂根)

成務天皇の紀弟財那女の父(記)。穂積臣等が祖とある。紀によれば日本武尊の紀弟橋媛の父も穂積氏忍山宿禰と稱した。オシヤマは地名に因む氏名、マリネはスケネに對立する語で、傍系の意らしく思はれる。タケは美稱である。

タケオシワケ(武押別)の命

景行天皇の御子の一柱(舊)。タケは美稱、オシワケは支配者の意である。—他書には此名は見えず。

タケオトワケ(武弟別)の命

景行天皇の皇子(舊)。立知備別の祖とある。

タケカシマ(建借間、建借馬)の命

崇神朝常陸國の土寇を平定した人(風)。那賀國造の初祖とある。國造本紀にも仲國造として此人をあげて居るが、成務朝の任命とあるを異りとする。カシマは常陸國香島(舊時は那賀國に屬した)から名を貰うたのであらう。古事記及國造本紀によれば神八井耳命の裔である。

タケカハの橋

備馬樂、竹川に  
竹川の 橋のつめなるや 橋のつめなる 花そのに ハレ  
花そのに 我をばはなてや われをも放てや めさしたぐへて

とある。愚案抄には「竹川は河内國にあり」とあるが、守部の説の如く伊勢の竹川(今多氣郡齋宮村字竹川)とすべきである。此地は齋宮院の所在地で、其橋の詰に花園があつたのであらう。—行囊抄によれば花園といふ名が田島に残つて居たといふことである。—此花園に女をさし訓へて我をばはなてといふ意である。  
守部が末句をメザシタケヘテと訓み、メザシは童女の一名也としたのは従はれぬ。—アマのメザシの項下参照。

タケカヒコ(建貝兒、武卵)の王

倭建命の子、生母は吉備の建比賣(記、紀、舊)。記には讃岐の綾の君、伊勢の別、登壇の別、麻佐の首、宮首の別等が祖とし、—紀、舊には讃岐綾君の始祖也とある。—貝兒、卵は當字で、カヒコは神孫の意であらう。

タケカヒコ(武養蠶)の命

舊事紀には日本武尊の御子中上記武卵王の外に、穂積氏の女弟媛の出として此王子をあげ、波多臣等の祖としてある。恐らくはタケカヒコ王に二様の字をあてたのを別人として収録したのであらう。—波多臣は建内宿禰の裔である。

タケクの様

備馬樂「挿柳」に  
さし柳は 十まちなつありしかど タケクのごやうの あした  
にとり ようさりにとり とりしかば さし柳もなしや シヤキ  
んたちや

とある。愚案抄にタケクは越前國の府武生なりとある。何故に武生の橋が此にうたはれたのかは明でないが、次の「道口」の歌にも武生の國府がよまれて居るから、此數首は越前國に因のあるものであつたのかも知れぬ。  
姓氏錄左京藩別に王仁の孫河浪首の後と稱する武生宿禰をあげ、光仁天皇寶龜元年三月河内の由義宮行在中にも武生氏の男女が同族五氏の人と共に歌垣に奉仕したとあるから、此タケクがタケフの説であるとすれば河内の武生氏のことであるかも知れぬ。備馬樂には歸化人を題材につかうたものが少くはないのである。

タケクニコリワケ(武國疑別)の皇子(命)

景行天皇の皇子、生母は阿倍の高田媛(紀)。伊豫國御村別の始祖也とある。—舊事紀には筑紫水間君の祖とせられて居る。—タケは美稱、コリ、ワケはいづれも敬稱である。

舊事紀には此皇子の外に日向の襲の武姫の出と稱する國疑別皇子をあげて居るが、恐らくは同一人を二様に傳へたのであらう。

タケクニスメワケ(武國皇別)の命

景行天皇の皇子(舊)。伊豫の御城別、添御杖君の祖とある。スメワケは神聖のワケ(榮稱)の意。

タケクラキ(武位起)の命

タケイキと訓したものがあつるが、位がイの假名に用ひられたものは思はれぬ。  
タケは美稱、クラキは倉の貴子の意であらう。